

御紀に、謂ゆる盟神探湯の一説に、或溼納釜煮沸、攘手探湯泥と云ふ語有り、如此く實に二神の此時の御所作はしも、彼漂蕩へりし物を煮沸し給へるにてぞ有りける、先物を煮るは火なり、其火はしも金と石との相軋るに資て出来る物なる事、誰も知れるが如し、故其天沼戈の金を以て、其溼土沙土を攪き探らせ給へらむには、如何にも膏などを煮るが如く煮沸きて、水氣は漸に去り、鹵鹹此に因りて出来る事なれば右の正書に、是獲滄溟、其矛鋒滴瀝之潮とある始めの滄溟は、唯水なり、滴瀝之潮は然煮沸かすに依りて、其水の潮と成れるを見る所なり、若て其潮の凝りて島と成れるは、愈其煮沸す事の極れるにて、此神名に、二柱共に煮の言を以て稱奉れる所以是なり、予此事を此に書す迄の間は、其滄溟を探り給ひしが故に、御矛鋒より潮の滴瀝れると思ひし事は、甚淺はかなる心にてこそ有けれ、然界を立てて傳へられたる、古傳の妙處此に見え、初て二神の御所作を今眼前に見奉り知る心ちす、然は有れども甚負氣なくてなむ、又此二神をしも、根と稱奉れる所以は、根と云ふ言は、木にも草にも石にも何にも

云ひて、和名抄に、根株訓、上禰、下久比世、草木本也とある根にて、物の基本を云ふなり、彼古事記に、國稚如浮脂而、久羅下那洲多陀用幣疏之時、又は第二一書なる古國稚地稚之時、譬猶浮膏而漂蕩と有りて、此物より判れて天となる可き物に、可美葦牙彦舅尊、天常立尊残りて、國となるべき物に、國常立尊、豐斟淳尊は成出でさせ御在し坐して、此二神は其より後に成り出でさせ御在し坐しけれども、其顯身こそは有けれ、御靈は已に國稚と云ひける物と共に成り出でさせ給へるが故に、御名にも然負せさせ御在し坐して、實に此國土と成るべき一物の、根本の神に御在し坐して、其物を有たせ給へるを以て、根と稱へ奉れるなり、故此より始りて、此國土を所知看し有たせ御在し坐す天皇を、大倭根子天皇と、御世々々に通りて稱奉れるも、根は右の義に因れる者なり、根は又名と云ふに同じ、傳二百五頁)見るべし、偕此二神をしも伊弉諾尊伊弉冉尊の始の御名と見奉り定めて、後に四神出生章に、於是共生日神、號大日靈貴、此子光華明彩、照徹於六合之内、故二神喜曰、吾息雖多、未有若此靈異之兒、

不宜久留此國、自當早送于天、而授以天上之事と有る疑、此に於て解くる事を得たり、然るは高天原は二神の御爲には、御祖神の御在し坐す域也、又其天神の詔命を戴き持たして、此に天降らせ給ふ神なれば、此國土の事こそは、萬に政をたせ給ふべき御事なりけれ、然るに日神は何不生天下之主者歟と宣ひて、生奉らせ給へる御子也、如何に光華明彩しく御在し坐せばとて、高天原を授け奉らせ給ふと云ふ事やは有べき、さる靈異なる御子に御在し坐せらんに、皇祖天神の御許に奉らせ給ひて、其御事依しを仰奉らせ給ふべきに、然る御事も御在し坐さす、其高天原をしも、已尊の御國の如く御心の任に授け奉らせ給ひ、然のみならず、瑞珠盟約章に、伊弉諾尊功既至矣、德亦大矣、於是登天報命、仍留宅於日之小宮、矣と有るは、其本宮に還り上らせ給へるなれば殊更なる御事ながら、其も御心の任に住ませ給へる状也、其は如何なる事と云ふに、實に然有りぬべき理なり、其は右の國稚如浮脂と云、又國稚地稚之時と有るに合せて、第五一書に、其天と成るべき物の事を、其中生一物、如葦牙之初生溼中、也と有りて、此

は譬には有れども、葦牙は己に溼中より萌え騰りたりとの傳なり、然れば其天と成れる物の母は此の溼なり、其溼土は此神と俱に成りて、此神は其溼土と俱に生れ坐せる神なるに就いて考ふるに、然天と成る物の本、此溼土に在る上は、可美葦牙彦舅尊、天常立尊の立させ給へりと雖も、其隱身の神に坐せるが上に此二神は其葦牙と云ふ物の御祖に坐すが故に、其物に因りて成れる高天原は、此二神より日神に授け奉らせ給ひて、天上の君主を立てさせ給へる御事に於いては、理とも理とも、實に正に惟神にして、然しもなくては叶ふまじかりける御政になむ有りける、又日之少宮は、謂ゆる天極なりと雖も、其理に於ては易るまじくなむ、但し神の成り坐す次第は、紀記の如くにて少かも異なること無しと雖も、天地の成り始むる事に就ては、右の如き所以有る事なり、此事件を今曉り得て見る時は、其事其理相叶ひて、少かも隈々しからずなむ成れりける、(此も亦、其溼土煮尊、沙土煮尊以下の八神はしも、全く伊弉諾尊、伊弉冉尊の前の御名に御在し坐す御事を知る大なる證なる者なり、世人は、唯日神は御光の麗はしく御



在し坐すが故に、高天原を御父母二神より授け奉らせ給ふ御事と淺く心得る事なれども、其授け奉らせ給へる二神に於て、然る所由の御在し坐さずて、事依し奉らせ給ふべき事は、此を以ても日神の御身滌の御時に成り坐せると云傳説は、愈誤なる事知らる、者なり）右にて御名義は説き訖へたり、古事記には、此神名を宇比地邇（上）神、次妹須比智邇（去）神と作きて、同じ御名の邇字に聲の上下を注されたり、釋秘訓に、私記曰、問此二神御名義同字也、何故有變聲之讀一哉、答是據古事記、上爨字讀、上聲、下爨字讀、去聲、其由雖未詳、如是神名、皆以三上古口傳、所注置也、若是彼時稱號、如此不也同也とあり、記傳三（十丁）に、此文を引ききて、斯れは當昔には、日本紀を讀むにも此記の旨を守りて、此計りの讀聲をも漫には爲さざりし事知るべし、近世に唯理説をのみ主と爲る學者も、斯る事を少しは思へかし」と云はれたるは、實に然る言にて、此は御紀を拜み讀み奉る輩の、萬に亘りて心得べき事になむ有りける、其は又此御紀の訓も然る事にて、養老の私記より以降、世々の識者等の、各其受る所有り

て訓み定められたる者なりければ、今世の古學者の、字にも文にも拘はらず、己が心の任に思々に讀むなる事は甚有るまじき事なりけり、其中には如何にぞや所思るも無きには非ざれども、歌にも文にも傳はずして、此舊訓に遺れる古言の愛たく貴き物亦少からざれば、今此御紀を讀み奉むには、必ず先其舊訓を主として、假字の違は正すべく、辭の漫りなるは改むべく、然して祝詞宣命の訓例に隨ひ訓めらむこそ、中々なる物損なひなくして、甚快かめる事なりけれ、是予が此傳を書き註し仕へ奉るとて、此御紀を讀み奉る法なり、（故凡て近世の人其の心々に、己が向々訓みたるは取らず、慶長の勅板を本として、此彼校へ合せ、又釋秘訓に取りて其訓を定むる事なり、但し餘りなる誤訓と所思ゆるは、儘に證を得て此を改め、凡て一字と雖も漫に私意を加ふる所なきは、全く、記傳に右の鈴屋大人の云ひ論されたる教に依れり）又此二神を、此下なる一書に、男女耦生之神、先有泥土爨尊、沙土爨尊（下略）と有るは、古事記に、次成神名、宇比地邇神、次妹須比智邇神と有るに等しく、妹妹二柱づ、相並び出でさせ御在

し坐しけるを申す事、下に委しく註せるを以て知べし、然るは此より後、五代十神の末に出で給へる伊弉諾伊弉冉尊に至りて、始めて妹妹二柱嫁繼給ひて國の八十國、島の八十島を生み給ひければ、此時に至りて、始めて御妹妹の御中間に御在し坐すが如くなれども、其男女耦生坐せると云ふは、本より御妹妹相並ばし御在し坐しける事申すも更なり、記傳三（十丁）に、宇比地邇神より阿夜訶志古泥神までは、男女並び坐るを以て、女神をば妹と申せり、嫁の事は未だ始らざる時なれば、妻の謂ひには非ず」と云はれたれども、然相嫁かせ御在し坐す可き神にして、未だ嫁がせ給はざるにこそ有けれ、御妹妹とは何とかは申さざらむ、然れば泥土爨尊、沙土爨尊より以下次々を、伊弉諾尊、伊弉冉尊の幼き程の御名と心得奉りて、違ふ事有るまじかりける者なりけらし、（又記傳の其所に、次妹とは、此より五世の神等は、各男女雙び坐せれども、稍後れて生れ坐る故に、次とは云ふなり、妹は伊毛と訓むべし、和名抄に、伊毛字止と有るは妹人の義にて、後の事なり、妹とは、古、夫婦に在れ兄弟に在れ佗人どちに在れ、男と女

と並ぶ時に、其女を指して云ふ稱なり、故に記中の例、兄弟を擧ぐるに兄と妹となれば、妹をば妹某と云ひ、姉と妹となれば、弟某と云ひて妹とは云はず、阿遲鉏高日子根神、次妹高比賣命と云ひ、姉石長比賣、其弟木花之佐久夜毘賣と云へるが如し、心を着くべし、然れば女と女との間にては、伊毛と云ふ事は上古には無かりしなり、然るを稍後には女どちの間にて云ふ事と成れりき、萬葉四卷、吹黃刀自歌に、情由毛思哉妹之、又紀女郎裏物贈友歌に、爲妹袖左倍所沾而刈流玉藻者、又十九卷の左書に、右爲贈留女之女郎所詭家婦一作也、女郎者即大伴家持之妹と有りて、歌に、妹爾似、草等見之欲里と有る是なり、偕妹字をしも書くは、此の稱に正しく當れる字のなき故に、姑く兄弟の間の伊毛に就て當てたる者なり、努力此字に泥みて、言の本義を勿誤り」と云はれたり、今思ふに、説文に、妹、女弟也と云ひて、此は女どちに云ふ妹なり、然るに易に雷澤歸妹と云ひ有るは、震の長男と、兌の少女と、相歸ぐ義なるなり、然れば彼にも妻の事に、古くは妹と云ひしなりける者なり）○次有レ神、大戸之道尊、大戸之



邊尊は、勅本金澤本及諸本共に、此の文を大戸之道尊(一云大戸之邊)大苦邊尊(亦曰大戸摩彦尊、大戸摩姫尊、亦曰大富道尊、大富邊尊)とあり、然は有れども、古事記に、次意富斗能地神、次妹大斗乃辨神(此二神名、亦以音)と有るを以て此を訂正し辨ふるに、一云大戸之邊の六字を、大戸之道尊の下に收めたるは、四神出生章第六一書に、級長戸邊命、亦曰級長津彦命と有ると同日の誤にして、此にては、男女の説相混れて其義を成さざる者なり、故鈴屋大人の髻華山蔭に、一云大戸之邊の六字、大戸之道尊の下に在るは誤なり、一本に大苦邊尊の下に在るを宜しき、古事記と照して知るべし」と云はれたるは然る言にて、舊事紀は紀記を取り合せて編み成せる物なるに、其の一本の如く右の六字を大苦邊尊の下に收れたり、又畏庵隨筆に云へるは、日本紀卷本に、大戸道尊(一云大苦道尊)大戸邊尊(一云大苦邊尊)とあり、板本に本行を小註とし、小註を本行として錯誤せりと云へるは然る言なるが上に、實に善本なるを以て、此の本文を然改めつるが、己か私に非ず、古事記に相照らし、且此にも大戸之道の

對には大苦邊とは云ふべからざる理なるを以て、己く誤るとはなく、書き違へたりし事灼然ければなりけり、(此にて大戸之道尊、大戸邊尊と相並び、大苦道尊、大苦邊尊と相對ひて、少かも混らはしき事なく、甚能く通え、又此に大苦道尊と申し奉る御名を撮り得たるなむ、實に天神の恩賜にして、天下の幸福にして、萬世の慶事と云ふべき者なる)大は覆と本同言にして、大戸の戸は、謂ゆる八尋殿の御事なるが、其殿の屋を覆ふ事を、祝詞に天御蔭日御蔭と云ひ、推古天皇二十年御紀に、宮殿の立ち列なりたる事を、阿摩能擲蘇詞(八尋殿)と云へる蔭是なり、大に覆ふ義ある事は、此一書共に、虛中、又空中とも作ける曾羅の事を、天孫降臨章第二一書に、時居於虛天、神武天皇三十一年御紀に、乘天磐船而翔行大虛也、崇神天皇十年御紀に、仍踐大虛、登于御諸山、欽明天皇二年御紀に、上達雲際、下及泉中と有る意富叙良の言は、虛空は大地を覆ひ周れる謂なる者なり、古事記朝倉宮段なる天語歌に、毛々陀流、都紀賀延波、本都延波、阿米袁淤幣理、那加都延波、阿豆麻袁淤幣理、志豆延波、比那袁淤

幣理、とある淤幣理は、覆有にて、上より覆ふを云ふなり、萬葉二(三十五丁)に、天雲乎日之目毛不令見、常闇爾覆賜而とある覆は更なり、凡て物を負ふと云ふも、上に覆ふ義なり、物を追ふと云ふも、我より覆はむとするにて、皆同言の類にて、此の大の言の出自是なり、内侍所御神樂次第なる警蹕に、於々於々と云ふも、人の鳴高きを押へて、警蹕するに云ふ言なるにて、於に覆ひ壓す義ある是れなり、又萬葉二(四十一丁)に、天數凡津子之とある天數は發語なるが、冠辭考に、此は物を詳かに爲すして、大凡に空算するを空計と云ふを以て、大津の大を大凡に取り成して冠ふらせたるなり」とある、其も然る言にはあれども、大は覆の義なるに就て思ふに、天象は日月星辰共に算て計へ爲つべきを、大虚は唯覆へるのみにして、捉ふべき處なくして、大と云より外なしと云ふ事となむ所思かりける、(此虚を唯大と云ふ事の有るに就て、今思ひ出でたるは漢籍にも彷彿たる事あり、書洪範に、建皇極と有るを、前漢五行志に、皇は大也と注して、易の大極に同じきを、禮記月令正義に老子曰、道生一、一則與易之大極、

禮之大一、其義不殊、皆爲氣形之始也と有りて、大極大一と一物たり、其大一は、上に註へるが如く、天字の一畫を下して大一と成れ、ば、虛空をも合せ兼ねて總天の稱なるなり、故淮南子精神訓に、登大皇、馮大一、玩天地於掌握之中と有りて、註に大皇、天也、大一、天之形神也と云へるは、其の天を大皇と云るなり、老子に、天大、地大、人亦大と云へる大も、大皇の大と等しくして、天之形神なる大一の大より出でたる義にて、其大は我が天際を凡べて大虚と云て、大より外に物無きに似たり、故大戸之の之は辭にて、登能と續くには非ずと雖も、大戸は覆所の言にして、大殿の義なり、借此は八洲起元章第一一書に、二神降居彼島、化作八尋之殿、又化豎天柱(中略)然後同宮共住而生兒と見えたる、八尋之殿是なり、但し此の戸之を續けて殿の言には充つべからず、戸と云ひて殿の義なる事、云ふも更なり、又古事記にも、於其島天降坐而、見立天之御柱、見立八尋殿(中略)行廻逢是天之御柱而、爲美斗能麻具波比(中略)雖然久美度邇與而生子(下略)と有りて、上に八尋殿とある其を承けて、下に



久美度と云へるは、殿即ち其久美度なる由なり、其久美度は、記傳に謂ゆる隱所の義にして、弘私私記序に、古語謂居住爲止と云へる止、即ち此の戸に當りて、右の八尋殿是なり、故其久美度を、此には寶劍出現章に、於奇御戸起而作きて、戸を所の義に用ひられたるなむ、此の大戸と相等しかりける、此にて此の大戸は、謂ゆる大殿の事なるをも思ひ定むべき事なりかし、故此を以て、予は此御名を説き奉りて、湍土より沙土と固まりて礫取盧島は成出たる、其地に天之御柱を化堅給ひ、八尋殿を化作させ御在し坐し初めさせ給へりし當時の御名とは云ふなり、(但し右の古事記に、美斗能麻具波比と有る美斗を、記傳三卷に、美斗は御所なり、夫婦隠り寝る所を分けて所と云ひけむ、下に大穴牟遲神の八上比賣に婚給ふ事を、美刀阿多波志都と有る美刀と同じと云はれたれども、美斗能麻具波比は、正書に適合と有るをも第一一書に爲夫婦と有るをも、第六一書に合爲夫婦と有るをも、然訓みて所の義更になし、右の共爲、又合爲を合せて思ふに、美斗は與身なり、能は辭なり、麻具波比は味咋合にて、第五一

書に謂ゆる途將合交と有る如く、御合ひ坐せるを云ふなり、又美刀阿多波須も、其身與にて、雄略天皇元年御紀に、與字を阿多波須と訓める是にて、互に身と身と當り合す義なれば、美斗の斗は、所の義に非ざるなり、思ひ混ふべからずなむ、道と邊とは男女の謂なり、次には彦と姫とを對はせたるを以て知るべし、然れば大戸之道尊、大戸之邊尊と申し奉りて、大殿之彦神、大殿之姫神と申す事にて、世の始に、唯男女の二神成り出でさせ御在し坐し初ける謂に、依れる御名になむ有りける、偕、知とは物の高く伸び出づる稱なり、辨とは物の乙退ける稱にして、知と辨とは、男根女陰の謂なりけり、男に知と云へるは記傳にも引かれたる宇麻志阿斯訶備比古遲神の比古尼を、此第三一書に、彦舅、此云比古尼と有り、天孫降臨章第五一書に、老翁、此云鳥賦と見え、古事記明宮段、國稻人の歌に、麻呂賀知と歌ひ、萬葉十四(十七丁)に、等能乃奈加知師とある運と知とは、言の續きに依りて清濁の異こそ有りけれ、同言なるにて、此等は記傳に云はれたるが如く、男を尊みて云ふ稱なる事、右の彦舅、又老翁などの字

に依りて知らる、事には有れども、此の道を、次に彦と稱申せるを以て見るに、尊稱のみにては非ざるなり、然るは傳二(九十七頁)上(百四十五頁)に説けるが如く、比古尼は引出の義なるにて、知は出の略なり、又都に通ひて、角の義を成せる事、傳一(二十七頁)二(百一頁)及び下に註るが如し、此に合せて萬葉十六(十六丁)に、美魔物何所不飽矣、坂門等之角之布久禮爾、四具比相爾計六とある角之布久禮は、陰莖を云ふなり、委しく別る時は、角は陰莖なり、布久禮は、和名抄に、陰囊、俗云布久利と有る、其事なれども、此は陰莖の怒張れたるに取りなしたる者なり、此等の速なき事より及ぼして、御名義を説き奉るは其可畏くは有れども、私記に、凡男女初生之時、先見此處、乃定男女、故謂之元處耳とあるが如く、已に隱身より顯身と生り出でさせ御在し坐せる上にて、男神女神を別つ事は、此雄元と云ひ、雌元と云ふ物を以て定むる事、今も古も相易るまじき事なるべければ、予は道を男根の稱と説き奉りて、少かも強ひたりとは得しと思えずてなむ、(然るに父を知々と云ふは、其と同じきかと云に然らず、下に

云へるが如く、父は血道にて、謂ゆる根系統脈を以て云ふ稱なり、母は腹にて、此は夫の精液を孕みて、子を生める義なり、然れば、知々の知は尊稱なるにも、又雄元の謂なるにも非ざるなり、然して、右に引ける老翁を鳥賦と云へるは小父なり、麻呂賀知は、予之父にて、此二つは父ならぬ人を、父の如く親しみ崇まへ云ふなれば、記傳に知の言をば、男を尊みて云ふ稱なりと有る是なり、辨は賣に同じくして、女の謂なり、妹の毛、又少女の賣などは是なり、次に云ふが如く、此神に姫と稱へ奉れるも、謂ゆる雌元の謂なるに合せ考ふべし、四神出生章第六一書に、風神の御名を級長津彦命と有るに對して、級長戸邊命とあるが如く、彦に並ぶべきは姫なるに易て邊の言を以て稱へ奉れるを以て、其然る所以を知るべくなむ、寶鏡開始章第一一書の石凝姥命を、第三一書には已凝戸邊と有りて、此の邊に等しきが如くなれども、其には別なる意有りて、此の例には引き難き事、下に註へれば別にして、神武天皇御紀の名草戸畔(戸畔此云妬聲)又丹敷戸畔、崇神天皇元年御紀なる、紀伊國荒河戸畔など有る此三は、共に男に戸



畔と云ふなれば、處部の義にて、其地に長たる者を云へり、又御紀の其下に、八坂振天某邊、古事記明宮段なる百師木伊呂辨など有るは、正しく女を云へるにて、此大戸之邊尊の邊に同じ事なり、然れば記傳三(四十二丁)に、辨は男神の地に對へて女を尊む稱なり、老女を云ふも尊むより出たるべし」と云はれたれども、其始は然るべくなく非らぬ、借邊は賣なるにて、其は傳一(八頁)陰陽不分の下に註へるが如く、陽は破又彫の言に同じくして、勢り伸ぶる意なり、陰は退、又盛の言に同じくして、或は回み又は容る義を兼ねたり、然れば古事記に、男神の、我身者成々而、成餘處一處在と宣へる對に、女神の、我身者成々不<sub>ニ</sub>成合<sub>一</sub>處一處在と申させ給へるは、然退り回みたる處の出來させ御在し坐せる謂にて、謂ゆる雌元是なり、次に男神の故以<sub>ニ</sub>此吾身成餘處<sub>一</sub>、刺<sub>レ</sub>塞汝身不<sub>ニ</sub>成合<sub>一</sub>處と宣へるは、其回みたる處に凸りたる物を刺し入れさせ御在し坐せるにて、盛の謂ひ是なり、此を以て女を賣と云は、其雌元なる處の成り合はずして退るを以て云ふ稱になむ有りける、平田翁の五十音義訣に、公家の装束の次第に去らし着

するを米良須と云ひて退字を用ひ、樂家に音の輕重上下を云ふに、甲乙の字を當て加理米理と訓めり」と云はれたるが如く、俗にも地の凹めるを米伊流と云へるは、退入の義なるも右に同じ、又甚云ひ惡事ながら、陰莖の龜頭をしも俗に甲と云へれば、女陰の賣をしも乙に當て、違ふ可からずなむ所思ゆる(又女陰を賣と云ふに聚の義を含みたり、忌部物部などの部は聚の義なる是なり、俗に小兒の莖を知牟富と云へる知は、上に謂ゆる角の義なり、牟富は身穩にて、成り餘れる謂ひなるに合せて、女陰の事を米古と云ひ辨々と云へる、一は乙處なり、一は乙々なり、各其依る處受くる處有るを知べし、然れば、説文に地字を从<sub>レ</sub>上、也聲と有るを也女陰、也象形と云へるに、段註に从<sub>レ</sub>也、土生<sub>レ</sub>物、故从<sub>レ</sub>土、或云从<sub>レ</sub>上乙力、其可<sub>レ</sub>笑有<sub>ニ</sub>如<sub>レ</sub>此者<sub>一</sub>と有る全文、上(百七十五頁)に引けるが如し、但し其中に、从<sub>レ</sub>土乙力と云ふも、又一説にして、乙を此の義に合せ見れば、可<sub>レ</sub>笑者とは云ひ難かるべし、乙字は、説文、乙部に、象<sub>ニ</sub>春草木宛曲而出<sub>一</sub>、陰氣猶疆其出也、乙々也と有るを、段註に乙々難<sub>レ</sub>出之貌、物之出<sub>レ</sub>土難屯、如<sub>ニ</sub>車之輻<sub>レ</sub>地

澁滯と有る、乙々を難<sub>レ</sub>出之貌と云へるは、即ち退の義に合へるをも此に思ひ合すべし)借大苦道尊、大苦邊尊と申し奉り、又大戸摩彦尊、大戸摩姫尊とも申し奉り、又大富道尊、大富邊尊とも申し奉る苦も戸摩も富も同言にして、御殿の稱なるにて、彼謂ゆる八尋殿の御事なる事申すも更なり、登は處なる事右に註へるが如く、摩と牟とは聚の義にて、殿舎は處を寄せ合せて一に爲るが如き意にて、稱美ふる言に出でたり、借此に化<sub>ニ</sub>堅天柱<sub>一</sub>、化<sub>ニ</sub>作八尋之殿<sub>一</sub>とある天柱は、即ち八尋殿の心柱なる事、下に委しく云へるが如し、然るを神宮の書共に、其事を天御柱、又心御柱、又齋柱、又天御量柱と、其亦名共を擧げて、其を寶基本記に、富物實と云へる富は、御殿の事にして、物實とは、家造りは其心柱を物實と爲る謂なり、又下に引て註へる如く、太玉神所率神と有りて、其天石窟段に令<sub>レ</sub>手置帆負、彦狹知二神、以<sub>ニ</sub>天御量<sub>一</sub>(大小斤雜器等)伐<sub>ニ</sub>大峽小峽之材<sub>一</sub>而、造<sub>ニ</sub>瑞殿<sub>一</sub>(古語美豆能美阿良可)兼作<sub>ニ</sub>御笠及矛盾<sub>一</sub>と有るを以て考ふるに、太玉命に大戸摩命と申す義をも兼ねたるべし、其は神武天皇段に、建<sub>ニ</sub>都樞原<sub>一</sub>、經<sub>ニ</sub>

營帝宅、仍令<sub>レ</sub>天富命(太玉命之孫)率<sub>ニ</sub>手置帆負、彦狹知二神之孫<sub>一</sub>、以<sub>ニ</sub>齋斧齋組<sub>一</sub>、始採<sub>ニ</sub>山材<sub>一</sub>、構<sub>レ</sub>立正殿と有るなどは、本より其正殿を造り仕へ奉れるに因りて、天富命と申すなり、此を以て富とは殿舎を云ふ事を察らむ可し、又顯宗天皇御紀の室壽御詞に、取<sub>ニ</sub>葺草葉者<sub>一</sub>、此家長御富之餘也と有るは、富貴の餘り有る事に寄せて、其身屋より屋根を外に葺き餘す事を、詠言爲<sub>ニ</sub>させ給<sub>一</sub>へるなり、古今集にも、此殿は諾も富みけり、三枝の三端四端に殿造らせり」とある、宮殿の三端四端に立ち列並びたるを稱へて、諾も富みけりとは云へるにて、凡て富と云ふ事はしも、物などの豊饒なるよりは、舎宅の瑞々しく榮ゆるを云ふに起れる言にて、祝詞に多く、下津石根爾宮柱太敷立氏、高天原爾千木高知氏、皇御孫命乃瑞能御舍仕奉氏安國止平久知食牟と有りて、御殿の事の豊饒なる由を始に先云ひて、次に天下の事を云ふにて、先の富は御舎を以て富とし、次には物の豊饒なる事を富と云ふ狀に異ならずなむ有りける、(然るに記傳に、大苦邊尊、大戸摩彦尊、大戸摩姫尊などは、皆此記の別段なる大戸惑子神、大戸惑女神と御



名の傳の亂ひつるなり」と云はれたるに就きて、平田翁の古史微にも其説を受けて、記の大戸惑子神、大戸惑女神を紛らしたるなり、其は大戸之道、大戸之邊と申す御名と互に相似たればならむ」と云はれて、其自著の古史にも、唯大富道尊、大富邊尊と申す御名のみを書されて、其餘を削られたるは、甚々可惜しき事なりけり、纂疏にも、富與三戸摩、五音相通と註させ給へるを思ふべし、若て其古事記なるは、上を大戸と續け、下を麻杼比と續くるにて、戸摩の言とは別なり、思ひ混ふべきに非ず、又神名式に、阿波國名方郡意富門麻比賣神社有り、其も同名には有れども、其は天石門別神を、天戸間見命と申すを以て考ふるに、其後神などなるにて、其義異なり、然れば右の如三神ながらに、其唱は同じきながら、義相等しからざれば、如何でかは混亂と云ふべき故其大苦道尊、大苦邊尊と申し奉る道と邊とは、謂ゆる雄元、雌元に依りて稱へ奉れる事、上件の如し、又此を大戸摩彦尊、大戸摩姫尊と申し奉る彦も姫も、亦右に同じ、若て其彦姫の古と賣とは、伊弉諾尊伊弉冉尊の岐と美とに同じき由は、下に引ける如く、

其大神に、天伊佐奈彦神とも、天伊佐奈姫神とも申し奉る御名御在し坐すを以て知られたり、偕其彦の意は傳二(九十八頁)彦舅此云比古尼の下に註へるが如く、比古尼とは、彼葦牙の如しと云ひける物の延び出づるに出たる言なるにて、比古は引伸るの義なり、次に云ふ比賣の義に相對へ見て曉るべき者なり、偕、此成餘りて葦牙の如く萌え騰れりし迹の回みて、成り合はざりし處なむ謂ゆる女島の傍にて、速吸名門是なる由、傳一(五十六頁)傳二(八十頁)に已に註へるが如く、是即ち天地に雄元雌元の形象を具ふる謂なり、又八洲起元章に、迺以三天之瓊矛指下而探之、是獲滄溟、其矛鋒滴瀝之潮、凝成一島、名之曰磯取盧島とある矛は、雄元の象なり、大地の雌元を探りて島を得させ給へるは、男女相嫁繼て子有る謂是なり、又此矛と彦と言相通へり、富許は銚木なり、比古は穗莖なり、其意同じからずと雖も、記傳五(十丁)にも云はれたるが如く、木は莖なり、草は莖多なり、其趣一ならざる事能はざる者になむ、此を以て彦姫は雄元雌元の稱にして、纂疏に彦姫別於男女也と説かせ給へる言の信なるを知るべくな

む有りける、(今俗に男根を閉能古と云ふも其より轉れる言なるべし、和名抄に、玉莖男陰名也、楊氏漢語抄云、屎破前、一名麻良と有るを、名義抄にも、屎に破前、一云麻良と云ふ訓あり、字鏡集に續けて、屎を麻良波是と訓めり、其破前は、古語拾遺に、男莖形を袁破前賀多と訓みて、莖を云へれば、破前は柱なる事云ふも更なり、麻良は日本靈異記に、閉字を然訓み、新猿樂記に開大而如虹梁、雁高而似戴蘭笠、長八寸大四伏ともあり、右の開又閉字は、名義抄を見るに、開字の俗字に、閉開開の三字あり、然して開字に久煩とも都毘とも云ふ訓有りて、此は女陰の稱なる事、下に神樂歌の陰名を引きて委しく註せるが如し、然るを玉莖に右等の字共を當てたるは、開に比良久、又、富賀良加奈那理、又、破理比良久と有る、此末の方を取れるなるべし、右の雁高而似戴蘭笠と有るは戲言なれども、思ひ合すべきなり、但し同抄に、閉字の下に、開と閉との二字有りて、此は閉の俗字なり、此に別に麻良と訓めれば、此方當れるにや、上なる開の俗字なるは、門の中に半字なり、閉の俗は門の中に手にて、小かの遠なれ

ば其閉の俗なる方叶へば、和名抄に、日本靈異記云々、蟻著其閉と有りて、下に今案是閉字也、俗云或以此字爲男陰、以開字爲女陰、其説未詳と云へれども、其閉字右に麻良と訓める上は、開を久煩に當つる事、實に叶ふべし、又太秦牛祭文に、大間とも間風とも有る間字を麻良と訓みたれども、同抄を見るに、開、鳥甲反、開閉門と有りて其義なく、間と大見反と有れども此は志伎美、又登自伎美、又戸能志伎美と見えて、更に由無きが上に、間を作る字非ざれば、若くは間を俗に間を作る是なるべし、此に布具理と云ふ訓有るを證と爲べし、偕其麻良は餘にて、彼成餘處の謂なる事云ふも更なり、此彼思ひ合せて、此の比古の男莖に因れる稱なるを知るべくなむ) 偕其彦は男根の稱なるに合せて、姫を女陰の稱なりと云ふは、傳二(八十頁)に註へるが如く、彼葦牙の如くして萌騰りて大地の凹める處は、古事記に、生女島、亦名謂三天一根と有る其地にて、謂ゆる速吸名門なる事、已に平田翁説に出て、予又委しく考へ定めたる事にて、女島を生み給へるは、此より後の事なれども、天一根と云ふ稱は、已に其



謂れに因れる者なり、其地方を豊國と云ふも、其豊國  
主尊の大地を動もし給ふとして、此處より天氣を地  
下に吸ひ入れて、其旋動の神事を成し成させ御在し  
坐す處の謂ひ是なり、此處即ち大地の陰處なる故に、  
此所に生み着けさせ給へる鳥名を女鳥と云ふ本縁、  
此に在る事、彼可美葦牙彦舅尊に、彦舅と稱へ奉れ  
るも、此所に出でたる所以なるに思ひ合せて曉るべ  
くなむ有りける、然れば、比賣の賣は乙なる事上に  
云るが如く、比は含の義なるにて、比古の比と同言  
にして其義異なり、偕女陰を此賣と云ふ體なる證は、  
古事記白橋原宮段に、故美和之大物主神、見感而、  
其美人爲大便之時、化丹塗矢、自其爲大便之  
溝流下、突其美人之富登、爾其美人驚而、立走伊須  
々岐伎、乃將來其矢、置於床邊、忽成麗壯夫、即  
娶其美人一生子名、謂富登多多良伊須々岐比賣命、  
亦名謂比賣多々良伊須氣余理比賣、是者惡其富登  
云事、後改名者也」と見えたる是なり、此細書に富  
登と云ふ事を惡みて、比賣と云ひ易へたる由なるは、  
富登は含處なり、比賣は含乙なり、共に同じ物なが  
ら、富登と云は正しき稱なれども、其丹塗矢の富登

を突きし事を、餘りに顯はにして唱ふるに少か憚れ  
ども、然りとて其事實を違ふべきに非ざりければ、  
比賣は常に女の稱として、人此を異しまざるを以て、  
其稱に改めさせ給へりとの義なるべし、又此より物  
の空隙なる所を比麻と云ふも、此に同じく、又物を  
深く押し包みて顯はに爲ざる事を、漢字の秘に當り  
て、比賣事など云ふも此に出でたるべくや、女陰を  
情處と云ふは、名避處にて、其名を顯にするを諱  
む由なり、又隱處と云ふも右の秘事に同じなど相照  
らして辨まふべき者になむ有りける、又日本靈異記  
に、閻字を書きて女陰の事に、久煩とも志那陀理と  
も訓める、一は凹の義なり、一は密垂にて、密谷と  
云はむが如し、字鏡集に、暗をも又閉閉をも、志那  
久流と有りて、朱字避心歟と云へり、又警閉同と有  
りて、志那久流、又登毘良、又布佐具、又比佐具と  
あり、又閉を志那久流、又布佐賀流とあり、又隣閉  
同じと有りて、志那久流又布佐具と訓めり、此等の  
志那久流の言有るに、吟を志那那流、又和邪和良布、  
又爾與布と見え歟吟同と有りて、志那那流、又加那  
志夫、又爾與布と有るとを合せ見るに、志那久流は

密隱なり、志那那流は密泣なり、然れば女陰を志那  
陀理と云ふは、密谷の義にして、其を比賣と云ひて  
秘密す意なる事、合せ思ふ可き者なり、偕其閻字の  
門は、陰門の門なり、其閻中の也は、説文に也女陰  
也、象形と有れば、會意の字なりけり、此字、色葉  
字類抄に、都毘と訓み、又名義抄に、開字に久煩と  
も、都毘とも、訓めるは、都毘は否合の義なるなる  
べし、又平田翁の五十音義訣に、桑家漢語抄に、陰門、  
比奈登とあり、靈生門の義にして、本は速吸名門の  
名なるが、後に人の陰門にも云へりと聞ゆ」と云は  
れたり、其前後は知るべからざれども、和名抄に、  
陰核又玉門の事に並びて、吉舌、楊氏漢語抄云、吉  
舌和名比奈佐岐と有るは、含之尖と云義なるべく、  
又比奈登は含之門にても有るべければ、大地の陰門  
とある速吸名門にも其稱有るべく、又人の陰處には  
本よりの事なるなり、其速吸名門の事は、赤縣大古  
傳の三皇記に委しく云はれ、又大扶桑國考にも、黃  
帝書に謂ゆる谷神不死、玄牝之門、天地之根、老子  
の謂ゆる百谷王、列子に謂ゆる大壑無底之谷是なり  
と云はれたるをも思ひ合すべし、○面足尊惶根尊は、

古事記には、次於母陀琉神、次妹阿夜(上)河志古泥  
神と有りて、阿夜を上聲に唱ふる習なり、偕此に面  
足惶根と申し奉れるは、神の御面の足はして、甚可  
美く具はせ御在し坐せると、國の面の足ひて、堅く  
凝り成れるとを合せ兼ねたる御名に御在し坐して、  
此は神の御面の足はし坐せるに就て、國土は堅固な  
り、國の面の足ふが任に、神の御稜威の高く貴く掛ま  
くも甚く可畏く成らせさせ御在し坐す謂にて、第四  
一書に、天地初判、始有俱生之神と有るが如く、其  
物と俱に成り坐して、其物に主宰と御在し坐す御事  
を明らか奉るべき所になむ有ける、其神の御身の方  
を先説き言すべきなり、面足尊は、記傳三(十丁)  
に、書記に面足尊と作かれたる此字の意の御名なり、  
萬葉二(四十一丁)に、天地日月與共、滿將行神乃御  
面跡、次來中乃水門從、九(三十四丁)に望月之、滿  
有面輪二と有りて、面の足ると云ふは不足ぬ處なく  
具はり整へるを云ふ、又面を云ひて、手足其餘も凡  
て滿ち足れる事は含まれる御名なり、(探要)と云は  
れたる是にて、面足の義通えたり、偕、然御面の滿  
足はし坐せる事は、次章第一一書に、陽神問陰神



曰、汝身有<sub>二</sub>何成<sub>一</sub>耶、對曰、吾身具成而有<sub>二</sub>稱<sub>一</sub>陰元一者一處、陽神曰、吾身亦具成而有<sub>二</sub>稱<sub>一</sub>陽元一者一處と有るを古事記にも、於是問<sub>二</sub>其妹伊邪那美命<sub>一</sub>曰、汝身者如何成、答曰吾身者成不<sub>二</sub>成<sub>一</sub>合<sub>一</sub>處一處在、爾伊邪那岐命、詔<sub>二</sub>我身者成而成餘處一處在<sub>一</sub>と所見て、此の具成を彼には成々と有りて、此は字にて思はせ、彼は言以て其意を知らしむる所なり、若て其成餘處、又不<sub>二</sub>成<sub>一</sub>合<sub>一</sub>處とある是にて、御體の此も彼も凡て成れるを先宣ひて、後に其陽元陰元の處に及ばせ給へるなり、然れば此具成の言に、面足の義、飽くまで見えたりと云ふべき状になむ有りけむ、己く私記に、問曰、何故謂<sub>二</sub>之面足<sub>一</sub>、若有<sub>レ</sub>意乎、答曰、人形未<sub>二</sub>必具足<sub>一</sub>、而至<sub>二</sub>於此神<sub>一</sub>、人形漸具、顔面足成、故謂<sub>二</sub>之面足<sub>一</sub>也、而古書或作<sub>二</sub>面垂<sub>一</sub>、是依<sub>二</sub>語相近涉<sub>一</sub>耳、先師説曰、面足者、人面漸満足之義也、形質已具、可<sub>レ</sub>謂<sub>二</sub>太極<sub>一</sub>也と、古人も甘く其義を説かれたるも有りける者をや、(右の具成を、成々と讀む其運びを近く論さむには、大同類聚方第二章に、比登乃美乃奈連流半自免波、安萬都美佗麻美豆保乃計乃不多通乎加波世、保豆稱奈理、知之保奈利、士々奈利、

須知奈利、保念奈利、南訶和多奈俚、與通依太奈利、訶波奈利、波奈々利、久知那利、萬那古奈理、美味阿奈々利、加美介奈利、遊毘奈利、都留念奈流と有りて、一身の足り備れる次第を云ふ奈流と、此の成々と同じ義なる者にて、此にて其面足の意をも思ふべくなむ) 足とは、人の形體を具へて一人なるを云稱なり、下にも註へるが如く、子養、又養字を比多須と訓めるは、古事記玉垣宮段に、又命詔<sub>二</sub>何爲<sub>一</sub>日足奉、答曰、取<sub>二</sub>御母<sub>一</sub>、定<sub>二</sub>大陽坐<sub>一</sub>、若湯坐、宣<sub>二</sub>日足奉<sub>一</sub>、故隨<sub>二</sub>其後白<sub>一</sub>、以日足奉也と有る、是正字にて、初生の時より養ひ立て、人と成すを云ふなり、倭姫命世記に、吾日足奴止宣と有るは、御齡の長させ給へる御事を宣ひ給へるなり、萬葉十三(三十八丁)に、何時可聞、日足座而、十五日之、多田波思家武登、吾思皇子命者、と有るも、長ならせ給ふを日足座と云ひ、多田波思は、令<sub>二</sub>足足<sub>一</sub>の義なるにて、二(二十七丁)にも望月乃滿波之計武等と見えたるを、其は上に引ける九(三十四丁)に、望月之滿有面輪二と有る滿有と同じ意なるより及ばして、其義を曉るべきなり、又二(二十三丁)天皇聖躬不豫之時、太后奉御歌

に、天原振放見者、大王乃御壽者長久天足有と有りて、天智天皇の大御身の恙なく御在し坐む事を、天象に寄せて天足有と壽奉らせ給へるなり、十九(四十四丁)に、天地爾、足之照而、吾大皇、之伎座婆可母、樂伎小里と有るも、天皇の大御身の麗はしく句はしき御狀を申し奉れるなり、又神名式、神祇官西院坐御巫祭神八座の中に、生産日神、足産日神、玉積産日神と、三柱並び坐せる、一は呼吸の神なり、一は形體の神なり、一は靈性の神なる由、傳二十卷、興台産靈神の傳に註せるを見て知るべきなり、(又同卷に、人の義を釋きて云へるが如く、人を計ふるに一人二人と云ふは、一足二足の義に等しきは、其面相足りて一人の人なるを以て云ふなり、此等の事を委しく原ねて、面足の義を明らかめ奉る可くなむ、後の物ながら源氏藤裏葉の卷に、雄々しく速かに足らひ給ふ云々と有りて、人の長びゆく事を云へるをも合せておもふべし) 惶根尊を、古事記には阿夜(上)訶志古泥神と有りて、此にも、亦曰<sub>二</sub>吾屋惶根尊<sub>一</sub>、亦曰<sub>二</sub>吾忌櫛城尊<sub>一</sub>、亦曰<sub>二</sub>青櫛城根尊<sub>一</sub>、亦曰<sub>二</sub>吾屋櫛城尊<sub>一</sub>など所見たり、吾屋とも吾忌とも青とも通ひて歎息

の辭なり、右の吾忌の吾字、諸本共になくして、忌の一字を伊美と訓む事なれども、下に續きて義を成さざれば、鈴屋大人説に、類聚國史に此字有るに依りて補ふべしと云れたるに従ひて、此の本文を改めたり、阿夜の例は、古事記朝倉宮段、天語歌に、許斯母阿夜爾加志古志ともあり、萬葉二(二十六丁)に、神隨神等座者、其乎霜文爾恐美、三(五十七丁)に、掛卷母綾爾恐之、言卷毛齋忌志伎可物、又(三十八丁)掛卷母文爾恐之、吾王皇子之命、五(十三丁)に、可既麻久波阿夜爾可斯故斯、六(十一丁)に、味凍綾丹之敷、又(十三丁)每見文丹乏、又(十九丁)決卷毛綾爾恐、言卷毛湯々敷有跡、十三(五丁)恐掛纏毛文恐、十四(三丁)に、伎美我美家思志、安夜爾伎保思母、又(十二丁)波之奈流兒良師、安夜爾可奈思母、又(二十丁)安杼世呂登可母、安夜爾可奈之伎、又(二十二丁)安良蘇布伊毛之、安夜爾可奈之毛、又(二十五丁)安也爾安夜爾、左宿左寐氏許曾、又(三十一丁)安比見之兒良之、安夜爾可奈思母、又(三十一丁)安夜抱可等、比等麻都古呂乎、又、安也波刀文、比登豆麻古呂乎、十七(四十二丁)に、曾已乎之母、



安夜爾登母志美、十八(二十一丁)に、許己乎之母、安夜爾多敷刀美、又(二十七丁)可氣麻久母安夜爾加之古思、又(三十四丁)許己乎之母安夜爾久須之彌、十九(三十九丁)に、酒見附榮流今日之、安夜爾貴左、二十(二十五丁)に、可氣麻久母安夜爾可之古志、又(三十一丁)阿夜爾加奈之美、又(四十二丁)多麻久良波奈禮、阿夜爾可奈之毛など有る阿夜にて、靈しく危ふむ過まつなど、何れも意表なる事を歎く辭にて、記傳三(四十四丁)に、阿夜は驚きて歎く聲なり、皇極天皇御紀に、咄嗟を夜阿とも阿夜とも訓めり、又阿夜と云ひて歎くべき事を、阿夜爾云々とも云へり、又阿那も阿耶と通へり、阿那可畏は阿夜可畏と全く同じ(採要)と有るが如し、傳四阿那の所、傳十七阿波禮の下に云へる事共をも、考へ合すべし、又此吾屋を吾忌と云ふにも異なる義は勿るめり、猶阿用とも活かし云ふなるにや、萬葉二十(三十一丁)に、以母加去々里波、阿用久奈米加毛と有るは、妹が心は阿夜に頑哉と云ふ事と通へり、此に就て出雲風土記に、大原郡阿用郷、古老傳云、昔或人此處山田佃而守之、爾時目一鬼來而、食三人之男、爾時男之父

母竹原中隱而居之、時竹葉動之、爾時所食男云々、故云阿欲(神龜三年改三字阿用)と有る阿用も、右と同じく阿夜の轉なり、偕此阿用に動字を當てられたるは古人の所爲にて、阿夜の阿は物を指す辭なり、夜は右の動字に當りて、心の動き奇しむに出でたる義をも知るに足れりと云ふべき者なりかし、又、吾屋、吾忌を青とも云へるは、其にも歎息の義有なるにや、今試に云は、上天を仰ぎて、青雲能靄極と云ひ、國土を凡て滄海原潮之八百重と云へるは、本より色の青きに依れるなれども、又其物に依りて色の名となれりと見る時は、其を以て歎呼とは成せりけむも知るべからざるなり、又記傳に云へる、凡そ阿夜、波禮、波夜、阿々など、皆本は同じく歎聲にて、少しづつ、の異り有るなり、抑歎きとは、中昔よりして唯悲しみ愁ふる事のみ云へども、然に非ず、那宜伎は長息の約りたる言にて、凡て何事に在れ、心に深く思はる、事有れば長き息を吐く、是即ち那宜伎なり、然れば嬉しき事にも何にも歎きは爲る事なり、偕、歎きは阿夜とも阿波禮とも波夜とも聲の出づれば、歎聲とは云へり」と見ゆ、信に然り)其

惶根尊の惶は字の如くにて、纂疏に、惶者恐惶之意と註させ給へる是なり、此にては男神を面足尊、女神を惶根尊と有れども、其意は二柱神に亘る事にて、男神の御面足はせるを以て、女神に威儀の備はり坐せりと云ふには非ず、二柱神共に御面の足はし坐せるに就て、其威儀の相共に備はらせ御在し坐しける御事には有れども、御面足はせるは先に在り、故男神に稱へ奉り、御面足はして後に、威儀御在し坐すが故に、女神の御名とは成し奉れる者なめり、記傳三(十丁)に、訶志古は、古書に畏、可畏、恐、惶、懼などの字を書きて怖る、意なり、偕阿夜爾訶志古志と云ふ時は、猶、緩やかなるを阿夜訶志古と云へば其可畏きに觸れて、直に歎く言なれば、彌々切なり、偕此御名は神の御面の満足はせるを以て、其を望めは可畏み敬はる、意以て負せ奉りしとなり」と有るを考へ合すべし、私記に、惶根者、人面已備、心意賢之義也と見えたる、可畏と賢と同義の言には有れども、此は可畏の方主とある所にてなむ有りける、偕此根は女神にて御在し坐せば、阿彌又は伊呂泥の類ならむと所思えしかども、男神に然る對へ奉

れる稱も見えざりければ、此は彼、壱土根尊、沙土根尊の根の例なるべからむ事、上(百七十八頁)に註へるを見て知るべきなり、又記傳に云く、阿夜に上聲を附けたるは、訶志古と引き續けて一に讀むべき爲なり、一續けに讀めば上聲に成るなり、打ち任せては阿夜と訶志古とに、少か離して讀むべきが如し、然、離して讀む時は元の平聲なるを、然は讀まざして、一に合せて讀む、其は猿樂の謠物の中に、阿夜加志の着くと云ふ事の有る、其阿夜加志の讀聲の如し、然、讀めば阿夜上聲と成るなり」と云はれたり、心得べし)右件は、此二神の御名を、御形體の御事に説き奉れるなり、偕、又面足尊と申し奉る御名の、國の面にも相係る事は、次章第二一書に、陽神先唱曰、妍哉可愛少女歟、陰神後和之曰、妍哉可愛少男歟、然後同宮共住而生兒、(中略)由此謂之大八洲國矣と有るを、古事記には、其生給へる大八洲國の中に、次生伊豫之二名島、此島者身一而有四面、每面有レ名云々、次生筑紫島、此島亦身一而有三面、每面有レ名云々と有りて、此に身と云ふは其島嶼の形體を成せるを以て云ふなり、面とは其島嶼の



身有りて其上に着ける國々の事を云へり、若て又成務天皇五年御紀に、隔山河而分國縣、隨阡陌以定邑里、因以東西爲日縱、南北爲日橫、山陽曰影面、山陰曰背面と有りて、山陽なるを影面と云ひ、山陰なるを背面と云ふ面是なり、萬葉一(二十三丁)藤原宮御井歌にも、埴安乃堤上爾、在立之見之賜者、日本乃青香具山者、日經乃大御門爾、春山跡之美佐備立有、日緯能大御門爾、彌豆山跡山佐備伊座、耳爲之青菅山者、背友乃大御門爾、宜名倍神佐備立有、名細吉野山者、影友乃大御門從、雲居爾曾遠久有家留と所見たる、背友影友は借字にして、背面影面の事なり、二(三十四丁)に、背友乃國之、真木立不破山越而とある背友も、亦右に同じ、拾芥抄に、山陽道を加宜止毛乃美知、山陰道を加宜止毛乃美知と有ると同じ事にて、國の面を云ふなるが、天日に向ふ域を以て影面と云ひ、其を後に成すを以て背面と云ひて、人家の後を門に對へて背門と云ふ背に同じ、(今も京都表、江戸表と云ふは、京都の方江戸の方と云ふに同じきを、此表は國に面と云ふと一事なり、又中古の歌に、門外の事を外面と詠める事

有るは、家の前を表と云ふに對へ云へるなり、右の背面とは同じからずと雖も、表を面と云ふ例是なり)足は、神名式に、生島巫祭神二座(並大月次新嘗)生島神、足島神と所見たる、此を古語拾遺神武天皇段、生島の細書に、是大八洲之靈、今生島巫所奉齋と見えたるを、祝詞式に、生國足國登御名者白氏、辭竟奉者、皇神能敷坐島能八十島者、谷蟻能狹度極、鹽沫能留限、狹國者廣久、峻國者平久、島能八十島度極とは、山嶽の峻嶮しき地を云ひ、鹽沫能留限とは、海濱なる土砂の凝り寄る地を云ひて、然して其峻嶮しき地を平坦けく狭少き地を廣大けく成して、國の面を足はし御在し坐せる御功を以て、生島、足島神とも生國、足國神とも稱へ奉る事、予が講義に已に註せるが如し、此を以て見る時は、上に引る萬葉二(四十一丁)に、玉藻吉讀岐國者、國柄加雖見不飽、神柄加幾許貴寸、天地日月與共、滿將行神乃御面跡、次來中乃水門從と有る歌の意を、亦説き明らかひる方なむ有ける、然るは其始に先、國柄加神柄加と云へるは神の御面跡と云ふ事に係りて、國がら

面の足へる、神がらか面の足へると奇しみ、自然に然有る神業に依りて然有ると、其然る所以を自問自答なり、天地日月與共滿將行と云ふは、右の詞に、狹國者廣久、峻國者平久と有るが如く、國の成り具ひ行くを云ふなり、神乃御面跡次來は、其國形の調へるは、其魂神の御面の次第に足はし坐せる事に云ひて、天地日月と共に、神と國との御面足ひ行く中間の程と云ひて、其地名の中の水門の事に係けたるなり、(又九卷に、望月之滿有面輪二と有るは、初月より望に至りて、次々に形の滿ち足らひ行くを云へるをも合せて思ふべし、又天足彦國押人命と申し、又、日本足彦國押人命と申し奉るなども、國形の足らひ行く事を以て稱へ奉れる御名なるをも思ふべし)又惶根尊と申し奉る御名の、國に係れる御事は、堅重凝根と申す義にて根國の事なりけり、播磨風土記に、國堅大神之子爾保都比賣命と有るは、傳七に云へる如く、土神埴山姬命の御父母と御在し坐す、此伊弉諾伊弉冉二神を國堅大神と申し奉れるなり、又古事記なる、天神の此二神に事依し給へる大御言に、修理一固一成是多陀用幣流之國と有り、又、大

穴牟遲、少那古毘那二神段に、作堅此國とも、作堅其國と所見たる、此等は國土を堅立させ給へるを然云へるを、此惶根尊のは、猶地下に凝り固まる意なり、同記なる須佐之男命の御父大神に申させ給へる御言に、欲罷妣國根之堅州國と有るを以て、其堅重凝根の義を明らひべし、重凝は萬葉七(二十五丁)に、眼不並買師絹之高自許里鴨、十二(四丁)に、思咲八更々思許里來目八面と有る是なり、又三(二十四丁)に、磐余之凝敷山乎、又(二十八丁)極此凝伊豫能高嶺乃、又七(十丁)に神左振磐根已凝敷、又(二十二丁)石金之凝木敷山爾、十三(三十丁)に、石根之已凝敷道之など有る、許基志伎の許基なども、右に相通ふ言なり、又古事記御身凝段に、其根之堅洲國の事を繁國と有るは、即ち醜國と云ふ事なり、醜は下凝の義なれば、其も同意に歸る義なる者なり、根は國の事なり、古事記に、日向國謂豐久士比泥別と云ひ、大倭の事を、亦名謂天御虛空豐秋津根別と見え、女島を亦名謂天一根と見えたり、又、出雲風土記に、所以號島根者、國引坐八束水臣津野命之詔而、負給名、故云島根と有るは、唯島と云



ふ事なるを、根の言を添へ給へるにて、中昔の歌に、大和島根と詠めるに同じ、右の如く國に根と云ふは、國土は萬物を載する基なるを以て根と云へるを、此の根は謂ゆる根國底國と云ひて、地心の方に、地上より根を指す國有るを以て云ふなり、鎮火祭詞なる伊弉冉尊の御言に、吾名妹能命波、上津國乎所知食倍志、吾波下津國乎所知牟止申底、石隱給底、與美津枚坂爾至坐底、所思食久、吾名妹能命所知食上津國爾云々と有る、上津國は、地の外表に在りて、男神の面足はし給ふ域なり、下津國は女神の入り給ひて、治め給ふ根國なり石隱給底と有るにて、其入らせ御在し坐し、道の巖窟なるを以て、其堅重凝根なる義をも辨ふべし、又古事記に、故號三其伊邪那美命謂三黃泉津大神と有るも、唯に往きて其國の主と御在し坐すには有るべからず、始より大地の根底の方を堅め凝らし給へりし、右に云へる如き御功の御在し坐すに依れる事となむ所思えたる、然れば此始に塗土煮尊、沙土煮尊と申し奉る御名御在し坐す塗土は柔らかなるに、沙土は剛く、又浮くと沈むの義を含みて、上下を分ち男女を定め、此に亦面足と申し

て、地上を形容り給ひ、惶根と申して地下を凝り固めさせ御在し坐せる神事の運びなむ、妙なりとも奇しとも、言に述べ語に發はして申さむも中々なる御事なりける、若て一柱御祖神等、悉くに國を生み給ひ畢へて、更に神を生み給ひ、大事を此に竟へさせ御在し坐して別處を建てさせ給ひ、男神は天上に、女神は地下に各事解らせ御在し坐して、國土を相保有たせ御在し坐す事よ、其始より斯りける所以有る事なり、其由りて來る所有る者なりけり、(其は皆謂ゆる皇祖天神の、天地を預鑄造し給ふ幽事の御在し坐すに因れる事、上に云へるを見て考へ合すべし、猶堅重凝根と説くに就て、例は傳二十卷石凝姥命の下に云へるが如く、彼神名も石重凝にて、其質石を居て、上に其鍛へる鐵を置きて凝らし固めて、彼謂ゆる八咫鏡をば造り奉らせ給へるにて、重凝の義なむ、此と全く同じ義なりける) ○伊弉諾尊、伊弉冉尊、古事記には、伊邪那岐神、次妹伊邪那美神と有り、其成り坐せる所には、如此く神と有りて、次に天神諸の御命を受け賜はらせ御在し坐して天降り坐せる所には命と有り、是なむ某尊某命と申すは、其

天神の御命を戴き持たして、其物其事に仕へ奉らせ給ふ所以に由れる事を明らむべき所なりける、傳一(六十三頁)に註へるを見るべし、此大神等の御名、鎮火祭詞には、神伊佐奈伎伊佐奈美乃命と見え、神名式にも、淡路伊佐奈伎神社など有りて、佐は清音なれども、猶外にも伊射奈岐神社、又は伊射奈美神社と出でたれば、古事記の如く伊邪と濁りて讀み奉るべきなり、出雲風土記には、伊弉奈積乃麻奈子坐と有る、伊弉を、古本に伊佐と作り、又伊弉奈彌命とも出でたり、此を清音に唱へ奉る時は、伊佐は石知の義に成りて、其義違ふべしと雖も、言の元より推す時は、伊佐は氣進の義にて、勇又は功など、同じくして、人を誘引ふと云ふも、此方の氣の進むからの事なりければ、其元は同言なりつらむかし、倍此なるも、伊弉は假字なり、諾は吳音の那久を、轉じて那岐に用ひられたるにて、諾にも冊にも意有るには非ざるなり、其冊字は、畏庵隨筆に、卷本に冊に作れる由云へり、其は吳音那牟なるを、轉して那美に用ひられたるか、一に混れて冊とは成れるにかとも思ゆれども、猶甚思束無き心ちの爲れば、其一本を

以て必ず然なりとは如何は定め得らる可き、此冊字は那美には遠き字なり、(校訂者云く、文明本學問所一本共に再に作れり、再は那舍切、音南なれば、那美の假字に用ひられしなり、冊、又冊は誤字なり) 然りとて古來書き來りて、諸本再を作る上は、此字に新に那美の音を命させ御在し坐して用はせ給へりと見奉りて、何の難き事かは有らむ、字は唯物に記す目標なる物にこそ有りけれ、敢て其字に泥むべきに非ざれば、予は古來用ひ來れる任にして、冊字を此に用ひさせ給へる音を、那美と心得て有らむとぞ思ふ、(同書に、板本冊を冊に作る、蓋冊を略し、丹に作るを誤りて再に作れるなり)と云へり、今此を取りて云は、冊と再と字形も似たりければ、偏と一つに成りて然誤れるなりとも云ふべけれども、此は云ふまじき事なり、記傳三卷に、冊は佐久音なれば甚遠し、又再と作かれども、佐伊音なれば、此も甚遠し、又冊を集韻に音訕と有れども、此も遠し、然れば右の字共に皆寫誤なり、或説に南字の誤ならむと云へり、音は然る事ながら、南字は用ひらるべくも思はれず、又聯字音南とあれば、此ならむとも



所思ゆれども、猶史記の管蔡世家に、周姬發の同母兄弟十人の中に、冉季載と云ふ有るを、正義に冉、作丹音奴甘反、或作邨、音同と有れば、此冉字なるべし史記は古より遍ねく見る書にて、殊に人名なるも由有れば取り用ひられたるなるべし、奴甘反なれば吳音那牟なるを、牟を美に轉じ用ひたる事、諸の例に同じ、是又例多き事なり」と云はれたるは然る説ながら、容易く古來書に來る事を改むべきに非ざれば、予は何方までも本の任に在らむとぞ思ふ）伊弉諾尊伊弉冉尊の伊弉を、口訣に誘語とあり、那比の略なる事、記傳の説の如し、然るは八洲起元章に、陰神先唱曰、喜哉遇可美少女焉云々、是行也、陽神先唱曰、喜哉遇可美少女焉と有る唱字を、金澤本に伊那那比氏と云ふ訓有り、然れば第一一書に、陽神先唱曰、妍哉可愛少女歟、陰神後和之曰、妍哉可愛小男歟、然而同宮共住而生兒と見えたるを唱和の御詞と、世に申すも伊那那比の御詞と申す者なり、古事記にも、此事前後に在りて、故爾反降、更往三廻其天之御柱如先、於是伊那那岐命先言阿那邇夜志愛袁登賣袁、後妹伊那那美命言阿那邇夜志愛袁登古

袁、如此言竟而御合生子と見えたる、此は二柱御祖神の妹妹の御契の御在し坐し、初めて國を生み給ひ神を生み給ふ大禮の御時なる事、傳四、五、に委しく註へるが如し、又此の第十一書にも、陰神先唱曰、妍哉可愛少男乎、便握陽神之手、遂爲夫婦と有るは、殊に其相率はせ給へる意なむ所見たりける、若此く相共に誘ひ御在し坐して、妹妹二柱嫁繼給ひて、國の八十國、島の八十島を生み給ひ、又、八百萬神等を生み給ひて、大事已に畢へさせ給ひ、功既に至り徳も亦大に御在し坐して、皇祖天神より事依し奉らせ給へる大御命の幸を事成し給へりければ、主張たる御名と定らせ御在し坐すべき自然なる勢にし有りければ、上に註へるが如く、其始、涅土煮尊、沙土煮尊と申し奉れりしより、次々に負はせ給へりし御名共は隠れて、唯此伊弉諾尊、伊弉冉尊と申し奉る方にて、御事跡も何も傳はれるにむ有るべかりける、（又記傳の一説に、此は遣合せむと爲給ふ時に交みに伊那那と誘ひ給へる御言を以て、即ち御名に負せ奉りしにて、那は汝にも有るべし」と云はれたるに、予も此初稿の時は甚く感けて、却りて其

本説に、伊那那比男君、伊那那比女君と云はれたるを、然のみ心にも留めざりしこそ、今思へば悔の八千度甚劣なき事なりけれ、然るにても新居繁豊が得させたる金澤本なむ、實に皇神等の我心を開き給ふとして授け給へる御靈物なりける、今此過を書し鈴屋大人に謝奉る者なり）伊那の例は、瑞珠盟約章第一一書、日神と素戔嗚尊と、相共に御誓の御事御在し坐しける井を、去來之眞名井と有る去來は、其正書に請與姉共誓と申させ給ひて、素戔嗚尊の御自誓ひ給ふとして、日神にも御誓の御事御在し坐すべき由を促がし奉らせ給へるに因る事、傳十四に云へるが如し、又神武天皇御紀に、先遣使者微兒磯城云々、更遣頭八咫鳥召之時、鳥到其營而鳴之曰、天神子召汝怡弄過怡弄過、音倭云々、次弟磯城宅而鳴之曰、天神子召汝怡弄過伊弉過と有るは、萬葉十三（卅四丁）に、率和出將見と有ると同じ事にて、去來其々と誘ふ義なり、神功皇后元年御紀に、則欲勸己衆と有りて、歌に、宇摩比等破、宇摩吉奴知、野伊徒姑播茂、伊徒姑奴池、伊弉阿波

那和禮波、又、忍熊王逃無所入、則喚五十狹茅宿禰と有りて、歌に、伊裝阿藝、伊佐智須區禰云々と見え、又應神天皇十三年御紀に、時攝大鷦鷯尊云々と有りて、大御歌に、伊裝阿藝と詠はせ給ひけるなど、何れも人を誘ふ義なるなり、其御紀に、時大神與太子名相易、故號大神曰去來砂別神、と有るを思ふに、御名易のことを勸めさせ賜へる故に、去來幸別神と申すことにて、古事記に謂ゆる獻易名之幣と有ることと因れる御名なるべし、又其二年御紀に、去來眞稚皇子と申すあり、又履仲天皇御紀に、去來穗別天皇と大御名を書し奉りて、去來、此云伊弉と有る、二の去來も、誘引ふ義に出でたりけむ事申すも更なり、又開化天皇御紀に、率川、此云伊社箇波と有るは、地名なれば誘ふ意は無かんめれども、率字を伊那と訓むから、其訓を借れる者なりけり、萬葉三（二十三丁）に、玉藻將苺率行見、四（二十八丁）に、率此間行毛不去毛、又（四十丁）枕與吾者率二將宿、八（五十六丁）に、今夜之雪爾率所沾名、十（二十九丁）に、吾舟者率榜出など有り、（又去來の字を用ひたる例は、一卷十六丁に、吾妹子乎、去來



見乃山乎、二十六丁に、去來子等、早日本邊、三卷二十六丁に、去來兒等、倭部早、六卷二十二丁に、去來兒等、香椎乃瀨爾、十九卷三十一丁に、此雪之消遣時爾、去來歸奈などあり、傳十六卷去來之眞名井の下に引けるをも見合す可し、和訓栞に、梵書に、今北地人相召、多云「去來」と見えたりと云へり、陶淵明か歸去來辭にも、去來を伊邪と訓み、源氏物語に、伊邪かし」と有るは去來々々にて、人を誘ふ詞なり、又、伊邪多麻閉と云ふ語の有るも、去來來給へと人を誘ふにて、何れなるも、伊邪は事を起すと、人を誘ふとの義を相兼ねたる者なり）又此伊邪より活きて、伊邪那布と云ふは、率並の義なり、續紀第十三詔に、衆人乎伊謝奈比率豆仕奉心波、禍息豆善成、危變豆全平牟等念豆仕奉間爾、第十九詔に、逆黨乎伊射奈比率面（中略）詔云之、此事伊佐西止伊射奈布爾依而、伊佐西牟止事者許而と有る、此伊佐西を、本に俱佐西と譯れるを、鈴屋大人の解に、伊佐西止なる可し、萬葉十四（二十三丁）に、安左乎良乎、遠家爾布須左爾、宇麻受登毛、安須伎西佐米也、

去來爲小床、伊射西乎騰許爾、と有る結句は、小床に早く入りて寐むと誘ふなり、中昔の詞にも、人を誘ふに伊邪西給へと云へる事有る是なり」と云れたる、實に然る言なり、又第三十一詔に、竊仁心乎通天、人乎伊佐奈比須々牟已止莫、第三十二詔に、諸能劣家牟人等乎毛教伊佐奈比進、常與利毛益須益須勤結理奉侍止之天奈毛、第三十三詔に、人仁毛伊佐奈方禮須人乎毛止毛奈方須之天、於乃毛於乃毛、貞仁能久淨伎心乎以天奉仕止詔、第四十五詔に、人乎伊射奈比、惡久穢心乎以天、逆爾在謀乎起臣等方、己我比伎婢企、是爾託彼爾依都々、など所見えたり、又萬葉三（五十八丁）に、物乃負能、八十伴男乎、召集聚率比賜比、九（二十三丁）に、鷲住筑波乃山之、裳羽服津乃其津乃上爾、率而未通女壯士之、往集加賀布羅歌爾、十七（四十五丁）に、麻須良乎能登母伊射奈比底、十八（二十丁）に、毛呂比登乎伊謝奈比多麻比、善事乎波自米多麻比豆と所見たる、何れも同じ事なり、若て其十（五十五丁）に、率爾今毛欲見、秋芽之四捷二將有、妹之光儀乎と有る、率爾を伊邪那美爾と訓めるは率並爾の意なり、堀河百首にも、伊邪那美に

今も亦見む、云々と詠めるに同じくして、那比を那美と云へるにて、此にて亦那比の意は知らる可きなり、（凡て某那比と云ふ語は此例にて、高那布は高並なり、朋那布は友並なり、皆此に同じく、比と美と通はし云へるなり、新選字鏡に、率又法をも伊佐奈布と訓みて、勸於人一也と註せり、又唱和の唱字、金澤本に伊邪那比氏と訓めるに、名義抄にも、唱字に伊邪波流とも伊邪那布とも云ふ訓見え、引唱を伊邪那布と訓み、人常に誘引をも倡引をも、伊邪那布と訓み、又佐曾布と訓める佐曾布は、進副の義にて、其義相等しく有るなど考へ合すべき者なり）故伊弉諾尊、伊弉冉尊と申し奉る、岐と美とは、上（百八十二頁）に謂はゆる大戸之道尊、大戸之邊尊と申し奉る、道と邊と、又、大戸摩彦尊、大戸摩姫尊と稱し奉る彦と姫と同じ事にて、彼成り餘れる物と成り合はざる物との稱を以て、御名の下に添へ奉りて、男神女神を別ち奉れるなり、下なる沫瀉尊の岐も、此に同じ事なり、倭然岐と美とを以て稱へ奉り別くる事は、古語拾遺に、高皇產靈神をしも、是皇親神留伎命と見え、神皇產靈神をしも是皇親神留彌命と有

るも同例なり、且、氣比大神宮舊記に、氣比大神の七社御子と有る中に、天伊佐奈彦神社、天伊佐奈姫神社と所見たるも、即ち此大神に御在し坐すなるべき事をも思ひ合すべくなむ有りける、（其は神名式に、越前國敦賀郡氣比神社七座、並名神大と見えたる其御社は保食神に御在し坐す事、傳十二卷に註せるが如し、然るに、此二神の御社をも合せて、七社御子と申すは枝社の謂にて、御親子の御事には御在し坐さるるなり、仁明天皇承和七年御記に、九月癸酉朔乙酉、奉授越前國從二位勳一等氣比大神之御子、無位天利劍神、天比女若御子神、天伊佐奈彦神、並從五位下と有る御子、即別社を申すなり、其社記の天伊佐奈姫神は、此の天比女若御子神に當るべき）又、姓氏錄に謂ゆる伊佐布魂命を申し奉れる御名と、神名式に、陸奥國會津郡伊佐須美神社（名神大）と、此二は二大神を合せて稱へ奉る御名に御在し坐せる事、傳十に註へるが如し、倭、伊佐布魂命と申し奉る御名の伊佐は率なり、布は生にて、粟生、豆生、芽生、麻生など云ふ生にて、物の出来る事を云ふなり、魂は例の如く產靈の義なり、又、伊佐須



美神と申すも率産靈の略なるにて、此二大神はしも、國土萬物を生み給ひて、世中に在らゆる神にも人にも御祖に渡らせ給へれば、國土より成り出づる萬物はしも、上は高皇產靈尊、神皇產靈尊、中は此二柱御祖神、下は謂ゆる五元神を始として、各其神有りて此を成し給へれば、此二柱御祖神に産靈の御名御在し坐す事、實に然有りぬべき理になむ有りける、傳八、十一、に云へる、五元神の所屬の御事に就きて考ふべき者なりかし、(但し其伊佐布魂命は、姓氏錄攝津國神別天神に、委文連角凝魂命男、伊佐布魂命之後也と見え、次に竹原同上と有り、次に額田部宿彌同神男、五十狹經魂命之後也と有る事なれども、此は大雷神、手力雄神、天日鷲神の神系を正して云ふ説にて、少縁の事に非ざれば、傳十一卷、二十二卷に云へるを考へ合すべし、因に云ふ、姓氏錄に、神別を天神、天孫、地祇と三統に立てられたる、其天神と云ふは、多くは此二柱御祖神の御子孫なるに、一所も其御名を出されずして、遙に遠き天御中主尊、高皇產靈尊、神皇產靈尊三柱を始め奉り、次には角凝魂命天底立命等に係けたるは、二柱御祖神より系

を立つる事を憚り奉る子細有る事と所見たり、次に天孫と申すは、天照太神の御子より始めて神代の庶流を云ふなり、次に地祇と云ふは、素戔嗚尊以下の裔を云ひ、神武天皇以後の庶流を皇別と云ひて、其近きを尊と爲る事にて、皇別を先とし、天孫を中とし、天神を後に爲る法なり、若て其系を二柱御祖神、又天照太神などよりは引かずして、何れも其始に立つ神を以て祖と爲る事なるを、其伊佐布魂命と申すも、常に稱奉れるとは異なるから、別神と心得て、此御名を擧げたる者になむ有りける) 故此二柱御祖神はしも、彼古國稚地稚之時と云ふ時より、天神の御命と、本より已に隱身にて御在し坐しけるを、其埜土煮尊、沙土煮尊と申し奉りける時より、今茲に至りて伊弉諾尊、伊弉冉尊と申し奉りて、顯身の神と成り定まらせ御在し坐せるながらに、其地上の事には係列はせ御在し坐さずして、國常立尊、豐斟尊、尊二神はしも、常在に御體を顯はし給はざるを以て、凡ての御功用世に顯はれさせ給はずと雖も、實には顯幽の差有りて各相預らせ給ふ御事申すも更なり、上に已に委しく云へるが如く、國常立尊はしも、大

地の公運を所知食す大神に渡らせ給ひて、開闢の初より已に一年二年の來經有り、豐國主尊はしも大地の私運を主どらせ御在し坐して、一日一夜の往き代はる事、亦其時より出來初めたりけむ事申すも更なり、又其國底立尊と申し奉る方の御功用に依りて、久方の空行く月は大地に屬き、五星は大地と共に天日に從ひて巡り初たりければ、形の如く天先成りて地後に定まりし者なりけり、師の天朝無窮曆に、大地の日に從ひて漂在ひ旋るに定まれる道有り、其は一年に日を一周しつ、一度は昇り一度は降る、是は大地の大運なるが、其昇り降りする間に、又三百六十餘の小運有りて、日に向ふ域は晝を成し日に背ける域は夜を成す、此は伊邪那岐伊邪那美二柱大神、其天皇祖三神の御言依しに因りて、彼天之御柱國之御柱と衝き立て固め給ひし靈威に因れる事なり」と云はれたる、實に然る言にて、此天地の公運私運はしも、別に右に云へる如き神の御在し坐して、然物爲させ給ふ事にては有れども、各獨神成り坐して隱身に御在し坐しけるから、此二柱御祖神の御事迹とのみ思ゆるが如くなるは、彼顯幽の差有るが故なり

かし、(但し月の巡り初めたりし事を、其第八章に、大國主大神の時に、月夜見國始めて大地より斷れ離れて空に見はれ、大地の旋るに從ひつゝ、運る事始まり、是よりして、大地より此を望めば、日と月と互に晝と夜とを持ち別けて、旋る如く見ゆる事とは成にたり)と云はれき、予が心には、日も月も天地の初より出來初めて有りけるを、日神月神は後に其國に入らせさせ給ふ事と見るが故に、此月と黄泉との説は、大に相乖ける事本よりの事なり、然れども、師は然る天壤と無窮き年月の來經を測量て、神代の日至も、今推して知るべく委しく物爲られしかば、其曆策の如きは、予飽くまで信じて、其説に従ふ事なり、然れば月の初めて旋り出でたる甲子歲甲戌を上らせて、二柱御祖神の御代の中に置けるは、其説にも違はざるべくや、曆の事はしも、甚々止む事なく太じき事なれば、予が説の若悪くば、此を棄つべく、若當りたらむと思は、師説に合せて、其月の旋り初たる年紀を推し究め、其より起して合朔の曆を立て、師の無窮曆の無窮ならむ事を、天下に事謀る人あらば、吾が靈合へる人とこそ好ばしかる可



かんめれ)然公運私運の有る此大地の上にて、泥土  
煮尊、沙土煮尊はしも、彼謂ゆる一物と共に成り出  
でさせ御在し坐しける大神に坐すを、其始の間の浮  
膏より、漸く渥の如く成り初めたりける此時こそし、  
天神諸の御命を戴き持たして、其賜はせたる天瓊戈  
を以て、其泥土を煮凝らして沙土を成し給ふ、此に  
於て礮取盧島なむ成り出でたりければ、其天瓊戈を  
衝き立て、天柱と化堅給ひ、國中の天柱と爲て、國  
鎮と太敷立てさせ給ひてぞ有りける、此に於て國土  
初めて見はるゝ運なり、此に繼ぎて角織尊、活織尊  
と稱へ奉りて、其成り出でむ國土の上にて、草木  
此に芽むべく、活物此に生ひ出づべく、大に土中に  
神氣を孕み初めてなむ有りけらし、次に大戸之道尊、  
大戸之邊尊と申し奉りて、八尋殿を化作させ給ひて、  
初めて住ませさせ御在し坐すに至りては、其隱身に  
御在し坐しけるも、稍顯身の人の状に見はれさせ給  
へるに依りて、此に彦姫の稱あり、若して、面足尊、  
惶根尊と稱奉れるが如く、御面の足はし御在し坐す  
から、威儀此に於て具はらせ給へるなり、又國土の  
面は、地上に足り整ひ、國柱は地下に凝り固まりて、

神も國も相共に全く具はれりしかば、已に其爲夫婦  
爲させ給ふべき御時に至りて、相共に率なひ給ひて、  
國を生み神を生給ひて、今見る如く、此國土萬物を  
成し給へるが故に、然申して、此二柱御祖神の無上  
き、御功を以て、負ひ給へる御名になむ有りける、  
(故此より後には、伊弉諾尊、伊弉冉尊と申し奉るよ  
り外に、御名の御在し坐さるは、此に因れるもの  
なり、又此に依りて、其泥土煮尊、沙土煮尊と申し  
奉れるより以來、次々に稱へ奉れる御名は隠れて、  
別神の如く傳はれるから、五代十神とは別れたるに  
こそ有りけれ、實は唯此の伊弉諾尊、伊弉冉尊、二  
神のみぞ御在しける) 偕此の五代十神の御名の御事  
を、記傳に次第に配り當て負せ奉りし者なり」と云  
はれたりけるこそ、味氣無き事なりけれ、凡そ物有  
りて名なき事なく、名有りて物非ざる事無き事、古よ  
り然り、誰かは然る推し當の事をば成すべき、又説  
に、國土も神も、其神の生み坐し、時の形狀の、各  
其御名の如くなりしには非ず、必しも其時の形狀に  
は拘はらず、唯大凡を以て、次第に御名に配當たる  
のみなり、然れば此御名々々を以て、各其時の形狀

とは、當て、は見るべからず、此を能く辨へずは疑  
ひ有り」と云れたるは、大人の言とも思えざる粗説  
と云ふ者なり、彼景行天皇の、大倭國者以三行事、負  
り名國也と宣へる大御言を引きて、傳(二百九頁)に  
云へるが如く、事實の説は傳ふる方に取りて、互に  
少かの相違もなき事能はざるを、其行事を以て御名  
に負はせる事はしも、誰が目にも、其と著明き御所  
爲以て、御身自らも然御名乗り爲させ給ひ、他より  
も其趣を以て稱へ奉る事なるが故に、赤きは何れよ  
りも赤く、黒きは誰が見るも黒しと云ふより外なき、  
此即ち正實の名と云ふ物にし有りければ、此御名を  
以て其御事をば明らかめ奉るべきを、其をしも、其時  
の形狀と當て、見るべからずば、何を據としてかは  
伺ひ知り奉らむ、然れば此は初めて此皇大御學を起  
されたりける時の事なりければ、各其御名其の義は  
しも、二柱御祖神の御事迹に合ひて、其以前の事  
は中々に合はざりければ、其の疑有るが爲に、然云  
はれたるにて、其然疑はしく見えたりけるこそ、却  
りて上件の御名其はしも、此大神の幼くより、次々  
に負ひ坐せる故なりけりとは、見ゆる事なりけれ、

偕古事記序に、然乾坤初分、參神作造化之首、陰陽  
斯開、二靈爲群品之祖」と有りて、上の三神と此二  
柱とのみを擧げて、餘事を云はざるは故有る事なり、  
其は彼天御中主尊、高皇產靈尊、神皇產靈尊の三神  
より、直に此伊弉諾伊弉冉二神に承くる所以ある事  
にて、彼可美葦牙彥舅尊、天常立尊は天神に坐して、  
天を造り立て給ふ神には坐せども、正身は隱身に御  
在し坐し、國常立尊、豐斟淳尊は、國と俱に生ひ坐  
せる神には坐せども、公運私運の事を所知看て、其  
御功用國土の全體に互る事にて、本より隱身の御所  
爲に渡らせ給へれば、何方までも國土の始は、唯此  
二柱御祖神のみぞ御在し坐しける、故古事記に、於  
是天神諸命以、詔伊邪那岐命、伊邪那美命二柱神、  
修理一固一成是多陀用幣流之國、賜天詔矛而言依賜  
也と見え、此八洲起元章第一一書にも、天神謂伊弉  
諾尊、伊弉冉尊云々と有りて、彼參神より、直に御  
事依しの御事こそは御在し坐しけれ、故西蕃の古説  
にも赤縣太古傳に徴されたるが如く、右の參神は、  
上皇大一、元始天王、大元聖母と申して、儒家に謂  
ゆる大一氏、盤古氏是なり、二靈は天皇氏、地皇氏



是なり、人皇氏は其御子に當りて、素戔嗚尊是なる由、三五本國考に説き註されたるが如し、(其引れたる三五曆記に、盤古氏夫妻陰陽之始、陶鎔造化之主、天地萬物之祖也、盤古氏之後、乃有三皇、此天地人之始也と有りて、彼には可美葦牙彥舅尊、天常立尊に當り、國常立尊、豐斟淳尊に當る神無くして、盤古氏より直に三皇に互るは、此にても參神と二靈と相續くに同じ、然るにても我古傳には、右等の隱身なる神の御在し坐して、幽に天地を相造らせ給へる古説の如此傳はれるこそ、實に貴く辱なき御事には有けれ、又平田翁の訂正せられたる春秋命曆序に、天地初立云々、有<sup>三</sup>天皇氏、十二頭號曰<sup>三</sup>天靈云々、地皇亦十二頭、號曰<sup>三</sup>地靈云々、人皇九頭云々、出<sup>三</sup>谷口、一曰<sup>三</sup>陽谷、分<sup>三</sup>九河、依<sup>三</sup>山川土地之勢、裁度爲<sup>三</sup>九州、謂<sup>三</sup>之九圍、各居<sup>三</sup>其一、因<sup>三</sup>是而區別と有りて、彼に天靈地靈と云へるは、我が一靈に當る事、驚くに堪へたりと云ふべし、又彼には素戔嗚尊の御事はしも、人皇氏と云ひて然傳はれども、天照大神の傳無きは、此を昊天上帝と申して、三皇の外に置きたる者なり、又御鎮座傳記に、一記曰、伊弉諾伊

弉冉尊と有る下に、古語曰、伊舍那天伊舍那天妃と云へるは、兩部習合者の所爲なる事本よりなるが、類聚神祇本源などにも、此名を以て二柱御祖神に當てたる所々此彼有れば、五六百年以前よりの説なりと雖も、當らざるには非ざるべし、又印度の古説十二天饒軌に、伊邪那天、舊云<sup>三</sup>疏摩醯首羅、唐云<sup>三</sup>大自在天、此天歡時、諸天亦歡喜、威光倍增、安穩而住、此天曠時、魔衆皆現、國土荒亂とも、伊邪那天、與<sup>三</sup>諸魔衆、俱來入<sup>三</sup>此檀、同時受<sup>レ</sup>供とも有り、大毘盧舍那經住心品に、黑天流に、梵言<sup>三</sup>嚕捺羅と有るを、因明論に、嚕捺羅是摩醯首羅之化身也、亦名<sup>三</sup>伊邪那、是欲界頂伊舍那也と有りしが面白くて、今抄出でたるなり、又新井君美が西洋雜記に、犬戎より聞きたる印度佛法説に、昔伊曾良と云ふ有り、天よりして高山の頂に降る、伊曾羅即ち國人に教を施し、人々を安樂得道せしめて、而後に天に昇り去る云々と書せるは、正しく右の伊舍那天にて、我二柱御祖神の磯取盧島に天降坐し、事と、伊弉諾尊の登天報命の事とを傳へたりし訛説なり、又其天地開闢説に、太古の世に、造物主已に天地を造有して、後に人の

始祖男女二人を造りて、此を樂界の地に置く、其男を阿陀牟と云ひ、女を延婆と云ふ、一云、造物主天地を造成して、後に魂を搏成して、此二人の形を造り、萬民の始祖と成す云々と云へるも、此の訛傳なり、猶斯る類の説共、各萬國に傳へたるらむが多かりぬべし、然は有れども我が神典の古傳を天柱國柱と底津石根に太敷立て動く事なきに至りて、我が古傳に合ふ物を正とし眞とし、我が古説に乖ける者を邪とし偽と爲る選ひ方有りて、我師の如き神眼を具へたる大偉人に非ずば、猶々なる人の出來べき事に非れば、中々なる物損ひを成さむよりは、唯我が神傳の古説を守りて有りなむこそ、過無かるべき事なりけれ、頃者京江戸に神典窮理と云ひて、俗士共を驚かす妄説の起りけるなむ、心痛き事なりける)

一書曰<sup>三</sup>此二神<sup>三</sup>青檀城根尊<sup>三</sup>子也。

して御子を生み坐せるは二柱御祖神に始りて、此より後の事にし有りければ、信に口訣の説謂れたり、借此青檀城根尊と申し奉れるは、右の正書に所見たるが如く惶根尊の御名なり、然るを舊事紀には、六代耦生天神、青檀城根尊、(亦云<sup>三</sup>沫蕩尊、亦云<sup>三</sup>面足尊、亦云<sup>三</sup>妹吾屋檀城根尊、亦云<sup>三</sup>惶根尊、亦云<sup>三</sup>蚊鷹姬尊)と書せるは、此に亦曰<sup>三</sup>青檀城根尊、亦曰<sup>三</sup>吾屋檀城尊と並び出でたるを、御妹妹に御在し坐す如く心得違へたる僻事なり、右の如くば、男神と女神とに、唯、青の義を見る所なきは、古傳に聞きからの推當なり、又沫蕩尊を亦名と爲るは、次の第八一書に、沫蕩尊、生<sup>三</sup>伊弉諾尊と云ふより附會たりし事見え、又、面足尊を亦名と爲るに、此に、此二神、青檀城根尊之子也と有るを以て、此を面足尊ならむと思ひ寄りたる所爲にて、其巧み甚拙く見ゆるぞかし、口訣に、以<sup>三</sup>面足之名、二神共體有<sup>三</sup>面背之義、以<sup>三</sup>惶根之名、二神備<sup>三</sup>陽根陰根之義也云々、亦曰者以<sup>三</sup>一名爲<sup>三</sup>二神名一也と云ふ事も、舊事紀より延きたる誤なり、此大戸之道尊、大戸之邊尊、伊弉諾尊、伊弉冉尊の如



き一名を以て、二神の御名と爲る事には有れども、道と邊とを以て分ち、岐と美とを以て稱へ別けて、各二神別々の御名と成すなり、阿袁と阿夜とは音の轉れるのみ、何ぞ二神を稱へ奉り別けたる例には引かる可き、(且、蚊鴈姫尊と申すは何に出でたる御名なるにか、如何に思ひても思得られず、若是妄なる神名ならずは、外より混れたるなるべし)

一書曰。國常立尊。生天鏡尊。天鏡尊。生天萬尊。天萬尊。生沫蕩尊。沫蕩尊。生伊弉諾尊。沫蕩。此云阿和那伎。

此は甚く異なる傳説に在りけり、然異なるからには、又殊なる事も有らむと、年頃思ひ渡りつれども、未だ考へ得ずてなむ有けるを、猶思慮の智なむ至らざりけらし、別なる意も得ずて有りけるに、如此異なる傳説には、尋常の言を以て當るべからず、甚く殊なる言を以てこそ、其異なる所を説くべかりけれと、今試に説を成すべきなり、然れば此は神世七

代と云ふ中に、正書を始めて佗一書其の御世繼の狀とは、等しからざるべくして、此は彼造化の首を成し給ふ三神の御靈に資りて、天中に一物の成り出たる其物より別れ昇りて、天先成り、其天より神靈の天降り御在し坐して、國土の成り始まれる次第に合せて、神の御名を列ね擧げたる者なれば、如此く傳ふるも亦一の傳にて、事實に合せ心得れば、更に異なる所なむ非りける、斯れば神の成り坐せる傳は云ふ迄もなく、別天神五御代、次には此神世七御代の如しと雖も、天地の始めて立ち定まる次序を心得む事、何れか此傳には勝れりける、私記に問、一書、國常立尊生天鏡尊、天鏡尊生天萬尊云々、既全云生、其意如何、答、是後代之見代々相嗣而、假謂之生、未ニ必事實也と云へる如く、代々相嗣く謂には、本より非ざる事なるが、其味なむ此中に在る事なりける、(但し此事、古より明らかならざりけると所見て、説き得たりと所思しきは、一として非ず、口訣に、生者、神爲此理、所謂神者鏡也、天鏡、天萬、沫蕩者、國常立尊之明理、伊弉諾尊之明事、明事即明理、明理即明事也との如き空理を説きて、

事實を誤れるを本として、然る類の妄説のみにして、説き得たるはなく、又は唯に此を僻説なるが如く説き成せるなどは、本より妄なり) 故其國常立尊生天鏡尊と有る、此天鏡尊と申し奉れるは、寶鏡開始章第一一書に所見たる石凝姥命を、神宮の書共に天鏡命と有るは、鏡作神の謂にて、此とは別なる事、傳二十に云へるが如し、此に鏡と有るは、炫火、又炫日の謂にて、彼葦牙の如くして萌え騰れる物に因りて成出させ給へりし、可美葦牙彦舅尊の亦御名になむ御在し坐しける、然るに、古事記に依るに、其神はしも別天神と申して、國常立尊よりは已に二御代以前に成り出でさせ御在し坐しける神に渡らせ給へるを、國常立尊の生み坐せるとしては違へるに似たりと雖も、然に非ず、已に第二一書に、天地初判、一物在於虚中、狀貌難言、其中自有化生之神、號國常立尊と有るが如く、天中に一物を生むと云ふに、可美葦牙彦舅尊は、已く係る事にては有れども、然成り出でたる上は、一物の全體、即ち國常立尊に凡て係る事申すも更なり、然して第二一書に、古國稚地稚之時、譬猶浮膏而漂蕩、于時國中生物、狀

如葦牙之抽出也、因此有化生之神、號可美葦牙彦舅尊と見え、古事記にも、次國稚如浮脂而、久羅下那洲多陀用幣疏之時、如葦牙因萌騰之物而成神名、宇麻志阿斯訶備比古遲神と見えたる、是一物の、國より、葦牙の如くして萌騰れる傳説なり、此に於て、國常立尊生天鏡尊と云ふ事實は、飽まで備はれりと云ふべし、然して、其萌え騰れる物は、平田翁の云れたるが如く、燃えつゝ、萌え、明りつゝ、騰れる由なる事、此物即ち天日と成りて、宇宙を照すを以て灼然かり、炫火、又炫日と云ふ言の本なむ此に在るべき事なりける、又其國稚地稚と云へるは、塗土羹尊、沙土羹尊の御名の起る所以なり、故第五一書には、其中生一物、如葦牙之初生塗中、也と有り、已にも云へる如く、此は伊弉諾伊弉冉二神の幼き御名なるが、國常立尊と共に一物に就て成り出させ御在し坐しけるも灼く、此萌え騰りて成れる天をし母として、天日は生れたる事を思は、此二、共に疑はしき節は無らむ者なるぞかし、(國常立尊はしも、正しく此國土と俱に生れ坐せる神なり、然るに其御



子に天鏡命と、天を以て稱へ奉る事を怪しがりて、人皆此一書の傳を物とも爲ざる事なれども、斯る事をだに知り得たらむには、皆がら天地の始の狀なむ、目に見る如く明かなるべき事なるを、然ても可惜しき事なりかし、又已にも云へるが如く、天照大神はしも、伊弉諾伊弉冉二神の御子に御在し坐せば、國土をこそ所知食すへき御事なるに、高天原をしも事依し授奉らせ給へるを、人皆怪しがらざるは、不審しき事なり、其事と此の國常立尊生天鏡尊とは、大に疑ひて大に開くべき所なるを、其迄は推究めずて、疑ふへき所を疑はず、疑ふまじき所を疑ふまじき心を師と爲る尋常の人の習ひなる故又、其天鏡尊生天萬尊と云ふは其天鏡尊はしも、彼葦牙の如く萌え騰れる物を以て、天日の御國を立てさせ御在し坐しけるを、其天日を天の最中に定め給ひ、天の最上に日之少宮を立てさせ給ひ、其を本として、天底を百結びに結び、八十結ひに結び給ひて、天壁立極みを具ひ成し給へるにて、國土にて面足尊と稱へ奉る神の御在し坐すと異なる事なき御名に渡らせ給ふ事次に説へるが如し、然して其神は誰にか御在し坐さむ、

天常立尊に御在し坐す事申すも更なる者なりかし、(故國常立尊の生れ坐せると云ふには非ざれども、可美葦牙彦舅尊の、其葦牙の如くなりし物を引き上らせ給へるは、其子の運に當り、又其物に因りて天の處を立させ給へるは、又其子の運なり)若て又天萬尊生天萬尊と云ふ事はしも、古事記に、速秋津日子、速秋津比賣二神、因三河海持別而生神名、沫那藝神、次沫那美神と有ると同名にして異神なり、記傳五(三十九丁)に、沫は字の如く、那藝は水上の和たる意、那美は水上の騒ぐを云ふなり」と説かれたりければ、此と其と同意か別義かと、此を正し見るに、其とは大に異なる所有る者になむ有りける、沫蕩此云三阿和那伎と云へる阿和は、八洲起元章に、是獲三滄溟と云へる、其物の事にして、師説の如く、此大地の全くと云ふ稱なる事、次に云へるが如し、那伎は成君の義なりければ、此に對へて、女神に字は如何書けるにか、阿和那美と申す御名も御在し坐すらむ事、推して考ふべき者なり、然るを、天萬尊、若し天常立尊ならむには、何故に此沫蕩尊を生み給へるぞと云ふに、此は大に故有る事なりけり、然る

は、彼一物より葦牙の如き物の上り去りて、残り留まれる此國土はしも、猶水月なす浮漂ひてなむ有けるを、漸々に國土と成り定まるに至れるは、全く彼沫の凝り固れるに依れるが、其沫は何より成るぞと云ふに、天日の光に蒸されて水の沸くに依りて出来る者にし有りければ、天先成りて地後に定まるなむ、此事に依るべき事なりける、故生沫蕩尊と云ひて、其實は壘土煮尊沙土煮尊以下の御名の如く、伊弉諾尊、伊弉冉尊二神の早き時の御名なるが、此傳にては已に一世として、沫蕩尊、生伊弉諾尊とは云へるにこそ有りけり、(其も亦、何に依りて然言ふぞと云ふに、右にも引けりし舊事記に、青檀城根尊と書して、細書に、亦云沫蕩尊、亦云面足尊と有る青檀根尊は、惶根尊に渡らせ給へれば、其と此とを混一に爲るは、誤なる事本より論を待たず、然れども、沫蕩尊、面足尊を相並べたるを捨て難き心ちする)○天鏡尊は、火之炫昆古神の例に准へて、天之と訓み奉るべし、借此鏡は借字なり、彼葦牙の如く萌え騰れりし由に依りて炫火の義なり、此物に依りて即ち天日の御國は立てりければ、炫日の義にて火と日

と相同じ、正書に、天と成れる物の事を、其清陽者薄靡而爲天と有るが如く、浮膏の如くなる物の中より生ひ出たりと雖も、其質は清く澄み明らかなりし物にて、其下に精妙之合搏易と有りて、麗美しく微妙なりし物と通ゆれば、然成定まれる上にて、遠く此を瞻望奉れば、實に明麗しき事、眞澄鏡の如くなむ有りければ、彼鏡は炫所見なると同じ義を以て、諾しも天鏡尊とは大御名に負せ給へりける、借加賀美の加賀は明々の言の切されるべし、古事記に、火神の亦名謂火之炫昆古神、亦名謂火之迦具土神、(加具二字以レ音)と有る、炫と迦具と共に火の光耀を云ふなり、天孫降臨章に、螢火光神、又神名に、星神香々背男有り、其香々も炫なる事右に同じ、其第一一書に、猿田彦神の事を、口尻明耀眼如三咫鏡、而、絶、然似赤酸醬也と見え、人名には、古事記日代宮段に、訶具漏比賣、又柴垣宮段の甲斐郎女を、御紀に香火姫皇女とあり、安閑天皇元年御紀の香々有媛、又作物語ながら竹取の香具耶姫などは、身より光を放てる由を以て號けたるなど、何れも香々又香具は炫の義なる者なり、猶其火之炫昆古神に就さ



て、記傳五(五十四丁)に、靈異記に、炫を加々也計利と訓み、字書にも耀光也とも、火光也とも、明也とも註せり」と云はれ、猶出雲神賀詞に、夜波如火鏡(カガヤク)光神在利、又其國の風土記に、楯縫郡加賀郷(中略)御祖神魂命御子支佐加比々賣命、關岩屋哉詔(金弓)以射時、光加々明也、故云(ニ)加々々(ト)見え、又倭姫命世記に、有(ニ)靈物(ト)照耀(ト)如(ニ)日月(ト)奈利(ト)と云ひ、遊仙窟に、熠燿を加賀夜久と訓み、又怕明にも、羞明にも、麻婆由伎、又、加賀婆由志と云ふ訓有る、何れも、加賀は火に在れ、日に在れ、其光華の韻ひ出づるを云ふ言と通えたり、借鏡の美を日と云ふ事は、舊事紀に、天八百日尊と有りて、細書に獨化天神第四世之神也と有る、獨化とは、古事記に謂ゆる獨神成坐と云ふ事なるが、上の三世は、天御中主尊、高皇產靈尊、神皇產靈尊の三神を以て、次には可美華牙彥舅尊は、實に四世に御在し坐せば、此に當れるを、又天地開闢の次第を以て云ふ時は、國常立尊の、此一物有りて其より萌え騰れる故に、國常立尊生(天鏡尊)と有るが如くして別なるが如くなれども、共に合せ見るべき事にて、實には同じき事、其事意を説

きて曉るべき者なり、偕其八百日と云ふは上(百四十五頁)に註へるが如く、星の事なり、彼角靈魂命とも申し奉りて、八百綱千綱打ち延へて、天壁立給へりし御功用に合せ思ふべき者なりかし、(如此く云ふ時は、天日も列宿も緯星も、皆彼一物にて、此國常立尊の國土より生り出でたと云ふに成れるは、此大地の小を以て、右等の大を成さむ事を如何と思ふべきなれども、天地の初に天中に成り出でたる彼一物を除きて何物かは有る、若此の外に物有りとならば、一物とは傳へらるまじき者なるをや、三大考にも此を譬へて、近くは人身の成れる始にても知るべし、父母の交合の時に滴たる物は微なれども、月を経て兒の形と成るに非ずや、又人も鳥獸蟲魚なども、生れ出でたる時は猶小さけれども漸に大きに成る、其中にも殊に蛇などは、生れたる程は尋常の小蟲なれど、年久しく経て大蛇と成るに至りては、殊の外に大なる形ならずや、又草木も同じ事にて、生ひ初めたる二葉の時は甚小さけれども、年を経ては雲居を凌ぐ大木と成る者なり」と譬へ云へるが如く、彼景行天皇十八年御紀に、到(ニ)筑紫後國御本(ト)居(ニ)高田行

宮(ニ)時、有(ニ)僵樹(ト)長九百七十丈焉、蹈(ニ)其樹(ト)而往來云云、有(ニ)一老夫(ト)曰、是樹者歷木也、嘗未(レ)僵之先、當(ニ)朝日暉(ト)則隱(ニ)杵島山(ト)、當(ニ)夕日暉(ト)覆(ニ)阿蘇山(ト)也と云へるは老夫に聞きて知る程の事なりければ、其御世よりは遙に以前の事なるべきに、朽ち残る所當時九百七十丈と聞ゆれば、其に半倍を加へて、凡そ千四百五丈程の立木なりしなるべし、此を間數に直して三千間許、今の里數に積りて二里八丁餘の大木なりと雖も、其實生の時は、僅に長四五分には足らざる殻を割りて出でたるにて、其實に倍る事幾百萬倍とも知られざる程の事なり、又其大木に生れる實に、實を殖多繼がむには、天下の大なるも植え盡すべき程の事ならずや、今此に譬に取れるは、其實生の實は謂ゆる一物なり、大木は天日なり、枝葉は列星なり、寄生は緯星なり、根株は大地なり、又其枝葉に成れる實落ちて又別に生ひ出づるも有るべし、恆天の星辰凡て是なり、此僅なる實より、杵島、阿蘇の高山を覆ひ隠せるを以て、彼造化三神の御靈に依て、天中に成り出でたりし一物、即ち根と成りて、天象地儀如(レ)此(ト)に成れる者を、何の疑をか容るべからむ

○天萬尊は天之と讀み奉る可し、即ち是天を具ひ成し給へる意の御名なる者なり、萬は數なるも、百千に寄り合ひて具成れる稱なる事、已に傳一(五十二頁)に云へるが如く、此も其同言なるにて寄、宜又は歎など、又善惡の善と、共に同意なるなり、其は萬葉一(七丁)に、山常庭村山有等、取與呂布天乃香具山云々と見えたる取與呂布は、足具へる義にて、不足事なく形容を備へたるを云ひて、其(二十三丁)耳爲之青菅山者云々、宜名倍神佐備立有、三(二十丁)一丁)に、宜奈倍吾背乃君之、負來爾之此勢能山乎、妹者不喚、六(三十二丁)に神佐備而見者貴久、宜名倍見者清之と有る、宜名倍も宜並と云ふ事にて、與呂布と與呂志と同じ、又同卷(四十三丁)に、山並之宜國跡、川次之立合郷跡とも有りて、一には宜と云ひ、一には立合と云へる、立合ふは物の具ふ義なるをも照し見るべし、又御贖儀の荒世和世の御服を、江次第にも、色葉字類抄にも、豆々志余呂比御服と見え、執政所抄宮畔祭文に、綿布津々志與呂比爾と有るは、縫ひ調へず綴る意を以て云ふ稱なるべし、戎衣を具足と書きて與呂比と訓むも、悉く備りたる



を云ひ、裝束を與會比と云ふも右に同じく、此は宜字を與呂志とも與志とも訓み、又因をも依をも與流とも與志とも訓むと同義なるにて、喜惡の善も物の成り整ひ備はれるを云ふにて、其言異なるには非ずかし、與呂豆の豆は、謂ゆる天津神、國津神などの津にて、津は予が常に説ける如く、處字の義にて、天萬尊と申し奉りて、天之萬處尊と申す義と通えたるに、右の天鏡尊の下に引ける、舊事記の天八百日尊の次なる天八十萬魂尊と有りて、細書に獨化天神第五世之神也と云へるは、天常立尊に合へれば、正しく其同神に御在し坐す御事は知らるゆり、借其萬と云ひ、八十萬と云へる、天の處は、謂ゆる天壁立つ極に在る恆星ならずは、何をば差して稱へつべき、又此萬に具足の義有り、裝束の義有り、正書に、天先成而地後定と云ふ事の、此天常立尊に係れる事思ひ合すべき者なり、然れば此天鏡尊生天萬尊と有るにて、彼葦牙の如く萌え騰れる物より、天の成り定まれる時を兼ねたる御名になむ御在し坐ける、因に云ふ、神名式に、越前國敦賀郡、天八百萬比咩神社と有るは、本より別神なれども、此例を以て推

すに、天八百萬魂尊と申すべき御名の狀なり、然れば八百萬神を八十萬神と換へつる頃などに改めたりけむも知るべからず。○沫蕩尊、下に沫蕩、此云三阿和那伎と有りて、伎は男神の稱なる事、已に上(百四十六頁)に註へるが如し、然れば此に對して、女神に沫那美尊と申し奉る御名御在し坐すべき御事申すも更なり、然るは、此は沫成君と申し奉る意なるを、何を以て天萬尊の此神をば生ませさせ御在し坐しけるぞならば、彼浮膏より溼土と成り沙土と成り國土と成れる其始は、水より沫と成りて然てなむ溼土と成り沙土と成りて國土と成れる物なるが故に、八洲起元章には、彼一物の全體を滄海と云へり、師説に、滄海とは即ち彼一物の事にて、此國土を總べて云へる古言なり」と云はれたるは然る事なり、然るは其葦牙の如くして萌え騰れりし程は、大地も未だ凝るべき所には至らずして、或は游魚の水上に浮べるが如く、又は海上なる浮雲の根係る所なきが如くして漂在りけむを、天先此に已に成れりければ、其天日に從ひて大地の回市出で來、又其に就きては晝夜の動みなども出で來て、天日の光輝を等しく受けて、

其氣大地に融通れるが故に、溼土沙土を分つ事に至れりければ、沫は其本に在るが故に、然る御名は御在し坐しけむと所思しければ、實に此の所即ち天常立尊生沫蕩尊と云ふ御事迹にして、始は此大地より判れて天と成るより、又天より生じて此大地の定まる謂れなむ妙に奇しき事なりける、然れば此の神名の次第はしも、天地開闢の狀を云ひ教へさせ給はむとして、各其神の成り坐る御事よりは、其御事迹の次序を並べて、其御功用の趣を傳へさせ給へる者にして、神代の遠きも今此に見るが如く、神功の大きなも眼前なるが如く傳へさせ給へる者にして、實に奇異なりける御事共なり、斯れば、滄海とは沫生之原と云ふ事なるにや有るべからむ、其は八洲起元章に、是獲滄溟、其矛鋒滴瀝之潮、凝成一島、名之曰礮取盧島と有るが如く、此島を根とし本と爲させ御在し坐して、大八洲國を生給ひ、然後に即ち對馬島壹岐島及處々小島、皆是潮沫凝成者也、亦曰水沫凝而成也と有る、及字は、大より小に及ぼす義なれども、外國の始は、予が謂ゆる蛭兒淡州と云へる是にて、其起はしも甚だ少やかなる物なりければ、

大八洲國の大に對へ云へる者なりけり、此意を説きて、記傳五(二十八丁)に、處々小島と有るは必しも小島のみには限るべからず、大八島の外なるを、皆凡て如此は云へるなれば、其中には大なるも有るぞかし、然れば皇國に屬ける島々のみならず、諸の外國をも大なる小きを云はず、皆此中と爲べきなり」と云れたるは、實に見抜かれたる説にて、彼潮沫水沫より後に、漸次に凝り成れる外國共はしも、此大八洲國に比ぶれば、幾千萬か廣かるらむも知るべからざるを、皆から然る沫より成り出でたりと云ふを以て、滄海は沫を生みて國を成す處なるを知るべき者になむ有りける、委しくは傳四、五、六、八、に云へる説共をなむ合せ考ふべき者なり、今も浮石などの海上に凝るを見るに、始は潮水の日氣に沸きて泡沫の漂在ふなるが、何時となく固まりて石と成り、又川水に浮べる沫も然有り、自然の泡沫すら如此し、況して國を立てさせ御在し坐す神の御上に於ては、如何なる事をも成し出させ給ふべき者なり、此に就て思ひ出でたるは、上にも引ける天經或問に、新語曰、大虛之中、元氣摩盪、蒸爲重脹白霧、陰滋陽長、



吹息不<sub>レ</sub>息、遂豁然内空、有<sub>レ</sub>若<sub>二</sub>浮漚<sub>一</sub>、日月星辰從<sub>レ</sub>此麗矣、故造<sub>レ</sub>天元起<sub>二</sub>于微氣<sub>一</sub>、于<sub>二</sub>空漚中<sub>一</sub>陽氣噴薄燥、爲<sub>二</sub>野馬塵埃<sub>一</sub>、日飛露聚旋轉凝<sub>レ</sub>中、遂坏然内實有<sub>レ</sub>若<sub>二</sub>彈丸<sub>一</sub>、大地山川從<sub>レ</sub>茲始矣、故地原起<sub>二</sub>于微塵<sub>一</sub>と見えたる、空漚則ち沫の事なるが、此物天氣を得て、凝りて野馬塵埃となり、其より大地山川の出來れると云ふ事は、能くも云ひ得たり、又斯る事を思はれたりけるにや、五十音義訣にも、阿和は實には青の義にて、古語に大空の壁立極をば、青雲能<sub>レ</sub>靄極と云ひ、大地の廣き狀を青海原潮之八百重と云へる如く、青色即ち天地の初より、其麗雅<sub>レ</sub>氣の薰り滿ちたる沫なればなり」と云はれたるも、打ち合ひて思ゆる事なり)又上(百九十八頁)面足尊の下に引ける生島神詞に、生國足國登御名者白氏、辭竟奉者、皇神能敷坐島能八十島者、谷蟻能狹度極、鹽沫能留限、狹國者廣久峻國者平久、島能八十島墜事無、皇神等能依左志奉と見えたる、鹽沫能留極は、下なる狹國者廣久と云ふに對へる語にて、右の御紀に、處々小島皆是潮沫凝成者也、亦曰<sub>二</sub>水沫凝而成<sub>一</sub>也と有るに合へる文なるにて、其初は處々に島と云ひける程の事な

るを、漸々に潮沫水沫の凝り成りて、外蕃諸國は、神代を過ぎて後に、今も成り居る事なれば、寔に狹國は廣くと云ふべき狀になむ有りける、本草和名に、鹵鹹(陶景註云、是煎<sub>レ</sub>鹽釜下凝滓也)和名、阿和之保と有るも、鹽釜より流れ下りて凝り固まれる滓を阿和と云ふなり、此等を合せて滄海は沫生之原なる事を知るべく、國土の基は、又其潮沫水沫に因れる事をなむ知るべかりける、文安元年宗像緣起に、第一神は、海淡を集めて島を築き、居を遠海の奥に示し給ふは、末世に至る迄異國を降伏し給ふべき由、御誓有りて彼島に留り給ふ」と有るは、即ち瑞珠盟約章第二一書に謂ゆる、遠瀛の事なるが、是潮沫の凝りて島と成れるなり、又竹生島緣起に、爰淺井姬命與<sub>二</sub>氣吹雄命<sub>一</sub>、競<sub>レ</sub>勢爭<sub>レ</sub>力、更去<sub>二</sub>北邊<sub>一</sub>、下<sub>二</sub>坐海中<sub>一</sub>、其下<sub>レ</sub>海音云<sub>二</sub>都々布々<sub>一</sub>、故云<sub>二</sub>都布夫島<sub>一</sub>、即<sub>レ</sub>神凝<sub>二</sub>水沫<sub>一</sub>而爲<sub>レ</sub>磐、積<sub>二</sub>風塵<sub>一</sub>而成<sub>レ</sub>島と有る、是水沫の凝りて島と成れるなり、此等も同じく神代の事ながらに、伊弉諾尊、伊弉冉尊よりは遙に後の事なれども、猶斯る事共多在り、今も海外なる泥海の中に、新地を此彼見出づる由云へるは、本より有りける島を始

めて見知れるも有るべく、又更に潮沫水沫の凝り寄りて島嶼の形を作せるも有るべく、共に生島足島神と申す御在し坐して、二柱御祖神に繼ぎて、國の八十國島の八十島を巡り作り御在し坐す事、此には寶劍出現章第六一書の傳に云ふべく、已に祝詞講義に委しく説き註せるを合せ讀みて曉るべき者になむ有りける、抑も此大地は、上(百九十四頁)に註へるが如く面足尊にて國の面足り、惶根尊にて國の根底固まれるを、凡ては、水と土との二つのみなむ有りけるを、其土石は益重くして内に凝り、鹽水は土石より輕きが故に土石を包みて外凝れるが、其土石の水より上に顯はる、處は國土たり、少しく顯はる、處は島嶼と云ひ、其高きは山なり、低きは海なり、故大地は一面の海なるを以て、古書に滄海と云へり、潮沫水沫より國土の生り出でたる所以、此に在る事なり、然れば此沫蕩尊と申し奉るは、國土の始を所知食す御名にて、此沫より國土は生り出でたる者なるが故に、此に沫蕩尊生<sub>二</sub>伊弉諾尊<sub>一</sub>と云ひて、實に謂れ有る事になむ有りける、然れども其沫蕩尊と申すは別神に御在し坐さず、正しく其同神に渡らせ給ふ

事申すも更なり、(故其潮沫の凝りて成れる外國の中に、赤縣州最古かり、赤縣太古傳三皇紀に、人皇氏九頭、九男相像、其身九章、故曰<sub>二</sub>九皇<sub>一</sub>云々、出<sub>二</sub>谷口<sub>一</sub>分<sub>二</sub>九河<sub>一</sub>、依<sub>二</sub>山川土地之勢<sub>一</sub>、裁度爲<sub>二</sub>九州<sub>一</sub>、謂<sub>二</sub>之九國<sub>一</sub>、因<sub>レ</sub>是而區州各居<sub>二</sub>其一<sub>一</sub>、故曰<sub>二</sub>居方氏<sub>一</sub>、人皇乃居<sub>二</sub>中州<sub>一</sub>、以制<sub>二</sub>八輔<sub>一</sub>、此名<sub>レ</sub>州之始也と有るは、洛書靈准聽と、春秋命曆序、又世史類編等に在る、人皇氏の事實を集めて文を成されたる者なるが、其説に、人皇氏は我が須佐之男命に坐せり、御父伊弉那岐命の勅に、青海原潮之八百重を所知看せと事依し給へる是なり、九頭九男は、大九州を裁度せむが爲に、九男子に分身し給へるを云ふ、出<sub>二</sub>谷口<sub>一</sub>は、扶桑域内なる鳴谷の地より出で給へる由なり、分<sub>二</sub>山河<sub>一</sub>依<sub>二</sub>山川土地之勢<sub>一</sub>、裁度爲<sub>二</sub>九州<sub>一</sub>と云は、國土の初は潮に土砂の混淆して、謂ゆる泥海と云ふ趣なりしを、天皇氏の天柱五岳を立て給ひしより、縮り堅まり漸々に山川海陸の形成れりしを、人皇氏の裁度して九國に區別し九州と爲し給へる由なり、借其九州は赤縣域内なる禹貢の九州を云へるに非ず、謂ゆる大九州の事にして、此國土の全くを云ふなり、其



は河圖括地象に、崑崙之墟下淵合、古赤縣之州是爲中、則東南神州曰晨土、正南迎州曰沃土、西南戎州曰滔土、正西兗州曰拜土、正中冀州曰中土、西北柱州曰肥土、正北玄州曰成土、東北咸州曰隱土、正東揚州曰申土と有る是なり、其詳なる事は、本書に就て見るべし、餘りに説き得て妙なるが故に、今抄出たるなり、右の如く人皇氏の九州に裁度し給へども、外蕃諸國の成り定れるは、其よりは遙に後れたる事にて、其一二を云は、赤縣州にて三皇五帝と聞ゆるは、平田翁の三五本國考に註されたるが如く、我が皇神等の彼に出興せ給へるなれば、皇國に亞きては古かりぬべく、又、韓郷之島は寶劍出現章第四五、一書に、素戔鳴尊の御事有りて、古く其に次ぎては印度なるべし、梵天子と云ふが天墜して、教法の師たる由云へる、其は少彥名命に御在し坐せる事、實に平田翁の云はれたるが如し、若て洋西の總本國とも云へる、是流麻爾阿と云へる國の王の生れたるは、我が垂仁天皇三十年辛酉に當れるを、此王に始めて國は開けたりし故に、其初年を紀元として、今に一千八百餘年と云ひて、西洋諸國に其年紀

を用ふと云ふも、凡ての始に亘ればなむり、僅に今より一千八百餘年にして、初て蠢化の民の出來れるを以て、其餘の國々は、其より後に開け、今も新紅毛など云ふが出來れるを以ても、次々に潮沫水沫の海原に凝りて國形を成し居る事を知るべく、又此を以ても神代の古傳説の萬世の後に至りて、若此く信驗有るを以て驚くべく且恐るべきを知るべし

凡八神矣、乾坤之道相參而化、所以成此男女、自國常立尊、迄伊弉諾尊伊弉冉尊、是謂神世七代者矣。

凡八神矣は、右の湍土煮尊、沙土煮尊より、次々伊弉諾尊伊弉冉尊に至る迄の數にて、口訣に謂ゆる、此を四代八神段と云へる是れなり、古事記には、次雙十神各合三神云二代也と有りて、五代十神なる是正説なりと雖も、上(百六十四頁)に云へるが如く、御紀には、上の二柱を國常立尊、國狹槌尊、豐斟淳尊と出で、其亦名を別神として、凡三神矣と有るよ

り推れて、此に角機尊活機尊の二神を除かれ、終に四代八神とは爲られたりけれども、猶收り難くや有りけむ、第九一書には、大戸之道尊、大戸之邊尊を削去て、其二神を被加たり、斯れば四代八神と云事は、古事記よりは後にして、御紀に始れる事なりけり、(口訣に、角機、活機、大戸之道、大苦邊、別名道邊之古語乎と云へるは、苦しげなる説なり、道邊は男女根の稱なる事、上に註へるが如し、何ぞ其を一に成すべき)○乾坤之道相參而化、所以成此男女と云は、上に凡三神矣、乾道獨化、所以成此純男と有るに對へ書されたる者にして、上なるは古事記に、國之常立神、次豐雲野神、此二柱神亦、獨神成坐而隱身也と云ふ古傳なるに、此は三神として易の文を引き付けて如く此く物爲られたりけむ事、傳一に註へるが如く、古事記に某神次妹某神と並べ書され其獨神に對へて、此を雙神と註され、此にも第九一書に、男女耦生之神云々と有りしが、是は古傳の任なるに、然文を成されたる者にして、古義には合はざる者なり、古事記は、古語の任に上二柱獨神各云二代、次雙十神各合三神云二代也と有りて、甚々目易く

なむ有りける、(又上なる三神の御事に乾道と云ふ事も、本より誤なり、其は易の乾の篆傳に、乾道變化各正性名、保合大和、乃利貞、萬國咸寧と云ふ文より取られたるなるべけれども、然には非ず、産靈の御靈に資りて生り坐る御事を知られざるなむ遺憾)乾坤之道は、右に謂ゆる易の乾道坤道の事なり、天地に乾坤の字を用ひたる例は、古事記序に、然乾坤初分、參神爲造化之首、陰陽斯開、二靈爲群品之祖と有る、此は全くの漢文なれば、今云ふ限に非ずと雖も、此始に古天地未剖、陰陽不分と有りて、天地と陰陽とを並べたる所に當れり、神功皇后御紀なる、新羅王が畏まりの所に、從今以後、長與乾坤、伏爲御部云々と有るを、古事記には自今以後隨天皇命、而爲御馬廿云々、共與天地無退仕奉とあり、又萬葉十(三十二丁)に、乾坤之初時從、十三(十九丁)に、乾地の神乎禱而など、此等は天地に乾坤の字を用ひたる例なり、但し右の乾地は乾坤の坤を地に誤れるなり、偕此乾坤之道と云へるは、易繫辭に、天地絪縕、萬物化醇、男女構精、萬物化生、乾道成男、坤道成女、乾知大始、坤作成物



と有る、此天地は乾天坤地を云ひ、男女は其天陽地陰を云ふなり、其を取りて此に乾坤之道相參而化とは書されたりし者なり、若く此くば、上の三神の御時は、唯純陽の氣のみ行はれたる故に、純男と化生し、此にては天地細編はりたるが故に、男女と化生りと云ふ事には有れども、其三神の成り出でさせ給へるも、此に四代八神の成り出でさせ御在し坐しけるも、彼高皇產靈尊、神皇產靈尊の產靈に資ずば、如何でかは生り出でさせ給ふべき、然れば上に獨神成坐と云ふも、實に獨神にて物を成さしめ給はむ所なる故に、一柱づ、出し給ひ、此に男女耦生之神と有るも、雙神に依して事成さしめ給ふが故に、如此く男女相並べて出し給へるもこそは有りけれ、如何でかは易などの如き、人智を以て巧み作れる道理を以て推し當つる事を得む、然れば、此は男女二柱の皇產靈神相結ばして、此男女の神等を成し給ふ事に心得て有るべき者なり、故此乾坤之道相參而化と云ふ事を、如何に思ひ混ひてや有りけむ、口訣に、埜土糞、沙土糞、大戸之道、大苦邊者、以三天理二顯地事、共具三事理一神也、面足、惶根、伊弉諾、伊弉冉者、共男神

具三陰陽、女神具三陰陽也と云へるなどは、笑ふに堪へたる事なりかし、○是謂三神世七代は、記傳三二四十八丁に、神代とは古今集序に云へる人代と別けて云ふ稱なり、其は甚上代の人、凡て神なりし故に然云へり、借何時までの人は神にて、何時より以來の人は神ならずと云ふ判然なる差はなき故に、萬葉の歌などにも、唯古を廣く神代と云へり、然れども事を分けて云ふ時は、鶉鷓草葺不合尊までを神代とし、白檮原朝より以來を人代とす、信に此朝の御時より、世中の形勢新なりしかば、然も云ふべき者なり、書紀に、此までの二卷を神代上下と標され、姓氏錄にも、此までの御子孫を神別とし、神武天皇より以來のを皇別と爲たり、然るを此に伊邪那岐神、伊邪那美神までを神世と云へるは、後五代の神代に云へりし稱の遺れるなり、其は人代と成りて後に、鶉鷓草葺不合尊の御時までを神代と申す如くに、五代の神代の時には、又此七代を神世と申せりしなりといはれたるは、實に然なむ有りける、借神代と云ふに、六の次第も有る事なれども、押し並て云ふ時は、皇御孫尊の御天降より以前は神世にて、其より以後は

皇代と云ふ者になむ有りける、其は天孫降臨章第二一書に、大己貴神報曰云々、吾所治顯露事者皇孫當治、吾將退治幽事とある幽事を、其上には神事とあり、其顯露事を、出雲神賀詞には現事顯事と出でたるに、名義抄に、現事を阿良比登基登、顯事を阿邪良米基登と訓めるは、現人事、鮮所見事と云ふ事にて、是なむ神と人と相交代れる始なりけらし、(舒明天皇元年御紀に、大王先朝鐘愛、幽顯屬心とある幽顯を、迦微母比登母とありて、神亦人亦の義なるは、唯神と人との事を云ふにて、右の時を指すに非ざる可けれども、幽事顯露事を係て云る事、右に同じ)然るは、萬葉六(四十六丁)長歌に、八千杵之神之御世自云々と詠みて、其反歌にも神世自云々と云ひ、十(二十五丁)にも、八千杵神自御世云々と詠み、十八(二十五丁)には、於保奈牟知、須久奈比古奈野神代欲里、伊比都藝家良之と有るなどは、何れも幽顯の未だ分れざりし程は、神代とは云へるなり、借其天神御子の天降り御在し坐して、初國所知看す御世頃よりは皇代にて、謂ゆる人代是なる事、右に引ける幽事と神事と、又現事と顯事とを並べ見て曉る

べき者なり、其證は文武天皇御紀詔に、高天原爾事始而、遠天皇祖御世中今至麻豆爾、天皇御子之阿禮坐牟彌繼々爾、大八島國將知次止云々、元明天皇御紀詔に、遠皇祖御世乎始而、天皇御世々々、天豆日嗣高御座爾坐而云々、又詔に、高天原與利天降坐志天皇御世乎始而、中今爾至麻豆爾、天皇御世御世、天豆日嗣高御座爾坐而云々、聖武天皇御紀詔に、高天原由天降坐之天皇御世始而云々、孝謙天皇御紀詔に、高天原由天降坐之天皇御世乎始天、中今爾至麻豆爾、天皇御世々々、天日嗣高御座爾坐云々、又詔に、高天原神積坐、皇親神魯伎神魯美命以、吾孫乃命乃將知食國天下止、言依奉乃隨、遠皇祖御世始而、天皇御世々々聞看來云々、又詔に、高天原神積坐、皇親神魯岐神魯美命、吾孫知食國天下止、事依奉乃任爾、遠天皇御世始而、天皇御世々々聞看來云々など所見たる、此等は例に依りて宣へる事にて、當時然る御心御在し坐して、今宣り給ふ事なれども、甚々上代より語り繼ぎ言ひ繼ぎ來る任に、此を宣へるなれば、神代に對へて、天皇御世と云ふ語の遠くより有り來れる事をなむ、知る可かりける者なりける、



萬葉十八(二十丁)に、葦原能美豆保國乎、安麻久太利之良志賣之家流、須賣呂伎能神乃美許等能、御代可佐禰天乃日嗣等、之良志久流伎美能御代々々、之伎麻世流、二十(五十丁)に、比左可太能安麻能刀比良伎、多可知保乃多氣爾阿毛理之、須賣呂伎能可未能御代欲利など有りて、神の御代と云ふ事は、本よりの事なりと雖も、此は神は其言に従ひて申せるにて、實には須賣呂伎能御代と申す義なり、斯れば、其御天降より以後は同じく神代なる者から、皇代と云ふべき者になむ有りける、(然れば神代に對へては、人代と云よりは皇代と申し奉ら將欲しき御事になむ有りける、後に出來たる書ながら、皇代紀、又は皇年代記など云ふ稱は、實に當れる言になむ有りける、神代人代と對へ云へる事は、古今集真名序始なるべし、神世七代、時質人淳、情欲無分、倭歌未作云々、爰及三人代、此風大起と有る是なり、其を貫之主の假字序には、道速振る神代には、歌の文字も定まらず淳朴にして、言の意分難かりけらし、人の代と成りて、素戔鳴尊よりぞ、三十餘一字は詠めりける」と譯し云はれたりけれども、其は唯神代と云ふ

に對へて、人の代とは云はれたるにて、素戔鳴尊を人代に當てたるなど如何なる事ながら、記傳にも云はれたるが如く、神世七代と云へるは、後の五代の神代に云へりし言の遺れるなり」と云ふ狀にて、上を神世七代と云ふから、此を人代と云へるなむ有り、(一には別天神の御代を申すなり、其別天神と申す中にも、此第四一書に高天原所生神名天御中主尊、次高皇產靈尊、次神皇產靈尊と所見たる其を括りて、古事記には此三柱神者獨神成坐而隱身也とあり、此は彼一物を天中に産み成し給へりし間の御事にし有りければ、實には無始とも云ひて、測り奉り知る可からざる遠き神世にし有りければ、次なる七御代の神代よりは、又神世とも謂ひつべき時なるものなり、二には此に謂ゆる神世七代と云へる是なり、但し七代と云ふ中にも、彼別天神の中なる可美葦牙彥尊、天常立尊二柱と、此の國常立尊、豐斟淳尊二神と、天地の初判の神にて、同じく彼一物より成り出でさせ御在し坐せるなれば、其前後は有るべからず、次に五代十神の末なる伊弉諾伊弉冉尊はしも、國を

生み神を生み竟へさせ御在し坐して、女神は下津國を所知むと宣り給ひて、入り御在し坐して、男神は登天報命して、日之少宮に留宅らせ在し坐して、此にて二神の御功業の終にし有りければ、實に此時までを神世七代とは終めらる可き事なりけり、三には天照太神の神世と云ふ事あり、萬葉十八(三十三丁)に、安麻泥良須可未能御代欲里、夜洲能何波奈加爾敵太豆々云々と有るは、日神の高天原を所知食し初めさせ御在し坐し、問より、天地共に立ち定まれる事は、四神出生章に、是時天地相去未遠、故以天柱一舉於天上也と有る是にて、是より天地相去る事愈遠く成れる事を知るべき文なり、然れば此に於て世中の形勢の一變れる所なる故に、右の如く天照す神の御代とは申し奉る御事と所見たり、然れども是等の世はしも、父死にて子立ち、子死れて孫更ると云ふ、人世の定めを以ては當つべからざる事にて、此を取り總べて云ふ時は、此世の中はしも、世の始より御在し坐す天御中主尊の御世の内にして、窮りなき御事なるが、其中に神代もあり人代もある事なれども、大きく括り云ふ時には、唯一御世なる者

なり、其中にて神世七代と云ふ事どもあれば、次に五代と云ふ事も、世を経る中に有りける事にこそ有けれ、其高皇產靈尊、神皇產靈尊はしも、今も産靈の御業を成し給ひ、可美葦牙彥尊、天常立尊は、我等が戴く天を有たせ給ひ、國常立尊、豐斟淳尊は、我等が乗れる大地を大運に運ばしめて、年月日時寒暑晝夜を整へ給ひ、伊弉諾尊伊弉冉尊は別處を建てさせ御在し坐しつゝも、天より牽き地より牽きて、人類萬物を世の中に生き活かしめ給ひ、天照大神月夜見尊は、眼前に仰ぎ見奉る日神月神に御在し坐すなど、我らが知らずと、唯古よりして自然にして、如此有る物と思ふ事は、悉くに皇神等の御所爲になむ有りければ、人代と云ふは唯我々が上にのみ云ふ事にて、世の限は並て神世と云ふ者にして、我が天皇の御世になむありける、(然れば、別天神に在れ神世七代にあれ、天地と共に成り坐して、天地と共に極なき神等に御在し坐せば、其成り出でさせ在し坐しける其御時を指して、御代と申さむより外に如何にとも號け奉る可からざる事なりと知るべし、然れば周禮註に、父死子立曰世と云ひ、説文に、代



更也など有る字義を思は、大なる僻事をぞ引き出づべき事也ける、倍上なる神世七代を、紹運録に天神七代と云ひ、地神五代と云ひて、天照大神より葺不合尊までを、地神五代と云ふ事は、甚々當らざる事也、按ふに、其は舊事紀に、此七代の神等を俱生天神、又は耦生天神など標して、已上七代伊弉諾伊弉冉二神竝八代天神並天降之神也と有るを取りて、設けたる後人の杜撰なり、又天照大神、忍穗耳尊を地神五代と云ふ事は、本より當らざるか上に、其初めて天降坐しし、瓊々杵尊より以後をも、天神御子と稱へ奉るに非ずや、甚漫りなる事共になむ四には、其御時に、素盞鳴尊者、可<sub>三</sub>以治<sub>三</sub>天下<sub>一</sub>也と有るが如く、此天下は、其大神の所知食す御世也、此大神の御子に大國主神御在し坐せりければ、國作の神業を事依し給ひて、其より根國底國に入らせ御在し坐して、其より月國に移ろはせ御在し坐して、夜之食國をなむ所知看し初めさせ給へりける、萬葉九(四丁)に、久方乃天照月者、神代爾加出反等、六年者經爾乍と詠めるは、其懷舊の由には非ざれ共、神代に出<sub>イテカ</sub>反<sub>イテカ</sub>と云ふは、其巡り初めたる本の始を云ふ也、此より大已貴命、少彥

名命はしも、國土を經營せ給へる其程も久しく有ければ、右に引ける萬葉十八(二十五丁)に、於保奈牟知須久奈比古那野、神代欲里伊比都藝家良之と云へる是なり、若て其少彥名命は、常世國に渡り御在し坐し、かば、大國主命のみぞ、此國をば主領き給ひける、古語拾遺に、昔在神代大地主神營田之時と有るは、其御代を指せるなり、故に六(四十六丁)に、八千棹之神之御世自、十(三十五丁)に、八千戈神自<sub>三</sub>御世<sub>一</sub>と有るは、其御代に係けて云へる古語なり、又其外にも幽顯未だ定らざりし當昔を神代と云へるは一(十丁)三山御歌に、神代從如此爾有良之、古昔母然爾有許會、虛蟬毛孺乎相格良思吉と有るは、播磨風土記に、出雲國阿菩大神、聞<sub>三</sub>大和國<sub>一</sub>、欽火香山耳梨三山相闢、此欲<sub>三</sub>諫止<sub>一</sub>上來之とある、阿菩大神は何れの神とも未だ得考へ定めざれども、國神の部なる事云ふも更なり、此に神代に對へて現身と詠ませ給へるは、幽顯相分れて後の事に合せたる者なり、五(三十一丁)に、神代欲理云傳介良久云々と云ひて、下に、今世能人母許等期等、目前爾見在知在と有るも、右と同じ格なり、(此を以て見るに、一には現身

もと詠ませ給ひ一に今世の人もと謠へるは、後世ならば、人代とも云ふべき狀なる所なれども、然云はざるは、神代に對へて人代と云ふ事は、未だ世に非ざりけらし)五には、幽顯相分れて、天神御子の天降らせ給へるは、即ち皇代にて謂ゆる人代の始なりと雖も、猶三御代の間を神代とは申しける事にて、萬葉十三(三丁)に、葦原笑水穗之國丹、手向爲跡天降座兼、五百萬千萬神之神代從、云續來在と有るは更なり、右にも引ける十八(二十丁)に、安麻久太利之良志賣之家流、須賣呂伎能神乃美許等能、御代可佐禰、二十(五十丁)に、多可知保乃多氣爾阿毛理之、須賣呂伎能可未御代欲利など有る是なり、此三御代を経て、神倭天皇始めて中洲に入らせ給ひ、畝傍、橿原宮に初國所知食し頃より、世の狀も何も甚く改易れりしかば、其高千穗宮の御時を神代と云ひ習はしたりし者と見ゆ、故、御紀にも神代上下として、其三御代にて終められ、古事記も此を上卷に收められて、其序に天御中主神以下、日子波限建鷦草葺不合尊以前爲<sub>三</sub>上卷<sub>一</sub>と云はれ、姓氏錄序に、天神地祇之旨謂<sub>三</sub>之神別<sub>一</sub>、天皇皇子之派謂<sub>三</sub>之皇別<sub>一</sub>と有りて、

其定め右の例共に同じく、又、古語拾遺に、凡奉<sub>三</sub>造<sub>一</sub>神殿<sub>一</sub>者、皆須<sub>三</sub>依<sub>三</sub>神代之職<sub>一</sub>とも、又、肇<sub>三</sub>自<sub>三</sub>神代<sub>一</sub>、中臣齋部供<sub>三</sub>奉神事<sub>一</sub>と有るなどは、其御天降以來の事を指して神代と云へるにて、皆同じ例なり、又萬葉四(十二丁)に、神代從生繼來者、人多國爾波滿而と詠ませ給へるも、其天降らせ御在し坐しける現人神の御代を指し給へりしと見ゆ、(右に引ける五卷の神代欲理云傳介良久云々、今世能人母許等期等、目前爾見在知在、人佐播爾滿豆播阿禮等母と詠めるは、右の大御歌より出たる者なり)六には、神武天皇以下は、古くより人皇と申し奉りて、實に人代の初には有れども、御世々々の天皇は、直に天神御子として現人神に御在し坐す故に、後よりは神代と申し奉る事常なりと見えて、萬葉六(四十二丁)に、八隅知之吾大王、高敷爲日本國者、皇祖乃神之御代自、敷坐流國爾之有者、阿禮將座御子之嗣繼、天下所知座跡、八百萬千年矣兼而、定家牟平城京師者云々と詠めるは、一(十六丁)過<sub>三</sub>近江荒都<sub>一</sub>時歌に、玉手次畝火之山乃、橿原乃日知之御世從、(或云自宮)阿禮座師神乃盡、櫻木乃彌繼嗣爾、天下所知食之乎(或云



食來)天爾滿倭乎置而、青丹吉平山乎越、(或云三虛見倭乎置、青丹吉平山越而)何方御念食可(或云三所念計米可)天離夷者難有、石走淡海國、樂浪乃大津宮爾、天下所知食兼(下略)と有ると同じ事にて、此は近江に都を遷されたるを歎き、彼は山背國久邇に新京を移されたるを悲しめるにて、共に神武天皇より以降、大和國に大宮所敷さ給ひ來れる故實に、違はせ給へるを悼めるなれば、右に、皇祖乃神之御代、自と有るは、神武天皇を指し奉れる事、相照らし應せて曉るべし、十八(二十七丁)橋歌に、可氣麻久母安夜爾加之古思、皇神祖能可見能大御世爾、田道間守常世爾和多利、夜保許毛知麻爲豆許之登吉、時支久能香久乃菓子乎、可之古久母能許之多麻敵禮と有る、可見能大御世と有るは、垂仁天皇を申し奉る事云ふも更なり、又三(三十八丁)に、明神之貴山乃、儕立乃見果石山跡、神代從人之言嗣、國見爲、六(三十二丁)に、自神代芳野宮爾、蟻通高所知者、山河乎吉三と有るなどの神代は、唯上代を指して神代とは云へり、其當代を指して神代と稱へ奉れるは、一(十九丁)に、壘青垣山、山神乃奉御調等、春部者花

挿頭持、秋立者黃葉頭刺理、遊副川之神母、大御食爾仕奉等、上瀬爾に小網刺渡、山川母依氏奉流、神乃御代鳴と詠める是にて、其反歌に、山川毛因而奉流神長柄云々とも有るが如く、山川の神もよりて仕へ奉ると云ふより、神の御代と云ひ成したる如くなれども、然のみに非ず、天皇はしも天神御子に御在し坐せば、現御神とも現人神とも遠津神とも申し奉る御事なるが故に、其御形は人體にて御在し坐せども、正身は大御神に渡らせ給へるが故に、神乃御代とは如此く稱へ奉れるにて、實には其三(二十二丁)に、皇者神二四座者、天雲之雷之上爾廬爲流鳴、十九(四十一丁)に、大王者神爾之座者、水鳥乃須太久水沼麻乎、皇都常成都と詠み奉れる程の、大御稜威なむ御在し坐して、甚可畏き御事にしありければ、當今をも、直に神代と稱へ奉らむ事は正に然有りべき御事になむ有りける、然れば神代と云ふにも、凡そ如此く六許の次第ある事なり、(右にも引ける九卷四丁に、久方乃天照月者、神代爾加出反等、六年者經爾乍、又十二丁に、山代乃久世乃鷺坂、自神代春者張乍、秋者散來などには、年歴の循環る事に係けて

云へるなれば、過ぎ去りし世のみを神代と云へるには非ず、其の神代なる中にて、世の推し移る事を云へる如くにも聞ゆめり、右に云へるが如く、葺不合尊以上を神代とし、神武天皇以下を人代と云ふ事にては有れども、神代を已に過ぎ去りて、全く人代と相易れりと思はむは俗意なるべし、然分れたる上にては、幽なる方は今も神代と云ふ者なり、顯なる方は、本より現世にし有れば、人代なる事今云ふ限に非ず、然れば神世の中に在る人代と云者にして、人代と云ふ此方に此方限り人どちの名目はあるにこそ有りけれ、其實は神世の中の人代とも云ひつべき状なるぞかし)○七代は、私記に、國常立、國狹槌、豐斟淳、並是男神也、謂之三柱、次男女耦生之神有八神矣、是則通計男女二柱、合爲一代、是謂四代、都合爲七代とある是なり、古事記の趣は然らず、上件自國之常立神、以下伊邪那美神以前、并稱神世七代(上二柱獨神各云一代、次雙十神各合二神云一代也)と有りて、神世七代と云稱こそは異らざりけれ、上(百六十五頁、二百廿一頁)に註るが如く、此には上を三神とし、下を四代八神と傳はれ

るを、彼記には、上を二柱とし、下を五代十神と傳へたるを、此神世七代の内にして然る相違の出來れるなるか、實には此の國狹槌尊はしも國常立尊の亦御名に御在し坐せば、其下に亦曰と擧られて、世代の中に除き奉り、上を國常立尊、次豐斟淳尊と列ね奉り、下の四代八神に角槌尊、活槌尊の二柱を加へて、五代十神と成し奉り、總て神世七代十二神に御在し坐さずては正理に叶はざるを、御紀には正し遣されたりし者なりけり、其より以前に出來れる古事記には、已に正しく然あるを、何より延きて誤られたるにかと云ふに、全く國狹槌尊の置き所の違へるに出でたる事にて、其所を凡三神矣と爲るより押されて、下を四代八神には約められたれども、猶定め難させ給へるも灼然く、第九一書は、此四代八神の異説なるを以てぞ曉るべき事なりける、如此くなる時は、上より云に、先天御中主尊にて數の一此に起り、高皇產靈尊神皇產靈尊にて二と成る、是陰陽にて氣の始なり、可美葦牙彥舅尊、天常立尊は天の神にて數の五立ちて、宇宙の象數此に因りて極まる、國常立尊、豐斟淳尊は地の神なり、七の數上より起



り下より成る、是大地の定まる所、次は埜土煮尊、沙土煮尊以下五代十神は、唯伊弉諾尊、伊弉冉尊一世のみなり、上より八數にて、其生れ坐るに大八洲國、又八百萬神ある所以なり、次に天照太神にて其數九なり、上天の主宰と御在し坐して事極なり、其御子天忍穗耳尊にて、天壤と無窮き天津日繼定らせ御在し坐して、此十數にて悉く定る事、實に奇しく妙に渡らせ給ふ御事なり、若て上なる別天神と神世七代とを合せても十二なり、神世七代も上の獨神二柱、下の雙神十柱にて合せて十二なり、十二月十二方位の立つ所此にあり、又別天神を約ひれば、三世神世七代も合せて二世にて、五の數となり、又埜土煮尊、沙土煮尊以下にて、五代なり十神なり、天地の象數を盡して寔に奇異しく妙なる事共なり、此に數理を馮むには非ざれども、如此くは古事記の方なむ甚勝りたりける、數は天地の信を知るべき者にして、鬼神と雖も通る事能はざる者なり、上にも云へる如く、天御中主尊は謂ゆる太一にて、易の太極禮の太一是なり、老子に、道生一、一生二、二生三、三生萬物と有る、是高皇產靈尊、神皇產靈尊二柱

にて、陰陽の神たり、次に一物を生み坐て天地の神此より成り坐せる、一生三三三萬物と云へる是なり、別天神を合せて五柱神なり、子華子に、天地之大數莫過乎五、莫中乎五、五居中宮、以制萬品、冲氣之主也、中之所以起也、中之所以止也、龜筮之所以靈也、神響之所以豐融也、通乎此則條達而無礙者矣、と云ひ、又五居中宮、數之所由生、一縱一橫數之所由成也と有るなど、神しき迄に合へる事共なり、七數の事は鎮火祭詞に、夜七夜晝七日云々と云ふ事有り、易にも天行七日見天心と云ひて、一回の義なり、俗に醫療などの事に、七日を限りて一回と云ふは、此に起りたるべし、九は素問三部九候論に、天地之至數、始於一終於九焉と云へる、此は三五曆記に、數起於一立於三成於五盛於七處於九と云へる是にて、物の極に至り、十の一に復る事なり、天照太神は其九に處て、天御中主尊の一に應ひて、高天原を所知看す理此に合へり、又此の五代十神の五は右に云へるが如く、十は素問陰陽離合論に、陰陽者數之可十、推之可百、數之可千、推之可萬、萬之大不可

勝數、然其要一也と有るに合へり、此等は唯に理の合へるのみならず、數に止むべからざる所以有りて、必ず正に然往かずしては得有ざる事共なり、但し此等は推當の如くなる可けれども、數と云物は天の大一より起りて、實に神隨に分れて百千萬と成り、其末又本の大一に復るより外無き物になむ有りければ、天地の神理此に因りて生れ、又天地の神理此物に含りて、實に奇しく妙なる者にし有りければ、異國の事なりとも、其理を合せて心得む事なむ、有ら將欲しくぞ我は思えたる

一書曰男女耦生之神、先有埜土煮尊、沙土煮尊、次有角織尊、活織尊、次有面足尊、惶根尊、次有伊弉諾尊、伊弉冉尊。

此は正書なりけ、四代八神の一傳なり、此中に大戸之道尊、大戸之邊尊の一御代を脱されたるなむ甚可惜しきを、此に角織尊、活織尊二柱の御名の御在し坐せるこそ、實に神の恩賜には有りけれ、此彼相合

すれば五代十神にて、古事記なると相異ならず見ゆるなむ、然すがに斯文の亡びざるにて、天下の喜び萬世の幸ひ何れか此には勝るべき、上にも云へる如く、紀記共に合ひて神世七代と云ふ中に、此には上を凡三神矣と爲られたるから、止む事を得ず然しも成れども、斯る傳迄をも廢し給はざるなむ、選者の公正なる所と深く感け奉らる、事なりける、(荷田御風説に、此文錯亂なり、上なる一書其の下に相並ぶべし)と云へるは、正書の大字より次の正書に直に續く如く見えて、其界分られざる故に、態と此に挾まれたるにこそ有らめと思ゆれば、取られざる説なりけり)○男女耦生之神は、賣衰多具比成坐流神と訓むべし、此は上に乾道獨化所以成此純男と有るは、其第四一書に、天地初判始有俱生之神と有るを、漢文狀に書ける者にして、天地の初に成れる一物と俱に生れ坐して、其一物の神に御在し坐す義なれば、此には耦生り坐せる神の御在し坐さる意にて、古事記の此二柱神亦獨神成坐而隱身也と有ると、然しも異ならざる者なり、若て此に男女耦生之神と見えたるも然り、右に乾坤之道相參而化、所以成此



男女と有るも、亦此文を漢文に作られたりし者なる事、上(二百廿一頁)に註へるが如し、(如此く古傳にはなき事ながら、撰者の地より書れたるには、永ぶるの漢文にて、如何にとも爲べからざる者なむ多在るを、然れども又事の廣きが故に、斯る美たき事共も許多有るぞかし) 耦生は、古事記なる此五代十神の所々に、某神次妹某神と見えたる、是男女耦生坐せるを云ふなり、私記に、耦生謂男女共相耦生也、非謂夫婦耦合而息也と云へる如く、伊弉諾尊伊弉冉尊と申し奉る頃はひに至るまで、未だ遵合の御事御在し坐すと雖も、妹妹二柱と相嫁繼坐すべき神の相雙生れ坐したればこそは、古事記にも某神次妹某神と有り、此には男女耦生之神とは傳へられたる者なりけれ、又口訣にも、耦生如同、耦二相也と云ひ、纂疏にも男女並生曰耦、陽神對陰神而生、故曰耦也と註されたるなどにて、何れも言の意聞えたり、此並生曰耦の御説は、古事記、神世七代の細書に、上二柱獨神各云一代、次雙十神、各合二神云一代とある雙の言に同じ、然れば耦生は雙生と云はむが如くして、八洲起元章に、雙生隱岐洲與佐度

洲、世人或有雙生者象此也と有るは、兩兒に生せ給ふ事にて、男女相並ぶ事には非ざれども、其耦生る、意味似たる事なるが故に、此に引き出でたるなり、(舊事紀にも御紀より取て、一代俱生天神、二代俱生天神と書して、此は古事記に謂ゆる獨神なる方を申せるなり、又別に獨化天神と云も有るは、皆此に出たる字に依りて推當たりし者なり、其前に、獨化之外俱生二代、耦生五代、所謂神世七代是也と云へれば、實は獨化は別天神なり、俱生は國常立尊豐斟尊二柱を申し、耦生五代と云へるは、謂ゆる五代十神なるを、種々に當たる故に、此の傳にも違へる事共は成り出でたりし者にぞ有りける) 耦と雙と同じき意なりと云ふは、孝德天皇五年御紀歌に、  
山 耶麻鵝播爾、鸞 鳥志賦拖都威底、能 陀虞昆預俱、能 陀虞陸  
山 屢伊慕乎、誰 多例柯威爾雞武、とある、其同じ意を萬葉三(五十六丁)に、愛八師妹之有世婆、水鴨成二人雙居、五(五丁)に、爾保鳥能布多利那良昆爲、加多良比斯許々呂會牟企豆、十八(二十六丁)に、比毛能緒能移都我利阿比氏、爾保騰里能布多理雙坐、など

詠めるは、何れも相耦ひ居る事に雙字を書きて、那良夫と訓みたり、又此に副字をも作り、四(十八丁)に、雨乍見君爾副而、此日令晚、又(二十六丁)草枕羈行君乎、愛見副而會來四、又(五十丁)吾妹兒與携行而、副而將座、七(十丁)に、雁爾副而去益物乎、十(二十丁)に、雨臍之雲爾副而、又(三十七丁)朝東風爾副而と有り、又比字をも訓めり、四(二十九丁)に、幼婦之戀情爾比有目八方、とある是なり、又十五(十一丁)に、可母須良母都麻等多具比豆、十七(三十一丁)に、妹毛吾毛許々呂波於夜自、多具做禮登など有るが如く、男女の間の事に限らず、物に相添ふ事を多具布と云ふなり、故神功皇后元年御紀歌に、菟區喻彌珥、末利椰塢多具倍、とある多具倍は、天孫降臨章第四一書に、手捉天梶弓、天羽羽矢一及副持八目鳴鏑と云ふ副持と同じ、此等を以て耦と雙と副と言は本より異なれども、大に等しき意有るを知るべし、右の萬葉四(五十丁)に、吾妹兒與携行而、副而將居と有りて、携と副と相照し云へるを見れば、多具布は手組と云ふ意に出でたる言にぞ有りぬ可かりける、耦字は右に口訣纂疏を引き

たるが如く、副字は名義抄に、那賣とも多具布とも佐副とも會布とも訓めり、此を以て此耦字の義を相照らし辨ふべくなむ有りける、古今集離別に、東の方へ罷りける人に詠みて遣しける、思へども、身を分けねば、目に見えぬ、心を君に多具倍てぞ遣る」と有るも副ふる事を然云へるなり、今も夫婦と成る事を會布と云へるも、此の耦と又同じ意なるを知るべし、源氏筆木卷(十丁)に、君等の上無き御選には、況して何計の人かは配給はむ、若紫(十七丁)に、睦まじかるべき人にも立後れ侍りにければ云々、同じ狀に物し給ふなるを、多具比にならせ給へば云々、末摘花(廿七丁)に、父王の後めでたくて多具倍置給ひけむ魂のしるべなンめりとぞ思はる、明石(四十丁)に、年經つる苦屋も、まして浮浪の歸る方にや身を多具倍まし、藤袴(五丁)に、某も御供に侍らふ可くなむ思ひ給ふると聞え給へば、多具比給はむも事々しきやうにや侍らむ、又(八丁)に、借も人狀は何方に降りてかは多具比て物し給ふらむ、若菜上(十三丁)に、院の御有狀に並ぶべき思え具したるやは御在する、其に同じくは實に然も御在し坐せば、



如何に多具比たる御間合ならむと語らふを云々しな  
どある、多くは男女相副ふ事にいへるなり、又名義  
抄に、耦字を、登母賀良とも多具比とも有る是なり、  
(又偶字に通ふべし、同抄に、多具比とも、登母とも、  
比等許呂信理とも、登母賀良とも訓めるを合せ知る  
べきなり、又、比等許呂信理は、人如己にて、萬葉  
九卷三十六丁に、如己男を、母許呂袁と訓める是な  
り、毛詩に、關々鳴鳩、在三河之洲、窈窕淑女、君子  
好逑と有る好逑を、與伎多具比那理と訓めるも、此  
の耦字などの意にも相當れり、又類をも屬をも共を  
も比をも、多具比と訓み、毛詩には仇、文選には流  
字などをも然訓めりき、又新選字鏡に、儕助皆反輩  
類也正倫也比也、止毛加良、又太久比と訓めりき)  
○角織尊活織尊の御名、此に出させ給へる甚美好し  
と雖も、大戸之道尊、大戸之邊尊の御名在し坐さ  
るなむ、甚可惜しき事なりける、舊事紀には、國常  
立尊、豐國主尊の次に、三代耦生天神として、角織  
尊(亦云三角龍魂尊)妹活織尊と見え、其次に四代耦  
生天神として、渥土養尊(亦云渥土根尊)沙土養尊、  
(亦云沙土根尊)と有る事なれども、其次第違ふべ

し、今更に申すも事奮りにたりと雖も、此は古事記  
に、次成神名宇比邇神、次妹須比智邇神、次角杵神、  
次妹活杵神、次意富斗能地神、次妹大斗乃辨神と有  
ること、實に正しき傳説には有るべき事なりけれ、  
(又、其下に、亦云三角龍魂尊と有るは、甚怪しき亦  
名にて有けり、若くは姓氏錄なる角龍魂命を誤れる  
かとも思へども、然るにても、此神の亦名には如何  
は當らむ、其を天常立尊の亦名と定められたれども、  
予が思ふには、可美葦牙彦舅尊に御在し坐せれば、此  
には更に由なし)角織尊、活織尊は上(百六十八頁)に  
註へるが如く、生植と氣形の元始を成させ御在し坐  
しける、由に縁りて、負せ給へりし大御名になむ御  
在し坐しける、然るは天先成りて地未だ定らざりし  
かども、已に渥土より沙土と成るに至れる事は、天  
日の蒸し照すに依りて其光輝大地に徹れりしかば、  
其細細に資りて地上に然る物共は出来べき、自然の  
勢になむ有ければ、此は彼二柱神天浮橋に御立し御  
在し坐して、初て磯取盧島を探り得させ給へりし御  
時に當れる御名になむ有りける、其は先、其角織尊  
を生植の始に説き成し奉ると云ふは、本草の芽立を

角と云ふなるべし、正書に、溟洋而含牙とある牙は、  
次に天地之中生二物、狀如葦牙と有る此物の事に  
て、第二一書に于時國中生レ物、狀如葦牙之抽出  
也、因レ此有化生之神、號可美葦牙彦舅尊とある、  
此運びに合へる文なるが、又其葦牙の事に就きて、  
角龍魂命とも稱へ奉れる事、已に傳二(九十九頁)に  
註へるが如し、其角と此の角織尊と申し奉る角と相  
同じくして、記傳三(十丁)に、物の僅に生ひ初めて、  
譬へば尾頭手足などの差別は未だ生せざる形を都怒  
と云ふと云はれたる事なれども、予が思ふには、  
角には突抜く意有りて、物の尖鋒の引き出づるを云  
ふと通ゆれば、此を以て生植の始めに因れる御名な  
らむとは云ふなり、葦などの初めて生ひ出づるを角  
具牟と云ふは更なり、和名抄に、葵蘆之初生也、和  
名阿之豆乃と有るを以て知るべし、偕此角を、古く  
都怒と訓める事なれども、又都能と云ふも古の常な  
りけらし、古語拾遺に、令下天日鷲神造木綿、津咋  
見神、穀木種植之、以作白和幣と在るは、天日鷲  
神、木綿の白和幣を造作らるゝに、其津咋見神をし  
て穀木を種殖しめ給へる由なり、其下に一夜蕃茂也

と見えたるに就きて、其御功用を考ふるに、傳十九  
に註へるが如く、津咋見を、古本に都能具美と訓め  
るは、此の角織の御名に同じく、角組の義にて、一  
夜の間に生ふし給へりし功に因れる神名になむ有り  
ければ、此を證として此に角織尊と申し奉れる御名  
も、正しく生植の生ひ出で初たる由に因れる事をな  
む、明らか奉るべき者なりける、然れば、其津咋見  
神を、後の訓に都具比美と訓めるを、必しも善しと  
は云ふべからざるなり、然れども和名抄土佐國郷名  
に、大角、於保都と有りて、角を都とのみも訓みた  
れば、然訓みたりとて、角組見と云ふ義なむ相離  
れざる事なりける)織は、古事記に杵と作ると共に  
借字にして、芽具牟角具牟の具牟是なり、組と云ふ  
は、物と物と合ひて形質を成す事に云へり、然れば  
久比と久美と一言なるにて、咋合の義に起れる言な  
るべし、八洲起元章の邊合を、古事記には美斗能麻具  
波比と作ける、其を記傳四(十丁)に、具波比は久比  
阿比の約まれるなり、凡物二か一に合ふを、久比阿  
布と云ふ、万葉十六(十六丁)に、角之布久禮爾四具  
比相爾計六と有る是なり、今俗に、物を作り合すを



志久波須と云ひ、物の具波比と云ふも、久比阿比なり(以上探要)と有るに就て、又思ふに、此正書に、其葦牙の如くなる物を精妙之合と云へる精も、昨合爲なり、又發語の名細、又は花細と云へるも、名と物との昨合を云ひ、花と香との昨合を云ふにて、物と物と合ひて妙なる處の有るを稱へ云ふなり、然れば、此の久比は昨合の約されるにて、又久美とも轉りて、組の義あり、又此を分てば萌牙の意と成れる者となむ通えたりける、新古今集に、三島江や霜も未乾ぬ葦の葉に、角具牟ほどの春風ぞ吹くとあるが如く、多くは葦などに云へども、然のみにには有るべからず、茅草は角草、淺茅は淺角の義なるべく、蔓は角有、葛は角垂、綱は角長の義に當て見れば、實に角機は角組なるべくぞ思ひ定められける、(猶、漢籍禮記疏に、物初生而有芒角也と有る、芒角を都能具牟と訓み、毛詩に、敦草を都怒具牟阿斯と訓めるを、註に敦聚貌、勾萌之時也と有りて、敦に聚貌と云へるを以ても、綱に昨合の義を備へたるに合へり、此等を以て考へ合すべし)活機尊と申し奉る活は、伊久と訓みて生活く義なり、故人は更に

も云はず、鳥獸蟲魚に至る迄も、凡此世の中に天地の氣を呼吸して生存ふる物の本と御在し坐す謂なる事、右の角機尊は、草木等の始の神に渡らせ給へるに例して思ふべくなむ有ける、活の例は古事記八十神段に、大穴牟遲神の御事を、即於其石所燒著而死、爾云々、請神產巢日之命、乃遣留貝比賣、與蛤貝比賣、令作活、又玉垣宮段に、故科曙立王、令宇氣比白云々、住是鷺巢池之樹、鷺乎宇氣比活、如此詔之時宇氣比其鷺墮地死、又詔之宇氣比活、爾者更活など有るは、活と死と對へる例なり、又大年神段に、神活須毘神と申す見え、紀記共に、五男神の中に、活津彦根命と申す御在し坐し、崇神天皇八年御紀の人名に、高橋邑人活日と云ふも所見たるは、活は生活の義を以て稱へたりし者なり、地名には、神功皇后御紀に、活田長峽國、萬葉三(五十八丁)に、活道山など有り、凡そ世の中に生れ出づる物は、謂ゆる胎生あり卵生有り濕生あり化生ありと雖も、其は生れ様の異なるにこそ有りけれ、此二柱御祖神に成り初めたりければ、活とし生る萬物はしも、此角機尊、活機尊と申し奉る御靈に依る事な

る故に、生植の方を以て男神に稱へ奉り、氣形の方を以て女神に稱へ奉り分けられたる者になむ有ける、(其に男女の差別の見ゆる事有るべし、其は凡て生植はしも木に在れ草に在れ、素より男種女種のある事、人の知れるが如し、然るに其を押し並て云ふ時は、其草木共に上中より初めて生ひ出づる状は、謂ゆる角乃布久禮と云ふべき状して、芒角めるなむ、自然に成り餘れる物の状の如く、又其氣形はしも、男女精を携せて母胎に孕まり、其陰門より生ひ出づるに非ざれば、其體を成す事能はず、所以に其生立の間は、父よりは母なむ親しき者なるにて、古書に御祖と云へば、何時にても母の稱なりける是なり、然る時は、生植と氣形とに男女の義を具へずと云ふ事有るべからずなむ有りける、物有れば其理の有る者なり、其義を會せて思ふべし)故、其活機は活昨合にて、活組なる事右に註へるが如し、天日の光輝大地に照徹する時は、其天地の氣此に昨合ひて物を生し出すべき神氣、此に初めて生ふる是なり、生植此に馮りて立ち、氣勢又其に資りてなり出づべき、惟神の氣勢なむ成り初めたりける、四神出生章第二一書に、

即軻遇突智、娶埴山姬、生稚産靈、此神頭上、生靈與桑、臍中生五穀と所見たる、是其徴なり、但し古事記に、和久産巢日神、此神之子謂豐宇氣毘賣神と有りて、實は其豐宇氣毘賣神にして、謂ゆる保食神の御身より、然る物共は出来成れるになむ有りける、故其第十一書に、天照太神、在於天上、曰、聞葦原中國有保食神、宜爾月夜見尊就候之と有るは、天日の皇大御神の大御光、明彩しく此大地を照らさせ御在し坐す上にて、此大地に然る神の御在し坐して、此に謂ゆる生植氣形の物を成して、世に幸ひ給ふ御消息を見行し坐して、猶其上にも善く成さしめ給はむとの御心なる事、傳十二卷に委しく云ひが如し、其文に、保食神乃廻首嚮國、則自口出飯、又嚮海、則鰭廣鰭狹亦自口出、又嚮山則毛龜毛柔亦自口出とあり、斯るに此より以前に已に角機尊、活機尊の御時より然る物の出来れりと云ふを、俗眼を以ては事相重復りて、何れが其と分ち難き心ち爲らめども、其保食神は、後に其神と定まり坐せるにこそは有りけれ、己に其生植を生すべき地あり、其氣形を棲ましむべき處ある上は、其保食神より以前



に、如何でかは無しとは云ふべからむ、且、此時は其  
 生植と氣形との漸々に世に見はれ初めたる始にて、  
 未だ形成らざる事なりけむを、國土已に成り、天照  
 大神、素戔鳴尊、二柱神の生れ出させ御在し坐して、  
 天上と天下とを持ち分けて所知食さしめ奉らせ給へ  
 る後に、火神は生れ出でさせ給ひ、埴山姫命に娶給  
 ひて、稚産靈神を生み給ひ、其御子即保食神に渡ら  
 せ給へれば、此神に至りてこそ、全く然る物共は悉  
 くに成り整ひ出來たりし者と所思ゆる事なりけれ、  
 (譬へば、今水中に一の洲と云ふ物、何時となく自然  
 に出で來れらむに、土地の寒暖と土質の剛柔とに依  
 りて、葦薦の類は更なり、水の潤くに隨ひて、其地  
 に相應ひたる草木は、年に月に成り出來るを、五穀  
 の如きは、人をして其地を墾らしめ、其種を蒔き培  
 かひ養ふに非ざれば出來ざるが、物には、其自然に  
 出づる物と、人を経て成る物との差別有るに似たる  
 べし、禽獸蟲魚の成れる状も、亦此に異ならざるべ  
 ければ、此を以て二柱御祖神より、次々國は定まり、  
 國の定るに因りて、物の生り出づる理を思ふべくな  
 る)上(百六十八頁)にも註へる事なるが、古事記の次

第を以て校へ訂す時は、埴土煮尊、沙土煮尊の次に、  
 此神の御名を列ね奉り續く可き御事なるにて、此に  
 角織尊、活織尊の御名御在し坐して抜くべからざる  
 正しき證を出さむには、八洲起元章第一一書に、遂  
 爲<sub>三</sub>夫婦、先生<sub>三</sub>蛭兒、便載<sub>三</sub>葦船、而流之と有る、此  
 事を古事記にも、生<sub>三</sub>子水蛭子、此子者入<sub>三</sub>葦船、而流  
 去と見えたる、此には少<sub>イササ</sub>か傳に誤り有りて、神と心  
 得たるから、葦船と云へるなれども、古事記に、故  
 以<sub>三</sub>此吾身成餘處、刺<sub>三</sub>塞汝身不<sub>三</sub>成合<sub>二</sub>處<sub>一</sub>而、以<sub>三</sub>爲  
 生<sub>三</sub>成國土<sub>一</sub>と詔り給ひて、生み給へるなれば、神に  
 て有るべき筈はなき事なり、必ず國を生み給へるな  
 りけり、偕其國を流し棄てさせ給ふに、葦船に乗す  
 と云ふ事やは有るべき、先此心を定めて尋ね以て行  
 くに、四神出生章に、日神月神の後に、此蛭兒を生  
 み給ふと云ふは、正しく神を生み給ふと云ふにて、  
 誤傳なる事今云ふ限に非ずと雖も、其には様異りて、  
 雖<sub>三</sub>已<sub>三</sub>三歲<sub>一</sub>脚猶不<sub>レ</sub>立と有りて、此傳に葦船を云はざ  
 るに意を得て稽ふる時は、此脚字は、古く葦と傳へた  
 るを、神に取り成したるから然混れつる者なるにて、  
 此文義は、先蛭兒と云ふ國を生み給ひけるに、未だ

埴沙共に乾かざる間なりしかば、其地に今年もや草  
 木は生ひ出づらむ今年もや木草は芽出づらむと、其  
 地の肥えたと度せたとを、三年試み給へりしか  
 ども、其水涯に生ふべき葦すらに生ひ立たざりしか  
 ば、漂在ひ流るゝに任せて、放たせ給へりとの義な  
 り、葦尙不<sub>レ</sub>立と有るを以て、已に生み給へる磯取盧  
 島は、已く木草の類の有り初めたる事を知るべし、  
 予が此説若當らざらむにも、葦船と云事の有る上は、  
 必ずしも生植の物なしとは決に云ふべからざる者な  
 り、此を以て、角織尊と申し奉る言の意をも見奉り  
 知る可くなむ有りける、又其第五一書に、陰神先唱  
 曰、美哉善少男、時以<sub>三</sub>陰神先<sub>一</sub>言故、爲<sub>三</sub>不<sub>レ</sub>祥、更復  
 改巡、則陽神先唱曰、美哉善少女、遂將<sub>三</sub>合交<sub>二</sub>而、  
 不<sub>レ</sub>知<sub>三</sub>其術<sub>一</sub>、時有<sub>三</sub>鵝鶴<sub>一</sub>、飛來搖<sub>三</sub>其首尾<sub>二</sub>、二神見而  
 學<sub>レ</sub>之、即得<sub>三</sub>交道<sub>一</sub>と有るは、此時已に然る小鳥の成  
 りて有りけるなり、國土の未だ稚々しきに、松柏の  
 如き大樹は生え榮ゆべくも非ず、其栖まふべき地も  
 未だ定まらざりける程に、鴻鵠の如き大禽の有るべ  
 くも非ざれば、國土の大きく成るに隨ひて、然る生植  
 氣形共も次第に太く大きに成る者にて有りければ、

漸々に僅に葦草生ひ、鵝鶴の如き物の此に巢ひ初め  
 たりけむ状をも、相像り奉り知るべき事になむ有り  
 ける、是なむ活織尊と稱へ奉る所以なりける、天地  
 の生氣相細縊ばりて、然生植の物は生れるに、其草  
 木の腐る際よりは昆蟲を發生し、水泥の醸す間より  
 は魚介を化育し、草木の森然たる地には、自然に禽  
 獸の發育るなど、今も古も異なる事なむ有るべから  
 ざりける、此等を合せて、世に活物となむ云へる其  
 活物は、即ち此に謂ゆる活咩合にて、天地の氣を呼  
 吸して生活けるに因る稱呼になむ有りける、(但し此  
 大神をして、然る禽魚の祖と云ふには非ず、人は更  
 にも云はず、然る物共に至る迄に生き活ける物は、  
 皆がらに此大神を祖として、出で來れる所以を此に  
 云ふ事なり、傳二十二卷に事の序有りて、生魂神の御  
 名を説き奉れるに合せ思ふべし、漢籍淮南子原道訓  
 に、夫形者生之舍也、氣者生之充也、神者生之制也、  
 と云ひて凡そ世中に生きとし活ける物、形有りて氣  
 の充たざる者なく、氣有りて神の非ざる者なき事、  
 皆がらに然り、然るに生植と雖も、本より天地の氣  
 に生ひ立ちて、天地の氣を呼吸し、天地の氣盡きて



枯る者なれども、殊に氣形に至りては、其氣に活き其氣に死ぬる事迅速なるが故に、氣の用を殊に重しとして、活穢とは云ふなり、倍其生植氣形萬物の皆に至る迄に、皆風火金水土の五物に資りて生ひ出づる事、下傳十卷に註へるが如し、其風火は男神、金水土は女神の主どらせ給ふ所なり、列子黃帝篇に、舜問乎亟曰、道可得而有乎、曰、汝身非汝有也、汝何得有天道、舜曰吾身不吾有、孰有之哉、曰、是天地之委形也、生非汝有、是天地之委順也、孫子非汝有、是天地之委說也、故行不知所住、不知所持、食不知所以、天地強陽氣也、又胡可得而有哉とある註に、委聚也、四大假合而爲此身、故曰委形、陰陽成和而萬物生、故生者委和也、順理也、性命在自我、即造化之理、故曰委順、人世相代、如蟬蛻、然故曰子孫委說也、不知所持、無執着處也、強陽氣即生氣也、動爲陽、人之行處飲食、皆此氣之動爲之、皆非我有也と云へるも面白き説にて、天地造化の理、實に右の如くなるべし、又、文子九子篇に、重濁爲地、精微爲天、離而爲四時、分而爲陰陽、精氣爲人、粗氣爲蟲、剛柔相

成、萬物乃生、精神本乎天、骨骸本乎地とも云へり、其精氣爲人、粗氣爲蟲と云へるは、人は精氣を天に稟け、蟲は粗氣を地に受けて生る、由にて、人は尊く禽獸蟲魚は卑しき所以、此に在る事を明せる者なり、然れば等しく活穢と云ふ中にも、然る差異ある事なり、但し此は人の解り易からむ爲に、然る書共を引きて云へるなり、○今本の終に、穢穢也の三字有り、後人の攪入なり、今削り去つ、此の義理に預らざる事なればなり、

元本紙數六十張也、奥書云、

右嘉永七年歲在甲寅、春正月十一日始之同

二十九日終之、

以上通計百有五十張也、安政四季、歲在丁巳、冬十月廿五日夜、展覽之、而元本在子賢木舍之文庫、家本即其寫也、焉馬之相違、誤闕之混雜、殆言語道斷也、俄而校正之、修補之、而十二月十二日、竟奏其功云、穗積朝臣重胤、于時四十有六載、

日本書紀傳四之卷

神代上第四 八洲起元章 穗積重胤 謹撰

伊弉諾尊、伊弉冉尊、立於天浮橋之上。共計曰、底下豈無國歟。迺以天之瓊瓊玉也。矛指下而探之。是穫滄溟。其矛鋒滴瀝之潮。凝成一島。名之曰磯馭盧島。

伊弉諾尊、伊弉冉尊云々、此には天神の詔命の事を略かれたるは、第一一書に、天神謂伊弉諾尊、伊弉冉尊曰、有豐葦原千五百秋瑞穗之地、宜汝往循之、迺賜天瓊戈とあり、又、蛭兒、淡洲を生み給へりし所にも、故還復上詣於天、具奏其狀、時、天神以太占而ト合之とある、其れに譲りて、此には省かれたる者なり、古事記にも、右と同じく、於是天神諸命以、詔伊邪那岐命、伊邪那美命二柱神、修理

固一成是多陀用幣流之國、賜天沼矛而、言依賜也云々、二柱神議云、今吾所生之子不良、猶宜白天神之御所、即共參上、請天神之命とあり、(然るを、此には天神の詔命の事無くして、二柱神の御身自ら思ほし立たせる如く、又、天之瓊矛も天神より所賜りし事なく、又天に還り上らして、天神の御命を請ひ給ふ事なきは、漢文體に略して記し給へるが故なり) 瑞珠盟約章に至りて、伊弉諾尊、功既至矣、德亦大矣、於是登天報命、仍留宅於日之少宮矣、とある文を以て照し考ふるに、上に詔命の事有りしを略かれたる事灼然し、御命依しの事もなきに、報命し給ふ可きには非ざるを思ふ可なり、古事記には、右の如く詔命の文有りて、報命の事無きは、其傍を略かれたるにて、古書の例多く然り、(記には右の報命の文無くして、須佐之男命神逐ひの次に、故其伊邪那岐大神者、坐淡海之多賀也と耳有りて、報命の事なきは略かれたる者なりかし) ○立於天浮橋之上は、古事記にも、二柱神、立(訓)立云々多々志(天浮橋)と見え、此の第一一書には、天上浮橋と作かれ、第二一書には、立於天霧之中と見え、



第三一書に、坐于高天原と記されて、天より此國土に、神等の乗りて通はせ給ふ料に懸け有る物にして、四神出生章に、日神の御事を、故以天柱、舉於天上也、と見えたる天柱も、大同本記なる大橋小橋も亦同物にて、共に天路に在る名也、天孫降臨章に、天八達之衢と云へるは、此天路の道俣を云へり、(天路は、丹後風土記歌に、阿麻治麻度比氏と見え、萬葉五に、比佐迦多能阿麻遲波等保斯とも、阿麻治思良之米とも、十に、夕星毛往來天道なども見えたり)天は、第一一書に、上天とも有りて、大虚を云へり、第三一書に、高天原と有るを以て知るべし、此は天神の御許より、二神の天降り坐して、此國土に到着せるを云へれば、其天路なる大虚なる事灼然し、(天傳、又は天飛、又は天翔など云ふ類の天は、必ず虚空を云ふ也、祝詞に、高天原爾、千木高知氏など多く有るは、共に虚空の方に、千木の高く著れて見ゆるを云ふ、以て此の高天原の事をも思ふべし、大殿祭詞に、高天原波、青雲乃靄久極美と有るも、唯の虚空を云ふなり)浮は、浮雲、浮霧などの浮に同じく、虚天に浮べるを云ふなり、第二一書に、立于天霧之中

と有るも、浮霧之中と云ふに等在べし、其は素戔鳴尊の天に上坐しも、此天浮橋よりなりけむを、瑞珠盟約章に見えたる御言に、跋涉雲霧、遠自來參、と見えたり、又中臣壽詞に、天忍雲根神、天浮雲仁乘、天乃二上仁上坐豆とある、此を大同本記に、後之小橋と云へり、天孫降臨の、天之八衢の大路なるに對へて、小橋と云ふと聞えたり、借、霧と云ふも雲と云ふも同物なるが故に、萬葉十(七丁)に、天雲霧相雪者零管と見え、八(十八丁)に、打霧之雪者零乍と有るも、打曇と同じ意に用ひたるを以て知るべし、借、又天孫降臨章に、皇孫遊行之狀也者、則自總日二上天浮橋、立于浮渚在平處と有るは、總日二上の天浮橋は、天より降り坐し、路なるを、浮渚在は浮下降にて、天浮橋を横たへ平處に踏行してと云ふ事なり、借、其總日二上峯を、後に霧島と云ふも由有りげに聞ゆ、檜此下に註ふべきなり、(萬葉八に、天河、浮津之浪音、佐和久奈里と詠めるも、天漢の虚空に浮べる意を以て云へるなり、玄家に謂ゆる氣踏にて、大虚の氣を、神の運行の路となし給へる故に、浮とは云へる者なり、類聚三代格、承和二

年六月廿九日太政官符に、應造浮橋布遊屋、並置渡船事、一浮橋二處、駿河國富士河、相模國鮎河、右二河流水甚速、渡船多難、往還人馬損沒不尠、仍造二件橋、一加増渡船十六艘云々、右河等崖岸廣遠、不得造橋、仍増二件船云々、と有るは、此より以前、紀略に、延暦廿年、津濟設二舟楫浮橋等と見えて、已に其事の有りつるを、此にも設られしなりけり、即崖岸の廣遠なる所には、渡船を備へ流水の甚速き所には、橋梁を架し給へるなり、萬葉十四卷(十四丁)に、可美都氣努佐野乃布奈波之云々、十七(卷九丁)に、可美都瀬爾、宇知橋和多之、余登瀬爾波、宇知橋和多之、夫木集雜三、中務卿親王、鎌倉、假初に、舟以て編める浮橋の、掛けて危き世を渡りつ、法眼慶融、浮橋に竹のよりつな打延へて、小舟並ぶる富士の川浪とあり、和名抄に、魏略五行志云、洛水浮橋、和名宇岐波之と見え、揚氏方言九に、結舟謂之浮梁、即今浮橋と云ひ、事物紀原七に、春秋後傳曰、周赧王五十八年、秦始皇作浮橋於河上、按詩大明云、造舟爲梁、孫炎曰、造舟比舟爲梁也、比舟於水、加板於上、今浮橋也、故杜預云、造舟

爲梁、則浮橋之謂矣と書し、三歲圖會宮室二に、浮橋、永爲之、以水魚不可爲橋、故以浮橋渡之と有り、然れば、神功皇后御紀に、編船組于淡路と見え、常陸風土記に、編船作橋とある類は、此浮橋なる者なり、和漢三歲圖會廿四に、越前福川北有川、其幅凡百四十丈、用三十餘艘、但舟數多少、任水増減耳、其佗用船川又不尠、佐野船亦然矣と有り、越中神通川の舟橋など、諸國に多き者なり、借此を天浮橋と云ふは、實に水月如す漂蕩へりし上に、浸る計に浮べさせ給へるに因れる事、右等の文に合せ考ふべき事なりかし)橋は、萬葉十三(八丁)に、天橋文長雲鴨云々、月夜見乃持有越水伊取來而云々と詠める橋にて、天と地との間に懸有る稱なり、釋に引ける丹後風土記に、與謝郡、郡家東北隅方、有速石里、此里之海有長大石、前長二千二百廿九丈、廣或所九丈以下、或所十丈以上廿丈以下、先名天梯立、後名久志濱、然云者、國生大神伊射奈藝命、天爲通行而梯作立、故云天梯立、神御影坐間伏、仍怪久志備坐故、云久志毘濱、此中間云久志とあり、速石里とは、天浮橋は大虚の氣脈なるが、地質



と風氣と相結はりて、仆る、や否、直に石前イハツキと成れる故の名なり、其怪しく奇びに坐すとは、其梯立の仆れしを云ならず、作立とは、其天浮橋を御許に引き寄せ給へるが、本より唯無形の氣躡なりし物の、有形の石質を成せるを、怪しみ奇び坐せるなり、但し物にこそは見えざりけれ、時々天に通行して、天神の詔命を受賜はり坐し、事の有りけむ、其何れの時の事とも傳無ければ知るべからず、神名式に、阿波國美馬郡天椅立神社、天都賀佐昆古神社と有るは、天津風昆古神と云ふ事なるが、次に天柱の事を云ふを見合すべし、又、播磨風土記に、賀古郡益氣里有石橋、傳云上古之時、此橋至天、八十人衆上下往來、故曰八十橋と有り、右の天梯立は、天立梯と云ふ事なり、八十橋の上下に往き來ふ料なるを以て知るべし、益氣里とは、神の氣を疊みく凝らして、天に上り下り往き來ふ橋と成せる謂なるべし、橋と云へば、俗には、横に懸れるを耳云ふ事と思ふめれども然らず、物と物との間に在る義なる故に、天浮橋、八十橋など云ひて、其立てる事を云ざるも、天と地との間に在るを以て云へるなり、出雲風土記

神門郡高岸郷の下に、所造天下大神御子云々、甚晝夜哭坐、仍其處高屋造而坐之、即建高梯而登降養奉と有る、高梯に登降と云ひ、垂仁天皇八十七年御紀に、石上神寶の事を、大中姫命辭曰、吾手弱女人也、何能登天神庫耶、五十瓊敷命曰、神庫雖高、我能爲神庫造梯、豈煩登庫乎、故諺曰、神之神庫隨梯樹之、此其緣也と有るも、高きに登る料の梯樹なり、古事記高津宮段に、波斯多氏能久良波斯夜麻と有るを、萬葉七に、橋立倉崎山と有るは正字にて、冠辭考に、倉には梯を立て、登る故に、然云ひ懸けたりと云ひて、右の御紀を引かれ、又和名抄に、梯、和名加介波之、木階所以登高也と云へり」と有るが如し、又宮殿の階は、即ち其梯なるを御橋と云へり）然れば、天浮橋とは、天八衢と云ひて、天中に幾條も有りて、神等の空行の時に乗り給ふ、天路なる者なるが、地上の神は顯身に御在し、天上の神は隱身に御在せるが、其天地の往來には、共に乗り給ふ内に、其天上なる隱身の神は、大地に天降り着かせれば、顯身と成り給ふが故に、天浮橋も共に石橋と成りて地に止まり、其には反らまに、地上な

る顯身の神は、天上に昇り着き給へれば、隱身と成り給ふが故に、天浮橋は本の質を改めざるを以て、右の如く、天霧とも霧とも浮霧とも云ふ事とぞ見えたる、此二神の天浮橋も、亦右の例なる可きか、此は世の始にて、二柱共に御靈に御在して、未だ隱身なりし程にても有り、又其凝固る可き地盤無かりし故に、其質を云ふ時は、立于天霧之中と云ふべくなむ有りける、右の丹後風土記、播磨風土記の状を考へ互して知るべきなり、又此に就て思ふに、神名式に、陸奥國耶麻郡磐椅神社、文德天皇實錄には、石椅神に作れり、會津山水記と云物に、會津城山鎮號磐梯一矣、高五百十弓、廻麓九十餘里、頂上建祠焉、延喜式磐椅神社是也とあり、其祠を觀跡聞老志に、在磐梯見福山、神像男體、長一尺六寸、女體長一尺五寸と有るは、決く此二神と思しければ、右の丹後播磨の如き故事などの有りしなる可し、宮城郡に、多賀神社あるも、近江國なると同神と聞え、會津郡伊佐須美神社、名神大と見えたる、此を會津風土記と云ふ物に、古來神殿有伊弉諾伊弉冉尊立像、一木刻二尊と云へるをも、考へ合すべし）然るを、

二柱神天浮橋に御立して、天之瓊矛を指し下して、磯取盧島を成し給ひければ、其を天柱と立て給ひて、天地の氣の相通ふ脈と成し給ひけるに、地底に徹りて國中之柱とは成れりし事、次々に説けるが如し、右の天柱は、天浮橋なりと云ふ證は、四神出生章に、於是生三神、號大日靈貴、此子光華明彩、照徹於六合之内云々、自當早送于天、而授以天上之事、是時天地相去未遠、故以天柱一舉天上也、と見えたる是なり、此を釋述義に引ける私記に、問以天柱一舉於天上云々、是日神上天之時、以天柱爲登橋一歟云々、答、天照太神、光華無雙、故以天之御柱爲其登橋、即送之於天也、天柱甚短而爲其登橋者、是時天地相去未遠之故也と有るは、謂れたる言なり、但し天柱甚短と云へるは僻事なり、天柱は氣の通ふ脈なれば、其天地相去る事の遠近に拘はるべき事には非れども、御紀の文は、此時未だ天地は今如くに遠からざりしと語れる、謂ゆる地の詞なるを、此の事實に取り入りて説を成せるこそは誤なり、けれ、天柱を登橋なりと云へるは、實に然る言なり、（右の續きに、又問、或説凡云天柱者、是天神先所



賜瓊矛也、方今洲國已生、萬功皆畢、故以三其瓊矛返上於天也云々、答、說者云、彼矛即於礮馭盧島、爲小山也、何以小山上於天乎、此說非也、然則天柱者瓊矛也、此矛爲山、傳自彼山登天歟、是猶以天柱爲其橋之義也、豈非爲天照太神之橋哉云々とある、天柱者瓊矛也と有るは、同書國中柱の下に引ける私記に、古説云、天神所賜瓊矛、既探得礮馭盧島畢、即以三其矛衝立此島、爲國柱也、即其矛化爲小山也と有るを取りて云へるなるが、天柱は地と天との間を云ひ、國柱は地心に入れる名なるを、其差別に疎かりし故に、以三其瓊矛返上於天也など、は云へるなれども、然に非ず、天浮橋よりこそ昇らせりけれ、若て四神出生章第六一書に、伊弉諾尊、與伊弉冉尊、共生大八洲國、然後伊弉諾尊曰、我所生之國唯有朝霧而薰滿之哉、乃吹撥之氣化爲神、號曰級長戶邊命、亦曰級長津彥命、是風神也と見えたる、此に亦曰と有るは、傳の誤にて、男神女神の相並びて生れ坐せる事、其傳に就て註せるが如し、然るを、風神祭詞なる神の御諭言に、我御名者天乃御柱命國乃御柱命止、御名者悟

奉氏と有りて、其下に、比古神爾云々、比賣神爾云々と見えれば、此比古神比賣神は、右の級長津彥命、級長戶邊命二神に坐す事灼然きを、此を天乃御柱命、國乃御柱命と申す事はしも、彼吹き撥はせる地は礮馭盧島なりしは、云ふも更なるが、天乃御柱と申すは、上に云へる天柱國柱の事なるが、此を美波斯羅と云ふは、美は精にして、神の御靈を云ひ、波斯羅は走有にて、其昇り降り爲給ふ謂にて、天地の間に此物の有るに依りて、天地は立てる者なるが、故に、其を主どる神の御名とは成れる者なり、天照大神の天上に昇り給ふに、天柱を以て擧げ奉ると有るを思ふべく、又神名式に、阿波國美馬郡天椅立神社、天都賀佐毘古神社と並べ給へるをも合せ考ふべき事なりかし、又、古事記に、下照比賣之哭聲、與風響到天と有るも、此神の然有らしめ給ふが故なり、右の如く、極めて遠く遙なる天には、如何に迅速さも、若干の年月を経ざれば達るべきには非ぬを、然此許なる事の、直ちに天に應ゆるは、天柱にあらざしては、争でか到る事を得む、若て、上に引ける天孫降臨章なる天浮橋を、萬葉十九(三十九丁)に、

蜻島山跡國乎、天雲爾磐船浮、等母爾倍爾真加伊繁貫、伊許藝都追、國看之勢志氏、安母理麻之云々と見えたるは、其氣躡なりしが、地に墜ち着きて磐船とは化れるを、其を浮橋に換へて詠めりしなり、其降り着き給ひし高千穂山を、神名式に、日向國諸縣郡霧島神社と見えて、今も然云ふ事なるが、島は縮にて、其の天浮橋と云へる天霧の、磐船なす縮り縮れる由の名なるべし、又、神武天皇御紀に、及至饒速日命、乘天磐船而翔行太虛也、睨是鄉而降之、故因目之、曰虛空見日本國矣と有るも、亦同じかるべし、其降り坐し、所を、天孫本紀に、天降坐於河内國河上時峯と見えたり、倭姬命世記、美濃縣主が御船二隻を進れる時の祝言に、天船者天之會已立、地船者地之御都張止白氏進支、と有るは、浮橋は天の底立極みに通ひ、地之御都張とは、大地に幌の如く覆へる薰園は、神の往き來し給ふ御船と云へる古事の有りしを取りて、祝ひ申せりし者なるべし、然れば、浮橋の事を並べて磐船と云ふなどは、固陋なる説なるべし、其は磐は地に觸れて氣の凝り固まれば、此にて云は、春秋に、星隕爲石と云ふ如

きなる可し、船は、屋を屋船と云ひ、神宮の書に、太神の御靈實を收め奉る器を御船代と云ふが如し、然るを天神本紀に、船長梶取船子等の事の見えたるは、覺束なき心ちす、其は船長跡部首等祖天津羽原と有るを、姓氏錄未定雜姓攝津國に、阿刀部、山都多祁流比女命四世孫、毛能志乃和氣命之後者不合と見え、梶取阿刀造等祖天麻良と有るを、同左京神別に、阿刀宿禰、石上同祖、山城國神別、阿刀宿禰、石上朝臣同祖、饒速日命孫味饒田命之後也、又、阿刀連同上、又、攝津國神別に、阿刀連、神饒速日命之後也と有れば、合ざる耳ならず、天麻良と申すは、天津真浦の事にて、別神なれば叶はず、又、船子倭鍛冶等祖天津真浦と有るも似着はしくも思えざる事なり、思ふに、右に引ける萬葉の歌に、船と云縁にて、海船の狀に詠めるを取りて配たる者なるべし、右の天浮橋、實に磐船ならむには、然る意味の事も有らむを、然る事のなきは、浮橋は浮橋、磐船は磐船なるが故なり、又、國土にて神の飛び行り給ふは、決く磐船なり、寶劍出現章第四一書に、素戔鳴尊、帥其子五十猛神、降到於新羅國、居曾戶茂梨之處、乃



興言曰、此地吾不<sub>レ</sub>欲<sub>レ</sub>居、遂以<sub>二</sub>埴土<sub>一</sub>作<sub>レ</sub>舟、乘<sub>レ</sub>之東渡、到<sub>二</sub>出雲國簸川上所在鳥上之峯<sub>一</sub>と有るは、海路よりには有るべからず、空行し給へるが故に、鳥上の峯には到り着かせ給へるなり、此二舟は埴土を以て凝らし固め給へる、磐船と成るべき物實を云へるにて、同じ物なり、杵築大社記に、國造千家が亭の前に、天磐櫂樟船あり、此船は素盞鳴尊、新羅の曾戸茂梨より歸り給ふ時、埴土を以て船を作りて降り給へる、其船石と化りて有り云へるは、大國主神の磐船の、其在に、此の故事を付會せる者なり、空行の例は、播磨風土記に、出雲國阿菩大神、聞<sub>二</sub>大和國畝火、香山、耳梨三山相闕、此欲<sub>二</sub>諫止<sub>一</sub>上來之時、到<sub>二</sub>於此處、乃聞<sub>二</sub>闕止<sub>一</sub>覆<sub>二</sub>其所乘之船<sub>一</sub>而坐之、故號<sub>二</sub>神集之形覆<sub>一</sub>と有るも、出雲より御船に乘らしめて、播磨に越え給へる由なり、又萬葉三(二十二丁)に、久方乃天之探女之、石船乃泊師高津者、淺爾家留香裳と見えたるを、攝津風土記に、天探女乘<sub>二</sub>磐船<sub>一</sub>到<sub>二</sub>于此<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>天磐船<sub>一</sub>舟泊、故號<sub>二</sub>高津<sub>一</sub>と有るを以て考ふるに、磐船を以て空より來りて、舟泊る故に、高津と云と聞えたり、朝野群載に、攝津國東方、於<sub>二</sub>

味原<sub>二</sub>有<sub>二</sub>石船<sub>一</sub>、往年下照姬垂跡云々、其磐船四十尋餘、亘<sub>二</sub>二十尋餘<sub>一</sub>、石中有<sub>二</sub>凹凸<sub>一</sub>、置<sub>二</sub>中央寶珠一顆<sub>一</sub>、名曰<sub>二</sub>如意珠<sub>一</sub>、其船向<sub>二</sub>東北<sub>一</sub>、其上有<sub>二</sub>祠、祭<sub>二</sub>祀石靈<sub>一</sub>と有るは、天探女、素より天稚彦に従へる神なれば、其地に、下照姫も、共に被<sub>レ</sub>祭給へるなりけり、(今東生郡小橋村の東南に、一堆の丘有り、俗に磐船山と云へり、右の河上哮峯なる天磐船は、具原篤信が諸州廻<sub>二</sub>三に、河内國天川を東に上る事三十町計上り、左方なる山際の坂を少し行きて岩船に至る、兩山の間狭し、岩舟とは、大磐方十間も有るべし、長くして船の形に似たり、谷に横たはれり、其外、家の如く橋の如く、或は横たはり側立てる大石多し云々、岩舟石の下を、天川流れ通る奇境なり、凡そ大石は何方にも多けれども、如此く大石の多く一所に集れる所を未だ見ず云々と云へり、予嘉永六年春、伊勢に參宮せし時、荒木田弘運などに案内せられて、五十鈴川にて、太神宮よりは一里計も上方に、鰻石と云が有りて見て物したるに、鰻には非ず、磐船の狀なり、大なるは十間、小なるは五六間計なるが、橋の如く横たはりて幾箇も有りき、其は其下より流

れて云はむ方なき佳境なり、天孫降臨章に所見たる猿田彦大神の御言に、吾則應<sub>レ</sub>到<sub>二</sub>伊勢之狹長田五十鈴川上<sub>一</sub>と有れば、若やとも思ひ出でたりしかども、強事すべきならずとて、言外には出さざりしなり、又神名式に、越後國磐船郡石船神社有り、社傳に、今も海中に石にて作れる船の形有りと云へり、又或云、土佐國香美郡大里莊東川村に、石船明神と云舊社あり、古老の傳に、石船に乗りて天降給ふ神なりと云へり、社の傍に石舟あり、古代神造の物と見えたりと云へり、其外、物にこそは記し留めざりけれ、國々の内には、猶云ひ知らず多く在る可し)然れば、天浮橋とは、天の積氣中に浮べ走る物にして、其質は風氣なるが、地に墜ちては磐と化れる故に、磐船と云ふ名も有るなりけり、大地の神等の、空行の磐船は、右の如く埴土を以て作り給ふと雖も、天に到るに及びては、又浮雲と成る事にて、風氣の此を送るにぞ有るべき、克く上件に云へる事共を考へ合せて曉るべき者なりかし、(立は、釋述義に、私記曰、問立字如<sub>レ</sub>字不<sub>レ</sub>讀、多々志氏止讀如何、答師說、是古事記之意也とあり、古事記に訓<sub>二</sub>立<sub>一</sub>、云<sub>二</sub>多

々志<sub>一</sub>と見ゆ)○共計曰、四神出生章に、伊弉諾尊、伊弉冉尊共議曰と有るに同じ、其の例は、第一一書に、然後同宮共住而生<sub>レ</sub>兒、四神出生章に、共生<sub>二</sub>日神<sub>一</sub>其第六一書に、伊弉諾尊、與<sub>二</sub>伊弉冉尊<sub>一</sub>、共生<sub>二</sub>大八洲國<sub>一</sub>とも、及之共語とも見え、第九一書に、出迎共語<sub>一</sub>第十一書、吾則當<sub>レ</sub>留<sub>二</sub>此國<sub>一</sub>、不可<sub>二</sub>共去<sub>一</sub>と有りて、計へも盡すまじく多在り、古事記にも、於是二柱神議云々、猶宜<sub>レ</sub>白<sub>二</sub>天神之御所<sub>一</sub>、即共參上、請<sub>二</sub>天神之命<sub>一</sub>とも、凡伊邪那岐、伊邪那美二神、其所<sub>レ</sub>生島云々など、此の二神の事に多く云へり、(同書國作段に、少名毘古那神の常世國に度り坐し件に、於是大國主神愁而告、吾獨何能得<sub>レ</sub>作<sub>二</sub>此國<sub>一</sub>、孰神與吾能相<sub>二</sub>作<sub>二</sub>此國<sub>一</sub>耶、是時有<sub>二</sub>光<sub>一</sub>海依來之神、其神言能<sub>二</sub>治我前者<sub>一</sub>、吾能共與相作成、若不<sub>レ</sub>然者國難<sub>レ</sub>成と有るにて、能通えたり、吾獨と云ひて、下に就神與と云ひ、又、共與と有るを以て曉るべし、此に共爲夫婦の四字を、美斗能麻具波比と訓せたるも、共與に爲る事なればなり、又、共に、相の義有りて通へり、大嘗祭の相作を共作と作き、雄略天皇御紀、推古天皇御紀の共食者を、阿比多祁毘登と訓める是よ



り計は、議なる事、右に出でたるが如し、二神共與に言ひ試み坐して、其可きに從ひ給ふ由なり、第四一書に、伊弉諾伊弉冉二神、相謂曰と有るは、其語曰と同じきを、計と云ふは、相與に言を運び合せ計べて、其非きを去りて是しきに就く事なれば、言義は運有にてぞ有るべき、(其は何を以て云へるならば、人と相謂ふ事を咄と云ふも、放爲にて、言を我より言ひ放つ意なるに例して云ふなり、猶大殿祭、天津御量、大祓詞、神議の講義に云へりき) 偕、古事記、及第一一書には、天神の詔命を以て、二神は天降り給ふ故に、其御命の隨に行ひ給ふ故に、此に共計曰の事なきを、此に二神の御心と思ほし立ち給ふ狀に被レ記る、所にて、大に意味の異なる事なり、然れども、上にも云へる如く、瑞珠盟約章に至りて、報命の文有る上は、天神の詔命に依れる事申すも更なり、(如此く始終打ち合ぬ狀なるは、如何にと云ふに、正書は漢狀に記されしとして、然物爲られしには有れども、未正し訖へられざりつらむ) ○底下は、天浮橋之上と有るに對へたる言なり、曾許都斯多爾と訓める其宜し、此時は渥沙と水と未だ分れざりし

程なりければ、彼唯有朝霧而薰滿之哉と有るが如き狀なりけむ故に、其上に御立たして、底下とは詔り給へる者なり、(天浮橋之上を、第二一書に、立三于天霧之中と有るを以て、思ふ可き者なりかし) 古事記(國避段)に、於高天原一者と云ふに對へて、地下者於三底津石根云々と有るに似たり、又底下と云ふ語の有るべき事、此句を以て明らむべし、○豈無國歟の豈は、瑞珠盟約章に、吾弟之來、豈以善意乎、寶劔出現章第六一書に、吾等所造之國、豈謂善成之乎、天孫降臨章に、豈唯經津主神、獨爲丈夫而、吾非丈夫乎と有るなど、何れも何と云ふべき所に用ひたるは、其義なるが故なり、仁德天皇二十二年御紀皇后の御歌に、阿珥豫區望阿羅儒と詠ませ給へるも、何善くも非ずにて通ゆるなり、(那爾と阿珥と同言なる事は、萬葉十詠、鷹に、璞年之經往者、何跡念登と詠めるも、何と念へどなり、十四、上總國歌に、和我世故乎、安村可母伊波牟は、吾妹子を何とも云はむなり、此外にも、東歌に多在には、何と阿珥と、言の通へるが故なるを思ふべし) ○無レ國歟は、第二一書に、二神立三于天霧之中曰、吾欲得國と

見え、第三一書に、二神坐三于高天原曰、當有國耶と見え、第四一書に、二神相謂曰、有物若浮膏、其中蓋有國乎と見えたる是にて、天浮橋の上に御立たし御在し坐して、豈國無らましやはと仰せ給へる者にて、御詞の中に甚く慷慨給へる意を含みて、大に強く力有り、其は此に必ず國有りと云ふ意にて、其反語を用ひさせ給へる者なるを以て知るべき也、(右に註せる豈の言を思ひ合せて曉るべきなり、古史徵に、右の傳々を並べ舉げて、此四の傳、共に天神の御依しの事なきは、道の大義の本を失ひたる非傳なり)と有り) ○酒は、第一一書に、酒賜天瓊戈、第二一書に、吾欲得國、乃以天瓊矛と有りて、次なるには、乃字を用ひたり、言義は其竟なるべし、(外の事を交へずして、直ちに其事の成行を指して云ふ語なるなり) ○以天之瓊(瓊、玉也此曰努) 矛は、次々一書なるには、之字なし、古事記には、天沼矛と作り、地神本紀には、天稚槍と作り、(記傳に云く、瓊矛を登富許と訓み來れるは、云ふにも足ぬ俗訓なり) 瓊は、釋述義に、私記曰、師說此註瓊玉也、此曰努、故先師又據之、而或本努字爲貳也、蓋古

者、謂或爲努、或爲貳、兩說並通、唯以貳爲異本と見えたり、記傳四(五丁)に瓊此云努と有れば、天沼矛の沼は借字にて玉なり、玉を努と云へるは、書紀に、瓊響瓊々、此云奴儻等母由羅爾と有る奴儻等は、瓊之音なり、又、天武天皇の夫人に大稚娘あり、舊事紀に天稚槍と云ふ有り、此二を合せて思ふに、是も玉を努と云へる一の例ならむか、稚字は、更に玉に由無ければ、和を味とも書く如き例に、瓊字などを疑と書けるを誤れるか、若て、瓊を、書紀に常に還と訓めば、其を通音に努とも云ひしなるべし、と見たるは然る言なり、萬葉十三(九丁)に、沼名河之底奈流玉、求而得之玉可毛、拾而得之玉可毛と續けたるも、沼名河は瓊之河と云ふに同じければ、記傳の説實に謂れたり、神武天皇御紀に、細矛千足國と所見たる、其細矛は、玉の麗美しきを贊めたる言と通ふ、(續古今集に、國を太上天皇、久方の天より降す玉矛の、道有る國ぞ今の我が國)と詠ませ給へるも、此天之瓊矛の事を、玉矛とは詠ませ給へるなり、發語に、玉梓乃道と續け、玉梓乃使と續けたるも、此故事に依れる事、次々に説き記さむを



見るべし) 矛は秀木にて、其秀は刃にて、木は柄を云ふなり、其柄は、古事記(日代宮段)に、比々羅木之八尋矛と云へれば、總べては柂木を以て爲る状態れども、猶思ふに、瓊矛の玉矛なるに就いて、萬葉二(三十七丁)に、玉梓之使乃言者」又(三十八丁)、玉梓之使乎見者、」十(三十五丁)に、玉梓公之使乃」十一(二十二丁)に、玉梓之使不遣など見えたるを、合せ考るに、鈴屋大人の、古に使を遣はずには、梓木に玉を着けて、使の信と成しつる由の説もあり、又萬葉一(二十九丁)に、玉梓乃道行晚」十一(二十六丁)に、玉戈之道行疲、又(五丁)に、玉梓道不行爲又(十三丁)に、玉梓路往占、又(二十二丁)に、玉梓之道行夫利爾など猶多在るを、彼に使と云ひ、此に道ともしも續けたるは、其物質を云ふと、其作用を云ひ分てるにこそ有りけれ、其同物なる事知られたり、然れば、古に玉梓と云ひしは玉梓の事にて、其柄には梓木を用ひたりとぞ見えたりける、(是は甚附會なるが如くなれども、其事實に徴して云ふなり、但し二神の天之瓊矛の柄は、必ず梓木有りて、其時に被用たりしと云ふには非ず、上古に其物の状は然有りしと

云ふ耳なり、凡べて此時の事などは、甚々奇異なる神業共多在しかば、後人の心を以て推量奉る可きには非ざるなり、記傳に、矛は、和名抄に楊雄方言云、戟或謂之干、或謂之戈、和名保古、又釋名云、手戟曰矛、人所持也、字亦作鋒、和名天保古と有り、此方の古書には、戟字など、字には拘はらず皆通はし書けり、梓とも多く書きたり、天保古と云へるは、古名には非らじ、手戟と云へるに就ての事なるべし云々」と見えたり、年中行事秘抄に、載せる鎮魂歌に、母登波加那保古、須惠波紀保古と見えれば、金矛、木矛と云ふ名も古昔に有りけるなるべし) 第一一書に、天神謂伊弉諾尊、伊弉冉尊、曰云々、宜汝往循之、適賜天瓊戈と見え、古事記にも、於是天神諸命以、謂伊邪那岐命、伊邪那美命二柱神、修理一固一成是多陀用幣流之國、賜天沼矛而、言依賜也と有りて、天之瓊矛は、二神に御矛を令持て、此道に差使し給ふ表物に、天神の授け賜はせ給へる者なり、天孫降臨章に、大己貴神、乃以平國時所杖之廣矛、授二神、曰、吾以此矛、卒有治功、天孫若用此矛治國者、必當平安と有るも、皇御孫尊

に、此國を奉る表に、矛を授け奉らせしにて、右の古例を逐はせ給へる者なり、其尤も灼然きは、成務天皇五年御紀に、令諸國、以國郡立造長、縣邑置稻置、並賜楯矛、以爲表と有る是なり、此の國郡縣邑の隔を分ちて、御命持ち令仕奉給ふ表に賜へる者にして、其意味異ならざるなり、(崇神天皇四十八年御紀に、勅豐城命、活目尊、汝等二子、慈愛共齊、不知曷爲嗣、各宜夢、朕以夢占之云々、兄豐城命、以夢辭奏于天皇、曰、自登御諸山、向東八廻弄槍、八廻擊刀云々、天皇相夢、謂二子曰、兄則一片向東、當治東國云々と見えたる、此は夢に依りて定め給へる事には在れども、弄槍の事に依りて、東國を令治給へるは右の例なり、似たる事ながら、古事記、日代宮段に、天皇亦頻詔倭建命、言向和平平東方十二道之荒夫流神、及麻都樓波奴人等而遣之時、比々羅木之八尋矛と有るは、軍防令に、凡大將出往、皆授節刀と有る類にて、國を治めに行くとは異なり) 借、其瓊矛はしも、天神の御命以ちて、二神に此國を循せと事依して賜へる表物なるが、第四一書に、有物若浮膏とある如くに

て、國地稚々しく漂在へりければ、修理固成さしめ給はむとの、天神の神量になむ依れりける、然れば、其天之瓊矛は、天神の御靈形にして、國生の御表物なるが、石見の女體腦に、天之瓊矛は交道の根なり」と云ふは然る説にて、平田翁説にも、此は天根玄牡の象物にて、大地の玄牝女陰なる所を令畫成給はむ料なり」と云はれたる、共に謂はれたる言なりけりとぞ諾はれける、(其は傳二、可美葦牙彦尊、傳三、大戸摩彥尊の件に註せるが如く、男を比古と云ふは、延び出づるより云ふ稱にて、其は陽元に起れるが、今も其を閉古とも閉乃古とも云へるは、瓊戈の戈と同言なる事、上にも云へる如し、通證に、矛訓爲火發、乃陽氣之發動也、矛之爲器、象於火氣炎上、故訓之と云へるも強事ならず、又、虞喜志に、古人鑄刀、五月丙午取純火精、以協其數と云へるも、天根玄牡の象物なるに合へり、又平田翁の印度藏志に、韋紐天、手執輪戟、有大威勢、故萬物從其生と云ふ文中論疏と云ふ書に在りて引かれたる韋紐天は、此の二神なるべく、輪戟は瓊矛の事とぞ聞えたる) ○指下而は、古事記にも指下と云



ひて、引上の言を下に置きたり、此は天浮橋の上より、底下の方を指して、矛を下し給ふを云ふなり、記傳四に、指下は、彼の虚空中に如<sub>ニ</sub>浮脂<sub>一</sub>して漂<sub>ル</sub>一屯の物の中へ、指下し給ふなり、書紀一書に、伊弉諾伊弉冉二神曰、有<sub>レ</sub>物若<sub>ニ</sub>浮膏<sub>一</sub>、其中蓋有<sub>レ</sub>國乎、乃以<sub>ニ</sub>天瓊矛<sub>一</sub>、探<sub>ニ</sub>成一島<sub>一</sub>、名曰<sub>ニ</sub>磯取盧島<sub>一</sub>と有るを以て知るべしと見えたるが如し、借、第一一書には、投字を指下しと訓せたり、(但し指下は、御手して指下し給ふなるを、投は字の任にては、遠く投げ放つ意に成るなり、萬葉十三に、投左乃遠離居而と有るは、冠辭考に、投る箭の遠く飛ぶを、人の遠く離れて有るに云ひ懸けたり、投左は、同卷に、公之佩具之投箭之所思、十九に、梓弓須惠布理於許之投矢毛知と詠めれば、射遣る事を投ると云ひしなり)と有る如くなれば、投字は違へるに似たり)第二一書には、指垂而と有り、指下に同じきが、其下に、得<sub>ニ</sub>磯取盧島<sub>一</sub>、則拔<sub>レ</sub>矛而云々と有るを、拔を奴伎阿宜氏と訓せたるを考へ合すべし、第三第四の一書には、以<sub>ニ</sub>天瓊戈<sub>一</sub>とあり、以は持の意なり、(右の垂字を久陀斯と訓まれども、中頃、多禮とも訓みたるにや、名玉

集の歌に、瓊矛垂れ、磯取盧島に降りて神を父母國を生めればと有り、但し矛に多流と云ふ事は如何なる事なり)○探之は、第二一書にも然有り、探は求る意なる故に、第一一書には、投<sub>レ</sub>戈求<sub>レ</sub>地と見えたり、然求むるが故に、其物に遇ひたるを得と云へり、此に探之是獲<sub>ニ</sub>滄溟<sub>一</sub>と見え、第二一書には、吾欲<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>國云々、探<sub>レ</sub>之得<sub>ニ</sub>磯取盧島<sub>一</sub>と有るが如し、(第四一書に、以<sub>ニ</sub>天瓊矛<sub>一</sub>、探<sub>ニ</sub>成一島<sub>一</sub>と有る探は、同じきながら成へ續くるが故に、下に得とは云はざるなり、彼此差別有る事を、先辨ふべし)此は天浮橋の上より、其中間に薰滿たる朝霧を隔て、其底下に在る浮膏の如くなりし、漂在る物の中に、瓊矛を指し下して、國を求ぎ給ふ由なれば、古事記に、指<sub>ニ</sub>下其沼矛<sub>一</sub>以<sub>ニ</sub>畫者<sub>一</sub>と見え、第三一書に、畫<sub>ニ</sub>成磯取盧島<sub>一</sub>と有るなどは近きを、此は少か遠き意見えたり、(然れば、右の畫成を、口訣に以<sub>レ</sub>矛探<sub>レ</sub>海也と註せるも、然る言ながら、纂疏に、畫<sub>レ</sub>海而成<sub>レ</sub>島也と宣はせたるなむ、探と畫と打混れずて宜しかる可き)○是獲<sub>ニ</sub>滄溟<sub>一</sub>は、第四一書に、有<sub>レ</sub>物若<sub>ニ</sub>浮膏<sub>一</sub>とある状なりしを、彼矛を以て探り給ひし故に、泥沙は底に

沈みて滄海と成れるを云ふなり、然れば此時の大地は、泥沙を中心し、外表は何方迄も、唯潮水耳ありし事灼然し、借滄海とは、第一一書に、投<sub>レ</sub>戈求<sub>レ</sub>地、因畫<sub>ニ</sub>滄海<sub>一</sub>と有りて、滄溟、滄海、共に國土の稚しくて、國と海と未だ分らざりし程を云へる由、古史徴に註されたるは、實に然る言にて、四神出生章第十一一書に、素戔嗚尊者、可<sub>ニ</sub>以御<sub>ニ</sub>滄海之原<sub>一</sub>也と有るに、第六一書には、素戔嗚尊者、可<sub>ニ</sub>以治<sub>ニ</sub>天下<sub>一</sub>也と有れば、國土の全くを然云へりしなり、又、古事記に、須佐之男命參<sub>ニ</sub>上天<sub>一</sub>時、山川悉動、國土皆震と有るを、瑞珠盟約章に、溟勃以<sub>レ</sub>之鼓盪、山岳爲<sub>レ</sub>之鳴响と有る、國土と溟勃と並ひ山川と山岳と對へるを以知るべし、(和名抄に、滄溟、阿乎宇三波良と有るは、宇三の下に乃を略けるなり、類聚名義抄には、滄溟を阿遠字那波羅と訓み、溟勃を意富伎字美と有り、又和名抄にも、溟勃、和名於保岐字三と有りて、此は同訓なり、此を唯に海の事と云ひ思ふは非ず)借、此に獲<sub>ニ</sub>滄溟<sub>一</sub>は、一島の成れる耳に係るならず、大八洲國を生み給へるも、其滄溟の中にての事なり、又、處々小島、皆潮沫凝成者矣、亦曰<sub>ニ</sub>水沫凝而成<sub>一</sub>

也と有るへは、殊に深く係れる事、次に説けるが如し、其は滄溟を青海とも書く事なるが、阿遠字那波羅と稱ふる阿遠は沫なり、沫濤尊と申し、鹽沫と云ひ、水沫と云へる沫にて、凝り聚りて國土と成る物を云へるなれば、色の青きを云ふには非ず、宇那は海之にて、海上海邊など、同じく見るも、常の事には有れども、阿遠字那と續けるは、沫生成と云ふ事にて、其即ち國生成の意、波羅は廣く限なき由なり、(古史徴に、此に海原と有るを、後に海を云ふ海原と見ては、彼此打ち合はず、難解き事多かり)と有るは然る事にて、海神を綿津見神と申せれば、海を和多と云ひ、海原とも海中とも海底とも云ひ、又唯に波とも海邊とも綿津海とも云ふ事なるが、又宇美と云ふ語も並べ用ひたりしなり、海宮遊行章に、海幸と云ひ海濱と云ひ海陸と云ひ、古事記同段に、海道と云ひ海坂と有るなどは、悉く宇美と云ふべき所なり、日代宮段歌に、宇美賀由氣婆云々、宇美賀波伊佐用布など見えたれば、神代より、和多とも宇美とも唱へしなりけり、齋明天皇御紀大御歌に、耶麻古曳底、于瀬倭拖留騰母とも、于之衰能矩娜梨、于那



俱娜梨とも有るは、潮之下、海下なるを思ふ可し、此に就て思ふに、海の所を云ふ時は和多なり、海の物を云ふ時は宇美なり、此國土をも、所には久爾と云ひ、物には都知と云ふに始れるを、通はして用ふるが如し、然れば和多は、記傳に渡なりと説かれたるが如く、宇美は大水の約れるにてぞ有るべければ、青海原とも海原とも云ひて、本より僻事には非ざれども、此國生と、素戔鳴尊に御依しとは、阿遠宇那波羅と云ひて、言も物も同じくは有れども、其意異なり、傳二、沫蕩尊の下に云ひ、又傳六、生海の所にも註へるを考へ合すべし、儲其沫は、膏にても涅にても潮にても水にても、攪き探れば成り出づる物なる事、人の知れるが如し、浮石の沫に凝り、鐘乳の石の液より凝る、今の事實は更なり、和名抄に、流黄、本草疏云、石流黄、焚石液也、和名由乃阿和と有るなどを考へ亘して知るべき者なり、故沫生成と續く意は、第四一書に、有物若浮膏と有る、其物の涅土なりしが、瓊矛を以て攪き探り給ふが故に、沙土も凝り固まらむと爲るに、泡沫と成りて浮べらむ事、今も見るが如き心ちす、男莖成せる天之瓊矛を以

て、物を煮るが如く煮沸し給ひけむ事、已に傳三（百四十九頁）に云へるを、見合せて曉るべくなむ、又、涅土羹尊、沙土羹尊と申すを、涅土根尊、沙土根尊とも申して、根は煉の義なるに、瓊矛の貳も相通ふ事、妙なりとも妙ならずや、沫の凝りて國と成れりし事は、御紀耳ならず、古書に微有りて、傳三沫蕩尊の下に引きて云ひ、又此下なる潮沫凝成者矣の傳に云ふべし、此時、涅と水と未だ相分れざりしかば、謂ゆる泥海と云ふ狀にして、潮水の清澄て青々と見ゆる事などは有るべくも非ず、沙土と成りて凝り固まりて、國土の成れる後こそは然しも有りけれ、然れば泥海の沫と成りて凝れるは、天之瓊矛を以て攪き探り給ひしに依る事なる故に、大古に阿遠宇那波羅と云ひしは、沫生成原の義なりしを、漸次に、大八洲國は更なり、萬國も此沫より成り定りて、海神なども生り坐して、現在の如くに滄海と成れりしかば、色を以て青と云ひ、大水を以て海と號け、廣く平なるを以て原と負せて、其をしも青海原と云へる、其字を借りて用ひたりし故に、誰も、上古は唯大海なりし者と思ふに及べりしなりけり、然れば、素戔

鳴尊に滄海之原を御せと事依し給へるも、其國土の成り初れりし時の元の所由を以て、然宣へる耳には非ず、大八洲國は、先に成りて後も、淡洲と云へりし外蕃の國などは、潮沫水沫の凝り成れる眞盛の間なりしかば、其有る狀を以て、天下の事を然宣ひ依さし給へる者なりけり、（古史徴に、漢籍にも、統御四海と云ふ語あり、治青海原潮之八百重と云ふに克く似たる言なり、御四海とは云へど、海を御すと云事ならぬを以て、言の義を辨ふべし」と云はれたるは、然る言ながら、猶此の滄溟を海と見られたる説なれば甘ひ難し）然れば、泡沫に凝り固まるべき性の備はる事はしも、二神の天之瓊矛を以て攪き探り坐し、に依る事にて、神代耳然るに非ず、天地の立ち有らむ限りは、狹國は廣く峻國は平けくして、皇御孫尊に依し奉り給ふ神事を行はせ給ふ所由、已に祝詞講義に註せるが如し、（生島足島神詞、太神宮詞の下に云へり、此所と引き合せ讀み味はひて、其神事を知り、又、生國足國と云ふ事情をも知るべし、此を知らざれば、天地の中に住める詮非らじと、力を究めて説き明めたりき）○獲は、底下豈無國歟

と宣ひ、探之とあるに依りて、獲とは云ふ也、第二一書に、吾欲得國、乃以天瓊矛、指垂而探之、得磯取盧島と有る得に同じく、共に探得給ひし意を以て記されたるなり、（本より有る所を得給へるには非ず、探りて得給へるにて、得は即ち成し給ふ義なるなり）同じ獲字には有れども、神武天皇御紀に、皇輿巡幸、因登腋上曠間丘而、廻望國形、曰、妍哉乎國之獲矣の獲は、古く美傳都と訓ませたり、清寧天皇二年御紀に、見字をも然訓ませたるを思ふに、其は見獲にて、俗に見出たりと云ふ事なり、廻望國形と有るを合せて曉るべし、然れば、此は天之瓊矛を以て探り獲給へるなれば、其と混つに思ふ可きに非ず、（美傳都は見出なる事は、清寧天皇御紀なるも然り、然るを此は其意ならぬは、本より國の有るを知りて、物爲給へればなり）○其矛鋒、第一一書にも、戈鋒とあり、記には其矛末とあり、末は佐伎と訓むべし、下に著其御刀前之血云々、以御刀之前云々、跌坐其劍前云々など、皆、佐伎と云ふ、欽明天皇御紀に、鋒末、新撰字鏡に、欽保己乃佐支と有ればなり、（國柄等が大雀命の御刀を見て詠める歌



に、波加勢流多知、母登都流藝須惠布由云々、と有れば、須惠と訓むも誤ならねど、猶多き方に依る可しと見えたるが如し、猶四神出生章第六一書に、劔鐔、劔頭に對へて、劔鋒、天孫降臨章に、鋒端とある、共に佐伎と訓み、神名式なる貫前神社を、臨時祭式に或作<sup>スサキ</sup>拔鋒と有るをも、證とは成すべき者なりかし、(此事、傳八卷劔鋒の下に委しく辨へたり) ○滴瀝は、第一一書に、垂落と有りて、古事記も右に同じ、四神出生章第一一書に、劔及垂血とも、劔鐔垂血とも、劔鋒垂血とも、劔頭垂血とも有る、垂字の訓に倣ひて、斯多陀流と訓むべき由、記傳に註されたるに従ふべし、斯多陀流は下垂にて、上より雫の垂落つるを云ふなり、(和名抄に雷、説文云、雷屋簷前雨流下也、和名阿萬之太利と有るも、雨下垂の義なるを思ふべし、萬葉十に、百磯城大宮人之獲有、垂柳者と詠み、又、鳳尾草を志陀と云ひ、涙は泣水垂にて、其傍を云も此類なり、此外にも猶斯る語多在るべし) 偕、此に滴瀝としも云ふは、其矛を引き上げ給へりし、其鋒より垂落たりしが故なり、第二一書に、晝<sup>スサキ</sup>滄海<sup>スサキ</sup>而引<sup>スサキ</sup>舉<sup>スサキ</sup>之、即<sup>スサキ</sup>戈鋒垂落之潮と

有るにて明らかし、(古事記も右の如くにて、指<sup>スサキ</sup>下<sup>スサキ</sup>其<sup>スサキ</sup>沼<sup>スサキ</sup>矛<sup>スサキ</sup>、以<sup>スサキ</sup>晝<sup>スサキ</sup>者<sup>スサキ</sup>、鹽<sup>スサキ</sup>許<sup>スサキ</sup>々<sup>スサキ</sup>袁<sup>スサキ</sup>々<sup>スサキ</sup>呂<sup>スサキ</sup>々<sup>スサキ</sup>邇<sup>スサキ</sup>畫<sup>スサキ</sup>鳴<sup>スサキ</sup>而<sup>スサキ</sup>、引<sup>スサキ</sup>上<sup>スサキ</sup>時<sup>スサキ</sup>、自<sup>スサキ</sup>其<sup>スサキ</sup>矛<sup>スサキ</sup>末<sup>スサキ</sup>垂<sup>スサキ</sup>落<sup>スサキ</sup>之<sup>スサキ</sup>鹽<sup>スサキ</sup>とあり、指<sup>スサキ</sup>下<sup>スサキ</sup>すと云ふ結に、引上げと見え、其引上たりし矛より落るを以て、垂落とは有なり、舊事紀、落垂滴瀝之潮と有るは煩はしき書體なり、○潮は、古事記には鹽と作けり、此時は、第四一書に、有<sup>スサキ</sup>物<sup>スサキ</sup>若<sup>スサキ</sup>浮<sup>スサキ</sup>膏<sup>スサキ</sup>と云ふ狀にて、泥土と水と相混和れりし程なりしかども、天日の光輝に蒸されて、鹽氣を含みて漸凝り固るべき氣機の出で來れりし故に、氣穗とは云ふなり、(國土の成れる後に、海水澄みて後も、鹹味なるは流水の如くは非ず、其一所に止まり居るに、天日の光を以て蒸す事甚しきが故なり、或書に問海水必鹹何也、曰鹹生<sup>スサキ</sup>于<sup>スサキ</sup>火<sup>スサキ</sup>也、火然<sup>スサキ</sup>薪<sup>スサキ</sup>木<sup>スサキ</sup>、既<sup>スサキ</sup>已<sup>スサキ</sup>成<sup>スサキ</sup>灰<sup>スサキ</sup>、用<sup>スサキ</sup>水<sup>スサキ</sup>淋<sup>スサキ</sup>灌<sup>スサキ</sup>、即<sup>スサキ</sup>成<sup>スサキ</sup>灰<sup>スサキ</sup>鹵<sup>スサキ</sup>、燥乾<sup>スサキ</sup>之<sup>スサキ</sup>極<sup>スサキ</sup>遇<sup>スサキ</sup>水<sup>スサキ</sup>、即<sup>スサキ</sup>鹹<sup>スサキ</sup>此<sup>スサキ</sup>其<sup>スサキ</sup>驗<sup>スサキ</sup>也、地<sup>スサキ</sup>中<sup>スサキ</sup>得<sup>スサキ</sup>火<sup>スサキ</sup>既<sup>スサキ</sup>多<sup>スサキ</sup>燥<sup>スサキ</sup>乾<sup>スサキ</sup>、燥<sup>スサキ</sup>乾<sup>スサキ</sup>之<sup>スサキ</sup>極<sup>スサキ</sup>遇<sup>スサキ</sup>水<sup>スサキ</sup>、即<sup>スサキ</sup>鹹<sup>スサキ</sup>味<sup>スサキ</sup>と云へるも、實理有る事なり、) 潮を氣穗なりと云ふ氣は、天日の光輝の土水を照し蒸すに依りて、水の淡き味を變へて、鹹ゆき一種の氣を醸し成せるに依りて、此を志と云へり、然れば、志保は氣之穗なる事決し、(氣を志と云ふは、和名抄に、

虹を爾之、霰雨を之久禮、麴を豆無之加世、嵐を阿良之、霜を之毛など云ふ類なり、穗は浪穗などの穗にて、物の中より、殊に秀出たるに云ふ言にて、巖を以八保と云ひて、岩に別つが如し、名義抄に、泡字に美都富と云ふ訓有るは、泡は水より出る、穗の如き者なれば云ふなり、潮と云に就て説あり、其は、上に滄溟は沫生成原と云ふ事にて、其沫は此下に漸沫凝成者矣にて、大八洲國は更にも云はず、萬國の成れるも、悉く此物に因れるが、御紀に、其を分別たれたるは、大八洲國は、二神の生み給へる物實に潮沫の秀なる物の凝り着きて國と云へるを、外國は謂ゆる淡洲にて、御子の列にさへ入り給はざる醜國なるが故に、凝り着きて、國と成る潮沫も、潔き眼には非ざりし者なり、其は神武天皇御紀に、昔伊弉諾尊、目<sup>スサキ</sup>此<sup>スサキ</sup>國<sup>スサキ</sup>、曰<sup>スサキ</sup>日本<sup>スサキ</sup>者<sup>スサキ</sup>浦<sup>スサキ</sup>安<sup>スサキ</sup>國<sup>スサキ</sup>、細<sup>スサキ</sup>矛<sup>スサキ</sup>千<sup>スサキ</sup>足<sup>スサキ</sup>國<sup>スサキ</sup>、磯輪上秀真國と有るは、國號考に、説かれたる如く、大八洲の摠號にてはなくして、大和國を贊稱へ給へりし事云ふも更なれども、其御卷の首に、東有<sup>スサキ</sup>美<sup>スサキ</sup>地<sup>スサキ</sup>、青山四周云々、蓋六合之中心乎と詔り給へるを以て思ふに、大八洲に亘る嘉稱には有れども、其中にも

然稱ふべき地は此國ぞと、大御言に宜ひ出させ給へりしなるべし、其三稱の中にて、磯輪上秀真國の、磯輪上は潮沫上の切れるにて、上は物の珠勝れて秀出て美好を云ふなれば、國土の成れる始の狀を御親ら見行はし、任に、語り顯し給へるが、終に、發語とは成れりしなるべし、又、此大八洲國は、萬國の極東に在りて、元首なるにも思ひ合す可きなり、秀真國は、景行天皇十七年御紀の大御歌に、夜摩苦波、區耳能摩保遲摩と有るに同じく、大和は國の奥區の由なる稱辭なれば、磯輪上は秀と續く發語なれば、大八洲國の摠てに係れる事知るべし、(國號考には、磯輪は皺にて、浪を云へるか、古今集なる壬生忠岑が長歌に、立浪の浪の皺にや溺ほれむと詠めるも、本より浪を皺とも云へる事の有りし故にやと思はるればなり、若然も有らば、上は浪の立ち上るなり、如此云ふ意は、浪の立を、浪の穂と云へる事、書紀、萬葉などに見えれば、波立ち上る秀と云ふ意に續きたるなるべし、故、上をも、姑く能煩流とは訓みつ、然れど、此は試みに云へる計なり、猶克く考ふべしとあり) ○凝成<sup>スサキ</sup>一<sup>スサキ</sup>島<sup>スサキ</sup>は、第一一書に、結而



爲レ島と有る結をも、許理と訓ませたり、古事記には、鹽許々袁々呂々邇畫鳴而、引上時、自其矛末垂落之鹽、累積爲レ島と有りて、凝の義允に明らけし、此の凝を、一書に結字を書けるは、凝り結ぶ義を以てなり、古事記に、累積と有るは、凝り聚る意にて、言は異れども、皆同義なるなり、舊事紀には、凝結と作けり、記傳四(十一丁)に、許々袁々呂々邇は、彼矛以て攪き給ふに隨ひて、湖の漸々に凝り行く状なり、即ち許袁呂と凝と言も通へり、其朝倉宮段に、天皇坐長谷之百枝椶下、爲豊樂之時、伊勢國之三重采女、指舉大御蓋以獻、爾百枝椶葉落浮於大御蓋、其采女不知落葉浮於蓋、猶獻大御酒、天皇看其浮蓋之葉、打伏其采女、以刀刺充其頸、將斬之時、其采女曰、天皇曰、莫殺吾身、有應白事、即歌曰云々、毛々陀流、都紀賀延波云々、本都延能、延能宇良婆波、那加都延爾、淡知布良婆閉、那加都延能、延能宇良婆波、斯毛都延爾、淡知布良婆閉、斯豆延能、延能宇良婆波、阿理岐奴能、美弊能古賀、佐々賀世流、美豆多麻宇岐爾、宇岐志阿矢良、淡知那豆佐比、美那許々袁々呂々爾云々、此三

歌者天語歌也と有ると同じと云はれたるに就きて、猶考ふるに、凝は許袁理の切れるなり、其許袁理は凝折にて、彼若浮膏と云へる状に、國土の始めは埜土耳なりしが、縮りに縮りて、國土の成るに隨ひて、其跡はしも青海と成れるなれば、凝回かまる意なる可ければなり、然云ふ故由は、天孫降臨章第五一書に、火盛時躡詰出兒名、火進命、次火炎衰時躡詰出兒名、火折尊と見えて、進と折と對へる如く、埜土のみ有りて漂蕩へりしを、國と成し給ふは、其進める物を折ると同じきを以てなり、右の天語歌に、宇岐阿夫良、淡知那豆佐比、美那許袁呂々々爾、と有るを考ふるに、若浮膏なりし物は、浮き上りて取留め難かりし状なるを、瓊矛を以て探らせりしより、落漬さひて、凝々爲し趣に聞えたり、記傳に、此状を物に譬へて云は、膏などを煮固むるに、始めの間は水の如くなるを、七以て攪き巡らせば、漸に凝り以て行くが如しと有るは、謂れたる言なり、(此歌を傳二卷、二十卷にも、引きて且々云へるを、此に見合せて曉るべし、天語歌の事は、中臣壽詞講義第十條に云へり)彼天之瓊矛はしも、玉を飭れる

美麗しき御矛なりし事は、已に註せる如くなるが、其鋒はしも鐵の刃なりけむ事云ふも更なれば、其を以て此滄浪を攪き探り給へらむには、其金氣に凝り結ばりたる滴瀝の累積れらむには、縮り固りて、一島と成れらむ事、眼前に視奉るが如し、借此天之瓊矛の天根玄牡の滴瀝の、大地の玄牡に相感合て一島と成れる事、直に男女適合の状なり、此に因りて、地上に在ゆる人は更にも云はず、萬物に至る迄に、男女の形質備りて、有餘は不足を補なひ、不足は有餘に稟けて相等しからむと爲る性なるは、此即ち適合の道なる事を曉るべき者なりかし、(記傳に、此は産巢日神の産靈に資りて、國土の初まるべき神の御所爲なれば、今尋常の小理を以て、左に右に測り云ふべきに非ず)と、云はれたる言を思ふべくなむ)島とは、海中に一區の域の成れるを云ふなり、國號考(大八島國條)に、志麻とは、周廻に界限の有りて一區なる域を云ふ名なり、本の意は、結る縮まる邇る狭しなど云ふ言と同じきなるべし、此等も取り放ち曠しく界限無くは非らず、界限有りて取り縮れる意より云ふ言なればなり、然れば、志麻てふ名も、

本は必ず海耳ならず、國中にて山河などの巡れる地にも云へりと見ゆ、(秋津島條に云く、海無き地に島と云ふ名の有る事は、志麻とは、本は必しも海の中ならねども、山川などに在れ、周れる界限の有る地を云ふ名なれば、此秋津島なども、山の周れるを以て云ふなり、蜻蛉の譬喆せるが如しと詔給へるも、青山の周れる状なるを思ふべし、書記に、越國を大八洲の一に取りて、越洲と云へるも、海は隔たらねども、彼國は、何國よりも山を隔て、別に一區なるが如くなればなるべく、筑紫の宇佐を宇佐島と有るも、山川の周りて一區の地なるが故なり、又應神天皇の都は、大和國高市郡の輕と云地なるを、輕島と云ひ、欽明天皇の都は、師木と云地なるを師木島と云へるなども皆同じ、此餘にも、海無き國々に、某島と云ふ地名の多在る、多くは此例にてぞ着つらむ、其中には必ず灼然き界限はなき地をも、殊更に一區と占め定めて、號けたるも有りぬべし、其も號くる意は同じ事なりかし)とあり)又此大八島など云ふ名の如く、甚大きなるにも云へれば、必しも小ささを耳云へるにも非ず、但し小くして海の中に在る



は、殊に周りの界限も炳焉ければ、専ら然る地耳の名の如くにも、自然に成れるなり、偕、島、洲などの字を當て書けるも、其海の周れる地を云ふ一方に就きてなり、然れど此等の字に泥みて、必ず本より海の中なるを耳云ひ、又小きを耳云名なりと勿思ひ誤りそ、凡て皇國の言に、漢字を當てたるは、全く當れるもあり、又傍は當りて、傍は當らぬも多かるを、後世には、唯一向に字に耳依る故に、本の意を誤る事耳多きぞかし云々」と有るが如し、(洲字は、説文に、水中地也と見え、爾雅、水中可居曰洲と註し、島字は、説文に海中有山、可依止曰島と有るを、右に辨へて、傍は當りて、傍は當らぬ由に云はれたる者なり)○礮馭盧島は、古事記に、淡能基呂島とあり、同高津宮段に、游能基呂志摩と有るに依りて、基を濁り志を清むべき事、記傳の説の如し、礮の音は隱なるを、淡能の二言の假字に借り用ひられたり)名義、記傳四(十二丁)に、私記に、自凝之島也、猶如言自凝也と有り、淡路天皇天平寶字八年御紀に、西方有聲、似雷非雷、時當大隅薩摩兩國之界、烟雲晦冥、奔電去來、七日之後、天

晴於鹿兒島信介村之海、沙石自聚、化三島、炎氣露見、有如冷鑄之爲形勢、相連望、似四阿之屋と有る、自聚を相照して思ふべし、彼許袁呂許袁呂に攪成し給へる潮の滴瀝の、累積りて成れる故の名なり、自と云ふ故は、佗の島國は、皆此二柱神の生み成し給へるに、此島耳は然らず、自然に成ればなり、故、下に唯意能基呂島者非所生とありと云はれたるにて通えたり、(寶鏡開始章第三一書に、天拔戸兒、已疑戸邊と有るは、自疑に言同じけれど、已疑は石凝を誤れるなれば、此の例には引き難し、偕通證に、此紀、二尊所產生者、用洲字、潮水所凝成者、用島字と有るは、能くも心附きたり)此島の所在はしも説々有りて定め難きを、近く通謂世界とも、吾大八洲之本號とも云ふ如きは、取るに足らざれば、其は措きて、古書に所見たる所を、次々に擧げて定むべし、先古事記(高津宮段)に、天皇戀其黒日賣、欺大后曰、欲見淡道島而、幸行之時、坐淡路島、遙望歌曰、於志氏流夜、那爾波能佐岐由、伊傳多知兵、和賀久邇美禮婆、阿波志摩、淡能基呂志摩、阿遲摩佐能、志摩母美由、佐氣

都志摩美由、乃自其島傳而、幸行吉備國と有る、此歌を先説きて、後に其所在を得べきなり、其は、天皇吉備海部直が女なる黒比賣を所使しが、大后の嫉妬に依りて逃げ下れるを、追ひて幸行せし所なるが故に、文に坐淡路島と有れども、於志氏流夜、那爾波能佐岐由、伊傳多知兵と詠ませ給へると、乃自其島傳而云々と有るとを合せて思ふに、海傳ひに幸行せし間に大御船より眺望め給へる状を詠み給へるなれば、本より淡路島は詠ませ給ふべくも非ねば、淡道の中に置きて西南の方なる紀海の淡島と、此許なる礮馭盧島を詠み給ひ、其より北西の方に指して幸行せる、吉備國の方に傍たる島々の事を詠ませ給へるが、古事記裏書に、阿遲麻佐能古志麻母美由と有るは、古本に然有りしなるべきか、今地理を思ふに、淡道より西北に當りては、小野篁主の、八十島係けてと詠まれし如くに、八十の小島、實に檳榔を置き並べたらむが如く多在れば、阿遲麻佐能古志麻は、地名には非らずして、如檳榔小島の意なり、佐氣都志麻も右に同じく、放津島にて、其は小島の洋中に放りて在るを然詠させ給へる者にて、其

向ひ幸行す吉備國の、猶遙なる事を宣へるなり、萬葉二(二十四丁)に、奥放而榜來船、邊附而榜來船と有る如く、奥の方に放れる島と云ふ事にて、此二つ共に、更に地名には非ざるなり、此大御歌を如此く説き得れば、礮馭盧島をも、淡道の西北の方に得るなり、然れば裏書に、古志麻と有る古字こそ、實に玉には有るべき者なりけれ、(記傳には、此二島は、淡道の西南に、淡島などに並べりし島と見られたる故に、其説を得られざりしと見ゆ、又度會延佳が鼈頭には、阿遲摩小豆島乎と云へるは非なり、續紀三十八に、備前國兒島郡小豆島と有りて、其も見ゆる所なれども、小豆島を阿遲摩と云ふ事未だ聞ず、又、佐能志麻、日本紀云、淡路野島と云へるなどは、愈僻事なり、野島は奴自麻とこそ云へ、縦や佐の發語を置くと、佐奴志麻と云ひては叶はず、且、履仲天皇御紀に、野島之海人と有るを證に取りたれども、萬葉六、赤人の長歌に、御食都國、日之御調等、淡路乃野島之海人乃云々、反歌に、三食都國、野島乃海子乃とも詠みたれば、島の如く思ふ人も有るべけれども、三人麻呂羈旅歌八首の中に、珠藻苺、敏



馬乎過、夏草之野鳥之崎爾、舟近著奴とも、粟路之野鳥之前乃濱風爾、妹之結紐吹返、とも有りて島には非ず、海の出崎なり、今も慕之浦と云ふ地に、野鳥か崎とて有る是なれば、佐能志麻の方人には成り難かり、阿遲麻佐能は、古事記玉垣宮段に、檳榔之長穗宮と有る、之も同じく共に如字の義なり、和名抄に、檳榔葉聚樹端、有十餘房、一房數百子者也と有る、葉聚樹端は、長穗と云ふべし、一房數百子は、小島の百八十と多在るに譬へさせ給ふべきなり、此は古、皇國に無かりし物なれども、已く外國より貢きたりしが珍らしき任に、物にも譬へさせ給へるなり、本草に、木の狀を云へるに、高五七丈、正直無枝、皮似青桐、節似桂枝、葉生木頭、大如楯頭、又似芭蕉葉、其實作房、從葉中出、旁有刺、若棘釘重疊、其下一房數花實如鷄子狀、皆有皮殼と云へるを、此二に合せ思ふべし、然れば裏書に古志麻母美由と有るなむ、甚々可美かりける、但し摩字を皆麻に作れり、又、釋述義に、私記曰、今見在淡路國西南角小島是也、云俗獨存其名也、或說、今在淡路國東、由良驛下、或說云、淡路紀伊

國兩國之境、由理驛之西方小島云々、然而彼淡路地方小島、于今得此號也、と有るは甚々煩はし、今此を辨ふべし、私記に、西南角と有るは、西北角を誤れるなり、其は或說、在淡路國東由良驛下と云へるは、次の或說に、由理驛之西方小島を云へるなれば、其同じ地を云へるならむには、或云とは云ふまじき者なり、然れば、私記は西北角なるを立て、由良驛下なるは、一說に備たる事灼然し、借、或說に、淡路國東と云へる方、國府の在りし三原郡よりの方位にて、由良は實に東端なり、次の或說に、由理驛之西方小島と有るは、由理由良同處なるが、其西に當りて、今も沼島と云ふ小島有りて、三原に隸るが國府よりは西南の方、然而彼地方小島、于今得此號也とは、釋者の說にて、私記に西北角小島是也、云俗猶存其名也、と有るとは別の事なり、思ひ混ふべからず、由良は、神名式に、津名郡由良湊神社と見え、應神天皇三十一年御歌に、由羅能斗能、斗那訶能と有る地にて、民部省式に、由良驛馬五疋とも見えたり、借其地方なる小島を、于今得此號と有るは、沼島と沼矛と沼の同じきに依りて、礮取

廣嶋ぞと僻心得爲つる者なる可し、古くも然云へりと聞えて、萬葉一(十一丁)に、往于紀伊溫泉之時御歌に、吾欲之野鳥波見世追、底深伎阿胡根能浦乃、玉曾不拾と詠ませ給へるを以て知るべし、(阿胡根浦は、紀伊國日高郡なる故に、誰も其邊の地と思ふならめども、豫て欲りし給へりし野鳥を、海部郡名草郡の海濱より望み見坐して、然後に、阿胡根浦を見むと云ふ事なるを思ふべし、難波海よりは見えざれども、予も淡路より紀伊に渡る時に、由良の渡中に在る粟島よりは、四五里も西方に見たるが、平坦にして實に野鳥と云ふべき地勢なる、三原郡土生灘と云ふに在りて、陸を去る事一里許にして、島の互凡一里許にして、戸數千餘有りて、大に豐饒の地なりとぞ)口訣に、礮取盧島自凝島也、在淡路西北隅小島也と有るは、古の私記の本説に合ひて、高津宮段の大御歌に吟へれば、此ぞ神代の礮取盧島には有りける、大神貫道と云ひけるが、礮取盧島日記に、古伊弉諾尊伊弉冉尊、蒙天祖之神勅、欲成天地、立於天浮橋、以天瓊矛探滄海、其滴瀝結而爲島、名曰礮取盧島、是則大八洲之始祖而、大千界之大宗

也、即在淡路洲之西北、俗稱繪島是也、誠是神明凝天巧、以爲神靈宅、造化鐘神秀、而爲山岳宗、其地勢似八坂瓊之曲玉、所謂捧九官而成者乎、旁無延緣、自溟海幡然而獨立、根無連着、隨潮波上下而自在、是故雖震大地、敢不動、高浪蹴天奚可浸乎、是謂天地柱、是謂八尋殿焉、島中奇石磊落、多現男根女淫之形、奇形怪狀不可勝數矣、又金玉之精湧出、其形如露似珠、表發金氣裏含土砂、惟神是宅亦祇是廬、誰能窺其神境哉(以上探要)とも有る、其如くにて、古歌に繪島と詠める所なるが、山の形勢男根の怒張る狀成して北より西に向ひ立ち、幾千萬とも測り知れず、玉の多在るは彼矛の滴瀝より凝れる故なるべく、全體の巖の色は黃ばみたるに、玉の色は赤さが交りたる耳ならず、日記にも記せる如く産鹽釜杓子などの形、自然石に現れ、實に誰が眼にも繪島とは知らず知らず打ち出づべき所なりける、其南に並て大繪島と云ふあり、日記に大和島と云へる是也、然計り高くも非れども、此二島共に人は恐みて登らざり、其地方に鵝鴿島と云ふ有り、此も始は海中に在りしならめ共、淡路洲の大きに



成るに隨ひて、終に其地には成れりしなるべし、其なる磐窟はしも、神名式に淡路國津名郡石屋神社とあるこれなり、此に依りて其地を岩屋浦と云ふ、來馬郷の北端なり、此處、播磨國明石と直向ひて、其徑一里に過ぎず、所以に明石門とも淡路門とも云へり、(神功皇后御紀に、詳爲天皇作<sub>レ</sub>陵詣<sub>レ</sub>播磨、與<sub>レ</sub>山陵於赤石、仍編<sub>レ</sub>船組<sub>レ</sub>于淡路島、運<sub>レ</sub>其島石<sub>レ</sub>而作<sub>レ</sub>之と見えたる如く、船を編みて、渡して石を運べりしを以て、其近き程を知るべし、又萬葉六、笠朝臣金村作歌に、淡路島松帆乃浦爾と詠める地も、其西方半里許に在り、野島之前は、其より二里許に在り、東南には大和河内和泉攝津の國々連りて相對ひ、北西には播磨備前讃岐の山々島々、恰も圍める如くなり、凡そ天下の勝景はしも、世に名高かるも、聞しよりは見劣りの爲る者なれども、此繪島邊の眺望ばかり、聞さしに勝る所は非ず、然は云へ、富士山天橋立と此かと思ふ、偕、右の繪島の地方に、池田宮内少輔忠雄、城を築きし跡有り、其時繪島なども類し取りたる由、土俗の云へる、若し然も有らば、亂世の武士計り心なき者は非ざりけり、右に云へる

石屋神社は、永萬記にも、岩屋社と出たり、祭神未詳、礮取盧島日記に、二神に蛭兒を合せ祭ると云へれども、蛭兒は覺束なし、今此を石楠神社と土人の云ふを以て思ふに楠などの化石なるにや、又其東南の方に、天地大神と云ふ社有り、予が心には、式に謂ゆる石屋神社是ならむかと思ゆ、其は傳十三卷に云ふべし、日記に、國常立尊、伊弉諾尊、伊弉冉尊三座なりと云へり、國常立尊は例のなれども、二神を祭れるは然も有るべし、攝社八十萬神とて、古代の神像を多く祀れりとぞ、予が本生の地より、遠くも非ねば、往々行きて土人に聞くに、其社の前の海中に矛島と云ふ有りて、水上には現はれざれども、船人の榜に、棹棍などの觸るゝ事有れば、畏き御祟の有る事とて、大に怖るゝ所なり、猶國中之柱條と、第一一書天柱條とに云はむを合せ見て知るべし、然れば、礮取盧島は繪島にて、私記及び口訣の説に克く叶へる者なり、其大繪島と云へるも、必ず鶴島、矛島共に、神代の初に成りて、二神の靈の、常々に鎮まり坐す所なる事灼然き者なり)

一一神 於是降居彼島。因欲共爲

夫婦 產生洲國。便以礮取盧島。爲國中柱。此云美而陽神左旋。陰神右旋。分巡國柱。同會一面時。陰神先。唱曰。憲哉。遇可美少男焉。少男。此云。陽神不悅。曰。吾是男子。理當先唱。如何。婦人反。先言乎。事既不祥。宜以改旋。於是。一神。却更相遇。是行也。陽神先。唱曰。憲哉。遇可美少女焉。少女。此云。因問陰神曰。汝身有何成。耶。對曰。吾身有一雌元之處。陽神曰。吾身亦有雄元之處。思欲以吾身元處。合汝身之元處。

此迄の文、第一一書、及び古事記の趣に異なる事も無きを今茲に至りては、其次第の差有る事、譬しへ難き計なり、且、事の略に過ぎたるは、勉めて漢文に物爲られたるが故なり、又此章の因々、皆天神の御命に依る事なるを、凡て二神の御心として、道の大義を失へるも遺憾しき事なり、二神の唱和なども、旁を略かれたり此は然ても聞えは聞ゆるを、雌雄の元處の事は、其より先に必ず有るべき事なるを、其後に成したるなどは、殊に如何なる事なり、又蛭兒を四神出生章へ回らして、此に淡洲を略かれたるは、此上無き私の極と云ふべし、(此外、味氣なき節々多在るを、其所々に辨ふるを見て知るべし、然れども、正しき神代の古語を譯し取れる故に、漢文には書取り難かりしなるべし、古義の覆はれ竟ざりけるこそ辱き事なりけれ)○降<sub>レ</sub>居<sub>レ</sub>彼<sub>レ</sub>島<sub>一</sub>は、第一一書も然り、其に降居を、阿麻久陀理麻須と訓めるは、古事記に於<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>島<sub>一</sub>天降坐而と有るに依りて、古くより然れぬる者なり、然れば彼島の彼も、其と訓むべし、(顯宗天皇御紀に、倭者彼々茅原と有るを、釋に、彼々其所也と有れど、彼々は其々なるべし、和名抄郡名に、



肥前國彼杵、曾乃杵と見えたり。舊事紀にも、天降其島と見え、萬葉十八(二十丁)に、葦原能、美豆保國乎、安麻久太利と有れば、然訓をむも悪しくは非ざれども、記傳の訓に依りて、阿母理麻須と訓むべし、其引かれたる萬葉二(二十四丁)に、和射見我原乃、行宮爾安母理座而、三(十六丁)に、天降付天之芳來山、十三(三丁)に、手向爲跡、天降座兼、十九(三十九丁)に、安母理麻之掃平、など有るを證と爲べし、安母理は、阿麻淤理の約りたる古言なり」と有るが如し、(猶二十に、多可知保乃多氣爾阿毛理之とあり、六に、三諸著鹿脊山際爾と有る三を、一本に天と有るに依りて、天降付の例と爲るは非なり)已にも説へるが如く、國常立尊より此二神に至る迄、皆彼若浮膏二物の成り出づると俱に坐し坐して、即ち其物の神に坐せば、此に降居と有るからは、前に其天神の詔命を奉はりに參る上り坐せる事の、必ず無くては叶はざるなり、然るを、何れの傳にも其事の所見ざるに、深く心を盡して、神の願を探りたる人も聞えぬは如何にぞや、此二神の御事はしも、始の間は隱身に坐し、後は云ふ迄も無く顯身に坐れ

ば、其心して解くべきを、始終通りて顯身の神と見るからに、其説を得ざりけるこそ遺憾しき事には有りけれ、記傳に、今初めて天降坐すには非ず、初め天神の天命を承け給ふとして參上り坐せるが、降り給ふなり」と有るは、彼瑞珠盟約章に、復命の事を含みて云はれたる説にて、此耳ぞ、古より今に比類無き言立には有りける、然れども、今一層は、後學の力を入るべき料に残されたりと見ゆ、其は、天御中至尊と申す神一柱なりしを、高皇產靈尊、神皇產靈尊二神と御靈を分けて、其結ばせる中より、天地を成し給ひ、神祇を生み給ふ事にし有りければ、此二神は更にも云はず、天地の間に在りと有らゆる入百萬千萬神は、悉くに右の造化三神の御靈を分けて成し坐さるはなき中にも、此二神はしも、顯身の始に坐す事にし有りければ、其分際之甚々限々しきは、其隱身より顯身に亘るが故なり、(次に云ひて灼然き事には有れども、神の御靈を以て云ふ時は、天降坐すと云ふべし、形體に依りて申すには、國と俱に生り坐せるなり) 倂、此大地に國常立尊、豐斟淳尊の隱身にして成り坐せるは、謂ゆる公運私運を司

り給ふ神に坐して、大地の運動をこそは所知看けれ、國生みの事には預らせ給はず、然れば、天神の御事依して、此二神を大地と俱に令生給へりしは、神の天降坐し始なり、然は有れども、若浮膏して漂蕩へりし間の無爲なりし頃ほひには、本より其と指す御名の有るべくも非ぬを、右の公私の運動に依りて久しき年序を経るに隨ひて、漸く埒土、沙土と地質の疑り固まるべき時運と共に、二神の御靈も亦太ヒく大きにぞ成り給ひけらし、天神高天原より見行し御在し坐して、此時ぞ、天上に召し上げ給ひて大命は宣ひ託給ひけむ、天神は素より隱身に在し、二神も隱身に坐し、間なりければ、御言語も何も御心の自在に成し給へりし者なり、(傳三に、埒土養尊、沙土養尊より面足尊、惶根尊と申す迄は、二神の共爲夫婦し給ふに至る次第の御名なる由、已に辨へたるを思ふべし) 若て、二神の御身の具成し事の有るは、此迄隱身なりし御靈の、顯身に具成り給へるなり、其顯身に具成り給へるは、國土を生み諸神を成し給はむ神功の坐せるが故なり、瑞珠盟約章に、是後伊弉諾尊、神功既畢、靈運當遷、是以構幽宮於淡路之洲、

寂然長隱者矣と有るは、神功既に竟へて、本の隱身に復り給へりし懺なる證なり、(幽宮を、唯に御靈の鎮坐す神社の如く心得むは心淺し、第一一書に、二神降居彼島、化堅八尋之殿と有るは、顯身と現れ出で坐し、に依りて建て給ふ宮なるを、幽宮と其反にて、隱身と坐して棲み給はむ料なるを思ふ可し) 倂、此國生の事に就きては、天神の天命を乞ひに上り給ひし事も有れども、已に顯身と坐しては、天に參到り坐し乍も、直に御言語などは出來ざりし故に、太占を以つて、其御命を受け賜はらし、事と見えたり、(古事記に、二柱神議云、今吾所生之子不レ良、猶自天神之御所、即共參上、請天神之命、爾天神之命以、布斗麻邇爾ト相而詔云、因女先言而不レ良、亦還降改言と有るは、天神の命を請ひに、其御所迄は參上り坐し、かども、天神の命は、太占を以てト相せと宣へるにて、ト相は、二神の御情に合せて奉はらし、にて、天神の太占を以てト相給へるには非ず、二神の御方に太占を設けて、天神の御心とト相せ給へるなり、記傳の説非なり、第一一書、以三太占云々の傳に云ふべし) 然れば、伊弉諾尊、伊



非再尊と生れ出で給へりし其御靈の上を申す時は、天神の御許より天降らせ給へるなり、其顯身を具成し給へりし其身を申す時は、國土にて成り坐せるなり、所以に、古書に、高皇產靈尊、神皇產靈尊の御子と有るが其系を訂し見るに、皆が二神の御子、又御孫なる耳多く、又二神の正しく御子なるをも、猶、高皇產靈尊、神皇產靈尊の御子と記せるも多きは、其御靈より云ふと、顯身より云ふとを混に爲るが故なり、姓氏錄に天神部に收めたる神の出自の、多くは伊弉諾尊伊弉冉尊に止まれるを以て知るべし、（此は、予が深く徴して明らむる所有りて云ひ出づる説にて、古今に一人だに、未だ思ひ得て定めたる説を聞かざるなり、此傳一部を讀み度して、知る人ぞ知らむかし、譬へば、少彥名命の如き御紀には、高皇產靈尊の、吾所生兒、凡有一千五百座、其中一兒最惡、不順教養、自指間漏墮者と見え、古事記には、神產巢日御祖命の御言に、此者實我子也、於三子之中、自我手候久岐斯子也と有れども、其は御靈の上を以て我が子と宣へるにこそ有りけれ、實は淡洲の國魂神に御在る事、第一一書に説くが如し、

國魂神とは、譬へば古事記に、伊豫國謂愛比賣、讚岐國謂飯依比古と有るが如く、其國と俱に生り坐して、其御魂神に坐せば、其正身を以て云ふ時は、決く此の二神の御子なり、然れども、其御魂を以て云ふ時は天神の御子なり、凡べて神等の御上にては、御魂を以て爲る故に、天神に係けて傳へたる事多在り、此等の入代之事とは大に別なる物ぞかし、斯れば、立於天浮橋之上云々の事は、隱身の時なり、今此に、降居彼島と有るは、顯身の始なり、磯取盧島と云ふ地質初めて成れるが故に、神の形體も始めて具成れる事、如此く明らかなりける者をや○共爲夫婦は、第一第十の一書に、爲夫婦、第六一書に、合爲夫婦、寶劍出現章に、遣合と有るなど、共に、美斗能麻具波比と訓めるは、古事記に、吾與汝行廻逢是天之御柱、爲美斗能麻具波比と有るに同じ、顯季集に、如何計り、美斗能麻具波比契有りて、親の誠めに障らざるらむ、清輔集に、契り置きし、榻の端かき見えねども、御殿麻具波比月日經にけり、奥儀抄或本には、爲夫婦とも書けり、古歌に云々、聞かばやと、人傳ならぬ言の葉も、美斗能麻具波比

までも思はず」と見えたり、（舊事紀には、御戸婚毘と有り、此書體にては、毘は送假字なる如く見ゆ、但し説文に、毘同也と云ふ意にて書けるか、古語拾遺には、此と同じく、共爲夫婦とあり、應神天皇十三年御紀に、得夫を、麻具波理底と訓めるも同語なり、夫の字を類史に交に作れども、其訓同じ）然れば、右等の字は、義を以て種々に作ける者なりけり、倍、其本語の美斗能は、記傳には、夫婦隠り寝る所を云ひて、久美度に同じき由に註されたれども、古事記に、大穴牟遲神云々、故其上上比賣者、如先期美刀阿多波志都と有るなどの美刀を、御所とは如何にしても説くまじき語なり、故情思ふに、美斗能麻具波比は、其身之熟組合なる可く、美刀阿多波志都は其身與にて、美斗能は身と身と共に爲る意なれば、久美度とは一つに爲べからざるなり、（娶を美阿波須と訓むは、身合なり、米須と訓むは身統なり、天孫降臨章第二一書に、幸之の字を、美刀阿多閉麻須と訓めるも、御所の意とは聞えざるなり、阿多波須は、此の麻具波比と同じ事なり、同章第六一書に、佐禰耐據茂、阿黨播怒介茂譽と詠ませ給へるは、眞

床も不與哉にて、豊吾田津姫の不與共言を、然宣へるなり、雄略天皇元年御紀に、天皇與一夜而脈、遂生女子云々、朕與一霄而脈云々、大連曰、然則一霄喚幾廻乎、天皇七廻喚之、大連曰、此娘子以清身意奉與云々、況與終霄而妾生疑也と有りて、與と喚とを打ち交へ云へるを以て、身を與へて合ふ事を云へるを曉る可し、麻具波比は、記傳四に、麻は字麻なり、凡て何事にも美く物爲るを、字麻云々と云ふ事多し、繼體天皇御紀歌に、男女美く寝る事を子魔伊禰と有る類なり、と有るが如し、（顯宗天皇御紀に、美字を子魔羅と註せり、予先に、麻は儀式に、御體、辭曰於保美麻と有るに依れば、身の義ならむかとも思ひしかども、非ざりけり）具波比は、組合、又昨合の約されるなり、記傳に、凡そ物二つが一つに合ふを、久比阿布と云ふ、萬葉十六に、美麗物何所不飽矣、坂門等之、角乃布久禮爾、四具比相爾計六とある是なり、今世語に、物を作り合すを志久波須と云ふも、爲昨合の約されるなり、又、物の具波比の善し悪しと云ふも昨合の善き悪しきなり、○今言、又、人に出で會ふ事を、傳久波須



と云ふも、右の例に依らば、出咋合すなるべし、萬葉一に、名細吉野乃山者と有る、細は咋合にて、物と物と熟々組合て間然たる所無きを云ふなり、然して寄と云ふ意を以、吉野と續けたる者なり、傳一精妙の下に云へり見合す可し、借、右の角は、男根を云ひ、布久禮は陰囊を云ひ、四具比相は爲組合にて、交合の事を云へり、傳一に註せり、日本靈異記一に、婚合を久那加比と訓めり、其は組中合と云ふ事なるべし、和名抄に、鶴鶴、和名爾波久奈布里と有るは、庭組成振にて、此の故事に本着きたる名なる事、第五一書に就きて云ふべきなり、又、伊勢物語歌に、世を海の、海人とし人を見るからに、目くはせよとも頼まらる、哉」とある、此目久波須も、彼方此方目を見合すを云ふなり、此等にて其の意を知るべし、楚辭九歌に、美人忽獨、與余分目成とあり、彼成り合はざる處と成り餘れる處と、宇麻具比阿布を麻具波比とは云ふなり、俗に、嫁を一に爲と云ふも此意味ならむ云々と有るが如し、猶、夕顔卷(五丁)にも、自ら借み御覽せられ給ふと、付きしろひ目具波須とあり、これは、指し着けて言には云はずして、

目交せを爲る事に云へり、若菜上(四十三丁)に、人々目を久波せつ、餘りなる御思遺哉など云ふべし、又(七十五丁)甚切、偏痛と目久波須禮ど、聞きも入れず云々、竹川(四十三丁)に、隱便に召し寄せて、目具波世奉らましかばなどあり、葵(五十一丁)に、悔しうのみ思ほして、清亮にも見合せ奉り給はず、若葉下(六十六丁)に、甚痛く恥らひ濕りて、清亮にも見合せ奉り給はぬを、又(六十九丁)院も、只今一度目を見合せ給へ、又(八十八丁)心置かれ奉りては争でかは、目をも見合せ奉らむ、夕霧(六十四丁)入り給へれど、目も見合せ給はず、難面にこそは有めれと、見給ふも理なれど、總角(四十二丁)に、疎ましく難面姉君をば思ひ聞え給ひて、目も見合せ奉り給はず」と有るも、心を通はずには、目を見合する故也、(但し目久波須は、右の如く、目と目と見合す事にて、目を見合すは、心を思ひ交すにて、其男女遊合の事に成る事には有れども、其と混に爲られたるは、麻具波比は、熟咋合にて、目久波須は、目咋合なり、各別なり、然れば、記中の目合も、麻具波比とも、米久波須とも讀むべき所有りと知る

べし)又、豊留野尊、豊組野尊相通へる如く、又熟組合の義も有り、久美度は隠所にて別なれども、寶劍出現章に、相與遊合の相與を、久美度と訓み、古事記(朝倉宮段)大御歌に、伊久美陀氣、伊久美波泥受、多斯美陀氣、多斯爾波韋泥受とある、伊久美波泥受は入組者不寝にて、男女交合の状なり、次なる多斯爾波韋泥受の多斯は、多斯美の略なるが、多は發語、斯美は染にて、男女相婚ひて漸く馴れ行くを馴染と云ふに同じ、然れば、多斯は其染の意、韋泥受は不率寝にて、未だ喚給はざるを云ふなり、此の熟組合は交合の事なる事著し、記傳に、久美は隠なり、と云はれたれども、其は猶未なる事、云ふも更なり、沼河比賣の歌に、阿和由岐能、和加夜流牟泥遠、曾陀多岐、多々岐麻那賀理、麻多麻傳、多麻傳佐斯麻岐、毛々那賀爾、伊波那佐牟遠、又、須勢理毘賣命の御歌にも、阿和由岐能、和加夜流牟泥遠、多久豆怒能、斯路岐多陀牟岐、曾陀多岐、多々岐麻那賀理、麻多麻傳、多麻傳佐斯麻岐、毛々那賀爾、伊遠斯那世と詠ませ給へるなど、組合と云ふ状なり、○産生洲國は、古事記に、以爲生三成國土と有り、

借、此は神世七代章に、天地開闢之初、洲壤浮漂、譬猶游魚之浮水上也と有るに應へて、洲國と疑り固るべき物の浮漂へりし故に、其洲國と成るべき物質を産生して、修理固成し給はむとの御事なりかし、(口訣に、洲國依三神而成、故曰産生と有るは、古意に非ず、二神の洲國と成るべき物質を産み生し給へるが、其即ち洲國とは成れりし者なり)洲國は久爾都知と訓めるに従ふべし、上に、底下豈無國歟云々と有る如く、其時に瓊矛を指し下して探り給へりしかば、先茲に礫取盧島を得給へるに、此は國中之柱と爲る所にこそ有りけれ、二神の無國歟と宣へりしは、其には非ざるが故に、其島に降り居て、洲國を産み生し給はむとは思欲し成りぬるにて、其礫取盧島の時は、二神は幼稚く渡らせ給ひしを、此にては共爲夫婦し給ふべき、御盛年に成り給へる故に、産み生し給はむとは宣へる者なり、彼瓊戈の滴瀝れるに凝り聚りて、其島の成れるを以て、二神の産み生し給へりし物質に、埜沙の凝り聚りて、大八洲國の成れる事、何の疑かはしき事かは有らむ、(服部中庸が三大考に、二柱神の此大八洲國を産み給へる事



を、世人漢意を以て見る故に、此を信ずして、種々生賢しき説有れども、其は皆私事なれば取るに足らず、唯古傳の任に心得べし、唯人の兒を生む如く、御腹より生み給へる者なり、但し其委しき狀は如何に有けむ傳無ければ知難けれど、今此を思ふに、先、天より降り坐す時に、天浮橋に立たして、瓊矛を以て彼漂在る物を攪き成し給ひて、引き上げ給ふ時、其矛の滴瀝は微かなる物なれども、其物に因りて漂在る物聚り凝固り、廣く大に成りて、一島の成れるなれば、大八洲國を生み給へるも、其如くにて、二柱神の交合の滴瀝、女神の御腹内に合凝り成りて、然て女神の御腹より生み出し給ふ所は、微小き物なれども、其物に彼漂在る物の寄り聚り凝りて、國土とは成れるなり、近くは人身の成れる始にても知るべし、父母の交合の時に滴瀝る物は微なれども、月を経て兒の形と成るに非ずや」と云へるは、實に然る説なり。○產生を、記に生成と作ける、宇美は得身にて、身體を得るに係り、那須は名爲にて、身體の成り出づるを云ふ事なるが、通はして宇牟を那須と云ひ、那須を宇牟と云ふ故に、生字を宇牟にも那

須にも用ひたる事常なり、又、宇牟には産字を多く用ひ、那須には成字を專と用ひたり、(但し産字を那須とは訓まざる、成字を宇牟とは訓まざるは、其産も成も、正しく其言に允當れる字なる故なり)産は、古事記(訶志比宮段)に、其御子者阿禮坐、故號其御子生地、謂宇美也と有るを、御紀にも、曰宇瀨と作ける是なり、又、新選字鏡に、祇以隨祀司命也、宇牟須比萬豆利と有るは、産靈祭と云ふ事なり、神名式に、尾張國葉栗郡、宇夫須那神社と有るは、産土神社と云ふ事なり、又、天孫降臨章第一一書に、吾子孫可王之地也と有るを、敏達天皇十年御紀に、子々孫々と見えたる註に、古語云、生兒八十綿連連とあれば、宇美能古と訓まれたるは當れり、又、允恭天皇四年御紀に、蕃息、雄略天皇九年御紀に、産兒を宇麻波理と訓める、宇麻は産、波理は廣にて、産廣ぐる事なり、(又、御紀に、殖及び蔓生字などを、も然訓める、共に同語なり、仁德天皇五十年御紀に、應産之云々と有りて、歌に簡利古武とあり、又麻を續むなどの續も共に同じ、猶、宇牟と宇麻志と同じき由、傳一、傳二、可美葦牙彦舅尊の下に云へり)

生を那須と訓むは、古事記に、於高天原成神名云云、此三柱神者並獨神成坐而隱身坐也など見えたる成、又神世七代章に、便化爲神とも、自有化生之神とも、始有俱生之神とも、高天原所生神とも見え、大祓詞に、國中爾成出武天之益人等など有るに同じ、但し其は自然の事なるは、此那須は成す方に就きて云ふ語なり、萬葉九(三十三丁)に、父母賀、成乃任爾、又(廿九丁)に、人跡成事者難乎、和久良婆爾成吾身者、又、記傳に引かれたる竹取物語に、己が成さぬ子なれば、心にも從はず、空穗(藤原君卷)に、此春子一人成して薨れ坐しにき」と有るなど、此等は、生る、事を、那須と云へるなるが、傳に、生成は、唯生む事なり、其を成とも添て詔へる由は、註されたれども、右に云へる如く、宇牟と那須と、少か異なる事なり、(瑞珠盟約章に、生を宇牟と、常の如く訓めるを、其第一一書に、汝所生兒云々、生兒云々、第二一書に、生女云々、生男云々、化生神云々、第三一書に、化生男など有りて、何れも生を那須、那流と訓めり、今も那佐奴親、那佐奴子、那佐奴中など、俗にも云ふ事なり、倍、此成な

どの事は、傳三、所生、及、神名と云ふ所の傳に委しく云へりき)○爲國中柱は、第一一書に、降居彼島、化作八尋之殿、化立天柱也と見え、古事記に、見立天之御柱、見立八尋殿とある是なり、舊事紀に、則以天瓊矛、指立於磯取盧島之上、以爲國中柱也と有るを以て、此國中柱即ち天柱なる事を曉るべし、(然れば、國中柱と云へるは、國中柱と云ふを、切めて短く云へるなり、次に引ける私記には、唯に國柱と耳有り、平田翁説に、見立天之御柱とは、天上に天之御柱と有る、其に擬へて、國之御柱をも然云へる由に云れたるは、然る言ながら、予は記傳の訓に従ひて、天之御柱遠見立と云ふべくぞ所思ゆる、其は眞の天之御柱と云ふは、我が磯取盧島なるを、後に此天之御柱に擬ひて、五岳の天柱をしも立て給へる狀に思ゆればぞかし)釋述義に、私記曰、問何故、謂之國中柱、答言、以此島爲國中之柱也、或說、此島正值天地之中、故云國中者、其非也、又問、此柱何物哉、答古說云、天神所賜瓊矛、既探得磯取盧島、畢、即以其矛衝立此島、爲國柱也、即其矛化爲小山也



と見えたる、此に依りて、國中は天地の正中に値ると云ふには非ず、國土の中なる事明らかし、倍此古説は、右の舊事紀と同じきが、佗古書に然る傳の有るを取れるなり、右の二説を合せて思ふに、二神の磯取盧島を探り得坐し、は平坦なる地なりけむを、其中心に、彼瓊矛を衝き立て給ひて、天之御柱に擬らへて、國中之柱とは成し給へる者なり、(古史微に、其矛は八尋殿の御柱と爲りて、二柱神の御世の限り住み坐せる者を、即ち其矛云々と云ふべき謂なし、其小山と化れるは、二柱神の御世過ぎて後なる事論ひなし)と有るは然る言なり、右の類例は、出雲風土記なる國引文に、今者國引訖詔而、意宇杜爾、御杖衝立而、意惠登詔、故云意宇と有りて、其細書に、所謂意宇杜者。郡家東北邊、田中在塾是也、圍八歩許、其上有木以茂と見えたる、此御杖即御矛なるに、塾と化れるを以て、磯取盧島の小山なる事疑ふ可きに非ず、(又此文中に、此而堅立加志者、石見國與出雲國之堺有、名佐比賣山是也、云々、又、固堅立加志者、有伯耆國大神岳也と有りて、何れも同じく物の化して山と成れるが、此等の此上なく

高く大なるは、國引の綱を結び着けて、御船を繋ぐ我柯なりし故に、矛などの比に非ざるが故なり、倍、杖と矛と一物なる事は次に云ふべし)倍、國中之天柱として、瓊矛を衝き立て給へりしは、八尋殿の心御柱と齋ひ立て給へりし事なるが、信ひ難き書には有れども、寶基本記に、散見せる古傳に、心御柱、一名天御柱、亦名曰忌柱、亦名天御量柱云々、是則伊弉諾伊弉冉尊鎮守、陰陽變通之本基、諸神化生之心臺也と有るは、此の事實は契合へるを思ふに、杜撰には非ざるべし、(記傳に、凡て殿を造る事を云ふとて、先柱を云ふは、於底津石根、宮柱布刀斯理など、古の常なり、大殿祭詞に、天皇の御殿を造り奉る事を云へるにも、奥山乃大峽小峽爾立留木乎、齋部能齋斧乎以伐採氏、本末乎波山神爾祭氏、中間乎持出來氏、齋鉏乎以齋柱立氏、皇御孫之命乃、天之御醫日之御醫止造奉仕禮流瑞之御殿云々、如此専ら柱の事を取り分けて云へり、且、此には、下に柱を柱の事廻り給ふ、大禮を申す段なる故に、初に、其を立て給ふ事を、先云ひ置けるなり)と有るが如し、但し予が説は、已に祝詞講義大殿祭詞に委しく云へ

れば、其に任ね置きつ)故今思ふに、其瓊矛を衝立て、國中之天柱と爲し給ひて、彼唱和の御時に、此柱を廻り會ひ給ひて、御妹妹と成り給へるにも、此柱を極と定め給へる事はしも、少縁の事には非ざるを以て見るに、其瓊矛は天神の授け賜へる御靈實なるを、國中に衝立て給へるは、二柱神等の神議を以て、天神の御靈を國中に齋ひ鎮めて、大地の鎮めとは成し給へる者なり、其は古事記(詞志比宮段)に、爾以三其御杖、衝立新羅國王之門、即以三墨江大神之荒御魂、爲三國守神、而祭鎮還渡也と有りて、御杖を衝き立て、國守神の御靈實と祭り鎮め給へるも、此の故事などに依り給へりけむと所思ゆればなり、(此事、御紀には以三所杖矛、樹於新羅王之門と有り、此を以て、右に杖と有るは、矛なる事知るべし)西藩の古説にも、天柱五嶽の論有るに就て、其中岳と聞ゆるを主と爲る事に、云ひ思ふる事には有れども、成務天皇御紀に、以三東西、爲三日縱、以三南北、爲三日横、山陽曰三影面、山陰曰三背面と有りて、大地の事は、天日を以て體として定むる古法にて、皇國は、萬國の東方の元首に居て、萬國に君王たる耳ならず、

右の國中之天柱などは、天神の御靈實を國守神と祭り鎮め給へる所なれば、餘四岳の比に非ざれば、天柱五岳の根本なる事云ふも更なり、且、南西北中の天柱は、唯國土の骨幹として、天柱は立て給へりと雖も、然る止む事なき珍寶ならぬを以て、其勝劣の有るべき事と曉るべき者なり、猶此下に、此をも合せて、天柱五岳の事を註すを合せ讀みて曉るべし、(西川正休説に、此國在萬國之東頭、朝陽始照之地、陽氣發生之最初、震雷奮起之先土と云へるは、謂れたる言なり、但し神代の古傳とては無き外國の説に溺れ惑へる痴者は、大地の環の如く圓體なる物なれば、何れを始とし何れを終と云はむと云ふれども、皇國より西には親しく連聯て國多きを、東方は何方迄も國なしと云ふ許り、遙に國には隔たれば、此を萬國の東頭と云はむも然る事なる耳ならず、西洋人の皇國の事を記せるに、凡そ世界國土の中に、肥え潤はひて樂しきは、北緯三十度より四十度の間に及ぶ所なし、日本は其間に位して、萬國の極東方の界なり、天神如何なる御心にか、其國を殊に恵み給ひて、周には烈しき大海を巡らして、外國の寇を防ぎ、



其地形を此方彼處へ立て離して、島々を續け合せし如くならしめ、國々の産物を異にして、總國に亘し通はせ、日本一國、異邦の産を求めずして足らしめ、餘りに大ならず小からず造りて國を實せしめ、所以に人民多く家居立ち並び、國豊饒にして、五穀は殊更萬國に卓越て、人氣勇烈強盛なる事、外國に勝りしは、世界國土に比類なき事を記せるが如く、此より西方赤縣印度を経て西に至る任に、次第に國土人物の醜めく穢く劣り行きて、阿米利加など云ふに至りては、其醜穢の極なるを以て、其首尾有る事を知るべし、今年嘉永七年、彼醜國の夷共、軍艦を連ねて來れるに、外國の書籍を讀まざる輩は、志純一にして少しも怖るゝ事なく、神風を待たずして塵にも爲べき勢有りて、然すがに神國の大御寶と甚頼もしく見えたるを、有司の中に、彼を知りて我を知らざる學者共多く有りて、良も爲れば、彼が毒計に落ち入りて、開闢以來未、外夷に對ひて一度も耻かしめを受けざる國格を亂らむと爲しこそ、世中は常夜往く心ちなりしか、征夷府の人々は、右の如く有りしかども、朝廷より伊勢等の十社に奉幣を奉らせ給ふ

大御詔の中に、雄々しく武く物爲給へる事其の多く見えさせ給へるなむ、然すがに天神御子に坐しけると、天下の人舉りて尊み奉れる事なり、若る大御稜威の御盛に大坐々す上は、萬國の兵の限を合せて來らむとも怖れは非じと、天下の人共の悦び合へるも、亦神隨なる事なりかし、此は此に關係らざる事ながら、其騒ぎを見たり聞きたり、且は憤ほろしかりければ、心有りて少か記しおく者なり、然れども其始には、國中之天柱と云ひて、我礮取盧島一處なりつるを、二神等、先、大八洲國を生み給ひ然後に大地の全くを修理固成し給ふとして、我が天柱に擬ひて立て定め給へる故に、自然に東岳と字くべくは成れるなり、但し其所在はしも、皇國なる耳こそ顯には見ゆれ、外國々なるは、地中に幽れて有る故に、神僊の位を得たる人ならでは、其靈容をだに伺ふ事能はざる事と聞えて、岳瀆名山記と云ふ物に、東岳廣桑山、在東海中、青帝所都、南岳長離山、在南海中、赤帝所都、西岳麗景山、在西海中、白帝所都、北岳廣野山、在北海中、黑帝所都、中岳崑崙山、在九海中、爲天地心、黃帝所都、四岳皆在昆侖

之四方、巨海之中、此五岳諸山、皆神仙所居、五帝所理、非世人之所到也とあり、然れば、我が東岳と中岳と耳こそあれ、佗四岳の所在を、推し當てに此ぞ彼ぞと云はむは、甚可畏き事なり、(右の南岳西岳など云ふは、漢土に傳へたる名なり、然れば、我が古語には、南之御柱、西之御柱など云ひも、爲つべき狀なり、右の青帝赤帝白帝黑帝黃帝は、風火金水土の五元の神等なるべし、此等の委しき事は、平田翁の赤縣大古傳、天柱五岳餘論などに見えたり) 右の東岳なる礮取盧島は、大地の最初に成れる故に、西蕃には此を祖山と云ひ、其傍に在る淡路國を、國生みの初に先成れる故に、此を祖州とも云ふゆり、又、印度に須賣流山と云へるも、決く此山なり、須賣流を翻譯して、統領の字義と成れば、大地を統領する天柱なるにも、彼祖山なるにも合ひ、又瓊矛の化れるにも叶へり、其は、玉に八坂瓊之五百箇御統と云ひ、和名抄に、昴星を須八流とも云へれば、須賣流の梵語は、此古書を傳へたりし者と所思ゆればなり、此等を以ても、餘の四岳とは殊に勝れて、我東岳の尊き事を明らむべし、(右の祖山は、老子東遊の

文に、東日窟常陽之山、撮搏桑之丹椹、散若水之朱華、觀碧海一挹東井、過鬱池宮、鳴谷神王、東海青童君、衆仙陳丹椹朱實、金津碧醴、次登祖山、觀芝田採養神草、と有る是なり、祖州は東方朔が十洲記に、祖州近在東海之中、地方五百里、上有不死之草、草形如菰苗、長三四尺、人已死三日者、以草覆之、皆當時活也と有る是なり、右の不死之草は、解除に用ふる菅なるべし、大祓詞講義、天津菅曾條見るべし、右に須賣流山は、長阿含の十二天饒軌に、大梵王者、上天之主衆生之父也、天帝釋者、地居之主と有るを、平田翁說に、大梵王は皇産靈神に、天帝釋は伊弉諾尊に當る由に云はれたるは、然る言なり、長阿含經に、蘇迷盧山、諸大神妙天之所居止と有るは、此礮取盧島の天柱は、天神の御靈實なるを聞き傳へたるなゆり、又東方帝釋天と云へるは、印度より皇國を大凡に云へるなるべし、偕其帝釋を釋提婆因陀羅と云へる、其は直天帝なる由なるは、天柱は天地昇降の路なるに、其須賣流山の神なるに叶へり、或人、此須賣流山を、北極直下なる由に云へるは、古意に非ず、次に南西北の三岳は、幽



れて何れの地方に在りとも詳ならぬを、唯其中岳な  
 む、垂仁天皇御紀、田道守が言に、遠往<sup>ニ</sup>絶域<sup>ニ</sup>、萬里  
 踏<sup>レ</sup>浪<sup>ニ</sup>、遙度<sup>ニ</sup>弱水<sup>ニ</sup>、是常世國、則神仙秘區、俗非<sup>レ</sup>所  
 臻<sup>レ</sup>と見えたる此なりける、常世とは、謂ゆる夜國と  
 云ふ域にて、北極直下に在る、大地の中心の邊の名  
 なるが、此を及ぼして、後には廣く外國を云ふ稱と  
 は成れるなり、偕、崑崙山と云へる漢名は、毘馭盧  
 山などを訛れるにや、其は二神此東岳を立て、大八  
 洲國を生み給へる後に、蛭子淡洲の未だ國形を成さ  
 ざりしかば、其等の位置を成して、萬國を羅列<sup>ラ</sup>て、  
 大地を定めさせ給はむとして、此四柱は見立て給へ  
 りけむを、共に潮沫などの寄り付き寄り付きして、  
 終に大地の全くは整へりけむと所思しければなり、  
 (其は、西岳にも昆侖の名有るを以て知るべし、序に  
 云ふ、南岳は、老子南遊の文に、南遊登<sup>ニ</sup>長離山<sup>ニ</sup>、此  
 山亦名<sup>ニ</sup>蕭丘<sup>ニ</sup>、出<sup>ニ</sup>九光之英火浣之布<sup>ニ</sup>、越<sup>ニ</sup>赤津<sup>ニ</sup>、入<sup>ニ</sup>大  
 丹宮<sup>ニ</sup>云々、十洲記に、炎州在<sup>ニ</sup>南海中<sup>ニ</sup>、有<sup>ニ</sup>火林山<sup>ニ</sup>  
 と有り、西岳は、老子西遊の文に、西遊<sup>ニ</sup>龜臺<sup>ニ</sup>、入<sup>ニ</sup>  
 七寶園<sup>ニ</sup>、觀<sup>ニ</sup>飛玄紫文<sup>ニ</sup>、過<sup>ニ</sup>流精闕<sup>ニ</sup>、九靈金母、大素  
 元君、進<sup>ニ</sup>玉文之棗<sup>ニ</sup>、其實如<sup>ニ</sup>餅<sup>ニ</sup>と有る、大素は白色

にて、王母の内號なり、西王母傳に、金母元君、一  
 曰<sup>ニ</sup>西王母<sup>ニ</sup>、生<sup>ニ</sup>于神州<sup>ニ</sup>、與<sup>ニ</sup>東王木公<sup>ニ</sup>、理<sup>ニ</sup>二氣<sup>ニ</sup>、而養<sup>ニ</sup>  
 育天地<sup>ニ</sup>、陶<sup>ニ</sup>均萬物<sup>ニ</sup>、矣云々、昆侖玄圃閼風之園、有<sup>ニ</sup>  
 金城千重、玉樓十二瓊華之闕、元始天王、授<sup>ニ</sup>龜山九  
 天之籙、使<sup>ニ</sup>制<sup>ニ</sup>召萬靈<sup>ニ</sup>、統<sup>ニ</sup>括真聖<sup>ニ</sup>、位配<sup>ニ</sup>西方<sup>ニ</sup>、女  
 子之登仙得道者、成所<sup>ニ</sup>隸焉<sup>ニ</sup>と有りて、此にも昆侖の  
 名有り、十洲記にも、昆侖一云崑崙、在<sup>ニ</sup>西海之戍地  
 北海之亥地、地方一萬里、有<sup>ニ</sup>弱水<sup>ニ</sup>、周圍繞<sup>ニ</sup>市此<sup>ニ</sup>、四  
 角大山、寔昆侖之支輔也云々、九光西正母之所<sup>ニ</sup>治也  
 と有れば、此は弱水の續きにて、中岳昆侖山に近き  
 狀なり、北岳は、老子北遊の文に、北遊<sup>ニ</sup>空洞山<sup>ニ</sup>、過<sup>ニ</sup>  
 洞陰宮<sup>ニ</sup>云々、十洲記に、玄州在<sup>ニ</sup>北海之中<sup>ニ</sup>、地方七  
 千二百里、上有<sup>ニ</sup>太玄都<sup>ニ</sup>、仙伯真公所<sup>ニ</sup>治云々など見  
 えたり、此は赤縣大古傳に引きて註されたる中に、  
 要と有る所を採り記せるなり、委しくは、本書に就  
 きて見るべし、但し斯る事にも、餘りに深入りすれ  
 ば、却て彼を正として、此の真古傳に異義を云ふに  
 至る人多ければ、其等の輩に等しく成らむも口惜し  
 き事ぞ、心爲<sup>ニ</sup>べし、右の名山記に、在<sup>ニ</sup>九海中<sup>ニ</sup>、爲<sup>ニ</sup>  
 天地心<sup>ニ</sup>と云へる九海は、弱水なるべし、大稜の時、

東文忌寸献<sup>ニ</sup>横刀<sup>ニ</sup>、時咒に、北至<sup>ニ</sup>弱水<sup>ニ</sup>と有るを、玄  
 中記に、天下之弱者、有<sup>ニ</sup>崑崙之弱水<sup>ニ</sup>と有るを以て  
 九海なる事を知るべし、其を、右の垂仁天皇御紀に、  
 弱を、與和能美と有れば、水は宇美と訓むべし、偕、  
 如此訓めるは、字に就て儲けたるならむかと思ひし  
 を、今考ふれば、彼邊は一年の内にも、半は晝半は  
 夜となる計り、天日の光に疎き所なれば、月の光  
 などは、素より見えざる程なるべし、偕、海水の潮  
 汐はしも、月の出沒に隨ふ事にし有りければ、月光  
 を受けざる所は、海水の往來なくして、溜れる水の  
 如くなれば、弱水と云ふ事、實に叶へる稱なりかし、  
 (同し皇國の内にも、南海の潮汐は強く甚しきを、  
 北海の潮汐は弱く少き故に、土人は、北海には潮汐  
 は無き事と思ふゆり、北海に潮汐の無きには非ず、  
 月行の線よりは良遠きが故なり、或書に、海水潮汐  
 何也、月爲<sup>ニ</sup>陰精<sup>ニ</sup>、與<sup>ニ</sup>水同物<sup>ニ</sup>、凡寰宇之内、濕潤陰  
 寔皆月主<sup>ニ</sup>之、既其同物勢當<sup>ニ</sup>相就<sup>ニ</sup>、月爲<sup>ニ</sup>濕本<sup>ニ</sup>、濕能  
 下施、故對<sup>ニ</sup>月而得<sup>ニ</sup>水焉<sup>ニ</sup>、月既下濟、水亦上行、欲  
 就<sup>ニ</sup>于月<sup>ニ</sup>、故月輪所<sup>ニ</sup>至<sup>ニ</sup>、水爲<sup>ニ</sup>之長<sup>ニ</sup>、而成<sup>ニ</sup>潮汐<sup>ニ</sup>也、  
 當<sup>ニ</sup>潮長時<sup>ニ</sup>、江河溪間以及<sup>ニ</sup>盆盎<sup>ニ</sup>、無<sup>ニ</sup>處不<sup>ニ</sup>長<sup>ニ</sup>、長則

氣入<sup>ニ</sup>水<sup>ニ</sup>、爲<sup>ニ</sup>之輕潮降氣<sup>ニ</sup>、出<sup>ニ</sup>水復故重<sup>ニ</sup>、今人以<sup>ニ</sup>餅  
 盛<sup>ニ</sup>水<sup>ニ</sup>、每日權<sup>ニ</sup>之、輕重不<sup>ニ</sup>等<sup>ニ</sup>、則潮升時輕、潮降時  
 重耳云々、由<sup>ニ</sup>此而言<sup>ニ</sup>、月爲<sup>ニ</sup>水主<sup>ニ</sup>、月輪所<sup>ニ</sup>在<sup>ニ</sup>、諸水  
 上升、海潮應<sup>ニ</sup>月期<sup>ニ</sup>、著明矣云々、と有るを考へて、  
 弱水は潮汐無く、澱める水なるを知るべき者なり、  
 其常世國を、新井君美が、蓋指<sup>ニ</sup>耽羅國<sup>ニ</sup>而言、今朝  
 鮮地方、唯此島産<sup>ニ</sup>柑橘<sup>ニ</sup>など云へるは、例の儒者風  
 の強説にて、取るに足らず、耽羅は、後に皇朝にも  
 所知看し、地なるを、何れとてか、迂遠なる常世國  
 の稱を以て記されむや、此非時香菓はしも、常世國  
 なる神仙の秘區に在りし物なるを、此時に始めて顯  
 國に出でたるは、聖帝の神靈に頼りて、凡俗の臻る  
 よしなき所に行き得て、賜はり取り歸れるなれば、  
 其所在の如きも、凡俗なる一書生などの知るべきに  
 は非ざるなり、偕、其常世國は、河圖括地象、及び  
 河圖始開圖等に、八極之廣東西云々、南北云々、昆  
 侖山爲<sup>ニ</sup>天柱<sup>ニ</sup>、爲<sup>ニ</sup>地首<sup>ニ</sup>、一曰<sup>ニ</sup>昆侖丘<sup>ニ</sup>、一曰<sup>ニ</sup>昆侖虛<sup>ニ</sup>、  
 氣上通<sup>ニ</sup>天<sup>ニ</sup>、地之中也、上爲<sup>ニ</sup>天鎮<sup>ニ</sup>、橫爲<sup>ニ</sup>地軸<sup>ニ</sup>、立爲<sup>ニ</sup>  
 八極、滿爲<sup>ニ</sup>四瀆<sup>ニ</sup>、地下有<sup>ニ</sup>四柱<sup>ニ</sup>、廣十萬里、有<sup>ニ</sup>三千  
 六百軸、犬牙相率、名山大川、孔穴相通、有<sup>ニ</sup>五色水<sup>ニ</sup>、



出五色雲、其山中應于天之最中、蓋帝之下都、聖仙之所集、神物之所生、四維多玉、乃鍾山是也と有る、應于天之最中は、天極に應ずるなり、此の東岳礪取盧島の天日に應ずるに同じ、又四維多玉と有るも、此の東岳の形狀に同じ、然れば、此を以て南岳西岳北岳も、四維多玉と云ふ狀なるを思ふべし、(又氣上通天と云ふも、上に説ける天浮橋なるに叶ひ、爲天柱と云ひ、上爲天鎮、横爲地軸と有るは、國中之柱とも天柱とも國柱とも云ふに合へり、帝之下都云々は、山海經に、昆侖虛云々、是謂太帝之居、衆帝自所上下、立而無景、呼而無響、蓋天地之中也とある、太帝の下都にて、其は天皇太帝に坐し、其天皇太帝は、平田翁の伊弉諾尊なる由定められたるが如くなるが、旁由あり、但し右の河圖括地象、河圖始開圖は、赤縣大古傳に校して引かれたるを出せり、本書の任にては、所々互に得失有りて、一々に辯へむも煩らはしければとてなり)然れども、天地の形勢はしも、天日の縦横に依りて定むる事にし有れば、此に先以礪取盧島爲國中之柱と有りて、此を祖とし本と爲る事なれば、西蕃に祖山と傳

へたる事、我古説に叶て甚愛たきを、其中岳はしも、大地の背面の方に天進り立て、天極に向へるなれば亞きて尊きを、其何の爲ぞと云に、我が東岳は私運公運を以て晝夜を成して一年を爲す表なり、南西北は此に従ふ可し、中岳は其公私の運動の間に昇降して、寒暑を別ち四季を定むる標なり、漢籍春秋保建圖に、天皇子レ是樹元陳樞、以立易威と有る易威は、易に生々謂易と有る如く、此大地の運動易りに依りて、萬物の生々繁茂する事なるが、其は天日と大地と天極と地心と相應するが故なり、五岳は此の表なる事知るべし、漢武内傳に、天皇氏觀六合、瞻河海之長短、察丘山之高卑、立天柱而安於地理、植五岳而擬於鎮輔と有るを以て、天柱五岳の皆がら出來りしは、河海丘山の有りて後なる事を知るべし、然れば此に以礪取盧島爲國中之柱と有るは、何の御心も坐さずて、唯國中の天柱と爲して、其中心には天之瓊矛を祭り鎮めて、天神の御靈實と齋き奉り給へるが、後に南西北中の四岳を定め給へるに就きては、東岳に當ると雖も、其實は萬國の東頭元首なる、祖山の祖山なれば、其に擬ひて、右の

四岳は立て給へるを、西蕃には其差別迄の委しき事は傳はらざりしかば、擬於鎮輔とは云へるにて、實の鎮輔の、我が礪取盧島なりとは知られざりし故なり、(十洲記に、太上名山、鼎于五方、鎮地理也と有るも是なり、此等の説はしも、赤縣大古傳、天柱五岳餘論に云はれたるも多在れど、予が取る意少か異なる故に、此に如此叢勝しく云ふなり、見む人、其心して内外を取り失ひて、予が意を取り誤る事勿れ、天柱五岳と云ふ中に、南西北の三岳は、蠻夷の中に在りと雖ども、其所在は幽して神の秘區と成れば何國の如何なる地とも知る由なく、又中岳は地心に在りと雖も、弱水を隔て、氷海氷山の中に幽れたる神域にし有りければ、西蕃には、河圖括地象、及淮南子地形訓に、正北玄州曰成土と云ひ、印度には此を北俱盧洲と云ひ、具留蘭土とも具呂牟杼須とも云ひて、謂ゆる夜國と云ふ地なりければ、唯其地有りと云ふ耳にて、實は見たる人なきを、我礪取盧島はしも、右に云へる如く、今も現に淡路國の西北に在りて、現世の正目に、唯に見觸る、所に在れば、實に辱く尊き事なり、然れば外國などより云は

ば、唯神國なる耳ならず、皇國は今も神代なる者なりけり)○陽神陰神の陽陰は、遠賣と訓むべし、神第七代章に、陰陽不分と見え、次なる雄元雌元を、第一一書に、陽元陰元と記され、下に陰陽始遵合爲夫婦など見えたる、何れも賣遠と訓むより外有るべからず、夫婦を、俗に賣遠登と云ふも女男人の義にて、其相配へるを以て云ふ稱なり、古事記、須勢理毘賣命の御歌に、阿賀於富久邇奴斯許會波、遠邇伊麻世婆と、遠に男と夫とを兼ねて宣ひ、阿波母賣邇斯阿禮婆、那遠岐氏遠波那志、那遠岐氏都麻波那志と、賣に女と婦とを兼ねて歌ひ給へる、此を以て夫婦の事を賣遠と云ふを知るべし、古今集序にも、此の二神の事を、天浮橋の許にて、女神男神と成り給へる時云々と有るも、二神の男女に成り給ふ謂ひには非ず、夫婦と爲り給へる事を申せるなり、(和名抄夫妻類に、夫和名乎宇止、一云乎止古と有れども、夫の本語は遠なり、後夫を宇波乎、前夫を之太乎と有るを以て知るべし、妻和名米とある、其に對へる言なるを思ふべし、下に、雄元雌元と有る下に云ふを見合すべし)又、陽神陰神を、所に依りて



は彦神姫神とも訓ひべし、傳三(百六十五頁)に、天伊  
佐奈彦神、天伊佐奈姫神とも申す由註せる上に、釋  
祕訓に載せたる私記の一説に、安氏説、陽神讀比古  
神、陰神讀比賣神、下皆倣之と見え、夫婦に然云  
ふは、風神祭詞に比古神爾云々、比賣神爾云々、萬  
葉九(廿二丁)筑波山歌に、男神毛許賜、女神毛千羽  
日給而と有るなどは是なり、嫡妻に對へては、其夫を  
日子遲神と申し定め給なるをも、又思ふべき者なり  
かし、(日子遲の遲は崇辭にて、男を尊みて云ふ稱な  
る事、古事記明宮段、麻呂賀知の傳に註されたるが  
如し、此夫を日子遲と云ふも、凡人には云はざりけ  
る事にこそ、記に其神之嫡后須勢理毘賣命、其爲妹  
妬故、其日子遲神云々と見えれば、嫡后に正しく  
對へ云ふ稱なり)○左旋右旋は、古事記に、如此云  
期、乃詔汝者自右廻逢、我者自左廻逢、約竟以廻  
と有りて、男神の指揮に依れるを、此には略きたる  
なり、第一一書も、右の如くなるを、其も即將巡  
天柱、約束曰妹自左巡、吾當右巡と有るは誤な  
るべし、其は其處にも婦人之辭其已立揚乎と見え、  
古事記にも、女人先言不良とこそは見えられ、巡

柱の事に混ひ無ければ、決く傳の誤なる事云ふも更  
なり、(古史徴には、右の一書を取られて、此は謂有  
る事の由に云はれたれども、予は和なはず、其は天  
地の初より、男は天に女は地に、夫は陽に婦は陰に、  
其位定れる事、二神の豈所知看ざらめやも、此に陰  
神の言先立ち坐し、は、御心の速く感動かせ給へる  
故なる事、下に云へるが如し、口訣に、左旋右旋、  
陰陽自然之性也と有るも、謂れたる言なる者をや)  
左右は、比陀理美岐理と訓ひべし、大國類聚方一に、  
枳間波牟奈倭介乃美岐利仁阿利天と見え、世奈甫稔  
乃和記美美支利、非數利爾會比天云々、又、美伎里  
日當里比登志久云々、又記傳に引かれたる、伊勢が  
亭子院歌合記に、上達部は此の左美岐理に皆分れ  
て侍ふなどあり、通證に、今按、古傳、望之朝南  
面仰觀、則日月相望於東西、東爲左、左日足也、  
東日首也、西爲右、右見限也、西日往也と云へる實  
に然るべし、彼以東西爲日縱とある如く、東を  
首とし西を尾と爲る事なれば、東を以て奥墻とし西  
を以て端緒と爲るが故に、萬葉に、左手を奥手と云  
へり、古事記に、左御手の手纏に所成れる神を奥疎

神、奥津那藝佐毘古神、奥津甲斐辨羅神とある、其  
に奥と申すは、左手の物に依りて成り坐せればなり、  
又、右御手の手纏に所成る神を邊疎神、邊津那藝佐  
毘古神、邊津甲斐辨羅神と申すも、左の奥なるに對  
へて、右を邊とは云ふなり、和名抄に考聲切韻云、  
塔登堂級也、(俗爲階字、波之。一訓之奈)兼名苑  
云、砌一名階(訓美岐利)と見えたる階は、堂の  
邊なるを美岐利と云ふ事、甚能く合へる者なり、然  
れば、左は日足にて奥なり、右は見限にて邊なり端  
なる事知るべし、(猶古事記に、於左手所成神名  
志藝山津見神、次於右手所成神名羽山津見神とあ  
る、志藝を、四神出生章第八一書に、雖此云之伎  
とあれども、其は借字にて、繁山なり、羽山は同章  
に、麓山、足曰麓、此云篋耶磨と有りて、繁山は  
内、麓山は外にて、左右の次第に合へり、新古今集  
に、筑波山麓山繁山と詠めるも、其内外を共にした  
るなり、又古事記に於左足所成神名原山津見神、  
次於右足所成神名戸山津見神とある、原山は字の  
如く、戸山は外山にて、此も左右に就きて、自然に内  
外の意を成せり)旋は身轉にて、直行は爲らずして、

曲路を行く事なり、次には巡字をも然訓めり、四神  
出生章第十一の一書に、廻首云々、寶劍出現章  
第六一書に、大已貴神獨巡造、天孫降臨章第二一書  
に、故經津主神、以岐神爲鄉導、周流削平など見  
え、古事記には、此の事を廻逢とある事、上に引け  
る如く、又、白檮原宮段には、直行を上幸、曲行を  
廻幸と書き別たる事、殊に明らかなる者なり、此等  
を以て、旋は身轉なる事を知るべし、(身を賣と云ふ  
事は、仁字惠字をも、賣具牟と云へる、其も身與に  
て、彼と我との間を、親しく共に爲る義なれば、身  
を賣と云へるなり、具流は形狀の言に、久流理とも  
久流々々とも云ひ、物名に車と云ひ、反轉と云ふ久  
流など同言の例にて、糸を繰る、綿を繰るなどの用  
語、亦此に等し)○分巡國柱は、二神同處に共に  
並び立たして、男神は左より女神は右より、彼國中  
之柱と爲給へりし礫取盧島を中心を、分れ巡り給ふ  
なり、第一一書に、即將巡天柱云々、分巡相遇と  
見え、古事記に、吾與汝行迴逢是天之御柱云々、  
約竟以廻とある是なり、(國中之柱は、舊事紀に、國  
中之天柱と云ひ、釋紀に引ける古記に、國柱と云ひ



て、即天柱なる事、上に已に委しく註せれば、其に就て知るべきなり。偕、國柱を分れ巡らせ給ふ事はしも、彼天神の授け寄さし給へりし天之瓊矛を衝き立て、國中の天柱と爲給へるが、即ち天神の御靈實を齋ひ鎮めて、國守神と爲給へる事、已に上(國中の柱條)に云へるが如し、然れば、此立て給へる御靈實の天柱を、左右より旋らせ給ふ事はしも、高皇產靈尊、神皇產靈尊二神の產靈に資りて、天中に一物を産み成し給へるに則を取らせ給へるなり、又、今も見放くる如く、天の左旋し地の右動める形象を、天浮橋より見行し坐して、其に倣はせ給へる者なり、(赤縣大古傳に、春秋保建圖に、天皇子<sub>レ</sub>是樹元、陳<sub>レ</sub>樞以立<sub>三</sub>易威<sub>一</sub>と云ふ文を引きて、天極地極相反對して運行する趣は、淮南子天文訓に、大微者大一之庭也、紫宮者大一之居也、紫宮執斗而左旋と有る如く、北辰其所に居て左旋先導し、北斗又此に共なひ法りて左旋後從しつ、其七政を齋ふるに依る事なり、偕、大地は此旋に反して右旋する者なり、同書に、帝張<sub>三</sub>四維<sub>一</sub>、運<sub>レ</sub>之以<sub>レ</sub>斗と云へる帝は、所謂天皇太帝にて、大地の四方に、彼四柱岳を列張して、

四維を生じ、其旋轉を北斗の雌神に法り旋らしたる義なり、抑北斗の旋るは、北辰大一の神機に依る事なるが、又同書に、北斗之神有<sub>三</sub>雌雄<sub>一</sub>、仲冬始建<sub>三</sub>於子月<sub>一</sub>、從<sub>三</sub>一辰<sub>一</sub>、雄左行雌右行、仲夏合<sub>レ</sub>午謀<sub>レ</sub>刑、仲冬合<sub>レ</sub>子謀<sub>レ</sub>德と有り、然れば天は北斗の雄神に法りて左旋し、地は北斗の雌神に從ひて右旋する事、疑ひなし」と云はれたり、傳一に説ける皇產靈神二柱の下に思ひ合すべし)記傳に、凡夫婦選合の初に、先柱を行き廻る事、上代の典禮と所見たり、此は男女選合の初にして、先、此禮を行ひ給ふ事は、甚々深き理ある事なるべし、書紀に、此天之御柱を、國中之柱とも國柱とも云へるを思ふべし、國土の生れる本元を、此柱に負せたる名ぞかし云々」と云はれたる、甚々深き理はしも、先、國中之柱はしも、天御中至尊の御靈の鎮りなり、左旋右旋はしも、高皇產靈尊、神皇產靈尊の元氣、天中にて左旋右旋して結ひ合ひ給へるに、神習はせ給へる者なる事、決くなむ有りける、(記傳に、男女交合の狀、男は上に在りて天の如く、舍にては屋の覆ふが如し、女は下に在りて地の載するが如し、舍にては床の如くなるを、

柱は中間に立ちて、上下を固め持つ者なれば、夫婦の間を固め持つ理にや有らむ、鶴鶴の一名を、麻那婆斯羅と云ふも、學柱にて、柱を交合の意に取りて號けたるにや有らむ、偕又思ふに、柱と云名義は、波斯は間なるべし、間人、又、萬葉に、相競端爾と云へるも、端は借字にて、間の意なり、又、古今に、木にも非ず草にも非ず、竹の世の、間に我が身は成りぬべきなり」と云ふ歌も、竹を木と草との間と云へるなり、斯て柱は、屋と地との間に立てる物なればなり、又、橋も、此岸と彼岸との間に渡せる名なり、又、俗言に妻間の最初に言を通はし初る媒を、波斯加氣と云ふも、橋懸の意にて、右の柱の事に通へり、又、箸と云ふ名も、此物は必ず二つ相對ひ寄り合ひて、其用を爲す物なれば、夫婦の意に似たり、又事の始を端と云ふも、此巡柱の事に由有なり」と云はれたるは、然る言ながら皆末の意にて、此は決く天神に神習はせ給へる者ぞかし)○同會一面は、第一一書に、分巡相遇と見え、古事記に、約竟以廻時云々と有るを合せて考ふるに、二神の御面を會せて遇ひ給ふには有るべからず、其國中の天柱の一方

の面に出で會ひ給ふ事なるなり、譬へば、天柱を中に立て置きて、其北面に二神相并び立たして、其より陽神は左に東方に、陰神は右に西方に、交に行き巡らして、其南面に一に相遇ひ給へる如きを、同會一面とは記されたるなり、(然れば同自久一面爾會給布と訓むべきなり、古史微に引かれたるには、御面乎會世給布と訓まれたるは、二神の御面と思ひ違へられたる者なり、古事記に、大穴牟遲神の、須佐之男命の御所に參到り坐し、所に、其女須勢理毘賣、出見爲<sub>三</sub>目合<sub>一</sub>而相婚云々、海宮段に、爾豐玉毘賣命、思<sub>レ</sub>奇出見乃見感目合云々とある、其に合ひて甚宜しき狀には有れども、此は國柱を體に取りての事にし有れば、其にては叶はず)此に、一つの考有り、古事記(朝倉宮段)に、即幸<sub>三</sub>行其若日下王之許<sub>一</sub>云々、故都摩杼比之物云而賜入也、於是若日下王令<sub>レ</sub>奏<sub>三</sub>天皇<sub>一</sub>、背<sub>レ</sub>日幸行之事甚恐、故己直參上而仕奉、是以還<sub>三</sub>上於宮<sub>一</sub>云々と所見たるは、御妻問の時に、天皇の日に背きて幸行るを忌諱て還し奉り、若日下王の御方より日に向ひ參到りて仕へ奉らむと申し給へるに、神武天皇の御戰の時とは反復の事なるは、神代



より婚の大禮は、日に向ひて物爲る定めの有るに因  
准はせ給へる事なるが、其始は何れの時にか有らむ、  
二神の故事に依らせ給へる事灼然ければ、此時の巡  
柱は、然爲給ひけむ事申すも更なり、若、然ならむ  
には、二神、西より分れて、天柱の東面に會ひ給へ  
るなる可し、此と事は異なれど、外宮儀式帳、菅裁  
物忌職掌條に、二所太神乃御饌處乃御田爾下立氏、  
先菅裁物忌湯釜持氏、東向耕佃、湯草湯種下始と有  
りて、田を作り始むるをだに、東向に物爲るなども、  
由有る事なるべし、(天日はしも、天照大神の所知看  
す所なるが、天地の初時より、皇祖天神の神積り坐  
せる域にし有りければ、其天神の御許に、東方に日  
縦に向はせ給ひて、婚の大禮を行ひ始め給へりけむ  
事、更に疑ひ無かるべき者なりかし、此考成りて後、  
強ひて思ふに、若、元本には日面と有りけむを、一  
面にと改め書かれたるにや、彼影面と云ふも、天日  
に依れるを以て思ふに、東方を日面など云ふ語の有  
りけむも知るべからず、東は日の首めて見ゆる方な  
る故に、比登母など云ふ事の有りけるなるべし)○  
陰神先唱曰は、陽神の御言を待ち敢へ給はずして、

言出爲給へるなり、釋秘訓に、私記曰、問唱字訓讀、  
説々如何、答師説、登那賣氏止讀之、或説、伊邪那  
比氏、又説、都宜氏、又説、許登傳志氏、師説未詳  
と有れば、古くより種々なる訓の有り來りしと見え  
たり、登那賣は登那閉にて、音那布の略なり、欽明  
天皇の十三年、孝德天皇元年御記などに、歷問を登  
那賣登布と訓めるは、唱問なるを以て知るべし、人  
に言を傳ふるを音信と云ふが如し、(偕、言を許登と  
云ふも聲音の切れるなり、言を音と云は、萬葉二に、  
音耳母名耳母不絶云々、又、梓弓聲爾聞而、又、喧  
鳥之音母不所聞など多かり繼體天皇七年御紀に、勾  
大兄皇子、親聘春日皇女云々、口唱云云々、和唱  
曰云々と有る口唱を、久知都宇多氏と訓み、和唱を  
加閉志宇多志氏と訓り、偕、此の唱和の字は、呂氏  
春秋と云へる漢籍に、言不欲先、人唱而我唱和、又  
陽唱而陰和と有るを取られし者なり)或説、伊邪那  
比氏は、傳三百五十九頁に註せる如く、二神の相  
共に誘ひ合ひ給ひて、伊弉諾尊伊弉冉尊と申す御名  
定まれる事なれば、唱字の訓には允に當るべし、又  
説、都宜氏は、萬葉二(四十二丁)に、家知者往而毛

將告など多き語なれば、然云はむも僻事には非ざれ  
ども、唱字の訓には迂遠し、(都具には、告、又託字  
等を、常に書く事なり、常に伊邪那布には、倡字を  
書く事には有れども、關尹子に、天下之理、夫者唱、  
婦者隨と有るなどは、然訓むべき所なり、説文に、  
唱導也と見えれば、伊邪那布に叶へるなり)又説、  
許登傳志氏は、言に先出づるを云ふなり、通證に引  
る萬葉四(五十七丁)に、事出之者、誰言爾有鹿云  
云、(十四(七丁)に、阿我志多婆倍乎、許知氏都留可  
毛、又東舞歌章に、和賀世古加、介佐乃古止天者な  
ど有る是なり、六帖に、昔我が言出に爲てし日枝の  
山、心弱くも歸る物かは、又、源氏夕霧卷(五十三  
丁)に用ひざらむ物から、我が儂らに言出むも愛無し  
と思して止みぬ、(寄生(三十丁)に、心ざしの程も知  
らせ奉るべき一節なむ有る、容易く言出づべき事に  
も非ねば、東屋(十二丁)に、此度の願は、帝の御口  
づからこと給へるなり)とも有り、但し右等の訓  
は、此の義に當て、古人の言ひ傳へたるにこそは  
有りけれ、正しく字に當れる訓は登那閉にて然るべ  
し、(文選に、言傳を許登傳と訓み、又、誣諉をも然

訓めるが、爾雅注に、此言相屬累曰誣諉とあり、偕、  
右の東屋卷に、許止氏と有るは言出の略なるが、今  
も俗に、譽氏々々物云ふなど云へる事有る是なり)  
○意哉遇可美少男焉を、釋秘訓に、私記曰、問此  
讀様如何、答、阿那宇禮志惠夜、宇麻志袁登古爾阿  
比奴、是私記之説也、但養老説云々、阿比奴流許登  
と有れども、此にては調を成さるのみならず、詞  
も亦鄙俚くして、此を神語とも所思えぬ事なり、古  
今集序に、此歌天地開け始まりける時より出で來に  
けり」とある古註に、天浮橋の許にて、婦神、夫神と  
成り給へるを云へる歌なり」と有るは、此歌なるを、  
凡人の心にも如何と、思ふ計り、拙かるべき筈はな  
ければ、必ず中古の人の僻訓なる者なり、(撰者の御  
心は、漢文に書かれたるこそ有りけれ、其訓様は、  
其爲夫婦を美斗能麻具波比と、文章は文章にして、  
其訓を立て物爲給へるなれば、其を共爾夫婦止爲氏  
と訓みては違へるを以て、此も右の如き訓を用ひて  
は、其意を失ふ事なれば、古訓を求むべきなり)記  
傳に、此唱和の御言を、書紀には意哉遇可美少男焉、  
其第一一書には、妍哉可愛少男歟、第五一書には、



美哉善少男」第十一書に、妍哉可愛少男乎と書けるを、此記と見合せて、右何れも、阿那邇夜愛袁登古袁と訓むべし、袁登賣袁の方も同じく、五言二句宛の御言なり」と云はれたるに従ひて、右の誤訓を正すべき者なり、(其は神の御言などは、右の邇夜志を、邇惠夜計りの違ひこそ有らめ、阿那邇惠夜を阿那宇禮志惠夜など、然計り唱へ僻めて記さる可きに非ざればなり)○意哉は、第一一書に、妍哉、此云阿那而惠夜と註し、神武天皇御紀に、妍哉、此云阿那而夜と見え、第五一書に、美哉と有り、舊事紀延佳本に、意哉にも妍哉にも、阿那邇夜志と訓みたるは、古事記に依りて、私に物爲るなるべし、御紀なるは、何れも阿那而惠夜と訓むぞ宜しかるべき、(何れに訓みても、五言二句になるを、其は一は惠夜と有り、其は一は夜志と有るを思ふに、二神の先と後と、二度唱和し給へりし時、一度は惠夜、一度は夜志と宣へるが、其に傳はれるなるべし)舊事紀には、意を喜に作れる、意喜相通へるが故なり、阿那は記傳四(十丁)に、古語拾遺に、古語、事之甚切稱阿那とあり、何事にあれ、指當りて切に思ゆるを阿那云々と

云へり、神武天皇御紀に、大醜、此云阿那而惠夜と有り、萬葉には多く痛と書けり、又、伊勢物語に、鬼早一口に喰ひてけり、阿那夜と云ひけれど、雷鳴る騒ぎに得聞かざりけり」なども云へり、後には轉じて阿良とも云ふなり」と有るが如し、(傳三、阿夜阿志古泥神の傳見るべし、出雲風土記に、竹葉動之云々、男云動々とも有れば、心の動くを、阿夜とも阿用とも云ふなるべし、阿那を、又通はしては阿夜と云ふ事、古言に多在り)而は二神の、相共に御顔の麗々しきを見愛給へる御言にて、其而は、陰神を那邇妹命と宣給ひし邇も同じく、御面貌の和やかにして美麗しきを申せるなり、玉を邇と云ふも、其美麗しく光澤有るを美稱へたる言なると等しく、物の色にも香にも言ひも得難なる味ひの有るを邇保比と云ふは、邇の滋蔓る義にて同言なり、萬葉三に、狹丹頰相、吾大王者、(十五丁)に、左丹頰經、妹乎念登、(七(二十六丁)に、雜豆臘、漢女乎座而、(三(十六丁)に、散鈎相、君名曰者など云へる、狹は發語、丹は此の邇に同じく、頰相は出合にて、艶やかに赤く色の面に出づる事にて、祝詞に、御酒に醉

ひ赤らみ坐すを、赤丹穗と云へると同じ事なり、萬葉八(十六丁)に、開爾鷄類、櫻花能丹穗日波世安奈何とある、何を一本爾に作れるに依て、玉之緒琴に、荷の誤ならむかと云はれたる、如何にも其如くにて、安奈荷の義、此と同じき事知るべし、然れば、此の意哉も妍哉も美哉も、右の義を含みて書ける字共なるなり、(記傳に、字書に、意悦也好也と註し、妍麗也美好也と註せば、意字妍字を邇てふ言には當れる)と云はれたる、然る言なり、猶、美哉の美字は、醜の反なれば、彼大醜に對へて、大美哉と心得べし、物語などに、御顔の邇保比云々と云へるは、其美麗しきを云ふなるを思ひ亘すべし)惠夜は咲はし哉なり、四神出生章第二一書に、巡柱之時、陰神先發喜言と有るを以て、其状を想像奉るべし、通證に引ける和名抄に、靨面小下也、和名惠久保と見え、笑顔を惠加保と云へる惠是なり、寶鏡開始章なる嘘樂を、古事記に歡喜と書き、古語拾遺に歌樂とも作けるを、共に惠良岐と訓めるを、口訣に笑遊也と註し、萬葉十九(四十三丁)に、千年保伎、々々吉等餘毛之、惠良々々爾と有る惠良は、笑み咲ふ状なり、借此の而

惠夜と云ふに就て考ふるに、崇神天皇の大御名を、御間城入彦五十瓊殖天皇と申す、御真間城は、御可美城にて、大宮を稱へたる言なるが、五十は物の饒はしく足へる意にて、瓊殖は此の而惠夜の例にて、大御面の麗はしく大坐します由なる事決し、而惠と云ふを述べて、其續きの同じきは、十六(十五丁)に、吾兄子者、二布夫爾咲而、立麻爲所見とある二布夫は、顔の艶はしきを云ひ、咲は其笑めるを云ふなり、十八(三十一丁)に、爾布夫爾惠美天、阿波之多流云云と有るも、夫婦の逢ふには、互みに顔に笑を含む者なればなり、此を以て思ふに、古事記の阿那邇夜志はしも、阿那邇惠夜志の義なる可くぞ所思えたる、其は萬葉二(十八丁)に、能嘆八師、浦者無友、縱畫屋師、滄者無輒、又或本歌に、吉咲八師、浦者雖無、縱惠夜思、滄者雖無」十三(三丁)に、吉咲八師、浦者無友、吉畫矢寺、磯者無友、(十二丁)に、吉哉雖不直、(十五(十九丁)に、與吉惠也之、叱等里奴流欲波、(十七(三十二丁)に、與志惠夜志、餘志播阿良武會、など、惠夜志と續くる例なるを思ふべし、(又吉咲八師を切めて、萬葉十一に、四惠也と云へる



も、惠夜志の志を略ける者にて、此の阿那而惠夜の例なり、五に、古飛斯、宜志惠夜と語の下に附けて云へり、十一に、吾持留、心者吉惠と有るに同じ、但し右の阿那而惠夜などは、物を愛で、笑むるが、此吉咲入師、又思惠夜などは、物を嘲りて笑むるが、ども同じ可笑を、善き方にも悪しき方にも用ふに等し。○遇可美少男焉は、愛袁登古袁と訓むべし、然れば、此は可美を愛に當て、書かれたるなり、第十一書に、可愛、第五一書に善、天孫降臨章なる地名に、日向可愛と有る下に、可愛、此云埃と見えたり、神世七代章第二一書に、可美、此云三子麻時と注されたる、同じ可美字を、此には愛と訓むべく書れたるを以て、其義を知るべき者なり、(但し御紀の可愛は、其字の意を以て書かれたるを、古事記に愛袁登古袁と有る愛は、唯假字にて、音を耳取れる事、記傳の説の如し)記傳四(十丁)に、白橋原宮段大御歌に、延袁斯麻加牟とある延も、可愛少女と云ふ事なり、朝倉宮段大御歌に、吉野を延斯怒と詠ませ給ひ、天智天皇御紀の童謡に、善けむを、多拖尼之曳雞武と云ひ、住吉、日吉を、須美能延、比延と

云ひ、吉を延と云ふ事、古も今も然なり」とある如く、愛と云ふは、傍の物に眼を着けずして、一向に意に得て懼ふ義なる事、神武天皇御紀に、廻望國狀曰、妍哉乎國之獲矣とある、獲と善とは同じからざれども、言の等しきを以て、其意を合せ味ふべし、釋述義に、可愛、先師説云、得也、可愛思之意也と有るは、實に然る事なり、(五十音義訣に、曳は善の義にて、擇の曳即ち是なり、然れば善は曳と云ふが本語にて、余と云ふは却りて後なるを、擇は心に好しと爲る物を、擇み取る義なり)と有るは、云はれたり、但し得は阿行、善は夜行にて、別條なれども、得を善と心得、善を得と思ひて違はざるなり)○少男、此云鳥等孤は、古事記に、袁登古と有りて袁登賣の對なり、同書に、訓壯夫云袁等古、記傳四(十丁)に、萬葉にも、壯士、壯子など書きて、若く壯なる男を云へり、老いたる若きを云はず、男を總べて袁登古と云ふは後の事なり」と有るが如し、意は袁は少字に當りて、若き義なり、登は人なり、比登の比を省きて登と云ふ例多し、(弟は劣人なるを、俗に於登々と云ひ、妹を伊毛登と云ふは妹人なり、

從父兄弟を伊登古と云ふは彌人子なり、夫婦を賣遠登と云ふは、女男人の義なるを、何れも登と云へり、又人の長たるを袁登那と云ふ那は、和名抄に、翁を於岐奈、孺を於無奈と云へる奈にて、長の義なり、然れば、袁登那は少人長にて、年の長けたるを云ふなり、源氏物語などに、袁登那毘たる云々と、多く用ひたる是なり、然れば袁登は少人なる事著し)古は、比古の古に同じく、男を云ふ稱なる事、傳三(大戸摩彦尊條)に註せるが如し、伊邪那岐神、又、神漏岐命など申す岐と同じ事なり、神武天皇御紀に、磐排別之子、又、苞直擔之子、雄略天皇御紀に、水江浦島子など、男子の名に某之子と云へる是なり、(然るを後には男に多く彦と云に對へて女名に某子と號する言は同じけれども此は若く幼きを稱へて子と云意に用ひたるにて別なり)○少女、此云鳥等咩は、寶劍出現章には、童女をも然訓せたり、和名抄に、小女、日本紀云、小女(名和乎止米)童女(同上)と見ゆ、然れば、少を小と作れる本も有りしなるべし、古事記に、袁登賣と有りて、袁登古の對にて、若く盛なる女を云ふ稱なり、萬葉には、處女、未通女な

ど書ければ、未だ夫に嫁ぬを云ふに似たれども然らず、既に嫁たるをも云ふ、倭建命御歌に、袁登賣能、登許能辨爾云々とある、此袁登賣は、美夜受比賣にて、既に御合坐せる後の事なり、又、輕太子の輕大郎女に對て後の御歌に、迦流能袁登賣と詠み給へる、此は嫁きて後を云へり、又童なるをも云へる事多し、袁登古とは、童なるをば云はず、中昔にも、元服爲るを袁登古に成ると云へるにても知るべし、然るに、女は童なるにも、一向に若きを賞る故にや有らむ」と有るにて通えたり、(右の袁登古は、童なるは男具那と云ひけるにや、景行天皇二年御紀に、童男、此云鳥具奈とあり、鳥具那は男少名にて、少彦名命の少に同じかるべし、古事記を見るに、倭建命を、倭男具那命と申せるが、御紀に熊襲を討平に往き坐し、所に、日本武尊、解髮作童女姿と有りて、川上梟帥を刺し殺し給へるに、汝尊誰人也、對曰云々、名日本童男也と有るを見れば、童男に對しては、賣具那とも云ふべき状態れども、然る言無ければ、童女を袁登賣と云へりしにこそ)賣は、比賣の賣に同じく、女を云ふ稱なる事、傳三(大戸摩姬尊)に註



せるが如し、伊邪那美神、又神漏美命など申す美と  
同じ事なり、神人名などに、某女と云ふが多き、  
即ち是なり、○終の袁に當て、焉字を上の遇字に  
合せて用ひられたるは、其意上に復るが故なり、記  
傳四(十丁)に、引かれたる須佐之男命の御歌に、  
曾能夜弊賀岐袁、倭建命の御歌の末を續けたるに、  
比邇波登袁加袁、若櫻宮段大御歌に、阿布夜袁登賣  
袁などの袁は、余に通ふと見ても濟む事には有れ  
ども、然耳には有るべからず、其意の言外に溢る、  
計なるは、言に述ぶべき方なければ、袁の辭以て此  
を終めて、主と有る上の言の上に係る意味なり、阿  
那而惠夜と宣ひ出でたる、二神の其時の大御心は如  
何計有りけむ、想像り奉りて味ふべき事なり、然れ  
ば、此の愛袁登古袁、又、愛袁登賣袁の袁を、姑く  
阿那而惠夜の上に回らして心得べし、(焉は、字書に  
意揚と見えれば、其意を以て書かれたるべし、一  
書に、歟と有るは、語末之辭とも、語之餘とも有れ  
ば、焉字の方正しく當れるなり)○第一一書、及古  
事記には、陰神の如し此唱へ給へる後に、陽神の御和  
有りて、必ず其如くなる可きを、此と第五、第十の

一書とには、其傍耳を擧げられたるは、事略きたる  
記し様なり、此は蛭兒を神なりとして、四神出生章  
に送られ、淡洲と淡路島を此に打ち混らしたる故に、  
此にては違合の事は無かりし由を知らせむとの私  
意なるべし、其は、第五一書にも、此と同じ狀に、  
以陰神先言故、更復改巡、則陽神先唱曰云々と、有  
るを以て知られたり、第十一書には、陰神先唱曰云  
々、便握陽神之手、遂爲夫婦と有りて、此には、  
全く陽神の御和には及ばざりし狀なりけるこそ不足  
ぬ事なりけれ、(又此も第五一書も、次なる度には陽  
神の御唱耳有りて、陰神の御和なきも、漢文體に事  
を約められたるなるべけれど、物にこそ依れ、斯る  
止む事なき大義を取捨し給はむ事などは有るべくも  
思はぬ事共なり、舊事紀に、此紀を引けるには、兩  
方共に唱和を漏さず記せり、應に然有るべき事なり)  
○陽神不悅云々は言痛し、第一一書には此事なく、  
古事記には、各言之後、告其妹曰、女人先言不良、  
雖然久美度邇興而、と有るが如くなる可きなり、其  
は其時に當りて、男女前後の理迄は所思し着かず、  
何となく御心に落ち着かざる所有るに依りて、女人

先言不良と迄は宣へりしなれども、其何の故とは  
所思し跋らせざりし故に、御合し給へりしが、確し  
て生み坐る御子良はしからざりしかば、天神に太占  
に卜相申し給ひて、愈女人の言先立ちしに依て不良  
とは所思し定め給ひて、又更に復り降らして、改め  
旋らむとは所思し成りぬるなり、然るを、此には終  
始共に、天神の御事は略かれて、此二神の御上耳の  
狀に書されたる故に、斯る私事も交れる者なり、(又、  
次度には、陽神の方耳を記されて、陰神の御和を略  
かれたる、其も此と同じ狀なる私事なりかし)○陽  
神不悅曰の悦は、四神出生章第二一書に、伊諾冉尊  
巡柱之時、陰神先發喜言、既違陰陽之理とある  
如く、陽神の御方より、先御言を發給へらむには、  
打ち合ひて宜しかる可きを、今は其反なる故に、悦  
び給はざりし者なり、(其は次に云ふべし、此下にも、  
先以淡路洲爲胞、所不快云々と見えたるも、此  
と同じ意に云へるなり)悦字を余呂許布と訓むは、  
寄來合の義なり、其は余呂古布には、快字、喜字、  
又歡喜等の字を用ふる事なれども、其本義を云ふ時  
は、物を得て心に悦ぶなり、其は第二一書に、得磯

馭盧島、則拔矛而喜之曰、善乎國之在矣と有る  
は、國を採得て喜ばし、也、四神出生章に、於是共生  
日神云々、故二神喜曰云々は、御子を生み得坐して  
喜び坐し、なり、同第十一一書に、保食神の身より  
化れる物を奉進る所に、天照太神喜之曰、是物者則  
顯見蒼生、可食而活也と有るは、物を受け得て喜  
び給へるなり、(然れば得ても心に不足ぬ物事には、  
不悦と云へるなり、次に所不快也と有るを合せ  
て、其反なるを思ふべし)人に物を寄せて任ずる事  
依と云なり、古事記に、於是天神諸命以云々、賜天  
沼矛而、言依賜也、又汝命者所知高天原矣、事依  
而賜也などある類、古書中計へも知らず多くあり、  
又佗より物の調ひ來るを寄ると云ふ、萬葉一(十九  
丁)に、山神の奉御調等云々、川之神母大御食爾仕  
奉等云々と有りて、下に、山川母依氏奉流神乃御代  
鳴と結び、反歌に、山川毛因而仕流神長柄と詠み、  
又(廿二丁)に、天地毛縁而有許曾と先云ひて、後に、  
新代登泉乃河爾、持越流眞木乃都麻手乎、百不足五  
十日太爾作、泝良牟伊蘇波久見者、神隨爾有之、と  
云へる類是なり、然れば、余呂許布の余呂も、此の



事依、又縁而云々と云ふと同言なるを先知りて、其義を明らむべし、(善惡の善を余呂斯と云ふも同語にて、其具足へる状を云ふなり、萬葉一に、取與呂布天乃香具山と續けさせ給へるも、形の具足るを以てなり、具足を余呂比と云ふなども、物を多く寄せ着けて形容の具足へる故の名なり、又藤原宮御井歌に、耳爲之青菅山者云々、宜名倍神佐備立有と、見えし宜名倍、六に、宜名倍見者清之など有る宜名倍の名倍は、並にて、具足へる物の並ふなり) 許比を來合、又往合なりと云ふは、大殿祭詞別に、神等能伊須呂許比阿禮坐とある、伊は往にて、交來合なりと同一事なり、人に媚と云ふも來合にて、向の人合せて物を謀るを云ひて、皆同じ事なり、(右の須呂許比と、余呂許比と相反對へる由は、已にも其講義に委しく記せるが如きなり、傳十卷、忿然の下に云へる事あり、考ふべし) 然れば、陰陽の理の隨に喜言を發給へらむには、陽神の御心に往き合て宜しきと、然有らざりし故に、不悦とは記されたるにて、謂ゆる御紀の地より云ふ詞なる者なり、物を得るは、其物と我と往き合ふ義なるを曉りて、悦の語の意を思ふべく

なむ、○吾是男子は、吾者男子爾坐者と訓ひべし、是字は意に存ちて訓ひべからず、男子は、古より麻須良袁と訓み來れるに依るべし、婦人を多和夜賣と云ふに對ひたる稱なり、唱和の御言に依れば、男子を鳥等孤、婦人を鳥等咩と訓ひべきかと所思ゆれども、其には少男、少女の字を用ひて、其訓をさへに註されたれば、此は然は訓ひまじき所なるを知るべし、和名抄に、説文云、男、丈夫也(和名乎乃古)一云、萬葉集云(萬須良乎)、大人之稱也と所見たり、(瑞珠盟約章に、男を袁能古とも、麻須良袁とも訓める、其を取りて、和名抄には記されたるなるべし、其は次に引く婦人の下に、日本紀云と有ればなり、偕、吾を阿禮と訓める義は、下なる吾が身汝が身の下に云ふべし) 瑞珠盟約章第一一書に、日神本知素戔鳴尊、有武健陵物之意云々、設大夫武備云々、天孫降臨章に、武甕槌神進曰、豈唯經津主神獨丈夫而、吾非丈夫者哉、其辭氣慷慨、神武天皇御紀に、五瀬命云々、雄詰之曰、慨哉大夫云々とある初なるに武備と云ひ、中なるに辭氣慷慨と見え、後なるに雄詰之と有るを合せて、其義を知るに足れり、出

雲風土記に、吾御子麻須羅神御子坐者、所亡弓箭出來願坐爾時、角弓箭隨水流出、爾時所生御子詔、此者非吾弓箭詔而擲廢給、又金弓箭流出來、即待取之坐而、鬮鬮哉詔而、射通坐と有るは、益荒神と云ふ意に合へり、萬葉には、多く丈夫と作き、九(三十二丁)には、益荒夫とも、益荒丁子ともあり、又二十(五十丁)には、麻須良多祁乎とも見えたり、偕、麻須良袁の、麻は真にて、須良は進む状なるべし、古事記伊邪河宮段に、美知能宇志王、娶丹波之河上之摩須郎女と有る摩須郎は、丈夫の意なる事、右の例なるが、神名式に、丹後國熊野郡衆良神社見ゆ、此を以て、須良は本にて、麻は、其須良の意を強むる爲に、上に添はれる言なるを知るべし、又右の益荒夫より、去能進爾と續きたると、上に引ける大殿祭詞別に、伊須呂許比の須呂に、進み又交の義有るを思ふべし、(然れば、益は、借りて書ける者と見えたり、萬葉九に、須酒師競とある須酒、又進に同じくして、此の須良、是なり、又俗に須良理と云ふ語の有るも、此に同じ、萬葉十六に、荒雄と云ふ事三處出たれば、予が説は立ざるが如きなれども、上に

引ける如き例とも有れば捨て難し) 偕、此は唱和の御言に合せて、少男と宜ひても宜しき所なれども、陰神の言先立坐し、を押へての事なる故に、殊更に麻須良袁とは宣へる者なり、猶傳九に、又云ふを合せ見るべし、(此を以ても、古人の讀法には、悉く所謂有りて亂りならざりし程知るべし、然れば今も御紀を讀み奉むには、古き訓を用ひながら、漢文讀に讀まずして有るべきなり) ○理當先唱は、先爾唱布可伎理也と訓ひべし、理は言割也と、士清が云へる、實に其如くにて、物の條理を割りて云ふなり、四神出生章第二一書に、此事を違陰陽之理と見え、寶鏡開始章第二一書に、以神逐之理、遂之、天孫降臨章第二一書に、今者聞汝所言、深有其理などは是なり、萬葉四(三十五丁)に、與能奈可能、都年能己等利、可久左麻爾、奈里伎爾家良之、又十八(二十五丁)に、父母乎、見波多布刀久、妻子見波、可奈之久米具之、宇都世美能、余乃許等利止云々と有り、(後世の歌詞に、條理に違ひて有るまじき事を、強ひて物爲るを、和理那志と云へるは此反なり、通證に、凡事言、以其理裁斷之、故無其理、云



和利奈之ことあり、傳十七卷に、理の例を擧げたる、考へ合すべし。此は陰神に向はせ給ひて、當然なる條理を割りて宣ひ解く御言なり、言を立つるを言立と云ひ、言を止むるを言止と云ふ如く、言の條理を分けて云を言割とは云なり、○如何は、陰神の言先立坐せるを各め給へる義を含めり、常に物を問ひ懸けて如何と云ふとは別にて、此は上より壓へたる語なること爾曾の辭を附け云ふを以て曉るべし、(天孫降臨章なる、味相高彥根神の言に、何爲誤我於亡者)と見えたる、何爲と同じ意味に見るべし)○婦人反先言乎は、婦人能言先立給比都流と訓むべし、古事記に、女人先言不レ良とあり、偕、此婦人は、舊訓、多和夜賣と有るに従ふべし、麻須良袁に對へるなり、釋秘訓に、私記曰、問多夜賣止讀、其意如何、答、案古事記、凡呼三女人一者、稱三手弱女、言三女人一者、是手力劣弱之人也、是古説而已と有り、然れば、右の女人も、當昔には多和夜賣と訓めりしにこそ、和名抄に、婦人、日本紀云、手弱女人、(和名、太平夜米)同上とあり、(同上は、手弱女人の訓も、上なる婦人の訓も同じとなり、但し太平夜米の乎は、古は

和と唱へたりし事、次に云へり)右の手弱女人の字は、垂仁天皇八十七年御紀に出でたり、古事記に、我心清明故、我所生之子得三手弱女云々、又、汝者雖有手弱女人、與伊牟迦布神、面勝神など見え、萬葉四(三十四丁)に、幼婦、十(二十三丁)に、手弱女、十五(三十四丁)に、多和也女能など記し、其外は多く嫁女と作り、(又御紀には、瑞珠盟約章に、女字を然訓み、寶鏡開始章には、婦女字をも訓みたりき)多は、手にて、弱の與和を倒反して云へるなり、古事記倭建命御歌に、比波煩曾多和夜賀比那袁と有るは、弱細之手弱腕と云ふ事にて、美夜受比賣の手の婿やぎたる貌を歌はしなり、萬葉三(四十、五丁)に、手弱寸など有るに同じ、男子を麻須良袁と云ふ對には、實に然有るべき言なり、猶十二に委しく云ふべし、(又萬葉四に、幼婦常言雲知久、手小童之、哭耳泣管とある、手小童も、亦此に同じ、和名抄、小童、和良波、未冠之稱也と見え、偕子、師説和良波倍、童男女也、童男、乎乃和良倍、童女、女乃和良倍と有る、童を和良波と云へる、和良は弱々しき狀を云へり、童男、童女共に幼き時の狀は、手

弱くして弱々しく有るが故に、此稱有るなり、又、波とも、波倍とも、倍とも云へるは、部の意なり)○先言は、古事記も然り、第一一書には、辭己先揚乎と見えたり、記傳四に、許登佐伎陀知氏と訓むべし、萬葉十(十八丁)に、春去者、先鳴鳥乃、鶯之、事先立之、君乎之將待と有る、事は借字にて、言先立なり」と有るが如し、物云ふを言立と見えたり、(此の事を、舊事紀には、婦人先唱事、既不祥とも、先舉婦言、是不レ良乎ともあり、上に引ける私説の一説に依れば、唱を許登傳と訓めりしにや)○事既不祥は、天神に御誓などを物爲給ひしには非じかと思ゆる狀なり、此の語勢、天孫降臨章第二一書に、大山祇神、乃使三二女、持三百机飲食三奉進時、皇孫謂三姉者爲醜不レ御而罷、妹有三國色三引而幸之云々、故磐長姬大慙而、詛之曰、假使天孫不レ斥妾而御者、生兒永レ壽有レ如磐石之常存、今既不レ然とある、今既不然の語に似たり、其を古事記には、大山津見神の御言として、我之女二、並立奉由者、使三石長比賣二者、天神御子之命、雖三雪零風吹、恒如石而、常石堅石不レ動坐、亦使三木花之佐久夜毘賣者、如三木花

之榮一榮坐、宇氣比氏貢進云々、故天神御子之御壽者、木花之阿摩比能微坐と有り、此は言と事との違こそ有りけれ、其錯ひに肖る事、同じきを思ふべし、但し此の事を、天神に誓ひなど物爲給へりけむとは、餘りに強言めかしくは有れども、事既不祥と思はし入り給ふには、必ず殊なる所由の無くては有るべからざるなり)萬葉五(三十一丁)に、虛見倭國者、皇神能伊都久志吉國、言靈能佐吉播布國等、加多利繼伊比都賀比計理、今世能人母許等期等、目前爾見在知在と有るは、皇國は皇神の愛くしき國、言靈の幸はふ國と、語り繼ぎ言ひ繼ぎ來て、今世の人も悉く言靈の幸はふ徴を、目前に見たり知りたり爲る事となり、十三(十丁)に、葦原水穗國者、神在隨事舉不爲國、雖然辭舉叙吾爲、言幸真福座跡、恙無福座者、荒浪有毛見登、百重波千重浪敷爾、言上爲吾、反歌、志貴島倭國者、事靈之所佐國叙、真福在與具と有るは、神在隨言舉爲ぬ國には有れども、真福く坐せと言舉げ爲る言の幸の隨に、恙く福く在さば、存在乍も見むと、愈言舉げ爲となり、短歌には、其意を述べて、倭國は言靈の所佐る國ぞ、能く真福在れと



なり、言は事の用、事は言の體なる者にして、相離れぬ理なり、所以に吉詞を述べれば、幸其に因りて來り、言過ては殃其に屬きて來る者なるを、此なるは、陰神の喜言はしも、實に祥はしき吉詞には有れども、次序を亂り給へりしが祥はしからぬ事と成りて、蛭兒、淡洲を生ませ給ふには至れりし者なり、萬葉十一(十三丁)に、事靈、八十衢、夕占問と詠めるも、八十衢に出で、人の語るを聞きて心を占に定むるにて、陽神の事既不祥と宣へる御心も、又其に近き者なり、(仁明天皇御紀の長歌にも、事玉之當國度會云々と詠みたり、俗に、禁句として、慎みて云はざる類あり、婚禮には、去る、返る、重ぬる、船路にては、歸る、破るなどの言なり、言ふ人は何の心も着かざる事なれども、其時に取りては禁はしき言なる故に、言ひ改めしむるを、猶其に肖かる事も有る者なり、此を以て、言の慎しむべき事を曉るべし、猶言靈の事は、寶鏡開始章に就きて、委しく云ふべし) ○不祥は、第五一書にも見えたるを、共に佐賀那志と訓めり、釋秘訓に、私記曰、師說佐賀那志止讀之、安氏說、佐伊波比那志、案古事記云、余訶良受とあ

り、但し此安氏説は如何なれども、佐賀那志も余訶良受も、共に當れる訓なり、又布佐波受とも訓むべし、此は八千矛神の御歌に、麻都夫佐邇と對へて、布佐波受と宣へれば、取具はらざる意なりと見えたり、傳十二に云ふべし、先記傳四に、源氏物語などに、布佐波志加良受と云ふ語、所々に在る中に、花宴卷に見えたる、河海抄の釋に、不祥、日本紀とあり、斯れば、不祥を然訓める本も有りつと見えたりと有るが如し、花宴卷(十三丁)に、殊更めき持ち出でたるを、祥はしからず、先藤壺わたりを思し出でらる、薄雲卷(三十五丁)に、公私の營み繁き身こそ、祥はしからぬ、夕霧卷(七十四丁)に、寢殿の御交らひは祥はしからぬ心の筋とは、年頃見知りたれど、など、いと例多し、但し、此は佐賀那志と訓むべきなり、(右の余訶良受は、記傳に引かれたる聖武天皇御紀宣命に、天下君坐而、年緒長久皇后不坐事母、一豆乃善有努行爾在と見え、垂仁天皇二十八年御紀に、非良何從など有り、布佐波受は、記傳に、八千矛神の御歌に云々、許禮波布佐波受云々、許母布佐波受云々、許斯與呂志と有りて、不良は宜しの

反にて、宜しからずと云ふなり、又、今世の語に、物の相應ひて幸有るを布佐布と云ひ、否を布佐波奴と云ふ、是不祥の意に合へば、彼河海抄に引かれたる、克く叶ひたり、又萬葉十八に、等理我奈久安豆麻乎佐之天、布佐倍之爾由可牟登於毛倍騰、與之母佐彌奈之と有る、布佐倍之爾行くとは、幸を得むとして行くなり」と有るが如し、記傳には、此三の中に、布佐波受の方を用ひて、不良の訓を附けられたるは、當れる言なり、借、右の余訶良受の余は、寄にて寄るべき事の寄り合はざる謂なり、布佐波受の布佐は、統る意なり、神功皇后御紀、應神天皇御紀に、攝政を布佐彌袁佐米多麻布と訓み、顯宗天皇二年御紀に、正統萬機とある此なり、萬葉十七に、和我勢古我、布佐多乎里家流と有るを、八に瞿麥花總手折と書ける此なり、物名にも、麻を總と云ふ事、古語拾遺に見え、草は莖多なりと、記傳に註されたる、同意なり、四神出生章第二一書に、惡字を佐賀那志と訓めれば、其反は善字なれば、通證に、不祥無善也と云へる、實に然るべし、紀中に、祥字善字、性字を佐賀と訓めるは、真心の謂にて、古語に、惟神

など云ふに等しく、天神より稟け得たる任にして、少かも修飾はす潤色らざる、美善しき天然なる性を云へるなれば、此の唱和も、先陽神、次陰神と云ふ次序ならむには、天性の任にして、神隨なる所なれども、其理に違はせ給へる故に、不祥とは宣へりしなり、垂仁天皇三十二年御紀に、是不良と有るをも、然訓めり、(記傳に、性を佐賀と訓める、是古語にて、後歌に、憂世の佐賀など云ふも、此に能く叶へり、其は元より自然に然有るべき事を云ふ言なり、佐賀那志は、其反にて、自然に然有るべき狀に背き違へるを云ひて、此も古語と聞ゆ、垂仁天皇三十二年御紀に、夫君王陵墓埋立生人、是不良也、推古天皇十六年御紀に、大國客等聞之亦不良、乃赦之とあり)と云はれたる、寔に然り) ○宜以改旋は、宜以改言の意に見るべきなり、第一一書には、妹自左巡、吾當右巡と有る故に、後に、故二神改復巡柱、陽神自左、陰神自右と云へる、其は柱の巡を改め給へるなれども、此と古事記の傳とは、柱は始より陽神は左より陰神は右より旋り給へれば、巡に於ては異り無けれども、今度は陽神は先に唱へ陰神は後



に和へむとなれば、御言を改め給ふにては有れども、其は又國柱を分れ巡らして唱和し給ふ事なる故に、宜<sup>ニ</sup>以改旋<sup>一</sup>とは有るなりけり、(古事記に、天神云々、詔之因<sup>ニ</sup>女先<sup>一</sup>言、而不<sup>レ</sup>良亦還降改言故爾反降、更往<sup>ニ</sup>廻其天之御柱如<sup>一</sup>先と有るを以て思ひ合す可し、これも、上に、如何婦人反先<sup>レ</sup>言乎と有るに照し見ば、疑ひ無からむものぞ)改は、改<sup>レ</sup>過などの改にして、ことを新に爲るを云ふなり、次に、二神却更相遇と有る、是其謂ゆる改なり、萬葉二十(十一丁)に、年月波安良多安良多爾と有るは、新<sup>ニ</sup>々々<sup>一</sup>になれども改まる意なり、(今本に安多良多安多良と有るは誤なり、今は官本に依れり、古今、春上に、百千鳥囀つる春は、物事に改されども我ぞ舊り行く、と有るを合せて、新<sup>ニ</sup>々々<sup>一</sup>、改<sup>ニ</sup>々々<sup>一</sup>同じきを曉るべし)○却更相遇は、第一一書に、陽神自<sup>レ</sup>左、陰神自<sup>レ</sup>右、既遇之、第五一書に、故爲<sup>ニ</sup>不祥<sup>一</sup>、更復改巡と有る是なり、然れば、此の却字も復と訓むべきなり、先に在りし事を、後に復亦重て行はせ給ふ義なり、(此を加閉理氏と訓む時は、先に柱を巡らして、其遇はしし所より、元の所に復らし、事と成れり、其にては、

第一一書、及古事記と合はざるなり、但し其は其、此は此にて、傳の異なるなりと云は、事も無らむなれども、餘りに事實を失へるなれば、強ひて此の却を復と同じく訓みたるなり)相遇を、米具理阿比多麻比努と有る其宜し、明石卷(四十六丁)に、宮柱巡り逢ひける時に有れば、別れし春の恨殘すなと有るも、此の文を取りて詠める者なり、上に、分<sup>ニ</sup>巡國柱<sup>一</sup>、同會<sup>ニ</sup>一面<sup>一</sup>と有ると同じ事を復々殊更に行ひ給へるなればなり、古事記に、行<sup>ニ</sup>廻<sup>一</sup>逢是天之御柱云云、故爾反降、往<sup>ニ</sup>廻其天之御柱如<sup>一</sup>先と有るに合せて訓める者なる可し、(舊事紀には、巡<sup>ニ</sup>行天柱<sup>一</sup>、會<sup>ニ</sup>逢同處<sup>一</sup>と有れば、相遇をも阿比阿布など訓むべきが如くなれ共、其にては餘りに言痛し)○是行也、陽神先唱曰、喜哉遇可美少女焉、(少女此云<sup>ニ</sup>鳥等<sup>一</sup>)此に陰神の御和有るべきを、又略き漏されたり、先の度には陰神の耳有て、陽神のを擧げられざると同例なれども、甚々謂れなき事なる由、上(二百九十四頁)に云へるが如し、第五一書なるも此に同じく、陽神先唱曰、美哉善少女、遂將<sup>ニ</sup>合交<sup>一</sup>と有るも事省たる記し様にて、此にては唱和には成ざる者をや)○因

問<sup>ニ</sup>陰神<sup>一</sup>曰云々より、思<sup>レ</sup>欲以<sup>ニ</sup>吾身元處<sup>一</sup>合<sup>ニ</sup>汝身之元處<sup>一</sup>と云ふ迄の文、此に在るは記者の誤にて、上に<sup>ニ</sup>磯取盧島<sup>一</sup>爲<sup>ニ</sup>國中<sup>一</sup>之柱と有るに繼ぎて有るべき文なり、然るは、二神其鳥を探り得て、天降り着かしけるに、地質に感けて、久代より隱身なりし神の、始めて顯身と成り給へりければ、彼天浮橋の仆れ伏して久志比濱と成れるが如く、靈<sup>ニ</sup>しみ奇<sup>一</sup>しみ坐して、先其成<sup>ニ</sup>々々<sup>一</sup>れる御身を見行し、次に陰神の御上を問ひ給へるなり、然して、此は餘れり其は不足と所知食し定めて、其より媾合の事を所思し立ち給へるなれば、彼唱和は已に御合ひ坐むと爲る時に在りし事、古事記は殊に正しく、次ぎては此の第一一書の趣を善かりけるはや、(舊事紀は、始は古事記を取りて、成餘處不成合處などの事を記せるを、此紀に習ひて、次度の唱和の後にも、此の如く雄元之處雌元之處云云の問答を加へて、同じ事の二度有るなど、殊に拙き事なり)○汝を伊麻斯と訓る、其も悪くは非ざれども、此は吾と對へるなれば、那賀美はと訓むべし、記傳四に、汝は、常に、漢文訓には那牟遲と云ひ、上代の歌共に多く那と詠み、又那禮と云ふも、吾を

和禮己を己禮と云ふ如く、汝を汝禮と云ふなり、又那兄、那泥は汝兄、汝姊なり、允恭天皇御紀に、汝者、此云<sup>ニ</sup>奈鼻苦<sup>一</sup>と見ゆ、又、汝命など云へる、皆那を本としたる稱なり、斯れば汝を那と云ふを本なりける、と有るが如し、(右の那牟遲の牟遲は、大日靈貴、又、大己貴神など申す貴にて崇詞なり、源氏少女卷に、伎牟遲等は同じ年なれど云々)と有るは、君貴なり、細流に、其を汝等也と有り、借、右の牟遲は、武智麻呂公傳に、義取<sup>ニ</sup>茂榮<sup>一</sup>、故爲<sup>レ</sup>名と有る如く、茂榮の義を以て稱ふるなり、又和禮、己禮、汝禮と下に屬けて云ふは有にて、其狀を云ふなり、但し汝を汝禮と云ふは、押ふる意添るなり)那は名なり、已に引ける景行天皇の大御命に、大倭國者、以<sup>ニ</sup>行事<sup>一</sup>負<sup>レ</sup>名國也と詔り給へる如く、凡て、神も人も何某と名に負ふ事はしも、其行事に依れるが故に、物有りて名なき事なく、名有りて物なき事非ざれば、此を以て其物に對ひて汝と云ふ事とは成れりし者なり、然れば、其人の名を云はずして、其人を指すには那と云ふ事なるを、其人、兄なくば汝兄と云ひ、妹なくば汝妹など、下に其類をも添へ呼ぶ事なり、



(名と云ふ事の所由、傳二、(百十頁)に委しく云へるが如し、今は汝と云は卑しめたる意なれども、上代は敬ひて云ふ事なり、沼河比賣、又、須勢理毘賣命の歌には、其夫神を那と云へるなり、建内宿禰の歌には、天皇をしも那賀美古夜と申せり、傳三、伊弉諾尊、伊弉冉尊の下に云へり)又、伊麻斯は、記傳の右の續きに引かれたる萬葉十一(十四丁)に、伊麻思毛吾毛、事應成、十四(五丁)に、伊麻思乎多能美、高野天皇御紀詔に、天下方朕子伊末之仁授給云々、又、萬葉十四(十七丁)に、奈禮毛安禮毛と有るを、一云、麻之毛安禮母と見え、源氏少女卷に、麻斯が常に見らむも羨ましきを、と有るを、細流に、汝がなり、とあり、又美麻斯とも云へり、續紀九(十六丁)に、藤原宮爾天下所知、美麻斯乃父止坐天皇乃、美麻斯爾賜志天下之業止云々、食國天下之業乎吾子美麻斯王爾、授賜讓賜止詔、三十一(十五丁)に、美麻之大臣乃萬政總以云々、彌麻之大臣之家内子等云々、などある是なり、偕、右の麻斯、伊麻斯、美麻斯の三つを、汝字の意に用ふる事はしも如何と云ふに、麻斯は坐なり、伊麻斯は在なり、美麻斯は御

坐なり、若て、古には尊きを崇まへて、大前とも御前とも前とも申す事實なるが、其より差降れるには、其在る所を指す故に、麻斯とは云へりし者なり、神樂譜前張の、木綿作の末方に、萬志毛加美曾也、又、萬志毛可見所と云ひ、又、本に、貴美毛可美所也と云ふに對へて、末之も可美所と云へるは、君と云ふ程の事に、汝と云ふが常なる故なる者なり、(然れば、伊も美も上に添へる辭なる事知らるゝを、美は御なる事決きを、伊の義知難きを強ひて思ふに、向の人の的として云ふ辭にて、射鏑などの伊と同じかるべし、源氏乙女卷に、麻斯が常に見らむも羨ましきと云々)と有るを、細流に、汝がなりと云へり、然れば麻斯は身主の義も有るにや、偕其麻斯よりは、伊麻斯の方重く、伊麻斯よりは、美麻斯の方此上なく重き事、右に引けるを考ふべし、通證にも汝猶言(坐也と云へり)○有何成耶、第一一書にも有る共に、古事記に、汝身者如何成と有るに依りて、何爾成有止と訓みて、上の間に應す可きなり、何字を伊加爾と訓める事、萬葉に多在り、(本の任に、那邇能成禮流所有耶と訓みては、漢風に成りて古意を失ふ

事、人の知るが如し)成は、第一一書に、吾身具成而云々、吾身亦具成而云々と有る具成を、成々と訓み、古事記にも、吾身者成々、不成成處一處在云々、吾身者成々、成餘處一處在云々と有る成にて、二神の、始めて顯身と成り出で給ひて、御體の成具へるを云ふなり、上(二百七十四頁)に云へる如く、人の產生るを成と云ふとは異にて、此は御體の上に成れる事を、問ひ懸けさせ給へる者なり、(其は古事記詞志比宮段に、此太子所以負大輶和氣命者、初所生時、如輶安生御腕、故着御名と有る、生を古く那禮利と訓める是なり、應神天皇御紀には、右の穴生三腕上と云ふ所に、於比多理と訓めれども、其は正實に叶はず)此は陽神陰神共に、素より隱身に御在しけるを、此時に始めて顯身と現出給ひて、共に御體の成具ひ、御面足はし坐し、かば、陽神、其御自らの上に少か異在りと所思しかば、陰神の御上を問はせさせ給へりしなり、偕、成を那須と云へば、自然爲る事なるを、那流と云へば自ら然るなりと雖も、此は彼高皇產靈尊、神皇產靈尊の預鑄造坐せるが、其作られ奉り給ふ此二神の御上に取りては、自

然に成れる事の如に有りし故に、那禮流とは、互に宣はし、なり、此は世に顯身と生出づる人の形體の、定まり成れる始にし有ければ、甚々容易き事には非ざるべく想像奉らるゝ事なりかし、(傳二、高皇產靈尊、神皇產靈尊の下に註せる事共を見、又其に引ける顯宗天皇御紀なる、日神月神の御託言、又、拾遺集に、君見れば產靈の神を恨めしき、難面き人を何造りけむ、と詠めるなどを味はへ知るべき者なり)○吾身は、阿賀美と訓むべし、汝身を那賀美と云へる對なり、吾を阿と云ふは、人に向ひて己を名告る時に、親昵む意の甚切たる時に限れる事なり、其中に夫婦の間などは、殊に深く思交して親昵しむ意の甚切れる者なる故に、多く阿とも阿賀とも阿禮とも云へり、然れば阿は狭くして、和は廣きなり、字も阿には吾、和には我字を當れりける、其は四神出生章第七一書に、吾夫君、此云阿我難勢と注され、崇神天皇十年御紀に、號三叩頭之處、曰我君と有るを、神名式に、山城國相樂郡和伎座天乃夫支賣神社(大月次新嘗)とある地名を以て知るべし、古事記(明宮段)に、佐那岐阿藝とあるは、吾君にて、右とは



別也、漢字の上にては、我は我國、我朝など廣き事に用ひ、吾は、己に係づらへる事に耳用ふるなり、説文に、吾我自稱也と云へり、古事記八千矛神の歌に、和賀多々勢禮婆、比許豆良比、和何多々勢禮婆と有るは、未だ婚坐さかりし時なる故に、和何と宣へるに合せて、沼河比賣の答にも和何許々呂、宇良須能登理鼓と大凡に和何と云へるなり、又、傳廿六に註へるが如し、其神之嫡后須勢理毘賣命、甚爲三妹妬、故其日子遲神和備氏、自出雲將上坐倭國云云、歌曰云々、牟良登理能、和賀牟禮伊那婆、比氣登理能、和賀比氣伊那婆云々と、此に和賀と有るは、嫡后の許を離れむと爲給へるが故なり、然るを、其嫡后の答へ給へるには、夜知富許能加微能美許登夜、阿賀淤富久邇奴斯許曾波云々、阿波母與賣邇斯阿禮婆、那遠岐氏袁波那志、那遠岐氏都麻波那斯云々と有りて、此には夫神を留めむと爲る故に、阿賀とも阿波とも宣ひて、其甚切れる意を示奉り給へる者なり、又、日子穗々出見命の、豊玉毘賣命に答へ給へる大御歌に、意岐都登理、加毛度久斯麻邇、和賀草泥斯と詠ませ給へるは、己に有去し事なる故に、和

賀とあり、又、神武天皇の、伊須氣余理の許に一宿御寢坐せる事を、須賀多々美、伊夜佐夜斯岐氏、和賀布多理泥斯と詠ませ給へるは、二柱の事を合せ云ふ故に、和賀と詠ませ給へるなり、古事記(日代宮段)に、倭建命云々、故登立其坂、三歎詔、云阿豆麻波夜、故號其國、謂阿豆麻也と有るを、御紀に、吾孀者耶、又吾孀國とも作れたれば、阿には正しく吾字を當れりける、萬葉の歌は、人々の心々に書けるを輯めたる故に、吾と我と文字遣の差別も非ざれども、訓は其意を得て附くべきなり、假字に阿賀とも阿禮とも有るを試みるに、和賀と和禮とは、用意別なり、中昔の物語などに、阿賀佛尊しといへるなど、一向に心の甚切りて云ふ事なるを知るべきなり、然れば、吾の阿は、阿那とも阿々とも歎息く辭と等しく、事の甚々迫切れるに云ふ事にて、上古は其差別正しかりし者と所見たり、(神武天皇御紀に、皇軍大悅、仰天而咲、因歌之曰云々、阿誤豫云々阿誤豫と有るは、吾子よ吾子よにて、御方を親しみて云へるなり、神功皇后御紀に、忍熊王逃無所入、則喚五十狹茅宿禰而歌之曰、伊裝阿藝云々と

有るは、逃れて入るべき所無かりし故に、御方に參れる五十狹茅宿禰を去來吾君と宣ひて、其救を乞はし、なり、又、應神天皇十三年御紀に、天皇宴于後宮之時云々、擔大鷦鷯尊、以指髮長媛乃歌之曰、伊裝阿藝云々と詠ませ給へるは、其髮長媛を皇太子に合せ給ふ所なる故なり、此等を以て、阿の意を知るべし、和賀は、廣く云ふ我なりとは、古事記(日代宮段)に、多迦比迦流比能美古、夜須美斯志和賀意富岐美と有るは、倭建命を大君と申せるなるが、其を大君と指す我は、己一人に非ず、天下の人、共に大君と仰ぎ奉る事なる故に、此は其一統を云ふ我なる故に、和賀と有り、譬へば萬葉一なる藤原宮之役民作歌に、八隅知之吾大王と有るは、天下の人と、役民と一つに成りて和賀なり、阿賀には非ず、吾作日之御門爾と有るは、役民擧りての吾なる故に、阿賀には非ず和賀なり、我國者常世爾成牟と有るは、此も天下の人と、役民とを統べて我國と云へるなれば、本より和賀なり、此を以て和と訓むべき我の意を知るべし、然れば、萬葉には吾も和と訓むべく、我も阿と正しく讀むべき所の多在れば、能々心を得て

訓むべき事なるが、和賀とも和禮とも假字にて書けるには、大凡は、定りの如くに、和は廣き方、阿は狭き方に用ひたり、(今思ふに、和は絲の索ねたるを勾と云ひ、物に輪と云ひ、和珥臣を丸邇臣など作ける勾、輪、丸などの同言なるべし、又、和を和禮と云ふは、汝を汝禮と云ふに同じきなり)○身は、古事記に、云々、獨神成坐而隱身也と云ふ事、三所に出現たり、其を朝倉宮段に、天皇の一言主神に白し給へる御言に、恐我大神、有宇都志意美者不覺云云とある、宇都志意美は顯御身にて、隱身の反なり、天孫降臨章第二二書に、大己貴神報曰、吾所治顯露事者、皇孫當治、吾將退治幽事云々、即躬披瑞之八坂瓊而長隱者矣とある顯幽と同じ、(萬葉一、中大兄三山歌に、神代從、如此爾有良之云々、虛蟬毛、孀乎相格良思吉と有りて、神と顯身とを對へさせ給へり、發語に、虛蟬之云々と有るは、皆借字にて、顯しき身、又顯の身なりと、冠辭考に有るが如し)又、美を麻と云へり、皇御孫尊と申し奉るも、孫は借字にて、身と申す義なり、其は儀式、奏御卜儀に、御體とある下に、詞云於保美麻と有るを以て



知るべし、(此外にも、身を麻と云ふ事多在り、右の事を、四時祭式にも、辭云と出たり、但し人の死を麻加流と云ふは、身枯と云ふ義なり、學を麻那布と云ふは、身並にて、教ふる人と並ぶ事を爲るなり、招を麻禰久と云ふは、身勞にて勞らふなり)又、牟呂と訓み、筑前風土記に、宗像大神、自天降、居崎門山之時云々、以三此三表、成神體之形、納置即隱之、因曰身形郡と見え、齋明天皇二年御紀に、田身山、名曰太務と註されたり、其餘、紀中に身毛津君、田身輪邑、身狭など、身を牟に用ひたり、景行天皇二十八年御紀に、形則我子、實則神人との實は身實なり、(胸は身根、莖は身代にて、其は苗代などの代なり、親は身聯、結は身統、空は身無、産は得身、生は身爲なる事、傳二、産靈の下に註せるを見て知るべく、又此の始に産生洲國と云ふ所にも云へり、又萬葉九に、如己男と有るは、身の同じ頃ほひの男と云ふ事なり、然れば、身を毛とも云へりしなり)右の如く、麻とも美とも牟とも云ふ事なるが、其本義を探索るに、人の形體を成す物質は

しも、風を以て呼吸となり、火を以て温暖となり、金を以て骨幹となり、水を以て津液と成り、土を以て皮肉となり毛髪と成りて、此五の物聚り團在れる上に、此を使令ふ天神の御靈、此に備はるなり、和名抄に、顛會、一云天意、和名阿太萬と有るは天靈の義なり、又、腦頭中髓腦也、和名豆奈岐と有るは名着にて、名は成なる事、己に註へるが如し、其天靈は君主にして、耳目手足の臣下を使令ふ事にて、神、見むと爲れば、目此に従ひ、神、聞かむと爲れば、耳此に従ひ、神、把らむと爲れば、手此に従ひ、神、行かむと爲れば、足此に従ひて、耳目手足は、皆其神の心の任に使令る、事にて、毛髪の末迄も遺す事なし、又同抄に、頂顛頭上也、伊太々伎と有るも、尊者より賜はる物を戴くと云ふが如く、天神の御靈を戴き持つ稱なり、如此く諸物の聚がり合混がりて人身とは成りにたるなり、(萬葉一、十六などにて、村肝乃心と續けたるは、群肝乃にて、臟腑の群在れる中の心と續けたるなり、和名抄に、腎、和名無良止と有るは群後にて、背の方に倚れる由なるを以て、後と云へるなり、又、腓脚腓也、古無良と有るは小

群なり、又、雄略天皇四年御紀に、蛇疾飛來嗜天皇臂とある、其大御歌に、陀俱符羅爾と有るを、古事記に多古牟良と有れば、臂は手の腓なる由なり、又、和名抄に脂膏、和名阿布良と有るは、上群にて、油の性として、上に浮きて群がるを云ふ)然れば、人の己が事を麻呂と云ひ、名に屬けて麻呂と云ふも、麻呂は身と云ふ事なりけり、古事記(明宮段)に見えたる、吉野之國主等の歌に、宇麻良爾、岐許志母知衰勢、麻呂賀知とある、麻呂賀知を、政事要略に引けるには、丸賀朕と作れども、身之君と云ふ事なるを以て思ふに、身體の成れるに就きて云ふには、牟良なり、成れる上にて、唯、身の事を云ふには麻呂と云ふ例と聞ゆ、牟良、麻呂、相通ふ由は、傳一渾沌の下に云へり、俗に、人を一箇の小天地と云ふも然る事なれば、能々其條と考へ合す可く、又傳二天御中主尊、高皇產靈尊、神皇產靈尊の件々に云へる、御、又皇の義をも合せ見て曉るべし、(自らの事を麻呂と云ふは、古今集序に、夫麻久良詞は云々と有るを、京都角倉氏に藏むる北畠本には、麻呂良とあり、其にて聞えたり、源氏楨柱卷に、麻呂が爲にも云々、)

麻呂等をも云々)など、其外、中昔の書共に多く有る事なるなり)○有二雌元之處の一字は訓むべからず、次には、唯雄元之處と耳有ればなり、第一一書には、吾身具成而、有稱陰元一者一處と見え、古事記にも、吾身者成々、不成合一處一處在、とある是なり、(古事記の不成合一處と云へるは、缺け凹みて成り整はぬ状を云ふなり、源氏松風卷に、少し成り合ふ程に成り給ひにけり、東屋卷に、未だ幼なり合はぬ佛の御鎊など云々、)浮舟卷に、宜しう成り合はぬ所を云々と有るなど、物の不足なる事に云へるを思ふべし)雌は、雄の對に用ひたる字なり、此を賣と訓む事はしも、彼成りて成り合へる身中に、一處未だ成り合はぬ状にて、乙し處の出で來れるを謂ふなり、此事傳三(百五十二頁)に、己に委しく註せるが如し、又、賣と根と通ふ事にて、古事記に、生女島亦名謂天一根と有るは、傍に速吸名門と云ふ大地の陰門の有る、其に依れる名なる事、己に傳一(五十二頁)二(七十九又九十七頁)に云へる如くな



るを、敏達天皇十二年御紀に、韓婦用韓語、言以  
汝之根入我根内、即入家と有るは、韓語を我が古  
語に改め記されたるが、根は素より男根にも云ふ事  
なれども、女陰を根と云ひしが本なるにこそ、(桑家  
漢語抄に、陰門、比奈登と有る、比は彦、姫の比に  
て、奈は根、登は門なり、其は和名抄に、揚氏漢語  
抄云、吉舌、和名比奈佐伎は、陰門より尖の出でた  
る由の名なるべし)元處は、右に根と云へるに同じ、  
釋述義に、凡男女初生之時、先見此處、乃定男女、  
故謂之元處耳、下雄元、又同之と有るは然る事な  
れども、雌雄相婚きて子を産み成す其元處と見るや、  
勝る可からむ者なりかし、(通證に、易曰、大哉乾元、  
萬物資始、至哉坤元、萬物資生、精濫曰、元者天地  
之大德、所以生々者也とあり、元字は、其心にて  
用ひられたるべし)○有雄元之處は、第一書に、  
吾身亦具成而、有稱陽元者一處と見え、古事記  
に、我身者成々而成餘處一處在とあり、(右の古事記  
に、成餘處と云ふは、此の雄元にて、面足と神名にも  
負ひ坐る所縁なり、源氏藤裏葉卷に、雄々しく速よか  
に足ひ給ふ云々、又、下の心ばへ雄々しからずなど

有る雄々しき健き事に説くは末にて、女々しの乙々  
しなる反に、物の足へる状に云へるに起れるなり)  
此雄は男根の稱なり、古事記朝倉宮段歌に、麻那婆  
志良、袁由岐阿閉と有るは、雄行合にて、同記に以  
此吾身成餘處、刺塞汝身不成合處と有ると同じ  
事にて、唯に尾と尾とを打ち合す耳の事には非ざる  
なり、萬葉には、多く向峰、又は八岑などの字を用  
ひたるを、和名抄、峰(和名三福)又用下二字、岑、  
嶺、山尖高處也と有りて、三福は身根にて、男根の  
名、又山尖高處也と有るは、男根の形容なるを以て  
知るべし、又土高、曰丘(和名乎加)と云ふも、右の  
例に依れば、雄處の義なり、又、嶽高山名也、漢語抄  
云(美太介)と云ふも、身莖にて、男根に勢と云へる  
是なり、凡國土の中にて、其大凡を云ふ時は、山海  
の二なるを、海は女陰に形し、山は男根に象れる者  
なる事にて、人の形體に異ならざる者なり、(猶、山  
に御面と云ひ、美富登と云ひ、谷を久良とも云へる  
を、人々も、勝を麻多具良と云ふなど、互に通はし  
云へる事多在り)古語拾遺に、男莖形を袁波是賀多  
と訓めるも、男莖柱形なる物から、猶雄元形にも有

るべし、和名抄に、玉莖、男陰名也、楊氏漢語抄云、  
屎(破前、一云麻良云々)と有るも、破前は、右に  
同じく元なるが、次には唯に元處と耳有るを以て、  
莖にも柱にも拘はらずして云ふ稱なるを知るべし、  
然れば、雄と云へるぞ、正しく男根の古名には有り  
ける、(右に、雌元の事を云へると、傳一に註せる陰  
陽の義、又三に説ける彦、姫などの義を、此に合せ  
て曉るべし、四神出生章第六、一書に、取湯津爪櫛、  
牽折其雄柱とある雄柱を、古く保登理婆斯良と訓  
み來れるに依りて、口訣に、端、牙也と云へるは然  
る事なれども、上古の製は其端牙を少か長く作れる  
に、其尖りて有りしかば、例の雄元に似たるを以て、  
男柱とは云ふなり)○思欲以吾身元處合汝身之  
元處は、吾身雄元之處、汝身之雌元之處、と云ふを  
約めたるなり、其は第一書に、此事を、思欲以  
吾身陽元、合汝身之陰元と有るを以て知るべし、  
古事記には、故以此吾身成餘處、刺塞汝身不成合  
處而、以爲生國土奈何と有りて、殊に委曲し  
き者なり、(然るを、舊事紀には、先に右の如く記し  
ながら、後には然は云はずして、御合と云へるは、

事を切めたる者にて、後に思欲以吾身成餘雄元之  
處、刺塞汝身不成合雌元之處、以爲産生國土  
如何と再び出せるは、御紀を取り合せて文を成せる  
物から、甚々叢脞しき心ちす)合とは、次に陰陽始  
遣合爲夫婦とある事なり、古事記に刺塞とある、  
其同じ事を、爲御合とも、御合とも、記中に多  
きはなり、又、此第五一書に、將三合交と有るは、  
身合にて、身と身と交に合すを云へるなり、(猶、上  
に共爲夫婦の下に委しく云れば、今更に云ふべき  
限に非ず)  
於是陰陽始遣合爲夫婦及至  
産時、先以淡路洲爲胞、意所不  
快、故名之曰淡路洲、廼生大  
日本、日本、此云耶麻、豐秋津洲、次  
生、伊豫二名洲、次生筑紫洲、次  
雙生、隱岐洲與佐度洲、世人或有



雙生者象此也。次生越洲。次生大洲。次生吉備子洲。由是始起大八洲國之號焉。即對馬島壹岐島及處處小島皆是潮沫凝成者矣。亦曰水沫凝而成也。

陰陽始造合は、陰神陽神始氏造合志氏と訓ひべし、其は正書一書共に然有るを、此に限りて賣衰と耳云ふべきに非ざればなり、然るを釋秘訓に、私記曰、師說讀陰陽始造爲雌雄初合也、合爲夫婦、與上同也と有るは、二つ共に誤れり、造合の字を分けて一は上に、一は下に附けても、義は通ゆるが如くなれども、寶劍出現章に、乃相與造合而と有るを如何にとか爲む、又造を阿比氏と訓み、合爲夫婦と上と同じく訓みては、合と合と重復れ、第六一書に、合爲夫婦を美斗能麻具波比と訓めれども、此は然は訓むべからざるなり、(私記の右文に次て、安氏說、始造合二字、讀美斗能麻具波比、爲夫婦三字、讀

如本字、舊說又有同安家者上也、と有れば、古人も然は有るまじき者と爲しなり) 始造合は、一書とは違ひて、此は陰神の先言し給ひし時には、造合し給はざりし趣に傳へたる故に、始とは有るなれども、實は第一一書、及び古事記の如く、此度は再度なるなり、(然るを、舊事紀には、先に此と同じく記しながら、再度のにも、於是雌雄初會云々と云へるは、拙き事なり、先なるを始と云は、此は後なる事云ふも更なる者なり、古事記に、女人先言不レ良、雖レ然久美度邇與而、生子水蛭子云々と有れば、先に始て造合し給ふ事、著き物から、此には蛭兒を神として、四神出生章に收め、又淡洲の事と淡路洲の事と、一に成れ、ば、始とは置かれたるなり) 造合は、上に欲共爲夫婦産生洲國と見えたる、其欲ほし、事を、此にて行ひ給へる者なり、然れば造合の字と、共爲夫婦とを、同じく美斗能麻具波比と云ふ事、允に當れる事なりけり、(共爲夫婦は、字の如く、造合の字は、易に、天地網緼、萬物化醇、男女構精、萬物化生、乾道成男、坤道成女、乾知大始、坤作成物、と有るを取られたるなり) ○爲夫婦は、美

伊毛勢登爲給布と訓ひべし、其は第十一書に、爲夫婦を、麻具波比志氏と訓みたる、同じ字をこそは用ひられたりけれ、上に造合の字有る上は、必ず佐に訓むべき言の有るなり、古く此の爲夫婦を賣衰登那流と有るは、夫人婦人と成ると云ふ事なるべきか、上の陰陽は、二神の唯男女なるを云へるに、此は正しく夫妻と成り給へるに叶へれども、上に少女、此云鳥等咩と有るに混らはしければ、猶此にても非ざるなり、(夫婦と爲るを、俗に賣衰登に成ると云ふは、夫婦人に成ると云ふ事なれば、其を反して賣衰登となるとも云ふまじきにも非ざれども、餘りに聞き着かぬ語なり、和名抄に、夫、猶扶也、以道扶接也、和名乎宇止、一云乎止古とある、乎宇止は、乎比止の音便なり、又、妻、和名米、妻者齊也、與レ夫齊體也、又用夫妻婦妻、一云、米阿波須と有る、此二を寄せ合せては、賣衰登とも賣衰登とも云ふべし、景行天皇四年御紀に、夫婦之道、古今達則也と有る、夫婦を賣比登賣と訓めるは未だ婚ざる前には、唯に男女なれども、已に嫁ては、女は夫の者なる故に、夫人之妻と云ふ事なる可くや) 鎮火祭詞に、神

伊佐奈伎伊佐奈美乃命、妹妹二柱嫁繼給氏、國能八十國島能八十島乎生給氏云々と有るは、神語の任に載せられたる者にし有れば、夫婦を妹妹の言の如く、訓めらむこそは叶ふべかりけれ、其は古事記に、宇比地邇神、次妹須比智邇神より、伊邪那岐神、次妹伊邪奈美神に至る迄に、女神の方に妹と有れば、男神の方は夫なる事、云はずして著き者なりかし、四神出生章に、陰神より、陽神を吾夫君とも、吾夫君尊とも宣へる有るを、次に、吾夫君、此云阿我儻勢と註し、又、陽神より、陰神の事を、汝妹者とも、吾妹とも宣へるを、正しく我那邇妹命と記されたり、(那邇妹の邇は、上なる意哉、又妍哉などの言に當りて、御面貌の和やかに美麗しさを申せる由、已に云へるが如し、夫婦を妹妹と云ふ事は、萬葉六に、不言問、木尙妹與兄有云乎云々、七に、木道爾社妹山在云、櫛上山母妹許曾有來、又、妹爾戀余越去者、勢能山云々、又、麻毛吉木川邊之妹與背之山、又、並居鳴妹與背能山、又、大穴道少御神作、妹勢能山見吉など、其外にも多在り、古は夫婦の事を、専ら妹妹と云へりしにこそ、名義抄に、妹妹を、伊母勢



と訓めり、猶、鎮火祭詞の講義に云へり、妹と云義は、彌身なるべし、女は男を主とし、其に順ひて世を經る者なる謂なり、身を毛と云ふ事はしも、萬葉九(三十六丁)に、如己男と有るは、如身男なるを以て知らる、古事記須勢理毘賣命の御歌に、阿波母與、賣邇斯阿禮婆、那遠岐兵遠波那志、那遠岐兵都麻波那斯と、詠ませ給へる、女は男をしも夫と定めて、其に順ふ者なれば、男の方より親しみて彌身とは云へるなり、(記傳三に、記中の例、兄と妹となれば、妹をば妹某と云ひ、姉と妹となれば、弟某と云ひて妹とは云はず、然れば、女と女との間にては、妹と云ふ事、上古には無りしなり)と有る如く、兄と妹とに妹と云ふは、女は一身を以て立ち難き者なる故に、夫に婚するにも何にも、兄なる人の後見に依る事故に、其親しく後見する意を以て、古に妹とは云へりしなり、委しくは、傳三、埜土煮尊沙土煮尊の下に云へりき、妹は狹兄と云ふ事の約されるなり、女の方よりは、萬事其夫を頼もしき者にして、其一人を傳づく者なる事、右の御歌に、汝を除て男はなし、汝を除て夫はなしと云ふ意に、詠み出でさせ給

へるを、此にも引きて心得べし、狹は狹衣、狹蓆など云ふ狹にて、佗を顧みずして、一向に其物を指し云ふ辭なり、兄は先に長れる由なり、古事記に、女神の所には、次妹と有るに對へて知るべし、兄猪、弟猪、兄磯城、弟磯城、兄比賣、弟比賣と云ふ名、紀記共に見えたるを以て知るべし、然れば、狹兄を合せて妹と云ふ名には成りたるなり、(俗の人の長の高低を云ふに、勢の高し低しと云ひ、山の峯傳ひの所を勢續と云ひ、背を勢と云ふも同等の言なり、此を以つて、男は女の上なる謂を以て、狹兄と云ふべきを、約めて勢と云へるを曉るべし)○及至産時、御子産須時爾至氏と訓むべし、上に産生洲國と有る、其事を今成し給ふ事なり、此の産字を古字牟と訓めるは然るべし、古事記なる、伊邪那岐命の御言に、吾者生生子二而、於生終云々とある、御子生の始なり、仁德天皇五十年御紀に、簡利古武等、備波企簡輸耶とも、簡利古武等、和例破積簡儒とも有る、古武は子産の引き合ひにて、此の産字の訓と同じ、(字の如く、至爾及氏と訓むは漢風より、義に關からぬ事は、何方迄も清く麗はしく有るべき事、今

云ふ限に非ず)○先以淡路洲爲胞と有る、淡路洲の名義は、次ぎて説くべし、爲胞に、異説有るなり、第六一書に、先以淡路洲、淡洲爲胞、生大日本豊秋津洲、第八一書に、以礮馭盧島爲胞、生淡路洲、第九一書には、此と同じく、以淡路洲爲胞、生大日本豊秋津洲と見えたる、何れにも淡路洲を云へり、(舊事紀も、此正書と同じきは、此より取れるが故なり、古事記には、更に此事見えず、第十一書に、陰神先唱曰、妍哉可愛少男乎云々、遂爲夫婦、生淡路洲、次蛭兒と有るは、淡路洲の僻傳なり)爲胞と云ふ事、甚だ謂れなし、胞衣は兒の胎中に在る時に、眞床覆衾の如く、此を裹みて日足す、器にこそ有りけれ、已に兒の胎を別れて生れ出づれば、其に出づと雖も、彼は活物、此は死物と成りて、何の用にも立たざる者なり、此と第六、第九一書の趣にては、淡路洲は、大日本豊秋津洲を生み給ひし、其時の胞衣なる意なるべけれど、胞衣の出づるは自然の事なるを、爲胞と云ひては、大に義違へり、然れば子を産むに必ず有るべき事と心得て、最初に生れたるは胞衣ならむと杜撰せし、中世の誰やし人の

狡意よりは、斯る謂れなき事は言ひ出でたりけむ、(若くは、天皇記國記などの、蘇我の家に在りし時に、加へたるにも有るべし、舊事紀は、後に紀記を輯めて書ける者なれば、論ひ無きを、此に一書と共に四所迄有るは、近江宮以前になりし事ならむ、釋述義に、私記曰、凡人之産、必有胞衣者也、是初産之時、先出者也、今二神意謂自産廣大之洲、而不意之外、先生小島、故所深恥也云々、故假之爲胞と云へるは強事なり)其中に、淡路洲、又淡洲などは強事にも有れ、然云は、云はる可きを、先に疑り成りし以礮馭盧島爲胞などは、餘りに如何なる事なり、然れば爲胞は、最初に出で來れるは子長なる由を以て、大日本、伊豫、筑紫等の大なるも有れども、淡路洲を子長と爲給ひしを、以淡路洲爲胞など云ひ傳へたるを、言の同じき任に、兄を胞と誤れるから、次に所不快云々などの言も添へたる者なり、然れば、舊事紀に、先生大八洲、兄生淡路洲と有るは、受くる所有なるべし、(其は、此より前に成れりし礮馭盧島にも、爲胞と有るは、餘に懸け放れたる事故に、此考にも及びたるなり、寔に彼



鳥はしも、國土の始なれば、爲兄とも云ふべき狀なり、古事記に、伊豫國謂愛比賣と有るを、此にては兄姫とも書く所なるを思ひ合すべし、皇極天皇三年御紀に、長女を愛比賣と訓めり。○意所不快は、景行天皇四年御紀に、妾性不交接之道、今不勝皇命之威、暫納帷幕之中、然意所不快とある、終の四字、此に同じく、共に先に在りし事を、後に悔む意なり、然れば、御心爾快給波邪理伎と云ふべし、上に陽神不悅曰云々この事を、此に響かせ、又下なる淡路を、舊事紀と同じく、吾耻の意に持ち込まむとの結構なり、但し此意所不快に二つ有り、淡路洲は胞にて有りし故に快比給はざるか、又は小くて意に快比給はざるかなれども、其にても吾耻に運ぶは、全く古傳に非ず、中古の人の態なるべき事、右に云へるが如し、(但し斯迄に云ふを、古人を輕蔑すことや、人は思ふらむを、己が心は然らず、學は物を正しく爲すをこそ旨とは爲るなれ、事實に叶はざる事を、道の爲に辨へ正さむに、誰をか憚る事かは有らむ)○故名之曰淡路洲の故は、意所不快より受けたるなり、舊事紀に、故曰淡道洲、即

謂吾耻也と有るこそ心得られね、此時は、天地の初時にて、國土にては、二神より外に、神も何も物は無きに、誰が心を思ひ憚らせ給ひて、吾耻とは宣はさむや、此二説共に、決て神代の古意には非ず、私記に、淡路、猶言吾耻也、言吾初自謂必生此惡子、故名之吾耻島也と有るは、甚々曲々しき説なるなり、(四神出生章第六、一書に、伊弉冉尊恨曰、何不用妾言、今吾耻辱、第十一書に、伊弉冉尊恨之曰云々、時伊弉冉尊亦慙焉、天孫降臨章第二、一書に、故磐長姫大慙而詛之曰云々、木華開耶姫甚以慙恨、乃作無戸室云々、海宮遊行章に、豐玉姫云云甚慙之曰、如有不辱我云々など、何れも人に對ひての事なるなり、耻は竟と同じく、其事の極まり至れるに心後る、を云ふなり)○淡路洲は、古事記に、如此言竟而、生子淡道之穗之狭別島と有る是なり、但し其も、生子淡道島、亦名謂穗之狭別と有るべきを、後に淡道と云ふ名と、神代に穗之狭別と云ふ名とを、一つに連ね云へるにて、佗例と異なるなり、(萬葉三には、粟路と作けり、應神天皇二十二年御紀大御歌に、阿波旋辭摩と有れども、其は

歌詞なれば能と云ふべし、萬葉十五に、安波治乃之麻波とあり、鈴屋大人の、淡道は粟國に往く路なりと云はれたる、然る言なるに就きて、猶、思を深むるに、凡そ畿内より西海道に下るには、播磨國を以て道口と爲すを、南海道は、紀伊淡路を経て、伊豫二名洲は其道の極なるを、阿波はしも其道口に有れば、此豊秋津洲と、其伊豫二名洲との間にある由を以て、如何にも粟路とは云ふべき地形なり、古語拾遺(神武天皇段)に、仍令天富命、率日鷲命之孫、求肥饒地、遣阿波國、殖穀麻種とも有れば、既く彼國は開けて有りしなれば、淡路は其往來の路次なる由を以て、然云へるにて、阿波を主と立て、淡路は其に聯れる小島なる由なる可し、(其は、次に生吉備子洲と有るは、吉備國を主として、其に屬きたる子洲なる事、其に云へるが如し、萬葉六に、日本道乃吉備兒島と訓めるも、其兒島を日本道とは云へるにて、此と同じ、又、萬葉九に、百傳布八十之島廻乎、榜雖來、粟小島者、雖見不足可聞と有るは、粟島には有るべからず、粟國に對へて、淡路を小島と詠めりし者と見えたり)穗之狭別と云ふは、亦名

には非ざる可し、口訣に、八洲各有三國魂即洲成之精神也とある如く、其國と共に生れ坐して、其國を世と共に主領き坐す神の御名なり、然れば、淡路など云ふ國名は、人の代に成りての事なりけり、神代には、右の如く、穗之狭別島、又は愛比賣國、飯依比古國などを云ひけらし、(但し、私記に、生三大八洲者、即生其神也と有は誤なり、下に云ふべし)穗は、神功皇后御紀に、幡萩穗出吾也とある穗にて、物の顯れ出づる謂なれば、右に云へる如く、大八洲國の兄として、初めて現出たる由なり、狭別は、字の如く狭く別れたる義なるなり、(此等は、記傳に説かれたる如くなる物から、事の因に云ふ事なり、物の牙し見ゆるを、保能とも保能加とも保々能々とも云ひ、又上枝を保都延など云ふ保なり、萬葉六に、御食向淡路の島と續けたるは、御食向ふ粟と云ふ事にて、唯發語の如く見ゆる物なり、同卷に、御食都國、日之御調等、淡路乃野島之海子ととも三食都國野島乃海子乃など、其國と直ちに御食都國と云へるは、由有る事なり、大忌祭詞講義に云へり)○生三大日本豊秋津洲は、一書共に異説なし、古事記に、生



大倭豊秋津島、亦名謂天御虛空豊秋津根別とある亦名は、神代よりの古名にして、國名は例の如く、人世に至りて成れるなる事、下に云ふが如し、又生れ出でたる次序も、大八島の最後に在るは甚々宜しきを、此の傳々にては、大八洲の最初にあり、又は淡路洲の次にあり、淡路洲、淡洲の次に在るなど異説種々なり、(大凡淡路洲の次に在りて、伊豫二名洲の前に在る事なれども、右に説ける如く、淡路と云ふも、粟に往く路なるに思ひ寄るに、先淡路、次に伊豫、次に筑紫、次に壹岐、次に對馬、次に隱岐、次に佐渡と巡り生み給ひて、而して、大日本は生み給へるなる可きを、八洲の説に異同有れば、下に云ふべきなり)大日本と有る日本の字は大化元年の詔書明神御宇日本天皇と初て用ひられたれども其には未夜麻登と云訓はなかりしなり所以に此の下に、日本、此云耶麻騰、下皆效之と有るは、國號考(四十五丁)に、夜麻登と云ふに、日本と云ふ字を用ふる事は、書紀より始れり、其は未だ例無き事にて、世人の惑ふべき故に、其訓註は有るなり、古事記は大化の年より遙に後に出來つれども、總ての文字も

何も古く書傳へたる任に記されて、夜麻登にも皆倭字を耳書て日本と書れたる所は一も無を、書紀は漢文を潤色り字を撰びて書れたる故に、新に此嘉號を當て書れたるなり、但畿内の一國の夜麻登には多く倭と書き天下の大號のには日本と書き、又一國の名の時に公に係れるを日本と書れて、紀中大凡此例なり、人名も此意味にて、天皇の大御名には日本、又然らぬ人の中には倭と書れたり、神日本磐余彦天皇、倭姫命などの如し、日本武尊は、天皇の大御父に坐て萬事天皇と等しき故に、日本とは書れつるなりと有が如し、(又比能母登と云ふ號は古の書に見えず、日本と云ふは意は其意なれども、本異國へ示さむ爲に設け給へるなれば比能母登とは訓す、始より爾富牟と字音にそ云ひけむ、萬葉集に日本之と有を比能母登と訓る所多在は、後人の強て五言に訓む爲の僻事にして、皆四言に夜麻登能と訓へきなり、唯三卷なる不盡山の長歌に、日本之山跡國乃云々と有れと、續後紀十九卷興福寺僧の長歌に、日本乃野麻臺能國遠云々、又日本乃倭之國波云々など、ある、此處は比能母登能なり、然れど國號に云るには非ず、倭と

云はむ枕詞なりと云れたる、其日本と云は異國へ示さむ爲に設られたるには有れども、平田翁の赤縣度制考に、日本の字は軒轅黃帝記に乗黃と云獸の事を出日本國壽三千歳と見え、梁の任昉か述異記に日本國有金桃其實重一斤なども見えて、彼國より皇國を尊稱せる名なり、又日下とも云へり、然るを舊唐書に倭國自惡其名不雅改爲日本と云ひ、新唐書に日本古倭奴國也云々惡倭名更號日本など云るは彼が私事なり、倭は山海經海内北篇に、蓋國在鉅燕南倭北倭屬燕と見え、王充論衡に周時倭人貢豊草と有る倭なるか、山海經には朝鮮の地方に擧たる如く、燕に屬せる一小島なり、然るを前漢地理志に、班固惑ひて闡推に皇國の事と定めたるより、後漢書魏志などに其誤を受たり、倭奴國を皇國の事と爲しも彼が私なり、後漢東夷傳に、倭在韓東南大海中依山島爲居凡百餘國云々、光武中元二年、倭奴國奉貢朝賀使人自稱大夫、倭國之極南界也、光武賜以印綬と有るを、魏志倭傳に至末盧國東南陸行五百里到伊靚國と有は、倭奴伊靚同じくして、筑前國怡土郡を云りと云れたる如くなれば、倭奴は

皇國の事には非ず、極南界の一僻地を云ふ事右の如し、委しくは本書に就て見へし、今は要と有る條々を抜出て文は予が綴りて引るなり、又同書(六丁)に夜麻登と云ふは、本畿内なる大和一國の名なるを、神武天皇此國に大宮敷坐りしよりして、後の御代御代の京も皆此國內なりける故に、自天下の大名にも成れるなり云々、又生大日本豊秋津洲と有は、天下の大號にも成ての後の世より云る語にして、神代の當昔の言には非ず、抑神代より大八洲國、葦原中國など、云ひしに其號を擧すして生大日本としも云るは如何にと云ふに、彼二の號は八洲を總たる大號なるに、其中の七洲を除きて一洲を云ふ所なればなり、若て此一洲の大號は無き故に姑く大日本とは成れり、夜麻登は一國の名なるが天下の大號にもなり、又一國の内にて別て京師を指ても云て廣くも狭くも用らる、號なるが故なり、其は筑紫と云も伊豫と云も一國の名なるを、九國四國の大號にもして、筑紫洲伊豫二名洲など云る例に同じ、又狹野尊云々、後撥平天下奄有八洲故復加號曰神日本磐余彦尊と有る、文の狀は天下の大號を取て稱奉る如く聞



ゆれども、此も皇京敷坐る國名を取れる大御名なり、  
崇神天皇御紀の歌に、柳磨等那殊、於明望能農之能  
とある、大物主神は天下を経營成給へりしかば、此  
柳麻等は天號の如く聞ゆれども云々、此は意は天  
下を云るなれども、言は猶一國の夜麻登なり、若て  
漸く担任せたる天下の大號にも成れりと見えて、仁  
德天皇御紀に、鴈の卵生る事を武内宿禰に問せ給へ  
るにも答申せる歌にも、阿耆豆辭葎、柳葎等能區珥  
とあり、鴈の産む事は凡て皇國にては奇らしければ、  
此柳葎等は正しく天下の大號なり(取意)と見えたり  
(右の七洲に各名有を此の一洲の大號はなき故に、姑  
く大日本とは云ふ事なれども、猶は能く考るに右に  
引る、古事記の亦名謂<sub>二</sub>天御虛空豐秋津根別<sub>一</sub>と有は、  
此一洲の名にて有しなり、其事下に云ふべし、釋述  
義に引る、私記に大日本又秋津島等の説有て、其次  
に如<sub>レ</sub>此之名字上代雖<sub>レ</sub>未<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>其號<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>史書選述時之  
名字<sub>一</sub>載<sub>レ</sub>之者、倭漢之例也云々と有を思ふべし、  
豐秋津洲の豐は本大地の動みに起りて、其より物の豐  
饒なる意に轉用ふる事、傳<sub>二</sub>三豐樹淳尊<sub>一</sub>の下に註せる  
が如し、秋津洲の事は國號考(二十四丁)に云々、古

事記に大倭帶日子國押人命、坐<sub>二</sub>葛城室之秋津島宮<sub>一</sub>  
治<sub>二</sub>天下<sub>一</sub>也と見え、書紀にも此御卷に、二年冬十月  
遷<sub>二</sub>都於室地<sub>一</sub>、是謂<sub>二</sub>秋津島宮<sub>一</sub>と有て、本此孝安天皇  
の都の地名なり、彼神武天皇の皇輿巡幸因登<sub>二</sub>腋上曠  
間丘<sub>一</sub>而廻<sub>二</sub>望國狀<sub>一</sub>、曰<sub>レ</sub>妍哉乎國之獲矣、雖<sub>二</sub>内木綿之  
眞連國<sub>一</sub>、猶<sub>二</sub>如蜻蛉之臂咕<sub>一</sub>焉と詔へりしは、即此地  
の事にて彼大詔より起れる名なり、腋上も曠間丘も  
室も皆相近き地にて、大和國葛上郡なり、倭孝安天  
皇の百餘年久しく敷坐りし、京都の名なるから、秋  
津島倭と續けて云ひ倣ひ、其倭に引れて終に天下の  
大名にも成れる事なり、然るを國狀を御覽して、蜻  
蛉の臂咕せる如しと宣へるを、或は天下の事とし或  
は大和一國の事と爲るから、此秋津島とふ名をも然  
心得めれとも然には非ず、(倭て雄略天皇の吉野に幸  
行し時に蛇の御腕を咋たるに、蜻蛉飛來りて其蛇を  
咋ける時の大御歌に、手脰に蛇搔着<sub>二</sub>其蛇を阿岐豆  
速咋<sub>一</sub>ひ如此名に負むと空見倭國を阿岐豆島と云と詠  
せ給ひ、其より其地を阿岐豆野と號けられし事、古  
事記に見えたり、此御歌の意は、古より此倭國を秋  
津島と云事は、今如此く其名に負て、蜻蛉が功有む

とてなりと、詠成し給へるなれば、秋津島の事には  
預らず、然るを書紀には、此御歌の詞這虫も大君に  
順るふ汝か形は置む秋津島倭とあり、此は即汝が名  
に負る、此秋津島倭國に形を遺し置て、此を蜻蛉野  
とも號けむと宣ふ意なるべし、然れど此は能く爲ず  
ば、此時の蜻蛉の功に依て、國名を秋津洲と號け給  
へる如く聞えて、混れぬべし) 倭又秋津の事は、古  
事記書紀萬葉など、古書に數多出たる、假字には皆  
阿岐豆と濁音の豆を耳書て、清音の假字書るは一も  
なし、後世に清て訓は訛なり、虫の名も同じ、又此  
島を洲とも書るに就て阿岐豆須とも云は殊に僻事な  
り、洲字は須に用ふるは常の事なれども、秋津洲の  
時然云ふ事は例もなく理も叶はぬ事なるをや(摘要)  
と有は悉く謂れたる言なり、(但し次に云ふ、古事記  
の豐秋津根別の津は、清音にて秋津の意、別なりと  
先づ心留め置べきなり、倭て右の古事記の、天御虛  
空豐秋津根別は、神代より此一大洲の名にして、右  
に大日本豐秋津洲と云るとは、言義大に別にして、  
此は淡路洲より始て、次々に洲國は成れりと雖も、  
何れも然計の大にも非ざりけるを、彌竟に至て此大

日本を生給ひけるに、滄溟に滿憚りしかば、天御虛  
空に大なる顯國の現れ出たる由なり、彼の浮膏の如  
くして漂蕩へりし物の國土と形容りければ、此内に  
住事なる故に大虛は其外なる由を以て、曾良と云ふ  
語も此に成て國名にも負る事とは成れりし也、(神世  
七代章、第一一書に一物在<sub>二</sub>於虛中<sub>一</sub>、第六一書に有<sub>レ</sub>物  
若<sub>二</sub>葦牙<sub>一</sub>生<sub>二</sub>於空中<sub>一</sub>とも、有<sub>レ</sub>物若<sub>二</sub>浮膏<sub>一</sub>生<sub>二</sub>於空中<sub>一</sub>  
とも有る、其に曾良と云事を云るを見合せて曉るべ  
きなり、) 天御虛空は、此大日本の大虛に、天進り顯  
れたる由なり、記傳五(二十丁)に、万葉五(三十二丁)  
に、久堅能、阿麻能見虛喻、十(六十丁)に、天三空  
者、十二(十八丁)に、天水虛爾など有を引て、阿麻  
能と訓れたるは然る言なり、此大日本出來て大八洲  
國定り、此を基本にして大地萬國成て顯國は立ちし  
かば、此を内として其外を曾良と云事の出來て、此  
に成れりし言を以て名に負るなり、(萬葉十五に、安  
米都知乃、曾許比能宇良爾と有を以知べし、記傳に、  
此名は、天照大御神の所知看、高天原に准らへて、天  
皇の京師をも天と爲る故に其意以て稱しにもや有ら  
む、又彼虛空見倭と云古語の由などにもや有らむ、)



と云れたる共に非なり、其等の事を待給はずして、此洲の生れる即ち號け給へるなり、(豐秋津の豊は例の如く、秋津は萬葉六(四十三丁)に、明津神吾皇之とある明津に同じく顯明なる由なり、四神出生章第十一書に、顯見蒼生此云宇都志枳阿鳥比等久佐、寶劍出現章第六一書に、顯此云宇都斯と註し、中臣壽詞には天に對へて宇都志國と云る如く、此國土を生成給へりし二神も、天浮橋に天降坐し初は隱身に御在し、を、此顯國の出来るに隨ひて顯身と成給へりし如く、國土も未だ漂蕩へりし程は幽冥なるを、今如此大八洲と成れるは顯明なる世と成れるなり、阿伎都の阿伎は宇都志に同じ、都は常に之に通ふ辭となる事には有れども、予は既く處の義なる事を曉りて、祝詞講義に説る如くなれば、此の秋津は明處にて顯國と云に同じく、右の天皇を明津神と申奉るも、顯國之神と申す事にて幽冥の神に對へ奉れるなり、(出雲神壽詞及中臣壽詞に、明御神の御事を註せるを見るべきなり、又此の秋津の秋は借字なる事、又津の清て唱ふ可をも曉るべし、記傳に豐秋津は、秋津島に依れりと云れたるは、邂逅に考漏されしな

り)根別の例、古事記に日向國謂豐久士比泥別とあり、根は國土の事なり、萬葉三(二十四丁、又二十五丁)に、大和國の事を山跡島根と云る是なり、神名の大名持命も國土を持坐す由なり、此等の事傳二(百十頁)神名の下に註せるが如し、然れば右の根別は名別にて土地を別たせ給へる由なり、斯れば此大洲の古名はしも、天御虛空豐秋津根別と云事なりしを、後には簡易なる名を用らるゝ例にて、彼一國の大和の名を敷演して、此大洲の名を假に大日本豐秋津洲と號けて、八洲の一に計へたりしを、又後には其名を大八洲を惣たる、名とも成れりし者なりけり、(此を以て見るに、大日本も秋津洲も師木島も、此大洲を假に稱事なりしを何れの稱をも、大八洲の凡てに云ふ事は彼大化の頃に、明神御宇日本天皇など、別に、日本の字を設て詔有しよりの事と所思ゆ、然れば右に引る國號考に、大日本と云ふ名已に仁徳天皇御世に、天下の大號に成れる由に云はれたれども、猶其より後なる事右に云るが如し、)○次生伊豫二名洲、古事記には次生伊豫之二名島、此島者身一而有四面、每四面有名、故伊豫國謂愛比賣、讚岐國

謂飯依比古、粟國謂大宜都比賣、土左國謂建依別と有を、舊事紀にも此文を引て右の如くなり、(但し愛比賣の下に、西南角飯依比古の下に、西北角大宜都比賣の下に、東北角建依別を速依別に作て、其下に東南角と記せるは、其方位の大凡を云へるなり、此洲を第六一書には、唯伊豫洲と書せるは然も云しにこそ、萬葉三に、海若者、靈寸物香、淡路島、中爾立置而、白浪乎、伊豫爾回と有も、此一洲を凡て云へる事記傳の説の如し、)伊豫の事次に説へし、二名洲は記傳五(四丁)に、名は借字にて二並なり、應神天皇御紀の大御歌に、阿波旋辭摩、異椰敷多那羅弭、阿豆枳辭摩、異椰敷多那羅弭、豫呂辭枳辭摩之魔と有る、此は淡道と小豆島と並べるを詠給へるにて、此の二名洲の事には非ねと、二並てふ言の證なり、萬葉九(二十二丁)に、二並筑波乃山とも有り、此島は飯依比古と愛比賣と女男並び、建依別も大宜都比賣と又並べるを二並と云へり、萬葉六(三十六丁)に土左國へ行く事を、王命恐、刺並之國爾、出座耶と詠るは、二並の意にても有むか、今俗に二人相對ふを刺向ひと云ひ、又二人して爲る事を、佐志

と云を思ふべしと有か如し、(此説に依れば、古事記に身一而有四面と有る、四面の内二面宛一番ひと成れるか、二並ぶ故に二並とは云ふなりけり)右の古事記に身一而有四面は、記傳五(五丁)に、國名に分れたる耳には非て、本より島形の四に分れたる勢有なるべし、然こそ四國には分けけり、偕て如此人に准らへて身と云ひ面と云は、三子島兩兒島なども云ひ、山にも頂腹御富登なども云類なり、面は萬葉二(四十一丁)に、玉藻吉、讚岐國者云々、天地、日月與共、滿將行、神乃御面と有は此を思へるなり、と有か如し、(傳三、面足尊の下及此卷の同會二面)の下に、註せるを見合すべし、又成務天皇御紀なる、山陽曰影面山陰曰背面と有をも、思ひ合す可きなり、)伊豫國謂愛比賣、伊豫は彌具には非るか其は風土記に、伊豫郡自郡家以東北在天山、所名天山一由者、倭有天加具山、自天降時、二分而以片端者、天降於倭國、以片端者、天降於此土、因謂天山也とある如く、此國土の具へるか上に、天より加具山の降着て彌具ひ成れるを以て伊豫郡と成り、其より其一國の名と成り其より一洲の名とは



成れりし事、右の大日本の例の如し、神名式に伊豫郡伊豫神社(名神大)又伊豫豆比子命神社と云も有を、記傳に此は地名より出たる神名なる可し、と有は然るべし、愛比賣は其一國の古名にて又其國魂神の名なる事上の例の如し、此四國を摠て伊豫二名洲とも負ふ計り主たる國なれば、長女と云義なる事云ふも更なり、(又萬葉二に、取與呂布、天乃香具山と有る、此は大和國なるにて彼天山とは別なれども、取與呂布と云ふ事由有り、與呂布とは外より物を寄せて其を足らはず意なれば、伊豫は彌具にて叶ふべし、宜しきを吉きとも云へば、與呂を與と云ひて然るべし、)讚岐國謂飯依比古、和名抄に佐奴岐と有り、名義は記傳五(六丁)に、古語拾遺(神武天皇段)に手置帆負命之孫、造矛竿、其裔今分在讚岐國、毎年調庸之外貢八百竿、是其事等證なりと見え、臨時祭式に、凡梓木千二百四十四竿、讚岐國十一月以前差綱丁進納とある、此に依て竿調國か、と有は動くまじき説なり、飯依比古は記傳に、粟國を大宜都比賣と云へば飯も其に由有るか、神名式に鶴足郡飯神社あり」と有り、依は縁にて飯炊の事を神代に始

など爲し由にも有へし、(其國の式社考に、飯野山の麓なる東二村に在て今飯天神と云り、飯依比古の由なり」と云り、飯野山は、丸龜城の東に在て俗に讚岐の小富士と云ふ山なりとぞ、粟國謂大宜都比賣、記傳五(七丁)に、粟は神代紀に粟田、神武天皇の大御歌に阿波布と詠給ひて、古に殊に多く作りし物なり、故粟の能く出来る國なる故の名なるべし、古語拾遺(神武天皇段)に、求肥饒地遺阿波國云々、此は穀麻を殖む爲なれど肥饒地ならば粟も能く實るべし、伯耆風土記に、相見郡郡家之西北、有粟島少日子命、蒔粟莠實離々、と云々、故云粟島也、此も粟の島名と成れる思合すべし」と有は、然る事なり、(萬葉三に春日之野邊、粟種益乎とも、粟種有世伐とも、十四に、安思我良能波姑彌乃夜麻爾、安波麻吉氏、實登波奈禮留乎、阿波奈久毛安夜思、又左奈都良能、乎可爾安波麻伎云々、など有り、又記傳に和名抄に、唐韻云粟禾子也、和名阿波と有は粟字に就たる義なり、漢國にては穀物を凡て粟と云事も有る故なり、然れど皇國にて粟と云へば一種の名にて、摠てには亘らぬを、禾子也と云ふ註を引ながら、

和名阿波と爲しは順の誤なり」と云れたる、然る言なるが、禾子を粟と云も、彼土にては米甚稀少故に、其粟を穀物の最上と立る事、皇國の瑞穂を尊むが如し、此に深き所由有に就て説有を、第一、一書淡洲の下に云へり)大宜都比賣は、同書に就て考ふるに豊宇氣毘賣神の亦名なるを、此と同じきは此は此より後に生坐し神には坐せとも、其産土の地に縁て國神と成給へる者なり、其は古語拾遺(神武天皇段)に、天富命更求沃壤、分阿波齋部、率往東土、播殖麻穀、好麻所生、故謂之總國云々、阿波齋部所居、便名安房郡、(今安房國是也)と有て、東の安房國は阿波より關きたる國なるに、高橋氏文に是時上總國安房大神乎御食都神止坐奉天云々、神齋大嘗等供奉始支と有は、其地に坐し安房大神を、御食都神と招請し、にて、其安房大神は本國の阿波大神にて、大宜都比賣神なる事御食都神と申せるにて曉るべし、(偕て阿波國の大鳴門と小鳴門の間なる、島を大宜山と云るも由有て聞ゆるを、神名式に美馬郡波爾移麻比彌神社と有は、四神出生章第二一書に、軻遇突智娶埴山姬生稚産靈と見えれば、其御祖母

に坐り、又那賀郡和邪神社和奈佐意富會神社見え、和名抄に和射郷有は丹後風土記なる、和奈佐老夫和奈佐老婦の事に、打合たるなど如何に見ても同神と所思るなり、猶四神出生章保食神の下に註さむを、祝詞講義(祈年第七詞大忌祭詞太神宮月次祭詞等條)又中臣壽詞講義(第十條)に已に云るを見合すべし、(右の安房大神は、阿波齋部が本國にての神を移祭れりしなり、然るを神名式に安房坐神社名神大月次新嘗と有る、其神なりとは委しからず、其は古語拾遺に、天富命於其地立太玉命社今謂之安房社と云て、式に后神天比理刀咩命神社大元名洲神と有れば、其如くなる事云も更なるか、古は其阿波大神をも合せて祀れりしを、景行天皇の御代に右の時に京に迎申されしに依て、太玉命の社とは成れるなり、其は右の氏文に但云安房大神爲御食神者今大膳職祭神也と有を以知べし、神名式に大膳職坐神三座の中の御食津神社是なり、又御巫祭神八座の中の御食津神を祝詞には大御膳都神と有る、其即大宜都比賣と申すも同じ意味なる神名なるを曉るべし、)土佐國謂建依別、土佐は處狹なり、記傳五(七丁)に和名抄土佐



郡、土佐郷有れば其より出たる國名なるべし」と有  
が如し、建依別の建は健き意なるべし、佗の三國は  
然耳峻嶮しくも非れども、此國は平坦なる地は少く  
して、山岳多在れば其義を以て建とは云なるべし、  
依別は右の飯依別の例なり、(神名式に安藝郡多氣神  
社、今奈半利村に在て嶽大明神と申すを、或人建依  
別ならむと云へれども、此は安藝國安藝郡多氣神社  
名神大とある、同神ならむも知べからねば、佗國よ  
り遷せる神を其國の亦名と爲へくも非れば、今其委  
しき事は云難し、神名式に土左郡都佐坐神社大と有  
る、土佐郷に立せ給へれど、此は葛木一言主神に坐  
ば此を土左大神と申すも、其土佐郷に在すを以て申  
にこそ有けれ、此神に出たる名には非る也、○次生  
筑紫洲<sup>一</sup>は、古事記に次生筑紫島、此島者身<sup>一</sup>、  
而有<sup>二</sup>面五<sup>一</sup>、故筑紫國謂<sup>二</sup>白日別<sup>一</sup>、豐國謂<sup>二</sup>豐日別<sup>一</sup>、肥  
國謂<sup>二</sup>速日別<sup>一</sup>、日向國謂<sup>二</sup>豐久志比泥別<sup>一</sup>、熊曾國謂<sup>二</sup>速  
日別<sup>一</sup>と見えたり、此肥國云々を、記傳には眞福寺本  
又一本に依て、肥國謂<sup>二</sup>建日向豐久土比泥別<sup>一</sup>と作れ  
たれども、同書にも此處舊印本及延佳本又一本など  
には、此に引る如くある由云れたれば、舊事紀にも

然有に合せて、右の本共に有<sup>二</sup>面四<sup>一</sup>と有を、延佳が  
頭書に四字可<sup>レ</sup>作<sup>レ</sup>五乎と有は然る言なるに依て、今  
此を改む(古史成文には既く右の如く改められ、古  
史徴に委しき其説あれば必此に見合すべし)筑紫洲  
は、記傳五(九丁)に、萬葉廿(二十八丁)に、都久之  
乃之麻とあり、此も伊豫の如く元一國の名より出て  
總名には成れるなり、此島後に西海道と云ひ九國と  
成る、北山抄に西之道とあり」と云れたるが如し、  
有<sup>二</sup>面五<sup>一</sup>は筑紫國と豐國と肥國と日向國と熊曾國と  
五なり、(此は記傳に云れたる事には有れども、其は  
有<sup>二</sup>面四<sup>一</sup>の方を取れたる故に、今は日向國を加へて  
四を五に改めたり)筑紫國は記傳五(九丁)に、萬葉  
五(二十三丁)に、都久紫能君仁とあり、後に二國に  
分れたり、和名抄に筑前(筑紫乃三知乃久知)筑後  
(筑紫乃三知乃之里)と有る是なり、風土記に筑後國  
者本與<sup>二</sup>筑前國<sup>一</sup>合爲<sup>二</sup>一國<sup>一</sup>と云る如く、此二に分れ  
しは、何れの御代とも知られず、景行天皇十八年御  
紀に筑紫後國と有れば、其より前に將た分れしか後  
なれど前へも及はして書るは、筑紫と云ふ名義は着  
島にて大日本の方に聯り着る島と云ふ事なる可し、

島を紫と云例は垂仁天皇三年御紀に但島國出島と有  
は古事記に謂ゆる伊豆志なり、然れば洲字の累なる  
に似たりと雖も、對馬島と云ふ例も有れば今試に云  
なり、然れば出雲風土記に島根郡附馬と云有り此其  
例なるべし、筑後風土記に、三説ある中の一に、昔  
此界上有<sup>二</sup>庶猛神<sup>一</sup>、往來之人半生半死其數極多、因曰<sup>二</sup>  
人命盡神<sup>一</sup>、于時筑紫君肥君占<sup>レ</sup>之、今筑紫君等之祖、  
甕依姬爲<sup>レ</sup>祝祭<sup>レ</sup>之、自<sup>レ</sup>爾以降行路之人不<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>害<sup>レ</sup>神、  
是以曰<sup>二</sup>筑紫神<sup>一</sup>と有り、此説然も有ぬべく所思ゆ、  
式に筑前御笠郡筑紫神社(名神大)有り、此神なるべ  
し」と云れたるは甚高き見識なり、具原篤信が和爾  
雅に在<sup>二</sup>御笠郡原田村<sup>一</sup>と云り、或説に隣村に筑紫村  
あり昔は原田村も筑紫村の内なりしとぞ、此社地筑  
後肥前に近き所なりと云へり、此に村名に筑紫の名  
遣れらは右の風土記の説に合るに就て思ふに、庶猛  
神を五十猛命の五十を衆庶の事と心得て記るなるべ  
し、此にては惡神の如く聞ゆれども然に非ず、元よ  
り五十猛命と申して御稜威の可畏き神に御在し坐け  
れば、其御祟などの烈しく有し時の古事なるべし、  
神の御上にては其祭祀を乞せ給ふ時などに多き事な

り、偕て此社は寶劍出現章第四一書に、初五十猛神天  
降之時、多將<sup>二</sup>樹種<sup>一</sup>而下云々、遂始自<sup>二</sup>筑紫<sup>一</sup>凡大八洲  
之内、莫<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>播殖而成<sup>二</sup>青山<sup>一</sup>焉と有にも合へれば必  
五十猛命なるべく、又筑紫てふ名も此に起れる事灼  
然し、(三代實錄に貞觀元年正月廿七日、從五位下筑  
紫神授<sup>二</sup>從四位下<sup>一</sup>、又元慶三年六月八日、授<sup>二</sup>從四位下  
筑紫神從四位上<sup>一</sup>と有て、何時も筑紫神と稱せり、又  
記傳に云々風土記の今二の説も共に盡の意なれど僻  
事と聞ゆ、又私記に國形の木兔に似たる故と有を、世  
々の物知人も用ひたれと此も僻事と聞ゆ、又近世に  
具原某が釋名てふ書に、古へ異國より寇來るを防む  
か爲に、筑前の北方の海濱に石垣を多く築せ給ひし  
故に、筑紫の意ならむと云る是も由有て思ゆれど、異  
國の賊を防がれし事は上代には無き事なり、謂<sup>二</sup>白  
日別<sup>一</sup>より以下五國の名に某日別と有は必天日に由  
有る名なり合せて此を説へし、白日別は灼日別にて  
天日の清上りしか灼然かりし由なり、豐日別は記に  
生<sup>二</sup>女島<sup>一</sup>亦名謂<sup>二</sup>天一根<sup>一</sup>と有は天と成れりし一根と  
云事にて、此に在る速吸名門は天日の崩騰りし所に  
て謂ゆる此大地の陰門なる事、傳一(五十二頁)二(七



十九又九十七頁)に註る如くにて此に因て天日の光に向ひて、大地の公運私運を爲るも此處即其動みの元なるか、豊日別と云も天日の豊坂登りし謂なるなり、又神名式に豊後國速見郡火男火賣神社と有る、此は火なれども日と火と縁あり、速日別の速は榮にて日は火なる事次に肥國の下に云る不知火の事なり、豊久士比泥別は豊奇火根別にて天孫降臨章に日向穗日高千穗之峰とある是なり、建日別は嶽火別なるべし彼古へ熊曾と云し今薩摩國の海門嶽櫻島など常に烟の立る由なるをも思ふべし、大凡右の五共に某日別と有は天日の崩騰りし地の邊なるが故に其餘波有て今も九國の山々に常に硫黃の氣有て燃るなるは必火に由有るか故なり、若くは伊弉冉尊の火神を生給ひしは筑紫洲の内にも有むか其は伊弉諾命の黄泉國より歸坐し後の身滌も、筑紫日向にて物爲給ひ高天原を所知看す日神も其地に生坐るなどを思亘して考ふへき者なり、(猶筑紫洲の火に由有を云は、三代實錄に貞觀二年二月廿六日丙申、大宰府言從五位上火男神、從五位下火女神二座、在豊後國速見郡鶴見嶺、山頂有三池、一池泥水色青一池黒一池赤、去正

月廿日池震動其聲如雷、俄而臭如硫黃、遍滿國內、磐石飛亂上下、無數、右大者方丈小者如瓠、晝黑雲蒸夜炎火熾、沙泥雪散積於數里、池中無不溫泉、泉水沸騰自成河流、山脚道路往還不通、溫泉之水入衆流、魚醉死者十萬數、其震動之聲經三二日と有り、此火男火女二神は四神出生章第二一書に軻遇突智娶埴山姫と云此より外に思合す事なし、又同九年八月六日大宰府言、肥後國阿蘇郡、正二位勳五等健磐龍命神、正四位下姫神、所居山嶺去五月十一日夜奇光照耀、十二日朝震動乃崩廣五十丈餘、長二百五十丈餘とある、奇光は火の事なり、漢籍北史にも倭國有阿蘇山、其石無故火起接天者、俗以爲異因行祭禱と有は此方の人の語るを聞て書るなり、又續紀廿五に天平寶字八年十二月、此月西方有聲似雷非雷、時當大隅薩摩兩國之境、烟雲晦冥奔電去來七日之後、乃天晴於鹿兒島信爾村之海、沙石自聚化成三島、炎氣露見有如冶鑄之高、形勢相連望似四阿之屋云々と有は、神名式に大隅國桑原郡鹿兒島神社大と有る此邊にて在し事なり、又三代實錄に貞觀十六年七月二日戊子、大宰府言薩摩國從四

位上開聞神、山頂有火自燒煙薰滿天、灰沙如雨震動之聲聞三百餘里、近社百姓失情、求之著龜神願封戸、及穢神社、仍成此祟、勅奉封二千戸と有る、此は神崇に依る事なれとも何れも火に依れる事耳なるを思ふへく、今も肥前國の雲仙嶽、肥後國の阿蘇山、日向國の霧島山、薩摩國の海門嶽櫻島等の山々には常に烟氣の立なとも思ひ、彼肥後國に不知火の有なとも思亘して曉りてよ、豊國は傳二(八頁)に註る如く豊國主尊に由有名なり、右にも註る如く天日の崩騰りしは其國の速吸名門即其跡にて謂ゆる天一根と云ふ邊なるか、此大地はしも天日に因准ひて一歳の公運晝夜の私運と成る事有るそれは國常立尊豊國主尊の神業に依る事なり、然れば顯身の目にこそは見えさりけれ、其神の靈威をなし給ふ其本處なるを以て其地方に豊國の名は遣れるなるへし、豊を饒ひしく大なる義に用ふるは此大地の動に依て天日の光を迎へ其天地の氣相感け合て物は生出る者なれば其を借たる者なり、記傳五(十一丁)に豊國は登與久邇と訓へし是も後に二國に分れて和名抄に豊前(止與久邇乃美知の久知)豊後(止與久邇乃美

知乃之利)とあり分れしは何時とも知れずとあり、景行天皇十二年御紀に遂幸筑紫、到豊前國と有は後名を以て始に及はせるなるへし、國造本紀に豊國造、志賀高穴穗朝御代、伊基國造同祖、宇那足尼定賜國造と有は成務天皇の御代なるを以て知らる、(右の豊國の名義を記傳に景行天皇御紀なる右の續の文に冬十月到碩田國、其地形廣大亦麗、因名碩田也と有を引れて、其國の大名を豊國と云も此意なるへし)と云れたれとも、豊は豊大は大なれば別なり、倍て動字の意に豊字を用ひたるは、萬葉七に大海之海底豊三立浪之云々と見えたり、肥國は記傳五(十一丁)に景行天皇十八年御紀に五月從葦北發船到火國、於是日沒也夜冥不知着岸、遙視火光天皇問其火光處、曰何謂也、國人對曰是八代縣豐村、亦尋其火是誰人之火也然不得知、主茲知非人火、故名其國曰火國とあり、(此火の事國人の説に肥後國の海に松婆瀬の澳と云所に龍燈とて今もあり、年毎の七月の末より八月頃迄見ゆる内に八月朔日の夜は殊に多し宇土の邊の山より能見渡さるゝなり、其狀世に桃燈と云物の大さに見ゆる火初には一二顯れて



其漸くに分れ數多く成行て盛なる程は幾千萬とも知られず、大凡海上堅横三四里か程押並て皆火に成なり風吹けは火少く雨降夜は見えず、偕て其火の燃る時に其海を往來ふ船を遠く見渡せば火中を行く如く見ゆるを船にては更に火見ゆる事なく唯常の如くなりと云、又肥後風土記には肥後國者與肥前國合爲一國、昔崇神天皇之世、益城郡朝來名峰有土蜘蛛、名曰打猿頸猿、二人率徒衆百八十餘人、蔭於峰頭、常逆皇命不肯降服、天皇勅肥君等祖健緒組遣誅彼賊衆、健緒組奉勅到來皆悉誅夷、便巡國裏兼察消息、乃到八代郡白髮山、日晚止宿、其夜虛空有火、自然而燎稍々降下著燒此山、健緒組見之大懷驚怪、行事既畢參上朝廷、陳行狀、奏言臣辱被聖命、遠誅西戎、不審刀及梟撓自滅、自非威靈何得然之、更舉燎火之狀、奏聞天皇、勅曰所奏之事未曾所聞、火下之國可謂火國、即舉健緒組之勳、賜姓名曰火君、健緒組便治其國、因曰火曰火國、後分兩國、而爲前後、又纏向日代宮御宇大足彥天皇、誅球磨贈啖、兼巡狩筑紫國之時、從葦北火流浦發船幸于火國、度海之間日沒、夜冥

不知所着、忽有火光、忽見行前、天皇勅棹人曰直指火處、應勅而往、行前火見直指而往、隨勅往之果得着岸、天皇下詔、曰火燎之處此號何界所燎之火亦爲何火、國人奏言此是火國八代郡火邑、但不知火主、于時天皇詔群臣、曰今此燎火是非人火、所以號火國、知其爾由、有釋引るには陳行狀云々、天皇下詔、曰剪拂賊徒、頗無西眷、海上之動誰人比之、又火從空下燒山、亦怪火下之國可爲火國、と見たり、但國人の對奏せる語は此是火國八代郡火邑但未審火由と有て、于時詔群臣、曰燎之火非俗火也、火國之由知所自然と有り、是等を合せて思ふに、火てふ名は國に在れ邑に在れ既く崇神天皇の御世に始りしなりけり、火邑は和名抄に八代郡肥伊郷有る是なるへし、偕て此も二國に分れたり和名抄に肥前(比乃美知乃久知)肥後(比乃美知乃之利)とあり、分れたるは何れの時とも知られず、神功皇后御紀に火前國と見ゆ後に火と云事を忌て肥字には改しなるへしと云れたる、此にて肥國の所由、又速日別の所縁をも考へ合すへし、(又細註に肥前と肥後とは海の隔りて地接かす正しく二に分

れたれば面一には取難き國形なり、故考るに右に引る火國の故事は地名に依に皆肥後國の地なり、然れば肥國と云しは初は唯肥後の方耳にて、肥前の地は本は筑紫國の内なりしか稍後に肥國には屬しにや有む、肥前は筑前筑後と地接きて此三國八面一にも取つ可き國形にて、肥後とは清く離れたればなり、云云と有は實に然もやとなむ所思ゆる、日向國は景行天皇十七年御紀に三月幸于湯縣遊丹裳小野時東望之、謂左右曰是國也直向於日出方故號其國曰日向也と有る、此意の國名なる事記傳に註されたるか如し、然るに日向風土記に景行天皇東望曰、是國也東直向扶桑、蓋伊豫在日向正東と有は御紀の説と異なるか如く見ゆれとも、熟見るに伊豫風土記に扶桑と云ふも大樹の有ける由に云へる其に向へるを云るか、其大樹に向へるを以て日向と云ふは違へるに似たれとも、扶桑は唯喬木の義を取て書るにこそ有けれ、文の續を以て見れば扶桑は必檜木と訓べき字なりけり、此木の天進り高く顯れたる梢より天日の指上れるを見行し坐て日向と號けさせ給へるを、文は漢籍楚辭に日出暘谷浴于咸池上於扶桑

と云ふを取れる故に何の事とも知られず成にたれとも其意を得て見る時は右の如く灼然なり、偕て又謂豊久士比泥別と有も天孫降臨章第一一書に筑紫日向高千穂穗觸之峯、第二一書に日向穗日高千穂之峯など有る日向は國名、高千穂は山名にて如此く明らかなる上は、面五として其一面を日向國に取へき事決し(然るを右の山名其正書に日向襲之高千穂峯、第四一書に日向襲之高千穂穗日二上峯、第七一書に日向襲之高千穂添山と有は共に同し所なるを、此なるには日向の下に襲と云へれば別處と誰も思ふめる事には有れとも、右の高千穂は記傳十五に其山は日向國の南の極にて大隅國の堺なり、神代紀に二上とある如く東西と分れて峰二あり、西なる峰は大隅國噌吹郡に屬き、東なるは日向國諸縣郡に屬り云々と云はれたる如く、兩國に跨れる山なれば一は日向と傳へ一は日向襲と傳たりし者なり、此を以見れば熊會國と云ひしも日向に添たる隈國なる由なれば、何れにしても日向は面の一なる事灼し、然るを記傳に日向を肥國の域内なる由に云れたるは足ぬ事なり、肥國の面は西海なり日向は東を面にしたる國なるを



何とも面一には收むべけひや、又四神出生章第六一書に、筑紫日向小戸橋之楹原と筑前國なる説有りて傳六卷に云はんが如し、然れとも、神功皇后御紀に見えたる神の御諭には筑紫の大名を省きて、日向國橋小門之水底所底、而水葉稚之出居神と有れば後名をも始に及ぼして日向國なる如くも見ゆれとも其は筑前なる事灼く、又國造本紀に日向國造、輕島豐明朝御世、豐國別三世孫老男定賜國造と有れば、往古より肥國とは別なる者をや、熊曾國は御紀には人名に熊襲と作り肥後風土記には球磨贈啖とも作り、隈添國にて日向を表とし本として其隈に添事郡名より廣かれる、國名には有れとも後に大隅と云を以て知へし、但上古には唯に襲とのみ云て日向の支國にて釋に山嶽襲重之義也と有る、隈の地をば云ふ名にそ有けらし、右の細註に引るに何れも日向襲と有る是なり、偕て曾を背と云は日向襲之高千穂添山添山は二つ並へる由なるを其東方を日向と云ふに反對ひて、西方は大隅郡贈啖郡なりければ、背向と云ふへき地形なり、瑞珠盟約章に背とも背上とも有を古事記には曾毘良と見え、又記傳に引れたる

天孫降臨章に齊穴之空國自頓丘云々又仲哀天皇御紀なる神の御託言に天皇何憂熊襲之不服是齊之空國也とある齊は背肉と云事にて高千穂山を象りて云語なるを思ふ可なり、成務天皇御紀に山陽曰影面山陰曰背面など有を以て襲の義を知へし、偕て熊は借字にて隈なり、熊野は隱野又隈野の意、又和名抄郡名に肥後國球磨(久万)と有を、景行天皇十八年御紀に熊縣と見えたる此も隈縣なる事其地理を察らめて思ふへし、又同郡名に大隅と有は字の如く僻隅の由なり又、馭謨(五牟)と有は隱の意、熊毛(久未介)と有は、隈毛なるなと思ひ合せて、日向の東面なるに對へて隈と云ひ、高千穂峰に就て背と云るが終に國名とは成れりし者なり、記傳五(十七丁)に熊曾國と云るは日向の南方半國程より大隅薩摩の地迄を總て云し上代の大名なり」と有は然る事なる物から、大隅國造薩摩國造など有て熊襲國造と云か見えざるを以思ふに既く其國は廢れりしなるへし、景行天皇御紀仲哀天皇御紀などに其國の背く事有て其より後には見えざるは何時となく日向國に管る事とは成れるなり、其は天孫降臨章に瓊々杵

尊の御陵を日向可愛之山陵と有は、和名抄に薩摩國穎娃郡穎娃郷有を以て日向と云名の廣かりしを知へし、然れとも古に熊襲國と云し邊には日向襲と後迄も云ふ事なりし者なり、然れとも正しく上古の狀を云ふ時は高千穂山を界として其東方は日向國其西方は熊襲國にて在しなり、(然るを續紀に和銅六年四月乙未割日向國肝坏贈於大隅始羅四郡始置大隅國と有は、古に熊襲國と云し邊を分ちて更に大隅國を置れしなりけり、斯れば國造本紀に大隅國造、經向日代朝御世、治平準人同祖初小仁德帝代者伏希爲日佐賜玉造と有は疑はしき事なり、天武天皇十一年御紀に大隅準人と有れとも其は未國名には非ず然れど強て國造本紀を助けて云は、彼日向襲と云ひける古の熊襲國造なりし人其大隅郡に住ししかは、其を以て大隅國造とは云ひたりしかとも後に大隅國と成れる其一國の造として仕奉れりし者なるへし、凡て日向國と熊曾國の事は記傳の説も信ひ難きに依て更に云出る者也)○雙生隱岐州與佐度洲は第六第八一書等此に同し、第一一書には次隱岐三子洲次佐度洲と見え、第七一書には次隱岐洲次佐度洲と

有て雙生の事なし、古事記には生隱伎之三子島亦名謂天之忍許呂別とあり、(但其次序伊豫之二名島も筑紫島との間に在は錯亂たるへし、必津島の後佐度島の先に在へき也、御紀には筑紫洲の次にも伊豫二名洲の次にも吉備子洲の次にも在て定りなし、)隱岐は記傳に海原の奥中に在る島と云義なる由に註されたる簡易にて愛たし、其は唯何となき海中の島を、萬葉三(三十三丁)に奥島、六(二十二丁)に奥島、清波瀬爾云々、又奥島荒磯之玉藻、十八(二十四丁)に於伎都之麻、伊由伎和多里氏など詠る如く、古人は其消息の任に號けたる者にて、山の深きを奥山と云か如し、(記傳に口訣に、奥也西北之隅謂之奥と有が似たる事ながら漢書に係れる故に事違へり、纂疏の説も同じ、)と辨せられたる然る事なり、三子洲は、記傳五(八丁)に今國圖を考ふるに先此國四島に分れたる其中に、東北方に在て大なるを俗に島後と云ひ、其西南方に今道五里計離れて、天之島向之島知夫島とて三有り、此三島を統て島前と云なり、島後に比ふれば何れも小し、三子とは誠に此を以云なるへし」と有か如し和名抄に、此國四郡有る周吉郡は右の島



後なり、天之島は海部郡なる可く、知夫島は知夫郡なるを思ふに、向之島は隱地郡になむ當れりける、(此を以考ふるに此の雙生の説は取難きに似たりと雖も然らず、三子洲と云ふは島前(島前若くは島後の誤ならんか)を母島と立て其島前の三島は三子の並へる状なれば拘る事なし)右の天之忍許呂別と云へる忍は記傳に大の約りたるなり、神代紀一書の熊野忍踏命を熊野大隅命とあり此れ通ふ例なり、又凡河内を大河内ともあり此大を意富斯と云例なりと有にて通えたり、許呂は子等にて右の三子島を云ふなる可し萬葉十四(三丁)爾加奈思吉兒呂我又(五丁)に許呂安禮比毛等久又(七丁)に故呂何伊波奈久爾又許呂勢多麻久良又(廿六丁)に兒呂子之毛倍婆又(二十八丁)に許呂久等會奈久又(二十九丁)に兒呂我字倍爾又兒呂家可奈門從又伊敵乃兒呂波母又(三十丁)には安比見之兒良之云々また仁必波太布禮思古呂之云云など此外にも猶多在り、此にて許呂は許良なる事を知へし(先には大凝ならむと思ひしかとも大に凝し別たると云ふ國狀に非れば子等の方叶ひて聞ゆ、記傳に引れたる皇大神宮儀式帳に鴨神社一處稱大

水上兒石己呂和居命の己呂も子等なるへし、五畿内邊の方言に小石を石己呂とは今も云語なり)○佐度洲は古事記には此島に限りて亦名無は傳へ漏せりしなる可し、舊事紀に熊襲國謂建日別と有る下に一云佐渡島と有を取て口訣又元々集などに建日別と有なると云にも足ぬ漫言なり、次に双生の條に引る古事記に生三兒島と有は隱岐と此とを双生給へりし訛傳なる事記傳の説の如くなれば其下に謂三兩屋と有ぞ名義は土佐と同じ意の反さなるにて狹處なるへし、當國の郡名に雜太と有るは好字を着られたるにて狹田なる可しなと思合せて曉るへし、記傳五(二十丁)に此國天平十五年二月には越後國に併され、勝寶四年十一月に又一國に爲らる、由續紀に見えたり、と有る如く實に越後國に屬る子洲とも云へき状なり、其文は續紀十五に天平十五年二月辛己、以佐渡國并越後國と見えて八に勝寶四年十一月乙巳、正六位上佐伯宿禰美濃麻呂授從五位下、復置佐渡國守一人目一人と有て僅に九年程の事なりしなり、繼體天皇九年御紀には沙都島と有は此洲なるへし、欽明天皇四年御紀に十二月越國言於佐渡

島北御名部之碕岸云々と有れば越國より管る國なるか如くなれとも、國造本紀に佐渡國造、志賀商(商若くは高ならんか)穴穗朝、阿岐國造同祖、久志伊麻命四世孫、大荒木直定賜國造と見えたれば、其隣國の事を傳奏せりしなるへし、○雙生は布多基爾生給布と訓へし、景行天皇二年御紀に大碓皇子小碓尊一日同胞而雙生とある此に同じ、此に記傳五(二十六丁)兩兒島の下に妙なる説あり兩兒島は若くは書紀に雙生隱岐洲與佐度洲とある傳を誤りて別に一島の名と傳へたる者か、と有は奇しくも考得られたる説なり、此に就て佐度島の亦名即天兩屋と云ふに叶へるは隱岐と佐度と西東に在て兩兒島とも天兩屋とも云へき状なるを、隱岐は其地形に依て天之忍許呂別と云ひ佐度は其隱岐島と相對へるを體に取て天兩屋とは云者なりけり、諸國の内に兩兒島と云に似着はしき所無きは此の雙生の事を誤傳たる事決し、(記傳に引れたる古今集、ほのゝと明石浦の云々の歌の顯註に、明石の沖に遙に散々なる島共見え侍り、二子島美那保志島多禮加島鞍懸島家島など打散たる様に侍る云々と有る、二子島など云島は明石門より

西方にて予が本生の淡路よりは西北に當りて、今も然云ふ島共なるか何れも少かなる小島なれば其には非る事記傳の説の如し、又肥前國長崎の西南方祝島と云島近き海路に二子島と云て小島二並ひて有と云るも其には非る事又記傳に云れたるか如し、又追考に筑前國遠賀郡の海中に島郷と云あり、東西五里南北一里なる島にて二十村あり、其中に二島村と云ふ有て其所には島二あり云々即二子島と云なり、と有るも猶決め難し、然れば右の播磨肥前筑前なる共に二子島とは云へとも古事記の兩兒島には成難し、今も大和國葛城郡なる二上山を俗に二子山と云類なれば決めて右に註せる記傳の説の如くなり)○世人或有雙生者象此也は記者の本註なりと見ゆ、但象此と云事心得ず象は彼に在る物の形を圖し取る意なるを、世人の雙生は素より自然の事なれば甚謂れなし然れば象の字を忘れて因と訓へきなるへし、同じ事にても應神天皇御紀に初天皇在孕而云々既産之、宍生腕上其形如輶、是宍皇太后爲雄裝之負輶とある下に宍此云阿奴と有る如くならましかは其事實に打合て似着しからまし、然れば此の象は又は



阿由流と訓へからむ(通證に人之一胎舉<sub>三</sub>兩兒亦相似故曰象也と云る、或説の如く似たるを以て象とは云へからざるに似たり、莊子に頭圓象<sub>レ</sub>天足方象<sub>レ</sub>地と云る、象も同じけれと此方の事を云はされは自然に成なり)阿由流は俗に阿夜加理物と云ふ其事にて彼に在る物の此にても肖て成れるを云なり、貫之集又源氏物語などに肖物と云ひ、又後撰集に逢事は柵機つめに同じく裁縫<sub>レ</sub>方は肖すそ有ける<sub>レ</sub>又君か世は鳴鶴群に肖て來ぬ定なき世の疑もなく<sub>レ</sub>などある是なり、然れば善にも悪しきにも用ふる語なりけり、(拾遺集に風早く峰の葛葉の左も爲れば、肖かり易き人の心かと云るは肖の活きたる辭なり)○次生<sub>三</sub>越洲は第一第六、一書に在て、其它の一書及古事記等にも見えざる事なり、然るを或は三越加賀能登を合せて云とも云ひ又は佐渡國なりとも云説の有は共に推量の妄説なり、其は北陸道の皆は古に越國と云ひ、中古に越前越中越後と分れ、又越前より分れて加賀國と能登國となりて五國に成れるを、古に越國と云へればとて此の越洲とはなし難し、其は中山道と北陸道とは連山相重なり地勢相接きて何れを堺とも云へ

からぬを、大凡は山脈を以て強て分たれたる位の事にて有りければ、中々に此と彼と洲を合せたる者には非れば決て外に求む可なり、(又佐渡國なりと云も私事なり、若し同じ島ならむには同じ事を名を替て、別々に出されむ事有へくも非る者をや)此に因て予幼くより此を思ひ思ふと雖も未得さつるを、天保十四年九月予京より出羽國に下るとして加賀國金澤なる弟子某の許にて、太田某か著せる能登國名勝志を讀て初て此を得たり、其説に云はく能登國は往古羽咋の湯より能登郡海道を経て内浦田鶴濱石崎など云ふ所海濱にて島國なりし時は、人も住す有しに依て怪鳥大蛇の棲處にて有けるを、氣多大神此を退治し給ひけるより人家出來て一國と成れる由、山田の龍大明神鷲嶽八幡宮の社傳に遺れり<sub>レ</sub>と有は愛たき古傳なり、偕て能登國と云ふ名は續紀八に養老二年五月乙未、割<sub>三</sub>越前國之羽咋能登風志珠洲四郡、始置<sub>三</sub>能登國<sub>一</sub>と有れば本は郡名なりしなり、然れば越國は前中後に分れたる當時猶越前國なりければ、往古には越洲と云けむ程想像るへし、氣多大神は神名式に羽咋郡氣多神社(名神大)と有て、一宮記に大已

貴命也と見えたる是なり、臨時祭式に能登國、氣多神宮司、准<sub>三</sub>少初位宮<sub>一</sub>(以<sub>三</sub>神封<sub>一</sub>給<sub>レ</sub>之)と有て香取鹿島氣比の三社に並ひて此上無き御崇敬なるも、右の如き御功に依る事申すも更なり、(式の通本に名神大の三字なきは誤なり、臨時祭式名神祭條に氣多神社一座名神大能登國と有るに依て今補へり、神名帳頭註に社記云天活玉命也と有るは此神を生國々魂神とも申せるより混れたるなり、此事生島詞の講義に云り、續後紀に承和元年九月坐<sub>三</sub>能登國<sub>一</sub>正三位勳一等氣多大神宮、禰宜祝二人始令把笏と有れば神宮司は此より後に置れたるにや、文德天皇實錄に嘉祥三年六月戊申、能登國氣多大神授<sub>三</sub>從二位<sub>一</sub>、又仁壽二年八月癸酉、加<sub>三</sub>正二位<sub>一</sub>勳一等氣多大神封<sub>三</sub>戶十烟<sub>一</sub>位田二町とあり、又齋衡二年五月辛亥、詔曰能登國大神宮寺云々と有は、穢らはしき事には有れとも當昔にては御崇敬の厚かりし事を知るに足れり、三代實錄に貞觀元年正月廿七日、能登國正二位勳一等氣多神從一位と見ゆ、源順家集に能登守に成て下る錢する日、神の坐氣多の御山木茂くとも別て祈らむ君か千年を<sub>レ</sub>とあり、社傳に本殿は大已貴命、與社は素

彥鳴尊稻田姬命なり、頂社は大已貴命の石像にて神代より鎮坐と云るは、大穴持像石神社と式に見えたる此なるへし、三代實錄貞觀二年の下には大穴持神像石神とあり、又右の名勝志に二月初午には、能登郡能登坐國玉比古神社に神幸あり二夜在て還幸なり、其午日神幸の後は必俄に北風吹事なり、傳云三崎神一宮の御留守に遷らせ給ふ事とぞ、又昔は宿女村なる椎葉圓比咩神社に宿らせ給へるか後に其社に替れるなり<sub>レ</sub>と云へり本に椎葉を志比志婆能と訓るは圓の發語なり、出雲風土記に久志伊奈太美土與麻奴良比賣命有れば、圓は麻奴良と訓へし三崎神の事は次に云り)又出雲風土記に亦高志之都々乃三崎矣、國之餘有耶見者國之餘有詔而云々、引來縫圖者三穗之崎也とある、高志之都々の三崎は決く和名抄に能登國珠洲(須々)とある是なるへし、已に右に引る續紀に珠洲郡と見え、萬葉十七(五十丁)に從<sub>三</sub>珠洲郡<sub>一</sub>發<sub>レ</sub>船還<sub>三</sub>大沼郡<sub>一</sub>云々珠洲能宇美爾、安佐比良伎之底、十八(二十三丁)に珠洲の安麻能、於伎都美可美爾、伊和多利氏と有れば古くより須々と云けめとも、古に都々と云けるか音の通へる任に右の如く成れる



なるへし、然らずては出雲の三穗之崎より、高志之  
 都々乃三崎とも云へき地は能登の三崎を除て外には  
 非れはなり、神名式に珠洲郡須々神社有る此を三崎  
 權現と申と云へれば都々乃三崎と有に叶へり、若く  
 て萬葉十七(四十九丁)に能登乃島山と詠るは其頃  
 已に接ける後なれとも、海中に此一國の長く張出た  
 る状を見て古島國なりし事を思ひて詠る者なり、右  
 の如く出雲風土記には高志と云ひ、養老二年迄は越  
 前國なりしかは其島國なりし、古には越洲と云けむ  
 事云ふも更なる者なりけり、(猶島なりし證とも爲へ  
 きは、其羽咋郡は切門なりし所なるに、神名式に相  
 見神社有るは伯耆國に會見郡有るか出雲國の島根郡  
 に對へれば間海なる可きか、此も其例にて加賀と能  
 登との間海なる事、同郡瀬戸比古神社有るを以て知  
 るへし、瀬戸は萬葉三に迫門と作る如く海と海との  
 間を云なり、右等を思ひ合せて往古に越洲と云ひし  
 は能登國にて有しを後に國接きに成れるより古名は  
 亡たるなり、)○次生大洲は第六第九一書には、同  
 しく大八洲の列に在れとも外には無き事なり、古事  
 記には故因三此八島先所生謂大八島國然後還坐之

時云々、次生大島亦名謂大多麻流別と有る其然  
 る可し、(其は此紀には越洲大洲吉備子洲など後に一  
 國とも成らざるを大八洲の數に合せたる事なれと、  
 此にも第七一書などは前後の違こそは有けれ、古事  
 記と同じきは正説なりと聞ゆればなり)記傳五(二  
 十三丁)に周防國大島郡か、此郡は離れたる島にて  
 今八代島と云へり、上關の東安藝の嚴島の西南に在  
 り長さ今道八九里許、横五六里許なる島なり、萬葉  
 十五(十五丁)に過大島鳴門而云々、巨禮也已能、  
 名爾於布奈流門能、宇頭之保爾、多麻毛可流登布、  
 安麻乎等女杼毛と詠る此鳴門今もあり、大畑の迫戸  
 と云て周防の地と大島との間の迫門なり、潮満たる  
 時は鳴響甚高くて舟人の怖る、所なりとそ、國造本  
 紀に大島國造、志賀高穴穗朝、无邪志國造同祖、兄多  
 毛比命兒、穴倭居命定賜國造と有るは、阿岐の次き  
 周防の前に載せられたは皆此大島なり、後選集戀一に  
 人知す思ふ心は大島の成とはなしに歎く頃かな、同  
 四に大島の水を運ひし島々の云々此に同じ、と有に  
 て明らかなり、猶ほ其の次に引ける雄略天皇七年御  
 紀に集聚百濟所貢今來手伎於大島中託稱候風

淹留と見え、繼體天皇二十六年御紀に却還大島と  
 有も右と同じかるへし、但此に洲字なるを右に島と  
 有は違へるに似たりと雖も、此は大八洲の一に取り  
 彼は其ある状に依れるか故に島字を用られたる者な  
 り、(通證に屬肥前國者と有れとも唯大島と耳云へ  
 るは周防のなるか故あり、又記傳に筑前國湊より  
 今道三里北の海中にも大島あり胸形の中津宮と申は  
 此島なり、源氏玉鬘卷に船人も誰を戀とか大島の宇  
 良悲しけに聲の聞ゆる、河海抄に大島筑前國なり鐘  
 御崎の近邊とあり、鐘岬の西方に當れりと有るも此  
 の大島なり」と有は別なり、又肥前國松浦郡平戸の  
 東北の方にも大島あり肥前の北壹岐の南なり」とあ  
 る此も大洲に非ず、右等を大島と云へるは何の事も  
 なく見たる状に依れるなれば此とは異なり、)大多麻  
 流別は大玉有別と云事にて、其陸地なる周防國の由  
 縁に依る事なり、其は和名鈔郡名に大島玖珂と並出  
 たるも、大島の海中なるに合せて其陸地なる由の名  
 なれば、周防を本にして其子洲なる事決なければ其  
 國を別て、一島と成れる義を以大多麻流別とは云な  
 りけり、周防に玉を云事は和名鈔郡名に佐波郡玉祖

(多萬乃於也)と見え、神名式に佐波郡玉祖神社と有  
 など是なり、此社如何にしてか大社の列には漏れ給  
 へれとも、三代實錄に貞觀九年三月十日、周防國從  
 四位下玉祖神、從三位と有て神階甚高く御在し、又  
 日本紀略には康保元年四月二日丁未、授周防國座正  
 二位玉祖神從一位と見え、今昔物語十七(廿三語)に  
 今は昔、周防國の一宮に玉祖大明神と申す神在す、其  
 社の宮司にて玉祖惟高と云者有けり云々など有は、  
 其社の聞え高かりし故なり、但此神は其より後に成  
 れる神にて此には關係せぬ事なれとも、大多麻流別  
 と云へは玉に義あるに依て云へるなり、(又此國に隣  
 れる安藝國にも又思ひ合すへき事あり、其は國造本  
 紀に阿岐國造、志賀高穴穗朝、天湯津彥命五世孫、飽  
 速玉命定賜國造と有は、明映玉命なるへく此に依  
 れは、天湯津彥命の湯津は五百箇にて玉を貫連ねた  
 る名なるへし、神名式に佐伯郡速谷神社名神大月次  
 新嘗と有は其氏社なる可きか、速は映にて玉に縁あ  
 り、三代實錄に貞觀元年正月廿七日安藝國從五位上  
 速谷神從四位下、同九年十月十三日授安藝國從四位  
 下速谷神從四位上とあり、今平良郷に坐て二宮速田



大明神と申すと云り、然れば安藝國と云ふも玉の明なる義を取れるにや、其は佐渡國造志賀高穴穗朝、阿岐國造同祖久志伊麻命四世孫、大荒木直定賜國造と有る、大荒木直は姓氏錄右京神別天神に玉祖宿禰高御牟須比乃命十三世孫大荒木命之後也と有るも同し人と思しく、又大島國造の次々周防國造の前に波久岐國造有り延佳か頭書に波久岐可作與之岐、疑今周防國吉敷郡と有るは然る言なるに瑞籬朝、阿岐國造同祖金波佐彦孫、豐玉根命定賜國造と有るも玉に依れる名にて、寶鏡開始章第二一書に玉作部遠祖豐玉者作玉と有る此は神名にて別なれとも玉を作るに依て豐玉と云ふを考合す可なり、又阿尺國造思國造伊久國造染羽國造信夫國造白河國造等は何れも、阿岐國造同祖と有れば阿岐より支族の別れたるなるか、右の思國造は思得されとも其外は皆陸奥國にて其に玉造郡有り、又神名式に敷玉早御玉神社有をも思ひ合す可し續紀に玉作部なる人本國に往々見ゆ、○次生吉備子洲は第一第八第九一書にも大八洲の列にあり、古事記に生吉備兒島亦名謂建日方別と有りて大八島國の外にある是宜し、(右の文に

然後還坐之時、生吉備兒島と有を一にして、二に小豆島、三に大島、四に女島、五に知訶島、六に兩兒島と有か中より、御紀には吉備子洲、大洲の二を、大八洲の列に加へられたれとも、決めて誤傳にて此を傳へを脱せるか故に事の混れたるなり、又此の兩兒島と云は雙生隱岐洲與佐度洲と有を一の島の事と爲るは、古事記の誤なる事右の雙生の下に引て註せるか如し、然れば此還坐し時に生給へりしは島五なり、其小豆島は續紀卅八に、備前國兒島郡小豆島と有を、今は讚岐國寒川郡に屬りと記傳に云はれたるか如し、應神天皇二十二年御紀阿豆枳辭麻の傳に云へけれども先心得置へし、此島の亦名を大野手比賣と云る大野は字の如く手は道なり、八十隅路を八十隈手とも云か如し、此島山峻岨しからずして大なる野を延したる如くなれば其意なるへし、女島は豊後國直入郡の東北に姫島と云ふある是なり、此事傳一に云へるを四神出生章第十一書速吸名門の下に合せ説へし、知訶島は釋紀に肥前國也云々と有を引て五島平戸などの島々を總稱なるへしと、記傳に註されたるか如し、此事敏達天皇十二年御紀血鹿とある

下に云へし、亦名を天之忍男と云へる忍は大なる事上なる隱岐洲の下に云へるか如く、男は峯にて風土記に或有二百餘近島、或有八十餘近島とも有る如く、海中に小山成る島々の多く列なるを以て云ふなり)記傳五(二十二丁)に吉備は後に三國に分る、和名鈔に備前(岐比乃美知乃久知)備中(吉備乃美知乃奈加)備後(吉備乃美知乃之利)とある是なり、吉備中國仁德天皇六十七年御紀に見ゆ、此は當昔已に三に分れて有しにや、但此後も多く吉備國と耳あり、天武天皇御紀上卷に、吉備國守なる人見えたるは三國を統たる守にや、又同卷に吉備大宰と云職も見ゆ、又和銅六年に備前國六郡を分て美作國を置れたり、名は黍より出たるなるへし、和名鈔に木美とあれとも美と備は古常に通はし云へり、と有は、然る言なり、小豆島は小豆に因れる名、粟島は粟に依れる名なるに合せて實に謂れたり、(應神天皇二十二年御紀の大御歌に、吉備那流伊毛搗と詠せ給ひ、古事記高津宮段の大御歌に、岐備比登等云々とも詠せ給へるは、其大名なれば正しく知られぬとも右に吉備中國と見え、安閑天皇二年御紀に、備後國、欽明

天皇十七年御紀に備前の名見えたれば其頃三國に分れたりしなり、然れば右の吉備國守は何れか一國のにても有へきかとも思ゆれとも、大宰と有を以て見れば三國の守を兼たりし者なるへし、兒島は、記傳に吉備國に兒の如く附る故の名なるへし、高津宮段に吉備國兒島之仕丁と見え、萬葉六(二十四丁)に日本道の、吉備乃兒島乎、過而行者、筑紫乃子島所念香裳とあり、後に備前國の郡と成れり、欽明天皇御紀に備前兒島郡とあり、和名鈔郡名に兒島(古之末)とある是なり、右の高津宮段なる兒島之仕丁を眞福寺本に兒島郡仕丁と有るは却に誤にて、未其時に郡名を以て稱事は無しし者なり)建日方別と云亦名は古は吉備に屬る兒島とも云ふ狀なりしを後には其國と相接ける地理を思ふに、建は更るにて兩方より國と島との長け延て接ける由にて、武勇も健も其勢の進み長るなれば同じ意なり、日方は借字にて干潟なるへし、萬葉六(三十八丁)に潮干乃潟爾、多頭鳴渡、十五(六丁)に牟故能宇良能、之保非能可多爾云々とある是なり、然れば二神の生坐し初より干潟と成て國を接給はむ爲に生み別給へりし意を以て、其



國魂神の如此御名に負はし、なり、漸々に其亦名の如く干瀉と成て相接けるを以て、二神の見徹し坐し御徳の甚可畏き事を仰き奉るへし（記傳に日方と云ふ風も有り、萬葉七に天霧相日方吹羅之と見えたる、此は東風を日方より吹く意を以て云へるにて別なり、瀉は字書に海濱潮汐之地也と云るか如し、潮の往來ふ地なるを記傳に天日方奇日方命に由有へき説も有れとも、古事記には櫛御方命と有る時世も遙に後れたる事なれば如何、）○由是始起大八洲國之號焉の由是は其數八に具ひるを以て云ふなり、第一一書にも由レ此謂之大八洲國一矣とあり、古事記にも故因レ此八島先所生謂大八洲國一と見えたり、偕て此大八洲國と云ふ名はしも二神の此時より起れるにて、唯有の任に命けさせ給へる者なり、四神出生章には二神の御言に吾已生大八洲國及山川草木云云と有を以て知るへし、然れば葦原中國と云ふ事は、古事記の伊邪那岐命の桃子に告給へる御言に見えて共に古くは有れとも、其は葦と云ふ物の生巡れる其中に在る國の義を以て宜へるなれば、生の任に大八洲國と云ひけるよりは猶後の事なるか上に其は天に

對へて、大地の皆を云りと所思しければ廣くして皇國の惣號とも限らざる事、同章第十一一書に説を見て知るへし、（又此の第一一書に、有豐葦原千五百秋瑞穂之地と有るは大八洲國の嘉號には有れとも、此は天孫降臨の時より後の事なれば、此に在は後の名を先に巡らされたるなれとも事實に叶はず、大殿祭詞に大八島豐葦原瑞穂之國とは見えたるも、大八島と云ふを本にして次に豐葦原瑞穂之國とは宜へる者にして深く御用意の有る事なり、）寶劍出現章第一一書に見えたる素戔鳴命の御子に、清之湯山主御名狹漏彥八島篠、一云清之擊名坂輕彥八島手命、又云清之湯山主三名狹漏彥八島野とも申せるを、古事記に八島士奴美神と有る共に合せて、地神本紀に大己貴神の亦名に計ひたる此正説にて共に大八洲國を經營給へる義の御名なり、又八千矛神の御歌に夜斯麻久爾、都麻々岐加泥氏と詠せ給へるなを思ふへし、（繼體天皇七年御紀なる、勾大兄皇子の御歌に、野斯磨俱爾、都磨々祁弭泥底云々と詠せ給へるは、右の御歌に擬はせ給へる者なり、出雲神賀詞に、高御魂神魂命能、皇御孫命爾天下大八島國乎事避奉之時と

有は、天下の全なれとも大八島國を外國と混へさる文なり、次に大八島國、現事顯事、令事避支と有も同じ、例へは其子に家を讓と云へは其家に屬る田畑山林迄を併せたる事なると同じく、大八島國を擧て萬國の意に用たる語なり、神皇承運章第一一書に所稱狹野者、是年少時之號也、後撥平天下、奄有八洲、故復加號、曰神日本磐余彥尊と有る、此は國號考（三丁）に大八島國といふ號は外國に對はす獨立て天下を總云ふ號なり、倭建命の御言に吾者坐三纏向之日代宮、所知大八島國、天皇と詔給ひ、孝德天皇二年御紀詔に現爲明神御八島國、天皇と詔給へり、公式令の詔書式にも朝廷の大事に用ひらるゝ詔には、明神御宇大八洲、天皇詔旨と詔給ふと見えたりと云れたるか如し、（又孝德天皇白雉元年御紀に乃是陛下及至千秋萬歲、清治四方大八島云々、文武天皇十二年御紀に明神御大八洲、日本根子天皇勅命者と見え、續紀詔にも多く有る事なり、）又記傳五（二十丁）に上件八島を生坐せる序次、先於能基呂島にして御合坐て淡道島、偕て西へ幸て伊豫之二名島、次に筑紫島と生坐し、北に折れて伊伎島津島を生坐

し、東に廻りて佐度島を生坐し、南へ歸りて大倭島を生坐るなり、如此く其序漫りならざるに、唯隱伎島耳亂れて筑紫の前に有こそ甚もと不審しけれ、故書紀と合せて考るに八島の次第、彼紀は六の異説有れとも隱伎は何れも佐度の前に在り、此記も必然有へき者をや、舊事紀の八島の次第は、全く此詔を取りて書ける者なるに對馬洲、次隱岐洲、次佐度洲と有は克叶へり云々とある、實に然る言なり、（又同記に然後還坐之時云々とある、島々を生坐る序次も右の如く東より西へ廻坐り、先吉備兒島は備前なり小豆島亦同じく、其より西に幸して生給へる大島は周防なり、次に女島は豊後知訶島は肥前なり兩兒島は隱伎と佐度とを双生し給へりし事の誤傳なれば其除きて云はず、又右に引ける記傳の始に淡島の事を云れたれとも、此は淡路の隣なるとも定め難き説あるに依て其を省きたり、）偕て二神磯取盧島を國中之天柱と爲て、左右に分れ旋り給ひて其天柱の一面に會給ひし時に、陰神の先唱給ひしに依て祥無かりしを、推て遷合ひ爲給へりしかは、蛭兒と淡洲とを生給ひけり、其蛭兒は三年迄待試み給ひしかとも、



葦尚生立さりし故に流る、隨に放棄給へる、是今の渡島なり、次に淡洲を生給へる此は粒々と其數は若干なりしかとも又祥はしからさりければ、淡め坐て共に御子の列に入給はさる、此れ即ち大地に分散ける外夷の萬國共なり、此は此章にはなき事なれとも、第一一書及古事記の傳々の説にて必ず斯る可なり、此より天神に卜問して今般は陽神先唱へ陰神後に和へ給へる其次序違はさりしに依て、先巡らして大八洲國を産給ひ、再巡坐て五の島々を生給へるか、其等は各屬る國有て其子洲の如くし有ければ、受張て正しく國と云物は八洲國耳にして即貴御子とも申へき大御國なる者なり、其は譬へは二神の御子神等は多に坐せとも、最後に成り坐せる天照大神等の神を貴御子と御父大神の稱舉給ひし如く、其御徳も何も萬神の比に非るか故に、古語拾遺に天照大神者、惟祖惟宗、尊無二、自餘諸神者、惟子惟臣誰敢抗と有と同し狀にて、蛭兒淡洲等は此自餘諸神の如く、大八洲國は天照天神の如く、萬國に君として尊き事二なき者なり、(其は例共多き事にて古事記日代宮段に、凡此大帶日子天皇之御子等所錄廿一王、不レ入レ記

五十九王、并八十王之中、若帶日子命與倭建命亦五百木之入日子命、此三王負太子之名、自其餘七十七王者、悉別賜國々之國造亦和氣及稻置縣主也、故若帶日子命者治天下也とある如く、二神の國土の尊卑を定め給へる狀も又然り、(萬葉五(三十一丁)に神代欲理、云傳介良久、虛見通倭國者、皇神能伊都久志吉國、言靈能、佐吉播布國等、加多利繼、伊比都賀比計理と有は、神代の古語を云顯はしたる者にて作者の心に非る事云も更なるか、其伊都久志吉國とは、古事記に見えたる二神の互に宣ひ入給ふ御言に、愛我那邇妹命とも、愛我那勢命とも宣へる愛是なり、彼蛭兒淡洲共の御子の列に入さるは、淡め惡み坐に依ての事なるを如此く愛くしされ奉る事はしも、夫婦の御序次の善はしく調ひて御合坐るに依る事にて、此大八洲國に生と生出る人の性に備りて、又萬葉十三(十丁)に葦原能、水穗國者、神在隨、事舉不爲國と有か如くにて、萬事に就て美たき可美大御國になむ有ける、(彼蛭兒淡洲などの成れる夷狄の國々は然らず、陰神の先言し給へりし性を受得たるか故に、君臣父子夫婦昆弟長幼の序次正しからざる

を以て、天神より聖哲と云者を出し給ひて其の教訓に従はしめて、其行ひを正す事なるは是も亦天神の御命を請て改め給へるに依る事なり、此事第一一書に就て委しく云事なれとも、此には事の序に少の其端を云ふ者なり、然るは始終に亘りて予か説の貫き立つ所此なれば心を着へし、○對馬島は第七一書には壹岐洲の後に出て大八洲の一なり、古事記も其順次に伊伎島の次に生津島亦名謂天之狹手依比賣と見えたる其必然るへし、此も例に依れば對馬洲と書る可を島と有るは大八洲の列を除きたるか故なり通證に此紀二尊所産生者用洲字潮水所凝成者用島字と有る意味を以て記されたるか故なれとも此は決く私事なり、下に引る天智天皇御紀に對馬國と有からは大八洲の一なる事云も更なり、然れば此に潮沫或は水沫の凝成れる由も傳たる、其より西方なる外國共の事に混れつる事其に註せるか如し、(舊事紀には二處に同じ事の出たる、共に大八洲の部に入れるは美たき事なり、然れば此を始て一書共の大八洲の説共は異なる傳々なり、)對馬は萬葉一(二十六丁)に在根良對馬乃渡々中爾とある、在根良は

布根竟の誤にて津と續けるなり、然れば古事記なる津島其正字なるへし、記傳五(十九丁)に毛母布爾乃、波都流對馬と詠る如く、韓國の往還の船の泊る津なる島なり」と有るは然る言なり、(又魏志と云ふ漢籍に此島の事を對馬國と有り、此は此方にて津島と云を彼國にて聞傳へ誤て如此は書る者なり、偕て書紀に即ち此文字を假字に取りて書れたり津島の假字に對馬と書むは、然る例あれは然もあらなむを島字を添へられたることを心得ね、島々と重ねて云ふ名は有るへき事かは、淡海の海なと云ふ例とは異なる者をや、敏達天皇十二年御紀には津島と書れたる所有り、是古の書體なり」とあり、允恭天皇四十二年御紀に對馬と見え、天智天皇六年御紀に對馬國と有れとも、正しくは津島と書るへき事なり、)亦謂天之狹手依比賣は伊伎島の天一柱と云て男莖形にして獨立るに對せて其國體に就て思ふに、記傳に魚取具に纏てふ物も有り」と云れたる其は中間かにして、女陰の形を成して用を爲す者なれば、狹手依は纏依なるへきや、其は萬葉四(四十一丁)に網兒之山、五百重隱有佐堤乃崎、左手蠅師子之云々とある、其山の五百



重に隠れるか纏の状なるを思ふへし、但纏てふ物名有りて後に佐傳の言有に非す今も俗に物を攪寄る事を佐傳流と云ふを以て知へし、然れば國と成るへき物を佐傳寄て女神の形に成せる義の名なるへし、(和名抄に、纏網如箕形一狭後廣前者也和名佐天とあり、萬葉一に上瀬爾、鵜川乎立、下瀬爾に、網刺渡云々、九に三河之、淵瀬物不落、左提刺爾、十九に平瀬爾波、左泥刺渡云々とある、此は狭手の例に引耳なり、又大伊狹手彦と云人名なるも然り)○壹岐島は第七一書には、對馬洲の先に壹岐洲と有て大八洲の一なる其正説なる事右に註るか如し、古事記舊事紀共に其如くにて、生伊伎島亦名謂天比登都柱と見えたり、(皇極天皇元年御紀にも、壹岐島と有て洲字を書けるは外には見當らぬとも、此には必對馬も共に洲と有るへき所なり)記傳五(十七丁)に、萬葉十五(二十五丁三十六丁)に由吉能之麻と見え、和名鈔にも壹岐島は由岐と書し、大和物語に先帝の五の王の御女は一條君と云て、京極の御息所の御許に侍ひ給ひけり、善も非ぬ事有て罷出給ひて、由伎の守の妻にて在すかりて云々なと有るに因りて、由

伎を古訓と思ふ人有れと、繼體天皇二十四年御紀の歌に、武胥左屢樓、以祇能和駄喇鳴と詠み、此記にも伊字を書き壹字も由の假字に非ねは本は伊伎なる事明らかし、然れとも懷風藻に伊支連と云ふ姓を目録には雪連と作き、又彼萬葉に由吉と有るなとを以て思ふに必由伎とも通はし云ふへき故有る名義と見えたり、行も通はして伊伎とも云へり此も同し例なり、故思ふに天武天皇五年御紀に、齋忌此云三踰既と有る齋忌は、伊牟、伊波布、由麻波留、由々志、由豆、伊豆など様々に云ふ言にて伊と由と通へり、斯在れば齋忌も古は伊伎とも云ふへし、若くは息長帶比賣命の辛國を征に幸行し時なと此島にして、神を祭り坐とて齋忌の事の有けむ故の名にもや有む、齋忌古は大嘗に限る可からずと有るは尤なる説なり、其は大神宮月次祭、又神嘗祭詞に由貴能御酒御贊など有を、建久行事記には唯に其奉る物を云すし由貴と耳云へるは神を祭るには、齋清めて仕奉るか故なり、然れば韓征の御時の例なと有りて後には其渡る人々の此にて神を祭鎮めて渡る事なりし故に、自然に國名とは成れるなる可し、(其は山を越る

に必其坂路にて幣を手向けて過ぐる事なりし故に、終に手向と云て名の如く成れるか如し、古語拾遺に天照大神を倭笠縫邑に遷し奉れる時の、宴樂歌に美夜比登能、於保與須我良爾、伊佐登保志、由伎能與呂志茂、於保與須我良爾と有る、由伎能與呂志茂は齋の宜しもにて、此は唯其祭る事を由伎とは云へるなり、右に引る萬葉一に在根良對馬乃渡々中爾、幣取向而、早還許牟と有るは、三野連なる人の入唐時に贈れる歌なるを思ひ合せて、記傳の説の允當れる事を知るへし、又一の考に辛國へ渡るに先此に舟留て息む故に、息の島か」と有は諾ひ難し、天比登都柱とは海中に獨立て對馬なる女神に相向ふ耳にして、其他に相對へる洲國か非る謂なる事、伊豫洲はしも飯依比古と愛比賣、建日別と大宜都比賣と夫婦の國二並ぶが故に、二名洲と云ふを此は天之狹手依比賣と唯一並なるを以て、天一柱とは云へるなりけり、(記傳に海中に離て一ある島なればなるへし、萬葉三に淡路島中爾立置而と詠るも、柱と云へき由あり、神代卷に以礮馭盧島爲國中柱とも有り」と云れたるを考ひ合すへし)名義、比登都柱と云へる柱

は男神の謂ひなるへし、和名鈔に玉莖(男陰名也)楊氏漢語抄云屢(破前一云麻良云々)とある破前は柱なり、古語拾遺に男莖形を、裳波是賀多と訓るも男柱形なるを思ひ合すへし、又天之狹依比賣と相對ひて男神と云へは此神より外には非るなと考ひ合せて曉る可なり、(右の古事記の註に訓天如天と有は記傳に阿米乃阿麻乃などは云す直に阿米某と云ふを如是は註せり、下卷檜垣宮段に訓石如石なとも有り)○對馬島壹岐島、及處々小島、皆是潮沫凝成者矣、亦曰水沫凝而成也と有は、此章の中にも殊に愛たき古傳なるか中に、右の二島は共に大八洲の一なれば、此は異なる説には有れとも、處々小島云々の事を如此く傳へたるなむ、甚々偉慶しき神の賜物には有ける、鈴屋大人説に處々小島と有るは必しも小き嶋耳には限るへからず、大八洲の外なるを皆凡て如此は云へるなれば其中には大なるも多く有るをかし、然れば皇國に屬る島々耳ならず、諸の外國をも大なる小さを云はす皆此内と爲へきなり」と有るは、彼思兼深き大人にして深く遠く思慮り得られたる可美説言なりかし、(此は記傳五の二十八丁に此文を引



て註されたる説なれども、餘りに珍らしく所思ゆる故に殊更に其名を出せるなり。猶て其處々小島はしも謂ゆる淡洲の事なり、其を古來紀伊國と淡路國との間にある島の名と心得る事には有れども此は何となき小島を云ふ名にて皇國の内にも處々に然る名の小島の多在るは本より謂れ有る事なり、二柱神の生坐し、は大八洲と又還坐し、時に生坐し、島々にて、古事記に所見たる其數僅に十四と先に生坐し、蛭兒淡洲との内、兩兒島は傳の誤なるに依て此を除きて、凡ては其數十五計なるを鎮火祭詞に神伊佐奈伎伊佐奈美乃命妹妹二柱嫁繼給比、國能八十國島能八十島乎生給比、八百萬神等乎生給比云々と有とは、此上なき違ひなり、又生島神詞に皇神能敷坐、島能八十島者谷蟻能狹度極、鹽沫能留限、狹國者廣久峻國者平久、島能八十島墜事無、皇神等能依左比奉故爾云々と有も亦右に同し、斯れば右の八十國と云ひ八十島と云るは此大地に屬る萬國ならては合はず、然れば右の十五は其數を合せ總たるにて此も彼も云以て行く時は、共に歸る所は萬國と成なり、(右の祝詞の文は天神の御言なるを其御言に、國能八十國島

能八十島とある上は、正しく八十國八十島なるを、誰も々々詞の文なりとして深くも考へざるは危漏なる事なり、予此に委しき説有りて已に祝詞講義に註へり、但右の八十は數の名には非らず八十神、八十人、八十子など、古書に云へる如く唯數の多き事なり、(右の中に蛭兒は今の蝦夷島なる事第一、一書に註す如く、淡洲は紀伊國なるを始として皇國の國の邊に許多有りて、其餘は此大八洲國より西方に在ゆる萬國是なり、淡洲の淡は輕く小き由なり、萬葉二(三十六丁)に零雪者、安幡爾勿落とある、安幡は淡には非らず、又沫にては本より非らず、安幡は小粒なるを云ふなり、此を勿落と禁止めたるは、小粒なる雪は却りて深く積りて、大雪と成れ、はなり、穀類の粟も右の如くにて、味の淡しき耳ならず、其小粒なるを以て稱けたる者なる事云ふも更なり、然れば阿波の言義は大僅なるへし、(大を阿と云ふ事古言に多く、僅は波と約る言には非れとも凡て波と云ふ言はしも、僅なる義なる事今更に云ふ迄も非らず)故二神の國生坐し、始に、大島と云へるは此大八洲國より無くして、其餘は處々小島にて有つるなり、然

るに漸次に潮沫水沫の凝成て形の如く大なる國とは成れ、とも、皆其始は粒々と小き淡洲の散在なるを基として、出來たる事故に、國生の古傳には、生淡洲(こも處々の小島とも有て、其末の事迄は云はざる故に、此一枚の天地を別なる域として、神の御力の及はざる界と爲めり、(凡皇國より外なる戎其の國々を、一に阿自夜二に遙呂婆三に阿夫理加四に南北の阿米理加等なるか、其は阿自夜より次々西方の開け行たる者なるか、阿自夜は皇國、赤縣、印度等を収めたる一大部なるに、阿自夜と淡洲と言の近きは、我古言を訛れる者と見えて、其名義の西洋にても明らかならざる由にて、或曰神聖首出之國也なとも或書に云へり、但右等の稱は天下萬國の君國と有る皇國より命せ給へる名に非れば、此を其任に用る事は皇神等にも天皇尊にも恐あり、此よりは西蕃とか西戎とか遠西とか荒西とか云ふ狀に卑しめ云ふへき者なり、其より漸々に凝合ひて大きく國形を成せる故に、我か皇神等の御心と彼國神に負せて、各其地方の言を以て其名を命し令號給へる者と見ゆ、寶劍出現章第四一書に、素戔鳴尊、帥其子五十猛神、降

於新羅國、居會戸茂粟之處云々、初五十猛神、天降之時、多將三種而下、然不殖韓地、盡以持歸と見え、第五一書に素戔鳴尊曰韓郷之島、是有金銀、若使吾兒所御之國云々と有は、其地方を始て經營給へるなり、口訣に素戔鳴尊始開新羅也と有る耳ならず、實は萬國を開給ふに先立て新羅より事始め給ふ事其傳に云ふを見て知へし、欽明天皇十六年御紀に百濟國に仰下さる、語に、原夫建邦神者、天地割判之代、草木言語之時、自天降來造立國家之神也と有るは、此に合せ考ふるに決く右の二神なる事云ふも更なり、出雲風土記なる八束水臣津野命の國引文に、考余志羅紀乃三埼矣云々、北門佐伎乃國矣云云と有る、佐伎は齋明天皇六年御紀に、百濟の軍士等か、新羅と戦ふに、據任射岐山と有るは此も百濟の地を云ふなり、如此く外國々を御心の任に引寄給ふと云ふも、皆我か皇神等の造給ふ枝國なるを以てなり、神名式に韓國伊太氏神社と申すか、意宇郡に二社、出雲郡に三社有るを思ひ合すへくなむ、(右の八束水臣津野命と申すは素戔鳴尊の御事なる由、予考ひ得たる説有れば、寶劍出現章に就て云ふへし、



然れば右の新羅は退域にて、其大神の天より逐はれ坐し、由に起り、百濟と云ふは其天降り坐し、謂なるへく、曾戸茂梨は其神の在し、地に、須佐と云ふ地名の皇國に多在る如く、曾戸は須佐なり、茂梨は主にて其神戸を定め御し、謂なるへし、茂梨に主字を書くは萬葉に山主と作るを以て知へきなり、然れども右の新羅或は韓地など云は區別たる名にこそ有けれ、廣くは悉く萬國を指て常世國とは云けるなり、寶劍出現章第六一書に其後少彥名命、行に至熊野之御碕、遂適於常世郷一矣、亦曰至淡島、而緣粟莖者則彈渡、而至常世郷矣とある是なり、右の熊野之御碕は出雲國意宇郡の碕なるへし、其は次なる淡島の事を伯耆風土記に、伯耆國相見郡、郡家西北有粟島、少日子命、時粟莖實離々、即載彈渡常世國、故云粟島一と見えたる、此二を合せて云ひには、熊野之御碕より出立たし坐て、粟島より渡り坐るは此の淡洲彼の淡洲に相通ふ由に本着て往坐るなるへきか、三五本國考に云れたる如く、我少彥名命赤縣に天墮し給へる、漢名を秦一小子と申すを、扶桑神洲より出興し給へるに依りて東華大神小童君とも青真小童君と

も申す由に云れたるは、然る物にて彼淡洲の成れる常世の唐戎の國々に、嘉穀と愛貴ふ物は又粟なる事こそ奇しく妙なりけれ、淮南天文訓に古之爲度、升合量衡輕重、生乎天道、秋分粟定々々而禾熟、律之數十二粟而當一粟、十二粟而當一寸、分一寸而爲十分、十寸而爲尺云々と有る、粟は高誘註に粟禾穗粟孚甲之芒也と見え、禾は説文に嘉穀也、以二月始生八月而熟、得之中和一故謂之禾云、凡禾之屬皆从禾と有は粟を主と爲か故なり、粟は嘉穀實也从、鹵从米と有なと、皇國の地には瑞穂の嘉穀なると同じ狀なり、又其粟は少彥名命の持渡り坐るか、彼國にて其出來始なるを思ふへし、(彼土にては凡ての穀を粟と云ふも此より出たる者なり、右の如く天地の中和を得たる穀なりなとも理窟を付て此上なき穀と爲る事はしも、其地方に住みて佗を知らざる故に至極の事なりと思ふらめとも、我瑞穂國より見ては又憐れむへき者なり)斯れば淡洲は粟洲にて我か瑞穂國に對へて又萬國を云へき名なりけり、但二神の初には未粟なとは非さりしかは小粒にて多く出來れるか故に、淡め惡み坐ての名にも有るへけれとも、又

穀の粟も其には嘉穀と云ふ物にて其地に良はしきなとも又奇しき事なり、此を以て淡洲は此の處々小島にて其即ち國能八十國、島能八十島にて、潮沫水沫の凝成れる事を知るへし、(但淡と沫とを一に爲へからず、淡は阿波、沫は阿和にて言異なり、猶淡洲の委しき事は第一一書にて説くへきなり)○潮沫之凝成は、生島神詞に鹽沫能留限とある是なり、此を唯に鹽沫の行き留る意として、大地の限りを云ふ語と心得る事なれとも然らず、二神の淡洲と云ふも處々に小島を多く預け給ひて國土と成るへき機關を成置給ひけるを潮沫の凝寄りて土砂と成り、漸次に積り累りて彼礮奴盧島の成れる始の如し、但其は神代の古昔耳然るに非ず、天地の有りの極みは生國足國と云ひて、人などの身の生長の如くして、此國土も生長つ物なるか故に、古に小島と云ひしも今しは四夷八蠻と、皇大御國に屬奉るへき萬國の許多に成れるを以て、猶行末の較略をも想像るへき者なり、(此事已に傳五沫蕩尊の下に云り考ひ合すへし、皇國には斯る委しき萬國の古説有るを得知すて、彼と此と異なる天地の如く思ひ取て、正しき神代の古傳を置て、

遙に遅く成れる外國の妄傳説を信と思ふ人も有るは如何)然れば二神の生み置すと云ひなから、御子の列には入給はず奴僕の如く貶し給へりしを、素戔嗚尊の巡作らし給ひけるに、大已貴命、少彥名命、二柱に事依して經營ら合給へるを、少彥名命は常世國に渡り給へりしかは、大已貴命は此皇國を専ら造り給ひ天神御子に此國を遊り奉り給へる後に、常世國に渡らし給ひて少彥名命と、共に歸り坐し事、文德天皇實錄に所見たるか如し、然れとも大已貴命は大國主神と申して、然も萬國の主宰と坐か故に、生國足國神とも、生島足島神とも申して、二神の御跡を繼ぎて國能八十國、島能八十島を終り堅め御在るか故に、此の潮沫凝成者矣の語を結ひて、祝詞には右に引る如く有るなりけり、此事祝詞講義に已に説るを見合て曉るへし、然れば此の文は二神の國生みの始より、大已貴少彥名命の國造の事に迄係て心得へき文なりかし)○水沫凝而成也と有は、潮水の泡沫を云ふなり、潮を水と耳云ふ事は古事記(身禊段)に於水底濊時云々於水上濊時云々と見え、萬葉十九(四十二丁)に水上波、地往如久、船上波、床座如と詠せ給へるを、始として集中例多かり(右の古



事記なる同し事を、四神出生章第六一書には、沈瀝於海底一とも、潛瀝於湖中一とも、浮瀝於湖上一とも有るを見合せて知るへし、水沫は水にも湖にも言語なり、神武天皇御紀に、於是天皇云々、造作八十平瓮天手挾八十枚嚴瓮、而涉千丹生川上、用祭天神地祇、則云々譬如水沫、而有所咒著一也とある、如水沫而有所咒著一也は水沫の朝原に依着を咒著と云ふか如くなれとも、此を加志理着と訓るは、今俗にも此より行て物と合ふ事を、加自理着と云ふは古言の遺れるなり、此水沫の事は此に然しも用無れとも、加自理着と云ふ事の状は水沫の凝聚る譬に引ける耳なり、(萬葉五に水沫奈須、微命母、六に三吉野、瀧乃水沫、十一に是川、水阿和逆纏、行水とも、鹽滿者、水沫爾浮なども有り、水沫は美邦和と訓むべきなり)傳三(沫蕩尊條)に引ける、宗像社縁起に第一神は海淡を集めて、島を築き居を遠海の奥に示し給ふ、末の世に至る迄異國を降伏し給ふへき由、御誓有りて彼島に留り給ふ、即ち奥御島と號す、是日本と高麗との中間なり云々と有るは、後人の決に思ひ寄ましき説なり、此類の説は色葉字類抄に、近江國竹生島の成れる事を、爰淺井姬命與氣吹雄命、競

勢争力更去丸還、下坐海中、其下海音云都布都布、故云都布夫島、即件神凝水沫、而爲磐積風塵、而作島云々と有る、此は竹生島縁起、及帝王編年記などにも出たるを、今は其宜しきに隨て引けるか、斯る事は自餘の神業にてすら右の如く成れる者を、況て國生み坐し、大神等の神業にして、幾千萬の島と云ふとも潮沫水沫を寄せ聚めて成給ふべき者なりかし、(今も海邊にて浮石の堅まるを見るに、潮沫の風の共漂ひ巡くる間に忽ちに石の質を成すと云へり、況て國生み坐し、神より其凝て國と成迄には、何千萬の年月をや經たりけむ、其間には如何なる大なる島も出来ぬべき者ならずや)然れば淡洲は大八洲國より以前に成れりと雖も、其國形を爲す事は遙に後なる事、右の如く偕て潮沫の凝て大きく國と成るには其地中に入て隠没たる淡洲も莫太ならむを唯神耳ぞ此を知む

右自嘉永七甲寅年二月七日始之、于時墨夷之騷動、幕府之薄弱、實是未曾有之珍事也、於是予志益固而、日夜無怠戰々兢兢、以上爲朝廷、下爲萬世、綴此書而、聊充慶夷賊屠奸吏之役云爾、即四月六日也、

### 日本書紀傳五之卷

神代上第五 八洲起元章 穗積重胤 謹撰

一書曰天神謂伊弉諾尊伊弉冉尊曰有豐葦原千五百秋瑞穗之地宜汝往循之迺賜天瓊戈於是神立於天上浮橋投戈求地因畫滄海而引舉之即戈鋒垂落之潮結而爲島名曰礮馭盧島

二神降居彼島化作八尋之殿又化豎天柱

天神云々は、古事記に、於是天神諸命以、詔伊邪那岐伊邪那美二柱神、修理固成是多陀用弊流之國、賜天沼矛而言依賜也と有ると、此は全く同傳なり、

(舊事紀にも、天祖詔伊弉諾伊弉冉二尊曰、有豐葦原千五百秋瑞穗之地、宜汝往修之、と見えたるは、此一書を取りつゝも、天神を天祖に換へたるなど、少か文を異に爲る耳なり) 傳正書には、天神云云の事は無くして、二神の御自ら思ほし立坐せる如く記されたるは、神世七代章の首に、天神の御名を出されざるが故にても有るべきなれども、瑞珠盟約章に至りて、伊弉諾尊功既至矣、於是登天報命仍留宅於日之少宮一矣と有るを見れば、正書は甚く事略きて記されたる耳こそ有けれ、其意味に取りては異なき者と所見たり、(天孫降臨章には、何處にも高皇產靈尊云々と記され、神武天皇御紀なる詔命に、我天神高皇產靈尊大日靈尊と、并べ申し給ひ、顯宗天皇三年御紀に所見たる月神の御託言に、我祖高皇產靈尊、有預鑄造天地之功云々と宣ひ、又日神も人に著りて、我祖高皇產靈尊と詔給へるは、何れも正書の續きなるに、天神の御名の出たるを以て思へば、神世七代章の首に天神の御名を略かれたるは、其成し坐る事實を表に立て、御名を幽せるなり、然れば釋紀に引る私記に、今此書者、獨初取地上之



神造<sub>ニ</sub>地下<sub>一</sub>者<sub>上</sub>也、故不<sub>レ</sub>及<sub>下</sub>天神之在<sub>ニ</sub>高天原<sub>一</sub>者<sub>上</sub>也、  
と有か如きには非ざるべし、山陰に云はれたる如く、  
強ひて漢籍めかし給へる耳には非ず、<sup>ツツキ</sup>借此一書は、  
古事記と同傳なるに就て、其聯の文を上<sub>ニ</sub>に索むるに、  
神世七代章第四一書に、高天原所<sub>レ</sub>生神名曰<sub>ニ</sub>天御中  
主尊<sub>一</sub>、次高皇產靈尊、次神皇產靈尊と有に應へり、  
然れば、此に天神と有るは、右の三柱にて渡らせ給  
ふ事、照し合せて曉るべき者なり、(記傳に、天神諸  
とは、初段に所見たる五柱天神なり)と云はれつれ  
ども、彼記の序にも、乾坤初分參神爲<sub>ニ</sub>造化之首<sub>一</sub>と  
有りて、右に引ける此紀の文と合へれば、右の三柱  
耳にて、可美葦牙彥舅尊、天常立尊迄は係らざるべ  
し、如何と云ふに、此二神も、共に彼の三柱の勅を  
奉けて行ふ列の神に坐すべければなり)借、彼月神  
の御託言に、我祖高皇產靈尊、有<sub>下</sub>預<sub>上</sub>鎔<sub>上</sub>造<sub>上</sub>天地<sub>上</sub>之<sub>上</sub>  
功<sub>上</sub>と有るが如く、其事は委ね任して循しめ給ひ乍  
も、幽より其靈を共に副へて、二神の御徳を大に成  
して、其御功を令<sub>レ</sub>立給へる事、申すも更なれば、二  
神の國生の御業も何も、云ひ以て行けば、右の三柱  
の顯迹なること、已に傳二に註せるを見てさとするべ

多杼流と云は、其物の形のある、其に則りて物の有  
を云ふとは別にて、此は其物の形を云て、心に思ひ  
取らしむる由にて、佗より取て佗に移すとの差異あ  
り)○有<sub>ニ</sub>豐葦原千五百秋瑞穂之地<sub>一</sub>は、國號の謂な  
らず國と成るべき地有り<sub>と</sub>云ふ意なるが故に、地字  
を書れたる者にて、古事記に、是多陀用弊流之國と  
ある是なり、然れども猶紛らはしき書き狀なり、(國  
名と成れるは、天孫降臨章、是始なれば、其所に註  
すべし、山陰に云く、古事記には、此所是多陀用弊  
流之國と有るを、如此記されたるは、後名を始へ巡  
らしたるにて、常の事なれども、此に此國號は似着  
はしからず)是時、泥土砂土の漂蕩へる物耳こそ有  
りけれ、國とも何とも未だ差別なき間の事なりしか  
ども、天神の御心にて、國とも地とも成るべき事を  
思はし定め給ひて、二神に斯る物有りとは謂はせ給  
へるなれば、後に號給へる瑞穂國などの事は思ひ及  
ぼして心得べきには非ず、(然れば、舊く地字を久邇  
と訓めるも、僻事には非ざれども、下に國と書れや  
るを、此に故なく字を換ふ可きならねば、その訓を  
外に求むべきかと思ひしは、猶非ざりけり、本の任

し、但し此は此二神に限らず、凡ての神の上にも人  
の上にも、預給<sub>ニ</sub>産靈の御靈なる事<sub>一</sub>、下なる宜<sub>ニ</sub>汝往  
循<sub>上</sub>之<sub>上</sub>の條に云ふを見て知べし、(又瑞珠盟約章の傳  
にも委しく云べし、此にて、人の死生の道を知り、  
又世間の人道をも知る事なれば、殊に大事の中にも、  
甚々止む事なき大事なる所なり)○謂<sub>ニ</sub>伊弉諾尊伊弉  
冉尊<sub>一</sub>曰の謂曰は、迦多理多麻波久と訓むべし、此の  
第四一書に、二神相謂曰と見え、瑞珠盟約章第二一  
書に、天照大神謂<sub>ニ</sub>素戔嗚尊<sub>一</sub>曰、寶劍出現章第六一  
書に、大己貴命謂<sub>ニ</sub>少彥名命<sub>一</sub>曰、海宮遊行章に、兄  
弟二人相謂曰など有る、謂字を迦多流と訓めるに従  
ふべし、(類聚名義抄に、謂字を伊布とも、伊波久と  
も、能多麻波久とも、於母布とも、迦多流とも、迦  
多良布とも、物賀多理とも註されたれば、迦多流と  
訓むも古かりけり)其は人に對ひて、其狀は云々な  
ると、其形狀を思ひ取るべく言ひ論す義なり、然れ  
ば迦多流は形有にて、物を體に取りて云ふ事にて、  
物事を唯に述ぶるとは異なり、然れば此なるも、有<sub>ニ</sub>  
豐葦原千五百秋瑞穂之地<sub>一</sub>と宣給はせたる地は、形に  
て、有字を迦多流の流辭には當れりける、(象を迦

に久邇にて宜し)○汝往の往は、天降坐す事を云へ  
り、次に降<sub>ニ</sub>居彼島<sub>一</sub>と有るを以知るべし、往は、常  
には、緯に地上を往來ふ事に云へれども、經に天地  
に昇降る事にも云へり、萬葉五(七丁)に、阿米弊由  
迦婆、奈何麻爾麻爾と訓めるは、是昇る事を往と云  
へるなり、四神出生章第十一書に、天照太神、復  
遣<sub>ニ</sub>天熊人<sub>一</sub>、往看<sub>レ</sub>之<sub>上</sub>天孫降臨章に、以<sub>ニ</sub>天穗日命<sub>一</sub>  
往平<sub>レ</sub>之<sub>上</sub>、其第一一書に、勅<sub>ニ</sub>天稚彥<sub>一</sub>曰、汝先往平<sub>レ</sub>之<sub>上</sub>  
など有るは、此と同じく天より地に降る事に、往と  
は宣へる者なり、(但し、其往は行至る事に云言にこ  
そ有けれ、唯に昇降り爲るを、往と耳は云はざるな  
り、名義集に、夜流とも、伊奴とも、佐流とも、都  
加波須とも、伊多流とも、由久佐伎とも、訓れたる、  
其意を得て考ふ可なり)然れば、此は天神の許より、  
二神を此國土に差遣し給ふ事を云ふなり、瑞珠盟約  
章に、登<sub>レ</sub>天報命、仍留<sub>ニ</sub>宅於日之少宮<sub>一</sub>矣と有るは、  
此の往に對ひて、其結なる事を明らむべし、然れば、  
此の正書は甚々事略がれたる傳なる事、灼然き者な  
りかし、(然れども、正書にも、天より降坐し意味は  
有るなり、其は立<sub>ニ</sub>於天浮橋之上<sub>一</sub>と云ひ、降<sub>ニ</sub>居彼島<sub>一</sub>



と有るを以て知られたり、此國土に成坐る神ならむには、何の故にか、天浮橋には立し給はむ、又天より降り坐るならざらむには、何を以てか降居とは云む、又彼島の彼は、其御立し坐せる天浮橋に對へたるなどをも、思明らむべし。○循を斯良須と訓めるは、決て古訓にて、大に深旨有る事なり、此を古事記に、修理固成是多陀用弊流之國と有りて、此循字は、右の修理固成の四字を約めたる者なり、通證に、循類聚國史、元々集、神宮古本作レ修と有りて、舊事紀も然には有れども、循字を誤とも定め難ければ、猶本の任にて有りなむ、名義抄に、循を袁佐牟とも志多賀布とも訓めれば、遠き字義には非ざるなり、然るを、古史徴に、循字、本共に循と有るは寫誤れるなり、類聚國史、又一本に脩とあり、都久流と訓べし、斯良須と訓めるは非訓なりと有れども、同抄に脩音同レ修と有りて、此をも袁佐牟又那良布など、有りて、同義なる者なり、且志良須を非訓と定められて、舊訓を取れざるは妄なり。但し此は循字よりは、其訓の斯良須に義を取る事にて、此語は、四神出生章第六、一書に、伊弉諾尊勅任三子一曰、天照太神者可

以治高天原也云々と有る、治字、其同し事を、其第十一書に伊弉諾尊、勅任三子一曰、天照太神者可<sub>レ</sub>以御高天之原也云々と有る御字などを、斯良須と訓める、其義なる語ながら、此を唯に領知する事と思ふは非ずなむ有りける、(然れば、世人の治天下、或は御四海などの語を、唯其政事を掌給ふ事と爲めるは、其一端耳を知りて、意の其餘に及ばざる者なりかし)然れば、此の循は、謂ゆる浮膏の如くして、漂蕩へる物を混がして國土を作り成し給ふ事耳には非ず、惣てに亘れる事にて、大地海原の諸神を生み給ひ、又、悉くは萬物を生み成し給ひて、形の如く此國土の成り竟る迄の萬事に係けたる御言にて、彼伊弉諾尊、功既至矣徳亦大矣と見えたる、御功德の全を申す事なり、是を以て、此循字に深く力を入れて、予が説言は物爲るなり、(然れば記傳四に、修理固成の修理は、唯作と書くと同し事なり、國を修理固と云ふ語は、記中に作<sub>レ</sub>堅其國とも、作<sub>レ</sub>堅此國ともあり、成とは成し竟へよと云ふ事なり云々と説れたる、義理は然る事なれども、此説に於て盡さざる者なり)先、循字を、古事記に修理固成と有る

其義を説きて末に、其循の意を結ぶべし、此は此二神に限らず、諸神にも人民にも、世に生とし活ける者、何れか此天神の勅任は奉けざりける、是則神道にて、人の業の因りて起る始なり、類聚名義抄に、業字を美知と讀む古訓有るをも思ふべし、(此事、已に見解有て、生島神詞講義に註せるが如し、披き見て其味ひ有る事をば知べき者なり)世人此を知れりや知らざるや、此宜汝往循之と有る天神の勅任なむ、謂ゆる神道と云ふ物にて、天下に被<sub>レ</sub>行る惟神の大道には有ける、天神の勅任を奉り行ふ事を、直に道と云ふ事は、古事記(御天降段)に、於是天照太御神詔云、亦遣<sub>レ</sub>易神者吉、爾思金神及諸神白云、坐<sub>レ</sub>天安河河上之天石屋、名伊都之尾羽張神、是可<sub>レ</sub>遣、若亦非<sub>レ</sub>此神者、其神之子建御雷神、此應<sub>レ</sub>遣云々、故爾使<sub>レ</sub>天迦久神、問<sub>レ</sub>天尾羽張神之時、答曰恐之仕奉、然於<sub>レ</sub>此道者、僕子建御雷神可<sub>レ</sub>遣乃貢進と見えたる、此道、即ち神道なる者なり、然れば、何神と雖も、其勅任を奉り其行ひ給ふ事、即ち道にて、四神出生章第六、一書に、伊弉諾尊勅任三子一曰、天照太神者可<sub>レ</sub>以治高天原也、月讀尊者可<sub>レ</sub>以治滄

海原潮之八百重也、素戔嗚尊者可<sub>レ</sub>以治天下也とある如く、高天原を治すべき神に坐す故に、高天原を勅任し給ひ、滄海原潮之八百重を治すべき神に坐し、又天下を治すべき神に坐す故に、各其所を勅任し授け給へれば、其高天原を治し、滄海原潮之八百重を治し、天下を治せる事、各其神道なり、斯れば、此の宜汝往循之と勅任し給へるも、國土萬物の祖神と爲りて、世中を立て給ひ定め給ふべき神に渡らせ給ふか故に、循之と勅任し給へる者にして、是ぞ高天原に事始めて、遠天皇の御世々々より、中今の大神代に至る迄、彌繼々に天下所知ひ次と、皇御孫尊の天地の依合の極み、天津日嗣と所<sub>レ</sub>知看す神道には有りける、(然れば、鏡作神は鏡を作るを以て道と爲給ひ、玉作神は玉を作るを以て道と爲給へる如く、其稟賦に因りて得たる幸を以て、道を行ふ事なり、但し今云ふ如くには、各自に道と云ふ物有りて、其行ひ異なるが如くなれども、云ひ以て行けば、天地間に唯一の神道にて、今此には其細目を云へるなり、猶傳中、瑞珠盟約章、功既至矣徳亦大矣の條、海宮遊行章なる海幸山幸の條、又孝徳天皇三年御紀、惟



神者謂隨三神道亦自有神道也と有る條に説かむ  
 を見合す可きなり。倍、右の循と摠括て云ふ言を、  
 記に修理固成と見えたる、修を都久理と訓める、其  
 は國を生み神を生み坐し、事を云へり、其は古事記  
 に、爾伊邪那岐命詔云々、而以爲生三國土、奈何と  
 有るを、下（黄泉段）に、伊邪那岐命語詔之、愛我  
 那邇妹命、吾與汝所作之國、未作竟故可還と見  
 え、此結句は、此四神出生章第六、一書に、時泉守道  
 者白云有言矣、吾與汝已生國矣、奈何更求生乎、  
 吾則留此國、不可共去と有りて、伊弉冉尊の白  
 させ給ふ御言なり、此等を思ひ合せて、修は生給ふ  
 事を云ふなるを知るべし、彼、顯宗天皇御紀に、我祖  
 高皇產靈尊有預鎔造天地之功と所見たる產靈  
 は、生産の義なるに、鎔造と宣へりし意味の契合へ  
 るを以て曉るべし、然れば、都久流とは、元より無  
 かりし物を、更に生み成すに起りて、却りて經營天  
 下など、有る物の上を、修理ふ事に云へるは後なる  
 者なり、（然れば、寶劍出現章第六、一書に、夫大已貴  
 命與少彥名命、戮力一心、經營天下と有るは、  
 此に修理固成御功業を受け繼ぎ坐せる乍に、少か異

なる所有りと知るべし、其は此には國土を生成し坐  
 るを修ると云ひ、彼には國土を修理ふ事を都久流と  
 は云へるなり、鏡作神玉作神などの作は、生成すに  
 は非ざれども、無かりし物を、新に作り成す事なれ  
 ば、猶此の例なり、理は袁佐牟と訓むべし、此は大  
 地海原の諸神等に勅任して、各其事を掌しめ給ひ、  
 天に上り坐して報命し給へるなどは是なり、寶劍出現  
 章第六、一書に、自後國中所未成者、大已貴神獨能  
 巡造云々、遂因言、今理此國、唯吾一身而已、其可  
 與吾共理天下者、蓋有之乎と有る、此文に先造  
 り成す事を云ひて、次に理と見えたる能く合へり、  
 袁佐牟は、吾身を主と爲て、事を侘に及ぼす謂にて、  
 上にも下にも亘る語なり、古事記（國作段）に、大  
 國主神云々、是時有光海依來之神、其神言、能治我  
 前者云々、然者治奉之狀奈何、答言吾者伊邪那岐奉  
 于倭之青垣東山上、此者坐御諸山上神也、又同  
 記（國遊段）に、大國主神答白之、僕子等二神隨白、  
 僕之不違、此葦原中國者、隨命既獻也、唯僕住所  
 者、如天神御子之天津日繼所知之、登佗琉天之御巢  
 而、於底津石根宮柱布斗斯理、於高天原永木多

迦斯理而治賜者、僕者於百不足八十垆手隱而侍と  
 見え、垂仁天皇御紀に、倭大神誨之曰、皇御孫尊、  
 專治葦原中國之八十魂神云々、汝御孫尊、悔先皇  
 之不、及而慎祭、則汝尊壽命延長、復天下太平矣と有  
 るなど、皆神を齋祭る事を袁佐牟とは云ふなり、然れ  
 ば、此等を例と爲て、其上にも下にも及ぶ意の語な  
 るを明らむべし、（和名抄に、修理職をば、乎佐女豆  
 久留豆加佐とある、修は造る事を云ひ、理は其職掌  
 の人を司る由なれば、都久理袁佐牟と云ふべき語な  
 れども、修理の二字を引合せて、如此は云ふなるべ  
 し、孝德天皇元年御紀に、修治宮殿と有ると同じ  
 事なりながら、然倒に訓るは中古よりの事なるべし、  
 欽明天皇十六年御紀に、修理神宮、天武天皇九年御  
 紀に、修理天社地社神宮と有る修理の字を、都久  
 呂比袁佐牟と訓めるを以て、修理固成の修理も、其  
 例に訓むべき事を曉るべし、理字は、漢籍荀子に、少  
 而理曰治と云ひ、字書に治、理也とあり、或説に彼土  
 の古書に治と有りしを多く理に換へたる事多し、其  
 は唐高宗と云へる會長か諱治と云へるを避けたるな  
 りと云へり、皇國の古書を記さる、時に、何の心も着

かれず、其換へたる任に被用たる可ければ、理字を  
 其心して、治と訓むべきなり、孝德天皇二年御紀に、  
 高向博士黑麻呂と云人の名有る下に、更名玄理と有  
 るは字音に訓むべきかと思ふに、其始に高向史玄理  
 と記して、久呂麻呂と訓めれば、字を更て玄理とも  
 書けるを註されたるなり、然れば、理字を麻呂とも  
 訓むにや、名義抄に、登々能布とも訓めれば、其義  
 に當るべし、理字を麻呂と訓べくは、理天下と云  
 ふは、同紀に、昔在天皇等世混齊天下而治と見え  
 たる、混と同義に歸り、但し此は事の因に云ふ耳、  
 固は、彼浮膏の若き物を固めて、國土と爲給ふ事を  
 云ふなり、神世七代章に、重濁之凝場難と有るを合  
 せて味ふべし、然れば其物を專に作り成すを固とは  
 云へり、幡磨風土記に、此二神を國堅大神と申  
 せるを以て知るべし、古事記に、大穴牟遲與少名毘  
 古那、相並作堅此國と有るを、尙委しくは、大三  
 輪三社鎮座次第記に、初伊弉諾伊弉冉二神、共生大  
 八州國、及所々小島、而地稚如水母浮漂之時、大  
 已貴命與少彥名命、戮力一心、殖生葦葦、固造な  
 ど見えたる是なり、（古事記玉垣宮段に、汝所堅之美



豆能小佩者誰解と有りて、堅の反に解くを云を以て、言義を思ふに、迦多牟は形聚にて、物の形を聚合せ結ふ由なり、語ると云ひ象ると云へる語共を合せて曉るべし、成は名爲にて、物を成せば名あり、其名なる事を物の爲るに依りて云ふ語なり、古事記(國生段)に、伊邪那岐命詔、我身者成々而成餘處一處在、故以此吾身成餘處、刺塞汝身不<sub>レ</sub>成合<sub>レ</sub>處而、以<sub>レ</sub>爲生<sub>レ</sub>成國土<sub>レ</sub>奈何、伊邪那美命答曰然善<sub>レ</sub>と有りて、生み成し坐る事を云へり、又同記(國作段)に、於是大國主神、愁而告、吾獨何能得<sub>レ</sub>作<sub>レ</sub>此國、孰神與吾能相<sub>レ</sub>作此國、耶、是時有<sub>レ</sub>光<sub>レ</sub>海依來之神、其神獨言治<sub>レ</sub>我前<sub>レ</sub>者吾能共與相作成、若不<sub>レ</sub>然者國難<sub>レ</sub>成と有る、此は成し竟ふる義なり、然れば、修と云は生むと同じき義ながら、其成竟る終迄には及はずて、事の狭き意も有るを成は成り始るより成竟る迄を意に含みて、事の甚廣くして止ざる由なり、寶劍出現章第六一書に、嘗大已貴命謂<sub>レ</sub>少彥名命曰、吾等所<sub>レ</sub>造之國、豈謂<sub>レ</sub>善成<sub>レ</sub>之乎、少彥名命對曰、或有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>成、或有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>成、是談也蓋有<sub>レ</sub>幽深之致焉、と有るを思ひ合せて曉るべし、(卷一に引ける、景行天皇

の大御言に、大倭國者、以<sub>レ</sub>行事<sub>レ</sub>負<sub>レ</sub>名國也、と宣る意をも此に取りて、成は名爲にて、其行事を云由を明らむべし、卷二にも名と云事を委しく云へり、如此く大抵似たる事ながら、少か異有りて、各味ひ有る事なれば、記傳の説とは等しからず、右の如く、天神の勅任を奉け給ひて、夫婦の御睦を成し給ひ、御子を生み成し給ひて、此修理固成の神業を循せる御事にて、言ま<sub>レ</sub>くも畏かれ共、今其大略を申せば、二神此に始て、夫婦と成給ひて、御子を生み坐せるに因て、親子と云ふ事出來れり、其御子神等數多坐る中には、尊きも卑しきも有りて、其貴御子は自然に君上と仰き齋られ給へれば、自餘の諸神は、其臣民の如く成りて、此に至りて君臣の差有りて、夫婦より父子を成し、又君臣を成せる者にて、其循し行<sub>レ</sub>道と云は、修理固一成是多陀用幣流之國と云ふ事にて、人性に依りて得て行<sub>レ</sub>業異なり、此を幸と云ひ、其勉めて成し遂ぐる、此を功とも、徳とも云ひて、古今萬國に貫通りて、天地の共常在に窮なき帝道、此に定れる者にて、辱しとも貴しとも靈しとも妙なりとも、云ひ知らぬ御事なりかし、(然れば、修は職業に云ひ、理は徳行に云ひ、固

は志操に云ひて、成は成業に云へる者なり、恐けれども、皇御孫尊の御上を以て申さむには、修とは天津日繼と申して、天下の御貢を聞看す御事なり、理とは天下の大御政を所知看す御事なり、固とは天神の御事依しの任に物爲給ひて、天下を平均く爲給ふ御事なり、成とは其天津日繼高御座の大御業を、天地の共窮なく傳へさせ給ふ御事にて、天下に在りと有らゆる人身に、一日片時も缺くべからざる神皇の大道是なり、故其宜<sub>レ</sub>汝往<sub>レ</sub>循<sub>レ</sub>之と所見たる天神の勅任はしも、此時には直に二神に宣り給へるにこそ有りけれ、二神等八百萬千萬神とも云ふべく、許多の諸神等を生み給ひ、諸神等の後裔には、天下蒼生なむ出來れりければ、此の天神の二神に勅任し給ふ御事はしも、諸神等にも天下蒼生にも、頂に蒙り奉りて受け行ふ所の神道是なり、然れば人の子と生れ出づる其始に、必ず先此天神の勅任をは奉る事にて、或は王公貴人と生れ、又は庶人と生れ出づる始より、身歿る迄の所業は、必ず定り有りて、人と成る者なり、然るは、伊弉諾伊弉冉二神の、此土に天降坐しに象りて、人に生と云ふ事あり、又瑞珠盟約章に、

伊弉諾尊、神功既畢、靈運當遷、是以構<sub>レ</sub>幽宮於淡路之洲、寂然長隱者矣、亦曰伊弉諾尊、功既至矣、徳亦大矣、於是登<sub>レ</sub>天報命、仍留<sub>レ</sub>宅於日之少宮、矣と有るは、此國土に幽宮を構へて、御靈を鎮め給ひ、天神の御許に上天に報命し給ひて、日之少宮に留宅り給へるなるが、又其に象りて、人に死ぬると云事あり、其生より死に至る中間にて、誰も誰も不<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>不知<sub>レ</sub>に行<sub>レ</sub>道ぞ、右に説ける道には有ける、(然るを世人動も爲れば、彼儒道佛道など云へる枝道の小徑に云る事の、耳近く目易きを羨みて、神道と云ふ名目を竊し乍も、其方狀に説き曲くる事はしも、神を誣ひ人を欺く業なり、我皇神の大道はしも、天皇の天下を統御し給ふ大道にして、古今萬國に互りて、人と生れたる者の限りは、須臾も得離つまじき道なる者を、如何に僻心得しつる事ぞ、甚々怪しき者なりよ) ○賜<sub>レ</sub>天瓊戈は、阿麻能努保古袁多麻比伎と訓むべし、古事記には、賜<sub>レ</sub>天沼矛而<sub>レ</sub>言依賜也とあり、舊事紀に、則賜<sub>レ</sub>天瓊戈而<sub>レ</sub>詔寄賜也と有るは、紀記を取合せて文を成せる者なる可けれども、僻事には非ず、其は彼四神出生章第六一書に、伊弉諾尊勅<sub>レ</sub>任三



子曰、天照太神者可<sub>レ</sub>以治<sub>二</sub>高天原<sub>一</sub>也云々、とある事實に等しき所なれば、勅任し授け給へる意味を以て説くべし、(言依と云は、其事を委ね依任すを云ふなり、此も其意を加へて見るべし、天瓊戈の事は、卷四天之瓊矛の條に云へり、神武天皇御紀に、昔伊弉諾尊、目<sub>二</sub>此國<sub>一</sub>曰<sub>二</sub>日本者<sub>一</sub>、浦安國、細戈千足國云々)と有る、細戈は麗矛にて、此天瓊矛を云なり)倍、天地の初發より此時に至る迄の事實はしも、皆隱身に坐す神の幽事の著見ゆる事なる故に、先は自然にして然有るが如きを、此は諦しく隱身の天神より、顯身の二神へ、初めて事を傳へ給ふより起りて、萬の事業を成し給ふ所なるが故に、賜と云ふ辭の出來りて、終には崇詞とは成れりける者なり、倍、其天瓊戈はしも、天神の御靈實にして、天地を預鑄造らせる皇産靈の御靈を取り託け給へる御靈物なるが、其瓊戈は玉矛なるを、其始めて授け依し賜へる故に、賜と云ふ語は出來初まれる者なり、(古事記御身滌段に、此時伊邪那岐命大歡喜、詔<sub>二</sub>吾者生<sub>三</sub>生子<sub>一</sub>而於<sub>二</sub>生終<sub>一</sub>得<sub>三</sub>三貴子<sub>一</sub>、即其御頸珠之玉緒、母由良邇取由良迦志而、賜<sub>二</sub>天照太神<sub>一</sub>而詔云、汝命者所<sub>二</sub>

知高天原<sub>一</sub>矣、事依而賜也と有るは、此の例にて、全く同じ趣意なるを思合すべし、但し此は記傳七に説かれたる事なるが、實に然る事なるが、其は此に有べき説なるに依りて、今茲に云なり)賜の多麻は、靈の義にて、靈の多麻は足眞の義なり、先其眞と云ふは傳一傳二に往々説けるが如く、天御中主尊の御、高皇産靈尊、神皇産靈尊などの皇と云へる言其にて、天中に滿ち塞かりたる奇異に靈妙しき神靈の字なるが、神靈の物に幸ひ給ふと爲ては、其幸ひ給ふ所に憑足はせるが故に、是を以て多麻とは申せり、珠玉を多麻と云ふも同義にて、土中に含藏たる其精眞なる物の凝り結ばり足り整ひて、形質を見はす物なるが故にて、神靈の多麻も珠玉の多麻も、其旨一なり) (若て珠玉を貳と云ふも、努と云ふも、其は妍しき形容を以て云ふ事、傳四天之沼矛の下に云へるが如く、神靈を迎微と申して、其神々しく奇しく妙なる由を以て、稱へ奉ると同じきなり)此時、天瓊戈を賜へるを始として、伊邪那岐命の天照太神に御頸珠を賜へりし事、古事記に所<sub>レ</sub>見て、右に引ける如く、又、天孫降臨章第一一書に、故天照太神、乃賜<sub>二</sub>天津彦々

火瓊々杵尊、八坂瓊曲玉、及八咫鏡、草薙劍三種寶物と有るなど、何れも瓊を御靈實として授け賜へるを以て、多麻布と云ふ耳ならず、上代には珠玉をしも上無き至寶とは爲つれば、人に幣爲るにも、唯珠玉を耳專とは爲る故に、珠玉ならぬ物を贈るにも、轉りては賜物とは云へりけむかし、(此を以て、靈の多麻と、瓊の多麻と、其義の相離れざる事を思ふべし、然れば珠玉を多麻と云ふを本にて、賜の言の起れりと耳思はむは庵きに似たり)倍、佗に物を贈るは、其志を共副て遣る事なるが故に、多麻布とは云ふ事なるが、多麻布は靈經の義にて、萬葉十五(三十六丁)に、多麻之比波、安之多由布徹爾、多麻布禮杼と有ると同じ意なる語なり、然れば、天瓊戈を天神の御靈形と爲て授け給ふと共に、其御靈の奮ひ幸行て、二神に預給ふ事の始なる故に、此瓊戈に依りて賜と云ふ語は起れる事、愈以て炳然者なりかし、(猶寶劍出現章第六一書に、百姓至<sub>レ</sub>今、威蒙<sub>二</sub>恩賴<sub>一</sub>と有る、恩賴と云ふも同義なる事、已に鎮<sub>二</sub>御魂齋<sub>一</sub>戸<sub>一</sub>祭詞講義に註せるか如し、垂仁天皇御紀に、神靈、景行天皇御紀にも神靈、又、皇靈之威と有るを

も、共に同訓なるを思ふ可くなむ、又萬葉に、阿我農斯能、美多麻多麻比氏と訓めるなどは、向なる人の靈を、吾身に受くる事にて、多麻布の靈經なる義に同じき者なり)○天上浮橋は、正書に、天浮橋之上と有るを、其浮橋は天中に在りし物なる事を示して、天上とは書かれたるなるべし、第三一書に、二神坐<sub>二</sub>于高天原<sub>一</sub>曰云々と有るを合せて曉る可きなり、然れども、四神出生章に、生<sub>二</sub>日神<sub>一</sub>云々、自當<sub>二</sub>早送<sub>三</sub>于天<sub>一</sub>而、授<sub>二</sub>以<sub>三</sub>天上之事<sub>一</sub>、是時天地相去未<sub>レ</sub>遠、故以<sub>二</sub>天柱<sub>一</sub>、舉<sub>二</sub>於天上<sub>一</sub>也、と指す處有る天上には非らず、唯虚空の事を、軽く上字は添へて書かれたるにこそ有りけむ、山蔭に、上字如何と難められたるは、然る事には有れども、其を虚字と見ても妨げ無るべくぞ所<sub>レ</sub>思たる、)○投<sub>レ</sub>戈を、舊く、戈袁佐斯淤呂斯底と訓みて、正書に指下而と有ると同義に爲るは然ることなり、次に引<sub>二</sub>舉<sub>一</sub>と有るを對へ見るべし、投字は、名義抄に、那具、又那宜須都とも訓みて、指下の意なる訓は非ざる事なれども、今は字を取らずて、訓を守るの外なし、然るは指下は靜に戈を指下して、寛々に物爲給ふ狀なるを、字の任に投



と訓めらむには、其意急に成りて、此に相應はさればなり、(萬葉十三に、投左乃遠離居而、又、公之佩具之投箭之所無、)又十九に、梓弓須惠布理於許之、投矢毛知、千尋射和多之など有りて、投ぐるとは箭などにこそは、似着はしくも有けれ、戈に投ぐるとは云ふべからざるに似たり、然れば指下と訓む事、何の妨げか有らむ)○求地は、久邇麻岐爲給比伎と訓むべし、地とは、上に有豊葦原千五百秋瑞穂之地と有る、其瑞穂國と成るべき地を云へり、求は、天孫降臨章に、竟國行去と見えたる竟と同じ事にて、其地方を求竟給へる由なり、次に畫滄海と有れば、四神出生章第六一書に、我所生之國、唯有朝霧而薰滿之哉と有る如く、天浮橋の上に立たして、其鬱鬱しき中に、戈を指下して探り求めさせ給ひけむ御有様、今も伺ひ見奉るが如し、(第二一書に、二神立于天霧之中、曰、吾欲得國、乃以天瓊矛、指垂而探之と有るを以曉る可し、竟とは、見えざる所を求めて、見る意なるを思ふ可きなり)○畫滄海而の畫而を、迦伎那志氏と訓む可し、第三一書に、以天瓊矛畫成磯取盧島と見え、古事記には畫鳴と有り

て、訓鳴云三那志と註されたれば、實に然るべき所なるなり、記傳四(十二丁)に、畫鳴は彼浮脂の如漂へる物を迦伎て、稍凝りたる物に成すなり、鳴は借字にして成の意なり」と有るは、然る言なり、(然れば、右の第三一書なる畫成は正字なり、然れども、畫を迦伎佐具理と訓めるは叢睦し、唯、迦伎那須にて宜し、猶、古事記の鳴を正字と見て云ふ傳説あり、次なる磯取盧島條見るべし)迦久とは、一字などを書く如く、左より右方へ巡らして、白などを挽く狀に物爲給へりけむ、此即ち天の左旋に對ひて、大地の右旋するに則を取らせ給へるにて、神隨なる御手の運びなる者なり、海水の、西より東に流れて、地の右旋に因循ひ、水中の渦の右に巡り、蔓草の右に巻くなど、此大地に在らゆる物の神性に順がはせ給へる者なり、書畫を書くに云ふも、痒きを搔くと云ふも、馬などに足搔と云ふも、皆、先の方より、我前に引き寄する事業なるを思ひ合せて、此時の御消息を想像り奉るべし、(萬葉九、詠水江浦島子歌に、海若神之女爾、邈爾伊許藝趁、相詭良比、言成之賀婆、加吉結、常世爾至、云々と有る加吉結は、

其女を浦島子の方へ引き寄せて、相契る事を云ふなり、六に、天皇賜酒節度使御歌に、天皇朕宇頭乃御手以、搔撫曾禰宜賜、打撫曾禰宜賜と詠ませ給へるは、搔と打と相對へさせ給へるに、意有る事なるが、冠辭考、可伎加蘇布條に、可伎は字知など云ふに同じく發語なり」と説れたるは、熟其義を盡されたる者なり、搔は右に云ふ如く、我手前へ引き着くる意にて、打は移にて、我より彼に及ぼす義にて、此は搔も打も、天皇の珍の御手以て、物爲させ給ふ御親しみの大御意を、顯はし韻かし給へる者なるを思ふべし)若て、其天瓊戈を以て、此滄海を畫成し給へりしは、夫婦婚合の起原にして、天地の氣の相結ばりて萬物の成り出來る元始なり、此の御有狀を記傳四(十一丁)に、譬へて云は、膏などを煮固むるに、始の間は水の如くなるを、比以て迦伎回らせば、漸々に凝り以て行くが如し」と有るは、甚能當れる譬なるに因りて思ふに、此滄海は、第四一書に、若三浮膏と云ふ物なり、天瓊戈は、形容こそは矛盾りけれ、其用を爲し、狀は、比と云ふ物に異ならず、男女の相交ける狀も、比を以て渡るが如し、

然れば、日本靈異記などに、婚合を久那加比と訓める、其語は此に起れるならむも知るべからず、(猶第六一書鶴鴿の傳に云べし、傳二天瓊戈の下に引ける、石見の女髓腦に、天之瓊矛は、交道の根なり」と見え、師説に、天瓊戈は天根玄牡の象物にて、大地の玄牝女陰なる所を、令畫成給はむ料なり」と云はれたるを考へ合す可し、然れども、予は平田翁の没後に門に入りたる耳にて、親しく師説を聞きたる事もなく、又其著述とても、未だ世に出でざれば、何に在りと云事をも知らず、男光胤に、鐵胤が物語り爲しを、又聞きに聞きたるを、今記し出たるなり、今此傳を書くに就きて、猶聞持てる事有りや聞かま欲かるが、彼は嘉永元年に歿りたれば、甚く其説に困じたるを、此十一月より御世號を安政と改めさせ給へる頃より、彼古史傳と云ふ書追次て世に出せる由なるを、暇なくして未だ得見ざるを、強ちに彼家に求めずして、唯予が光胤に得て甘なひ居る説耳を今少か記しつ)倍、此なる畫滄海を、釋秘訓に、私記曰、問、畫字訓讀、長短之説如何、答師説、阿遠字那婆羅、斯富許袁呂許袁呂邇、迦伎那志氏、是古



事記之說也、但、舊說、唯畫讀<sub>ニ</sub>迦伎那須<sub>ニ</sub>而昔承和之講、滋相公相定云、既有<sub>ニ</sub>鳴聲<sub>ニ</sub>、當標<sub>ニ</sub>其響<sub>ニ</sub>、故依<sub>ニ</sub>古事記之意<sub>ニ</sub>、如此長<sub>レ</sub>詞耳と有るが如く、中頃より古事記の意に依りて訓むべき説定まれるにや、今本に然訓み着けたるは、大抵此一書は、其と同じ傳なれば、然も有りぬべき事ながら、猶右に四説、唯畫讀<sub>ニ</sub>迦伎那須<sub>ニ</sub>と有る方なむ、遠からず聞ゆめる、借右の假字書に依りて思ふに、古事記の今本には、鹽許袁呂許袁呂邇畫鳴而とある上に、青海原の三字有りしなるべし、(古事記の文に就きて、予か説は傳四、凝成<sub>ニ</sub>一島<sub>ニ</sub>條に云へり、右の釋紀の假字は、皆片假字なるを、今は古事記の假字に改めて引けり、然るは、片假字はしも、似たる字畫多きが故に、寫し誤る事も有らむかとの心しらびに依れり)○引擧之、引擧給布時と訓み附くべし、此は上に、投字を正書に、指下と有る、其と共に、佐斯於呂須と訓める、其事の落着を云へるにて、第二一書に、拔<sub>レ</sub>矛とある、援字を、奴伎阿宜氏と訓めると同し所なり、天瓊戈を以て滄海を畫成し畢て、其戈を引援き擧げ給へる由なり、(古事記に、畫成而引上時云々と有ると、此とは

全く同し傳にて字様の少か異れる耳)○垂落之潮、結而爲<sub>レ</sub>島は、正書に滴瀝之潮、凝成<sub>ニ</sub>一島<sub>ニ</sub>と有るに同じきが、凝と結と字は替れる耳なり、舊事紀には凝結とあり、結字、志麻理と訓むべし、次に爲<sub>レ</sub>島と云序なり、續紀第一詔に、務結而と有るを、解に、第三詔に、彌務爾彌結爾、卅二詔に、勤結理奉侍と有るを、類史弘仁十四年十一月詔に、務米志麻理伊佐平志久奉仕流爾依豆、文德天皇實錄卅二元慶元年十一月詔に、務志萬利伊佐乎志久と有るに依りて訓まれたるは、然る意にて、志麻流とは、此にては土砂の聚り凝り固るを云て、島と云名義の起る所以なり、(結字、名義抄に數多有る訓の中に、都那具、都良奴など有る、其義を以て、許流とは讀むるべし、凝字をも、字鏡集に都豆久と有るをも思合す可し)○礮取盧島、上に出づ(傳四二六三) 借此時の御有狀を、可畏けれども想像り奉るに、言に斷たる奇異なる御事にてぞ有りけむを、人代と成りても、猶斯在る神異なる事往々に見ゆめり、天武天皇御紀に、十三年冬十月己卯朔壬辰、逮<sub>ニ</sub>于人定<sub>ニ</sub>、大地震云々、時伊豫湯泉沒而不<sub>レ</sub>出、土佐國田苑五十餘萬頃沒爲

海、古老曰、若<sub>レ</sub>是地動未<sub>レ</sub>曾<sub>レ</sub>有也、是夕有<sub>ニ</sub>鳴聲<sub>ニ</sub>、如<sub>レ</sub>鼓、聞<sub>ニ</sub>于東方<sub>ニ</sub>、有<sub>レ</sub>人曰、伊豆島西北二面、自然増益三百餘丈、更爲<sub>ニ</sub>一鳴<sub>ニ</sub>、則如<sub>ニ</sub>鼓音<sub>ニ</sub>者、神造是島<sub>ニ</sub>響也と有りて、土佐國の田苑を割きて、伊豆國の地方を増給ひ、猶一島をさへに造らせ給ひけるに、其響き鼓音の如しと有るを取りて思ふに、此時、彼天瓊戈を以て畫成し給へりし事を、古事記に訓<sub>レ</sub>鳴云<sub>ニ</sub>那志<sub>ニ</sub>と有るを、記傳の説に依りて借字なる可く思ひしかども、天瓊戈を以て畫成し給へりし、其音の響きて鳴動みけむ故を以て、成と書べき所を、態と鳴字を作れたりけむと、今思ひ定むる事に至れりさかし、(然れば、第三一書は、畫<sub>ニ</sub>成礮取盧島<sub>ニ</sub>と有るは、甚く事略たる文にて、畫成の成は、成し竟る意ならず、戈を以て滄海を畫給へりし音の鳴る事を云へり)淡路天皇御紀に、天平寶字八年十二月、西方有<sub>レ</sub>聲、似<sub>レ</sub>雷非<sub>レ</sub>雷、時當<sub>ニ</sub>大隅薩摩兩國之堺<sub>ニ</sub>、烟雲晦冥、奔電去來、七日之後天晴、於<sub>ニ</sub>鹿兒島信爾村<sub>ニ</sub>之海、沙石自聚化成<sub>ニ</sub>三島<sub>ニ</sub>、炎氣露見、有<sub>レ</sub>如<sub>ニ</sub>冶鑄<sub>ニ</sub>之爲<sub>ニ</sub>、形勢相連、望似<sub>ニ</sub>四阿之屋<sub>ニ</sub>と有り、何神の御所爲とも知られざれども、決めて神の沙石を聚めて造

り給へる者にて、此沙石自聚化成<sub>ニ</sub>三島<sub>ニ</sub>と有るを以て、私記に自凝之島也、猶如<sub>レ</sub>言<sub>ニ</sub>自凝<sub>ニ</sub>也と有るをも思ひ合すべし、稱徳天皇御紀に、天平神護二年六月、大隅國、神造<sub>ニ</sub>新島<sub>ニ</sub>、震動不<sub>レ</sub>止云々と有るを、光仁天皇御紀に、寶龜九年十二月甲申、云神護中、大隅國海中有<sub>ニ</sub>神造島<sub>ニ</sub>、其名曰<sub>ニ</sub>大穴持神<sub>ニ</sub>、至<sub>レ</sub>是爲<sub>レ</sub>社とあり、此餘にも、時々海中より島の涌出づる事多在り、(今按ふに、右の薩摩國なるは、枚聞神の御所爲なるにや、清和天皇實錄に、貞觀十六年秋七月二日戊子、大宰府言、薩摩國從四位上開聞神山頂、有<sub>レ</sub>火自燒、煙薰滿<sub>レ</sub>天、灰沙如雨、震動之聲聞<sub>ニ</sub>三百餘里<sub>ニ</sub>、近<sub>レ</sub>社百姓震恐失<sub>レ</sub>精云々、光孝天皇實錄に、仁和元年七月十二日夜晦冥、衆星不<sub>レ</sub>見、沙石如<sub>レ</sub>雨、檢<sub>ニ</sub>之故實<sub>ニ</sub>、類姓郡正四位下開聞神發<sub>レ</sub>怒之時、有<sub>ニ</sub>如此事<sub>ニ</sub>、國宰潔齋奉<sub>レ</sub>幡、雨砂乃止、八月十一日、震聲如<sub>レ</sub>雷、燒炎甚熾、雨砂滿<sub>レ</sub>地、晝而猶<sub>レ</sub>夜、十二日自<sub>レ</sub>辰至<sub>レ</sub>子、雷電砂降未<sub>レ</sub>止、砂石積<sub>レ</sub>地、或處一尺以上、或處五六寸以上、田野埋瘞人民騷動云々など、神異の事其の度々有りつるを思ふべし、又皇代略記に、後陽成院天皇、慶長十年十月十五日、南海八丈



島邊、一夜大山涌出、在<sub>レ</sub>今同とあり、又近き天明年間の事かとよ、其國司從三位中將源朝臣治豪卿、彼國なる櫻島に渡りて狩爲られけるが、當日は九月九日にて、彼神の祭日なりければ、鹿兒島より詣づる人も多く在りつるに、晴天忽に搔曇りて、頻に霹靂爲るに打れて、人も多く損ねける間の事なりしが、其日櫻島に隣りて、一小島涌出たりと、彼國人云へり、彼二神ならぬ神と申せども、如此く海中に島を造出し給ふ事の、容易かる者を、況して天神より天瓊戈を授り坐し、二神の御上にて、礮馭盧島を畫成し得給ふ計りの事は、何程の御煩ひかは有らむ、右の如く自然に島の成出づると云ふも、天神の預御在して鎔造らせ給ふが故なり、故其状をも知せま欲しくて、右の歴世の神異をも擧ぐるに<sub>レ</sub>なむ<sub>レ</sub>○化<sub>二</sub>作八尋之殿<sub>一</sub>と有るは、天瓊矛を心御柱と立て給へれば、謂ゆる金殿玉樓と云狀にて、實に玉の臺にて有りけむ事灼然し、倭姫命世記に玉柱屋姫命と云神名の出たるを以、上古の状を思ふべし、材木を以て構ふる事は、素戔嗚尊より始められり、倍此の之字訓むべからず、古事記には、見<sub>二</sub>立天之御柱<sub>一</sub>、見<sub>二</sub>立八尋殿<sub>一</sub>と有

りて、柱を先に、殿を後に云へる甚可しきを、此に殿の次に柱を擧げられたるは、傳の混ひつる者なるべし、大殿祭詞に、皇御孫之命乃御殿乎、今奥山乃、大峽小峽爾立留木乎、齋部能齋斧乎以伐採氏、本末乎波山神爾祭氏、中間乎持出來氏、齋鉏乎以齋柱立氏、皇御孫之命乃、天之御翳日之御翳止造奉仕禮留瑞之御殿、云々と有るを以知るべし、先に、皇御孫之命乃御殿乎と有るは、其御殿造の事を云む料に置けるにて虚詞なり、後に瑞之御殿と或るは、其齋柱を立て云々の事を爲て、奉仕り畢たる所にて實字なり、此にて柱と殿とを云ふべき次序を見るべし、八尋殿は、記傳四(十八丁)に、夜比呂杵能と訓むべし、之を添て訓むは惡かるべし、此名下(木花之佐久夜毘賣命條)に、作<sub>二</sub>無<sub>レ</sub>戸八尋殿<sub>一</sub>云々、神代紀にも於<sub>二</sub>秀起浪穗之上<sub>一</sub>起<sub>二</sub>八尋殿<sub>一</sub>而云々など有り、又履仲天皇御紀、山城風土記などに、八尋屋と云ひ、倭姫命世記には、八尋機屋と云ふ事もあり、八尋は殿の廣さの度を云へるにて、彌の約りたる言なり、尋は兩手を伸べたる長さを云ふ、今人も然して一尋と定むるなり、其は手を廣げて度る故に、一廣げ二

廣げの意なるべし、(八は、必しも七八と數ふる八には非ず、凡て、八重、八雲、又八十、八百、八千、其外八某と云ふ事、古の常なり、皆同じ事にて、唯重なり多きを云へり、尋は、漢國にても、舒<sub>レ</sub>肘知<sub>レ</sub>尋などあれば、上代には然有りけむを、八尺と定めしは稍後の事ならむ、御國には、今も猶八尺を云ず、況て神代は想像るべし、且八尋矛と云も有るを以て、八八六丈四尺に非ぬを悟るべし)和名抄に、殿、和名止乃とあり、倍、先此殿を見立給ふは、男女共に住みて御合爲給はむ料なり、抑其殿立賜ふ事迄は、云はでも有りぬ可きを、古、妻問爲るには、先其屋を建てし事と見えて、須佐之男命の須賀の宮造も、都麻基微爾夜弊賀岐都久流と詠し、を見れば、専ら妻を隱居む爲なる事知られ、又萬葉三卷、勝鹿真間娘子墓を見て、赤人歌に、古昔有家武人之、倭文幡乃帶解替而廬屋立妻問爲家武、云々、是も、古賤者も廬屋を立て、妻問すと云ふ言習はしの有る故に、如此續けて詠まれしと見ゆ、斯れば、此の八尋殿も、徒に云へるには非らず、由有る事ぞ、書紀にも、同宮共住而生<sub>レ</sub>兒とも有るをや、(以上採要)と見えたり

るは、實に然る事なり、但し、古、妻問爲るに、必ず先其屋を建る習俗なりし事は然る物にて、天神の天瓊戈を二神に授給ひしは、御妹妹の御語らひ御在し坐む事は、豫て捉て給へりし所なるが、其御矛を衝立て、國中の柱と爲て、天柱と擬作給へる迄の較略はしも、同じく天神の御定に依らせ給へるなれば、其柱を根基と爲て、八尋殿を建て給へる、將た天神の御心なる事申すも更なり、然れば、天神の御定は、先夫婦と成るべき事を定め、倍、共に住むべき屋を構り、宮を共に爲て、夫婦の御契を結ばせ給ひ、二柱相共ひ坐して、萬の物をも事をも成して、天神の道に因循はせ給ふべき、天津神隨の御定格なる者なり、續紀第七詔に、於<sub>二</sub>天下政<sub>一</sub>置而、獨知倍伎物不<sub>レ</sub>有、必母斯理幣能政有倍之、此者事立爾不<sub>レ</sub>有、天爾日月在如、地爾山川有如、並坐而可<sub>レ</sub>有云云、とある古語を以て曉るべし、(此者事立爾不<sub>レ</sub>有より下は、其時の詔詞にて、其上方は古より定れる語と聞ゆ、其は儀式立皇后儀に、食國天下政波、獨知倍伎物爾波不有、必母斯理倍乃政有倍之、自古行來留事、皇后定天之國中乃政波成物止奈毛、常毛所



聞看行須と有りて、此も同文なるが、自古行來留云云と有をも、思合せて曉る可なり、天下所知食す掛まくも畏き御上より始めて、天下に在りと有らゆる人、必ず先夫婦の契を結び、偕妹妹の中間善はしく、國をも家をも保つ可き神隨なる道なり、然れば、記傳に引かれたる、須佐之男命の御事も、此には寶劍出現章に、素戔鳴尊、行<sub>ニ</sub>竟將婚之處、遂到<sub>ニ</sub>出雲之清地<sub>一</sub>焉、乃言曰、吾心清々之、於<sub>ニ</sub>彼處<sub>一</sub>建<sub>ニ</sub>宮<sub>一</sub>、乃相與<sub>ニ</sub>遵合<sub>一</sub>而、生<sub>ニ</sub>兒大已貴神<sub>一</sub>、因勅之曰、吾兒宮首者、即脚摩乳手<sub>一</sub>、故賜<sub>ニ</sub>號<sub>一</sub>於<sub>ニ</sub>二神<sub>一</sub>、曰<sub>ニ</sub>稻田宮主神<sub>一</sub>、と有る、其竟<sub>ニ</sub>將婚之處<sub>一</sub>とも、相與<sub>ニ</sub>遵合<sub>一</sub>とも有るを以見れば、御妻間の爲に、廬屋を建て給へるが如くなれども、脚摩乳、手摩乳二神を任して、吾兒宮首と令<sub>ニ</sub>仕奉<sub>一</sub>給へる、其司を置き給へる事と通えたり、然れば、此清宮に坐して御婚合の事を成し給ひ、夫婦二柱、相共に同宮に住みて、天下を治し、事灼然なむ、(彼此思及ぼして、此の八尋殿の御事も伺ひ奉るべし、古事記には、右の御事を、其速須佐之男命、宮可<sub>ニ</sub>造作<sub>一</sub>之地、求<sub>ニ</sub>出雲國<sub>一</sub>、爾到<sub>ニ</sub>坐須賀地<sub>一</sub>而、詔<sub>ニ</sub>云吾來<sub>一</sub>此地、我御心須賀々々斯<sub>一</sub>而、其地作

宮坐、云々、於是喚<sub>ニ</sub>其足名稚神<sub>一</sub>、告<sub>ニ</sub>言汝者任<sub>一</sub>我宮之首と有りて、唯御妻間の間の事耳ならず、其宮に住ませ給ひし趣なり、偕又古事記に、大穴牟遲神、負<sub>ニ</sub>其妻須世理毘賣<sub>一</sub>、即取<sub>ニ</sub>持其大神之生大刀<sub>一</sub>、與<sub>ニ</sub>生弓矢<sub>一</sub>、及其天沼琴<sub>一</sub>而、逃<sub>ニ</sub>出之時<sub>一</sub>、其所<sub>ニ</sub>寢大神<sub>一</sub>、追<sub>ニ</sub>至黃泉比良坂<sub>一</sub>、遙望呼<sub>ニ</sub>謂大穴牟遲神<sub>一</sub>曰、其汝所<sub>ニ</sub>持之生大刀<sub>一</sub>、生弓矢以<sub>ニ</sub>而<sub>一</sub>、意禮爲<sub>ニ</sub>大國主神<sub>一</sub>、亦爲<sub>ニ</sub>宇都志國玉神<sub>一</sub>而、其我之女須世理毘賣爲<sub>ニ</sub>嫡妻<sub>一</sub>而、於<sub>ニ</sub>宇迦能山之山本<sub>一</sub>、於<sub>ニ</sub>底津石根<sub>一</sub>、宮柱布刀斯理、於<sub>ニ</sub>高天原<sub>一</sub>氷椽多迦斯理而、居是奴也、と見えたる、此時の狀と又相似たる事あり、此に大神と有るは、須佐之男大神に坐せり、其生大刀、生弓矢、天沼琴を賜へるは、天神の天瓊戈を賜へるに當り、爲<sub>ニ</sub>大國主神<sub>一</sub>、亦爲<sub>ニ</sub>宇都志國玉神<sub>一</sub>とは、御職名にて、此の宜<sub>ニ</sub>汝往而循<sub>一</sub>之とあり、又古事記の御依しに、修<sub>ニ</sub>理<sub>一</sub>固<sub>ニ</sub>成是多陀用幣流之國<sub>一</sub>と有るに同じく、須世理毘賣爲<sub>ニ</sub>嫡妻<sub>一</sub>は、此の二神の夫婦と爲給ふと一事なり、於<sub>ニ</sub>宇迦能山之山本<sub>一</sub>、於<sub>ニ</sub>底津石根<sub>一</sub>、宮柱布刀斯理は、此の八尋殿の御事に當れるが、其嫡妻と共に往坐む料なる物から、此宮に坐して、大國主神と申

し、宇都志國玉神と申す御行事を循め給へるを例して、八尋殿も、唯御妻問ひの設耳には非ざる事を明らかむべし、(凡て神代の事迹はしも、其所一に泥める時は、其深き意は得しも跋り難なるを、如此く相通はして思ひ合はせらむには、此より彼を知り、彼より此を得る事有りて、僅に神代紀二卷、古事記神代段一卷許なれども、天地の間の道理を盡して、佗より言の加ふべき所少かもなき者なり、思へば思ふ隨に奇しく妙になむ)○化作は、化堅と共に、古事記に見立とあると同じく訓み來れるは、然る事なり、記傳四(十八丁)に、見立は、見は見送るなど云ふ見にて、俗言にも、兒を見育つ、先途を見届くなど云ふ、是等の見は、唯に眼して視るのみを云ふには非ず、其事を身に受けて、己が任と爲て知り行ふを云へり、然れば、此も此御柱を立、殿を造る事に、御親與かり所知看す義なり、即ち所知看などの看も、此見と同じと有るが如し、偕見立は、訓を主と爲るを、此の化作化堅、共に義を以て記されたる者なり、紀中に、化生、化爲など、書ける所も有り、其は彼物を變へて、此物に化す由なるが、此の化<sub>ニ</sub>堅天

柱<sub>一</sub>は、天瓊戈を突き立て、天柱と化堅給へるに依りて、其義當れるを、此八尋殿は何物を變へてか、殿作とは化給ひけむ、其の物質は知られぬを以て熟思ふに、下に例を擧ぐる如く、神の靈威に依りて、木石を用ひずして、木石を以て造れる如き、八尋殿は化作給へるに因りて、此にも化作字は被<sub>ニ</sub>用<sub>一</sub>たる者なり、(化字は、名義抄に、能須とも、阿良多武とも、加波留とも訓める、能須は成、又如なり、又改とも替とも云意有るを以て、此の化作の義をも思ふべし)其は大殿祭祠講義に、已に説けりし如く、二神の、當昔已に衣食住の事備はれりと雖も、甚々妙に奇異しき所由有りて、神道に足ひ整はりて有りしなり、其は此に化<sub>ニ</sub>作<sub>一</sub>八尋殿、化<sub>ニ</sub>堅天柱<sub>一</sub>と有るは、御住處の調へるなり、此時、國土には、唯磯取廬島のみ有りて、其も今漸く泥沙の凝り成れる計にて、山野草木の非ざりける程なるに、神威に依りて、御殿作の事は成就ひ、又、御食物の事は、四神出生章第六一書に、飢時生<sub>ニ</sub>兒號<sub>一</sub>倉稻魂命<sub>一</sub>と見え、次に伊弉冉尊、吾已<sub>ニ</sub>喰<sub>一</sub>泉之竈<sub>一</sub>矣と有れば、保食神云々の事より以前に、已に其喰ふべき物有りて、聞看し、



趣なり、御衣服の事は、同章被處條に、御帶御衣御禪の事有れども、其よりは、既に二神暇取盧島に天降坐して、初て顯身と現坐し、其時已に裝束し給へる趣なり、何を以知ぞと云ふに、此に陽神問陰神曰、汝身有何成耶、對曰吾身具成而、有稱陰元者一處在とある、此文を味ふべし、二神共に御裝束の御事なくして、裸體にて御在し坐せらむには、唯見行したる任にても、其御身の形狀は灼然き事にて、御問答には及ばせ給はざる事なるを、如此御問答の有りしは、其御裝束共の有りて、其御陰處迄は露は見えざりし故なり、然れば、後に人事を勞して、衣食住を經營むが如きには非ずて、其三物共に成り足へりし事知られたり、況て天神の天地を預鑿造らせる御靈威を戴き持たせる者を、如何なる事かは出來成らざらむ、(古語拾遺、天石窟段に、令手置帆負、彥狹智二神、以天御量、伐大峽小峽之材、而造中瑞殿とある、此時より、始めて現世の如く、屋作の事は始れるなり、此等の委しき所由は、大殿祭詞講義に、已に註し、又傳には此下なる、第六一書の下に、朝倉宮天皇の大御歌を引て證し、猶四神出

生章第十一書、保食神條、又寶鏡開始章に就て註せるを見る可きなり) 借保食神の御身より、衣食住の設の物成り出來たる後と雖も、神等の御上にては、土木の工を埃たずして宮室を構造り給ふ事、甚容易き事と通えて、天孫降臨章第六一書に、又問曰、其於秀起浪穗之上、起八尋殿而、手玉玲瓏織紅之少女者、是誰之子女耶、云々と有るなどは、神代の事なれば常なるを、人代と成りても斯る事跡なむ往々に見ゆる、其は淳和天皇御紀に、天長九年五月庚戌、令三宮、八九舉、於內裏伊豆國神爲崇、奏伊豆國言上三島神、伊古奈比咩神二前、預三名神、此神塞深谷、摧高巖、平造之地二十町許、作神宮二院池三處、神異之事不可勝計と有りて、木工を用ひずして、神宮の成れる是一例なり、(今思ふに、古の神宮二院は、伊豆國賀茂郡、伊豆三島神社、名神大月次新嘗、伊古奈比咩命神社、名神大と式に見えたる二社なる可きか、此より後こそ、顯明の神社には御在し坐けれ、其始は神の造り成給へる神異に依れる者にて、是其二社の起なるべし、池三處は、或者箱根の湖水なる可しと云るは、然も有るべし) 又、

仁明天皇御紀に、承和七年九月癸酉朔癸未、伊豆國言、賀茂郡有造作島、大名上津島、此島坐阿波神、是三島大社本后也、又坐物忌奈乃命即前社御子神也、新三作宮四院、石室二間、屋二間、開室十三臺、上津島本體草木繁茂、東南北方巖峻嶮嶮、人船不到、纔西面有泊宿之濱、今成燒崩、與海共成陸地、并沙濱二千許町、其島東北角有新造神院、其中有壘、高五百許丈、基周八百許丈、其形如伏鉢、東方片岸有階四重、青黃赤白黑沙次第敷之、其上有閣室、高四許丈、次南海邊有一石室、各長十許丈、廣四許丈、高三許丈、其裏五色稜石、屏風立之、巖伐波、山川飛雲、其形微妙難名、其前懸朱纈軟障、即有美麗濱、以五色沙成修、次南傍有一磯、如立屏風、其色三分之二、悉金色矣眩曜之狀、不可取記、亦東南角有新造院、周垣二重、以堊築固、各高二許丈、廣一許丈、南面有二門、其中央有一壘、周六百許丈、高五百許丈、其南片岸、有十二間室八臺、南面四基、西面四基、周各廿許丈、高十二許丈、其上階東有一屋一基、盜玉瓦形、葺造之、長十許丈、廣四許丈、高六許丈、其壁以白石立、周

則南面有一戶、其西方有一屋、以黑瓦葺作之、其壁塗赤土、東面有一戶、院裏礫砂、皆悉金色、又西北角有新造院、周垣未究作、其中有二壘、基周各八百許丈、高六百許丈、其體如瓮伏、南片岸有階二重、以白沙敷之、其頂平麗也、從北角至未申角、長十二許里、廣五許里、皆悉成沙濱、從戌亥角、至子丑寅角、長八許里、廣五許里、同成沙濱、此二院元是大海、又山岑有一院一門、其頂有如人坐形、石高十許丈、右手把劍左手持杵、其後有侏者、跪瞻貴主、其邊嵯峨不可通達、自餘雜物燎燄未止、不能具注、去承和五年七月五日夜出火、上津島左右海中、燒炎如野火、十二童子相接、取炬下海附火、諸童子履潮如地、入地如水、震上上大石、以火燒摧、炎燭達天、其形朦朧、所々欲飛、其間經旬、雨灰滿部、仍召集諸祝刀禰等、卜求其崇云、阿波神者、三島大社本後、五子相生、而後后授賜冠位、我本后未預其色、因茲我殊示怪異、將預冠位、若禰宜祝等、不申此崇者、出倉火將亡禰宜等、國郡司不勞者、將亡國郡司、若成我所欲者、天下國郡平安、令



産業豐登、今年七月十二日、眇望<sup>ミ</sup>彼雲島、烟覆<sup>ミ</sup>四面、都不<sup>レ</sup>見<sup>レ</sup>狀、漸比<sup>ミ</sup>戻近、雲霧霽朗、神作院岳等之類、露見<sup>ミ</sup>其貌、斯乃神明之所感也、と所<sup>レ</sup>見たる、此は去天長年間に、後後の神威を示はし給ひて、神階に預り給へりしを、本后には、其事無りし故に、如此く奇異なる事共を成給へるにて、唯冠位を請ひ給ふ料の神異すら斯在し者を、況て國生大神の、國生の初に物爲給ふ事なりければ、如何に奇異しく神神しき御事なりけむ、思ふ處は素より及ばざる事なれども、切ては想像奉る手着にとてなむ、此文の趣を情思ふに、承和五年七月五日夜より、七年七月十二日の頃迄、凡二年許の間、烟雲立隱り鬱々しかりつるを、戻近に比びて雲晴て、其神作の院岳等の類、始て露はれ見えたる趣を以て奏せりし者なり、此に因て、十月丙辰、奉<sup>レ</sup>授<sup>ミ</sup>無位阿波神、物忌奈乃命、並從五位下、以<sup>ミ</sup>伊豆國造島靈驗<sup>一</sup>也とあり、伊豆國言せりしは、九月十一日なるが、神位を授奉りし丙辰は、十月十四日なり、清和天皇實錄に、十二月九日丙辰、勅<sup>ミ</sup>甲斐國八代郡、立<sup>ミ</sup>淺間明神祠、列<sup>ミ</sup>於官社、即置<sup>ミ</sup>祝禰宜、隨<sup>レ</sup>時致<sup>レ</sup>祭、先是、彼國司言、

往年八代郡、暴風大雨、雷電地震、雲霧杳冥難<sup>レ</sup>辨、山野、駿河國大山西峯、忽有<sup>レ</sup>熾火、燒<sup>ミ</sup>碎巖谷、今年八代郡擬大領無位伴直真託宣云、我淺間明神、欲<sup>レ</sup>得<sup>ミ</sup>此國齋祭、頃年爲<sup>ミ</sup>國災、成<sup>ミ</sup>凶咎、爲<sup>ミ</sup>百姓病死、然未<sup>レ</sup>曾覺悟、仍成<sup>ミ</sup>此怪、須<sup>レ</sup>早定<sup>ミ</sup>神社、兼任<sup>ミ</sup>禰宜祝<sup>一</sup>潔奉<sup>ミ</sup>祭、眞貞之身、或伸可<sup>ミ</sup>八尺、或屈可<sup>ミ</sup>二尺、變<sup>レ</sup>體長短、吐<sup>ミ</sup>件等詞、求<sup>ミ</sup>之卜筮、所<sup>レ</sup>告同<sup>ミ</sup>託宣、於是依<sup>ミ</sup>明神願、以<sup>ミ</sup>眞貞爲<sup>レ</sup>祝、同郡人伴秋吉爲<sup>ミ</sup>禰宜、郡家以南作<sup>ミ</sup>建神宮、且令<sup>ミ</sup>鎮謝、雖<sup>レ</sup>然異火之變、于<sup>レ</sup>今未<sup>レ</sup>止、遣<sup>ミ</sup>使者<sup>一</sup>檢察、埋<sup>ミ</sup>刻海<sup>一</sup>千許町、仰而見<sup>レ</sup>之、正中最頂、傍<sup>ミ</sup>造社宮、恆有<sup>ミ</sup>四隅、以<sup>ミ</sup>丹青石、立<sup>ミ</sup>其四面、石高一丈八尺許、廣三尺、厚一尺餘、立石之間相去一尺、中有<sup>ミ</sup>一重高閣、以<sup>レ</sup>石構營、彩色美麗不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>勝言、望<sup>ミ</sup>請齋祭兼預<sup>ミ</sup>官社、從<sup>レ</sup>之と有る神異も、右の天長承和の例なるが、傍<sup>ミ</sup>造社宮とあるを、式に、甲斐國八代郡淺間神社(名神大)の起なりける、然れば、神の祭を乞給ふが爲に、國災を爲し、凶咎を爲し、又百姓病死を爲し給ふが如きは、甚々正しき御心には有るべからぬ事の如くなれども、其は其慎しみ祭るべきを祭らざる故に、

如此く爲て覺悟らしめ給へる者なり、因に云ふ、二百年計以前より、西洋の貢船と交易の事始れる以來、彼が無用の玩物と、我が有用の金銀銅とを許多に換へて、公には益ある趣に聞ゆれども、皇國の全體に取ては、其損幾許とも測り盡し難き程の事なり、然るに嘉永六年六月三日、荒東の夷船相模國浦賀津に來て、強ちに交易を乞けるに、武備も整はざりし由にて、其時凌ぎの御會釋にて、言善く云ひ宥め給ひければ、明年三月には、必ず軍艦數艘を率て來らむ、若交易の願を許し給はざらば、戦ふべき由云ひ捨てて還りつるに、今年正月五日、夷船纜を並べて來りけるに、彼が勢に折られて、終に伊豆國下田湊にて、地を借し給はり、又交易の事なども内々許さる、聞え有るに合せて、荒北の狄も去年の冬より今年の春係て、長崎に滯船し、神代より以來、皇國の地なりし蝦夷島の界を分たむなど、無理き事を申し、又交易を乞ひたりしかば、此も其時通れの取留ざる返事を云遣はされしが故に、今年九月に其船難波に來りて、掛まくも恐き皇京下に至る迄も、驚かし騒がせ奉れる、其罪を攻め給ふべき筈なるを、又伊豆國に

廻るべく申し渡せりし故に、彼が望みの如くなる故に、即下田湊に船居せる時こそ有けれ、十一月四日の己時許、東は伊豆國箱根を限として、西は紀伊阿波に至る迄、南に向へる國々は、神代より以來有まじと思ふ計の地震にて、山裂け國も覆る如き狀なる耳ならず、津浪と云る高浪、丘を浸して、譬しへ無き大禍事なるに、彼東夷の汚せりし下田湊は、人家悉く流れ亡せ、其地に在りし北狄の船も、少かは損ねたりしかども、未だ碎るには至らざりけるを、其廿八日駿河國に廻しけるに、陸地には然も思えざりし程の風にて有しかども、彼が渡る海路は大荒に荒れて、終に沈入しとなむ、抑外國の交易と云は、彼が欲する物は、銅なり、其銅も國用に採せ給は、こそ有らめ、地下根底の柱と有る其金を、奸吏の私欲より、外夷の手に渡す事を如何なる神か怒り坐ざらむ、今度は斯る地震なりしかども、何國にも造島の神異も聞えず、造宮の珍事有りしとも絶て沙汰なきは、全く國津御神の心進とや云はせし、安政元年の十二月廿日、予も宗像詣の返るさ、三河と遠江との堺なる所にて、彼大地震に遇て、屈り居たりし程、



此は是故なんめりと思ひ寄れりし事を思ひ出て、然しも此に用なき事ながら、後の鑿とも爲はやとてなむ。然計り止事なき列の神ならぬ神にすら、右の如き神異の事共有りて、甚容易く神宮を造作給へる者を、況て國の八十國、島の八十島を生給ひ、又八百萬神等を生給ひて、其御祖と坐々す大御神等に渡らせ給ふが上に、天神の御靈と爲て、事依し授け賜へりし天瓊戈を指し立て、國中の天柱と化堅て、作成し給へる八尋殿にし有りければ、如何に甚しく麗美しく化作給へりけむ、靈しとも奇しとも、云ひ知らず甚可畏くは有れども、後の例共を擧げて、千里の一重も徴し奉らばやとてなむ、(然れば、此二神の國土萬物を生成し給へる計の神威を以ては、此八尋殿を化作給ふなどは、何程の事にも非ざれども、世のうひ／＼しき輩など、先此に疑を起して、左右に云ふめるこそ、甚嗚呼なりけれ、此を疑は、神代の事迹、悉くに信じ難くや成りなむ、痴々しき曲心を清く去りて伺ふべし)○天柱、正書に以礮取盧島、爲三國中之柱、此云美篋旨遲と有りて、傳四(二七六)に註せるを猶云は、塔などに、真柱と

云ふ物を、其真中に立て、屋を四方に造り出すが如く、八尋殿は、化作給へるにて、上古の殿造の制はしも、右の如く有りし故に、神宮の古書には、心御柱と云へり、記傳四(二十四丁)に、二柱神の往廻り坐し柱は、女男隱寝る身屋の中央の柱にぞ有りけむ、其故は後世迄神の御殿造り奉るに、其中央に心御柱と云を建て、殊に齋崇くは、中心の意にて、中央に立つる故の名ならむ、今人の屋にも、中央の柱を大黒柱と云ひて、重く爲めるは、漢籍なる大極と云事より出たるにて、名こそ信られね、是も神代より夫婦の語相の始に、廻る柱なりし故に、重く崇まへける、上古よりの傳の遺れるなるべし、(以上取意)と云れたる、此にて心御柱の心は、中心の義なる事灼然し、然るを新儀式に、伊勢太神遷宮云々、正殿心柱、須令當中央立、而近代依有憚忌、多避本穴立之云々と有り、又百練抄、治承二年十二月の下に、最勝光院御塔内被立心柱と有り、此は和名抄佛塔具に、捺、四聲字苑云(心乃波之良)佛塔中心柱也と云へる物にて、尋常の宮殿の製様とは異なれども、其の中央なる所に建つるを以て、心柱と云へる義に

於て、異ならざるを知るべし、偕此心を那加基と訓むべきは、同抄木具に、周易說卦之其於木也、爲三堅多心(師說多心、讀三奈賀古可達)とある是也、委しくは、傳廿七見るべし、此にて心御柱の心は、中心の義なる事愈々灼然し、源氏空蟬卷に、母屋の中柱と云事の見えたるは、其頃にも然る屋作は有りし者なり、然るを身屋の中央に然る柱の有りては、便利惡かる故に、後には必ず其中心には當らずとも、凡其屋の中心邊に、殊更に高く、棟迄築立つるを、右の如く大黒柱と云ふ事には成りにたれども、神宮の心御柱と、其意味同じきを、何時の頃よりか、神宮にても、中央に心御柱を高く、棟木に至る迄貫通して被立る事は停て、古の心御柱を擬て、形計りに被立る事と成りにたり、然れども正殿の中央に齋柱と齋ひ鎮めて、御正體と共に齋き崇まへらる、事、今猶古の如くなれば、異義を申すべきに非れども、此には其沿革を云ふなり、(此耳ならず、皇御孫尊の御殿の制も、古と異なるが故に、大殿祭詞には、齋鉏乎以齋柱立氏と有れども、心御柱を立られざる故に、大殿祭式には、中臣忌部御巫等以次入御殿、

忌部取玉懸殿四角、御巫等散米酒切木綿、殿内四角と有るが如く、四角の柱を祭られ、又大嘗宮の如きは、殊に神代の儀を以て建らる、事なるが、儀式に、始作内院雜殿、造酒童女執齋鉏、掘稻實殿四角柱穴云々、又大嘗宮者、二國童女、各執着木綿、賢木、挿神殿四角并門處、訖執齋鉏、始掘殿四角柱塔、など有りて、心御柱の事無きは、已に當時より、朝廷にては止たりしなり、其に就ても、形計ながら、神宮に傳はれるなむ甚尊く有りける)然れば、皇御孫尊の瑞殿の事を、下津磐根爾宮柱太敷立、高天原爾千木高知氏云々と云へるを、大殿祭詞には、猶委しく、奥山乃大峽小峽爾立留木乎、齋部能齋斧乎以伐採氏、本末乎波山神爾祭氏、中間乎持出來氏、齋鉏乎以齋柱立氏と有か如く、心御柱を大殿の中央に立て、令造給ひけむ事著明きを、千木は虚空に高く抜け出で、先目の着く物なるに、其に對へて宮柱と云へる柱は、唯建て列ねたる柱には非ずて、心の御柱の太く高きを、的當と爲る古語と通えたり、源語(明石卷)に、宮柱巡り逢ひける云々と有るは、蛭子を詠める歌の答に、此の天之御柱の事